

国指定史跡大野原古墳群等 保存活用計画書

令和4(2022)年3月

観音寺市教育委員会

例 言

- 1 本書は香川県観音寺市大野原町大野原に所在する国指定史跡大野原古墳群（椀貸塚古墳、平塚古墳、角塚古墳及び岩倉塚古墳）の保存活用計画書である。
- 2 国指定史跡大野原古墳群等保存活用計画策定事業は、観音寺市教育委員会が主体となり、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度まで実施した。なお、事業に係る経費の一部に文化庁及び香川県から補助を受けた。
- 3 この計画の策定に関わる事務は観音寺市教育委員会事務局教育部文化振興課が担当した。
- 4 本書の執筆・編集は、「観音寺市史跡等保存活用計画策定委員会」における審議・検討結果を踏まえ、観音寺市教育委員会事務局教育部文化振興課が株式会社四航コンサルタントの業務委託による支援（令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度）を受けて行った。

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	2
第3節 史跡の位置と計画策定の範囲	2
第4節 委員会の設置及び経緯	2
第5節 他の計画との関係	9
1 保存活用計画の位置付け	9
2 上位計画・関連計画	9
第6節 計画の実施	10

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 概況	12
第2節 自然環境	13
1 地形・地質	13
2 気候	14
3 植生	14
4 災害	15
第3節 歴史環境	
1 観音寺市の歴史的概況	16
2 観音寺市の文化財（指定・登録）	24
第4節 社会環境	29
1 人口	29
2 産業	29
3 社会教育施設	30
4 観光	33
5 都市計画区域	34

第3章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯と調査結果	35
1 指定に至る経緯	35
2 平成27年10月7日の史跡指定	36
3 史跡を管理すべき団体の告示	38
4 追加指定に至る経緯	39
5 令和2年3月10日の追加指定	39
6 県指定史跡の一部指定解除及び名称変更	43
7 指定に至る調査経過	44

8	史跡大野原古墳群の概要と歴史的意義	52
9	指定地の状況	68
第4章	史跡の価値	
第1節	史跡大野原古墳群の価値（本質的価値）	72
第2節	歴史的・地域的に付加された価値	72
第3節	構成要素の特定	72
1	構成要素の考え方	72
2	構成要素の特定	73
第5章	史跡の現状・課題	
第1節	保存管理の現状と課題	116
1	保存管理の現状	116
2	保存管理の課題	147
第2節	活用の現状と課題	151
1	活用の現状	151
2	活用の課題	156
第3節	整備の現状と課題	157
1	整備の現状	157
2	整備の課題	165
第4節	運営・体制の整備の現状と課題	167
1	運営・体制の現状	167
2	運営・体制の課題	168
第6章	史跡の保存・活用の理念と基本方針	
第1節	史跡の保存・活用の理念	169
第7章	史跡の保存管理	
第1節	保存管理の方向性	170
第2節	保存管理の方法	170
1	保存管理区分	171
2	指定地内（A地区）における管理方針	173
3	現状変更の取扱基準	179
4	指定地内における現状変更の取扱方針	179
5	保存のための管理	188
6	史跡の価値を深め、より確実な本質的価値の保全と活用の充実を図るための調査	191
7	防災・防犯対策	191
8	追加指定計画	191
第8章	史跡の活用	
第1節	活用の方向性	192

第2節 活用の方法	192
1 管理団体が主体となる活用	192
2 地域連携を通じた活用	194
3 広域連携を通じた活用	194
第9章 史跡の整備	
第1節 整備の方向性	196
第2節 整備の方法	196
1 保存のための整備（基本方針1）	196
2 活用のための整備（基本方針2・3）	197
第10章 史跡の運営・体制の整備	
第1節 運営・体制の整備の方向性	199
第2節 運営・体制の整備の方法	199
1 土地利用の実態に即した運営体制の構築（基本方針1）	199
2 関係行政機関や庁内部局との連携（基本方針2）	200
3 地域団体との協力関係に基づく史跡活用の推進（基本方針2）	200
第11章 施策の実施計画の策定・実施	
第1節 実施計画の策定	201
第2節 実施・事業の実施への対応	201
1 第Ⅰ期(令和4(2022)年4月1日から令和8(2026)年3月31日まで)	201
2 第Ⅱ期(令和8(2026)年4月1日から令和14(2032)年3月31日まで)	202
第12章 現状観察	
第1節 現状観察の方向性	205
第2節 現状観察の方法	205
主要参考・引用文献一覧	208

資料編

香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳保存・活用検討委員会からの報告書～大野原古墳群の保存と活用のために～	1
文化財保護法（抜粋）	7
文化財保護法施行令（抜粋）	18
特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）	21
史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抜粋）	22
文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（粹）	23

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

史跡大野原古墳群（椀貸塚古墳、平塚古墳、角塚古墳及び岩倉塚古墳をいう。以下同じ。）は、柞田川が形成する扇状地のほぼ中央に築かれた古墳時代後期から終末期の古墳群である。

平成17（2005）年の市町合併後、観音寺市教育委員会では継続的に古墳群の調査に取り組んできた。平成18（2006）年度から平成25（2013）年度にかけて椀



写真1-1 大野原古墳群航空写真

貸塚古墳、平塚古墳並びに角塚古墳の墳丘、石室の測量及び範囲確認調査を実施することで3基の墳形及び築造時期が明らかになった。これらの成果を受け、平成27（2015）年1月に3基の古墳を国の指定史跡とするべく意見具申を行い、同年6月に指定の答申を受け、同年10月7日に官報によって告示された。

また、椀貸塚古墳に東接する岩倉塚古墳に関しても、平成20（2008）年度及び平成26（2014）年度から平成30（2018）年度にかけて確認調査を実施した。その結果、墳形、規模等が明らかとなったことから、令和元（2019）年7月28日に本古墳を国の史跡に追加するべく意見具申を行い、同年11月15日に追加指定の答申を受け、令和2（2020）年3月10日に官報によって告示された。

史跡大野原古墳群は同時期の古墳群としては卓越した墳丘規模を有し、四国最大級の横穴式石室を内包した盟主的な古墳が継続的に築造されていることから、四国のみならず西日本における政治や社会のあり方を知る上で重要な遺跡である。一方、史跡を構成する古墳の中には、社寺境内に所在するものや、秋季例大祭の際に御旅所として機能する古墳もある等、近世期の開墾に端を発する大野原地域のシンボルとしての役割も担っているといえる。そのため、墳丘、石室等史跡の本質的な価値に加え、石造物、建造物等といった近世以降の歴史的・地域的に付加されてきた要素が多数存在する等、指定地内において重層的に価値が共存した状態にある。また、指定地内の土地利用は境内地に加え、学校用地、公園等多岐に渡るとともに、内包する石室は耐久性が従前から危惧されている等、様々な課題を有している。本市教育委員会では、このような多面性をもつ古墳群を確実に後世に継承しつつ積極的に活用していくため、保存と活用の基本的な方針を定める必要性があるものと判断し、今回の計画策定に至った。

第2節 計画の目的

国指定史跡大野原古墳群等保存活用計画（以下「計画」という。）を策定する主目的は、以下の3点に要約される。

- ・ 史跡大野原古墳群を安定かつ継続的に保存していくこと
- ・ 史跡大野原古墳群を有効かつ適切に活用すること
- ・ 史跡の価値や現状における課題を明らかにし、それを基に上記目的達成に必要な方針・運営体制を示すこと

第3節 史跡の位置と計画策定の範囲

史跡大野原古墳群は、南北700mの範囲内において4基の古墳が一直線に並ぶように分布している。史跡を構成する古墳は、指定範囲の他に県指定や今後保護を要すべきと考えられる範囲があることから、それらを含めた保存・活用を考えていく必要がある。そのため、それら史跡を構成する古墳とその周囲を図1-1で示すように、大きくA及びBの2地区に区分し、さらにA地区については3地区に細分（第7章第2節参照）する。

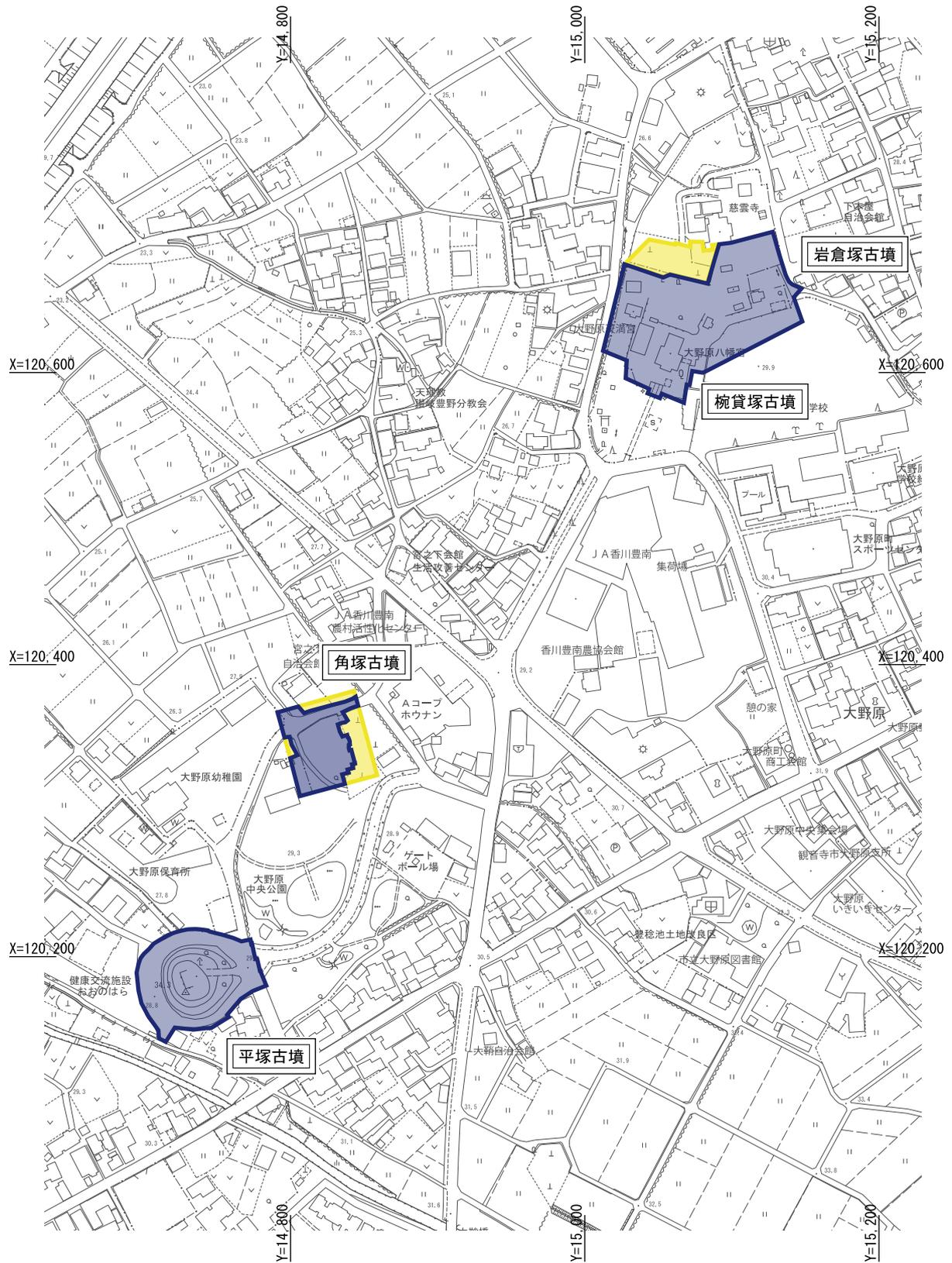
なお、各区分を以下のとおり定義する。

A地区	各古墳の指定範囲 本計画において主に保存・活用についての方針を示す範囲
B地区	県指定史跡角塚古墳の範囲ないし今後保護を要すべき範囲

計画では、このA及びB地区を計画策定範囲として取り扱うこととする。

第4節 委員会の設置及び経緯

計画は、学識経験者等によって構成される観音寺市史跡等保存活用計画策定委員会を設置し、その中での協議によって出された意見を参考とするとともに、文化庁及び香川県教育委員会の技術的指導を得ながら、令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度の2か年で作成し、令和3（2021）年度で修正と調整を行った。



- A地区 史跡指定地
- B地区 今後保護を要すべき範囲

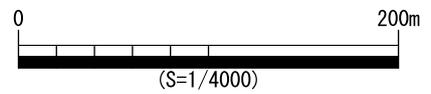


図1-1 大野原古墳群計画対象地

観音寺市史跡等保存活用計画策定委員会委員

	氏名	所属等	任期
委員長	大平 幸男	観音寺市文化財保護審議会委員	令和元年10月7日から計画の策定が完了する日まで
副委員長	高瀬 要一	元 独立行政法人 国立文化財研究所 奈良文化財研究所 文化遺産部長	
委員	大久保徹也	徳島文理大学文学部文化財学科教授	
委員	菱田 哲郎	京都府立大学文学部歴史学科教授	
委員	藤川 徳光	大野原地区公民館長連絡協議会会長	

※所属等は、委嘱当時のものを記載した。

オブザーバー：文化庁文化財第二課

香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課

事務局の体制

年度	教育長	教育部長	文化振興課長	文化振興課長補佐	文化財係長	文化財係
令和元年度	三野 正	井上 英明	林 浩行	中山美賀子	山地 康博	丸本 啓貴 中田 陽子
令和2年度	三野 正	井上 英明	林 浩行	中山美賀子	山地 康博	丸本 啓貴
令和3年度	三野 正	合田 浩幸	高橋 真人	中山美賀子	齋藤 英徳	丸本 啓貴

観音寺市史跡等保存活用計画策定委員会規則(令和元年観音寺市教育委員会規則第3号)
(趣旨)

第1条 この規則は、観音寺市附属機関設置条例(平成24年観音寺市条例第1号)第3条の規定に基づき、観音寺市史跡等保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 史跡等保存活用計画(以下「計画」という。)の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、史跡等の保存及び活用に関し、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、観音寺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則による最初の委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

委員会の会議については計8回開催した。各会議の詳細については以下のとおりである。

令和元（2019）年度第1回

開催日 令和元(2019)年10月7日(月)

会場 大野原中央公民館 第3会議室

議題

- (1) 『史跡大野原古墳群保存活用計画書』構成(案)について
- (2) 保存活用計画策定スケジュール(案)について
- (3) 『史跡大野原古墳群保存活用計画書』の素案提示
観音寺市の概要
史跡の概要
史跡の価値
- (4) 史跡の現状と課題に関する現地確認
- (5) その他



写真1-2 令和元年度第1回策定委員会

令和元(2019)年度第2回

開催日 令和元(2019)年12月26日(木)

会場 大野原中央公民館 第3会議室

議題

- (1) 史跡の保存・活用・整備の現状と課題の抽出について
- (2) 史跡の保存・活用の理念と基本方針の素案提示
- (3) その他



写真1-3 令和元年度第2回策定委員会

令和元（2019）年度第3回

開催日 令和2（2020）年2月26日(水)

会場 大野原中央公民館 研修室

議題

- (1) 第7章「史跡の保存管理」の素案提示
- (2) 第8章「史跡の活用」の素案提示
- (3) 第1章から第2章までの素案及び第3章から第6章までの修正案について
- (4) その他



写真1-4 令和元年度第3回策定委員会

令和2(2020)年度第1回

開催日 令和2(2020)年7月28日(火)～8月14日(金)書面による審議
(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため)

議 題

- (1) 第9章「整備の方向性と方法」の素案提示
- (2) 第10章「運営・体制の整備の方向性と方法」の素案提示
- (3) 第11章「施策の実施計画の策定・実施」の素案提示
- (4) 第12章「経過観察」の素案提示
- (5) 第1章から第8章までの素案提示



写真1-5 令和2年度第2回策定委員会

令和2(2020)年度第2回

開催日 令和3(2021)年1月4日(月)
会場 ふるさと学芸館多目的ルーム

議 題

- (1) 第1章から第12章までの修正案提示
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他



写真1-6 令和2年度第3回策定委員会

令和2(2020)年度第3回

開催日 令和3(2021)年3月26日(金)
会場 ふるさと学芸館多目的ルーム

議 題

- (1) 第7章第2節第5項(保存のための管理)、第8章(活用の方法)、第9章(整備の方法)中の記載内容について
- (2) 第6章第1節中に記載するキャッチフレーズについて
- (3) 第1章から第7章第2節第4項まで、第10章及び第12章の修正案について
- (4) 今後のスケジュールについて

令和3(2021)年度第1回

開催日 令和3(2021)年6月29日(火)
会場 観音寺市役所 本庁舎 501会議室
議題

- (1) 第7章から第9章までの内容について
 - ア 第7章(保存管理の方法)
 - イ 第8章(活用の方法)
 - ウ 第9章(整備の方法)
- (2) 第11章(施策の実施計画の策定・実施)の内容について
- (3) 第3章(史跡の概要)の内容について



写真1-7 令和3年度第1回策定委員会

令和3(2021)年度第2回

開催日 令和3(2021)年10月18日(月)
会場 観音寺市役所 本庁舎 501会議室
議題

- (1) 第1章から第12章までの内容について



写真1-8 令和3年度第2回策定委員会

第5節 他の計画との関係

1 保存活用計画の位置付け

計画は、本市の最上位計画である「第2次観音寺市総合振興計画」及びその関連計画である「観音寺市都市計画マスタープラン」並びに教育上における目標や基本的な方針を定めた「観音寺市教育大綱」との調整及び整合を図りながら策定した。

2 上位計画・関連計画

(1) 第2次観音寺市総合振興計画(平成29(2017)年度策定)

まちづくりの指針となる計画で、観音寺市の最上位計画である。平成30(2018)年度から令和9(2027)年度までの10年間を計画期間とするもので、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成され、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までを「前期基本計画」とし、以降を「後期基本計画」とする。第2次観音寺市総合振興計画では、基本構想において『みんなで奏でる“にぎわい やすらぎ ときめき”の都市～元気印のかんおんじ～』を市の将来像に掲げ、基本目標4『豊かな学びと文化を育むまち』に基づき、基本施策(5)『歴史、文化、芸術の継承と創造』が定められている。そして、その取組のひとつとして「文化財の調査と活用」があり、そこには「国指定史跡である大

野原古墳群の保存を進めるため、岩倉塚古墳の範囲確認調査を行い、追加指定の手續に取り組みます。また、保存管理計画を策定し、史跡の保存と整備に努めます。」と規定されている。

(2) 第2次観音寺市都市計画マスタープラン（令和3（2021）年度策定）

この計画は、平成20(2008)年度に策定し、令和2（2020）年度までの13年間の計画期間として策定した「観音寺市都市計画マスタープラン」の計画期間が過ぎたことを受け、本市を取り巻く社会的情勢の変化に的確に対応し、将来を見据えたコンパクトシティの推進など持続可能なまちづくりを進めていくために策定したものである。

本市が「第2次観音寺市総合振興計画」に掲げる将来像を実現するために、まちづくりに向けて4つの基本目標を設定しており、このうちのひとつに「歴史と文化を育み地域の個性・魅力が輝くまちの創造」を掲げている。また、地域区分を設定した上で、それぞれの地域の特性や課題を踏まえ、目指すべき地域の将来像の実現に向けた地域別構想を示しており、観音寺中南部地域におけるまちづくりの整備方針のひとつとして史跡大野原古墳群の保全があげられている。

(3) 観音寺市教育大綱（平成27（2015）年度策定）

基本理念として、「心豊か 人の集う ふるさと観音寺」と掲げ、基本目標Ⅱ「生きがいを持ち、生涯にわたり学ぶ意欲を高める。」、基本方針「地域文化の継承と市民文化の創造」で文化財の保存と活用があげられている。

第6節 計画の実施

計画認定期間は認定後から令和14年（2032）年3月31日までとする。また、計画期間内に内容の変更が生じるような事態が発生した場合は柔軟に対応するほか、今後、史跡大野原古墳群の範囲が追加された場合においては、計画を更新及び改訂する必要があり、その都度状況に応じて、計画期間等も柔軟に変更するとともに文化庁の認定を受けることとする。

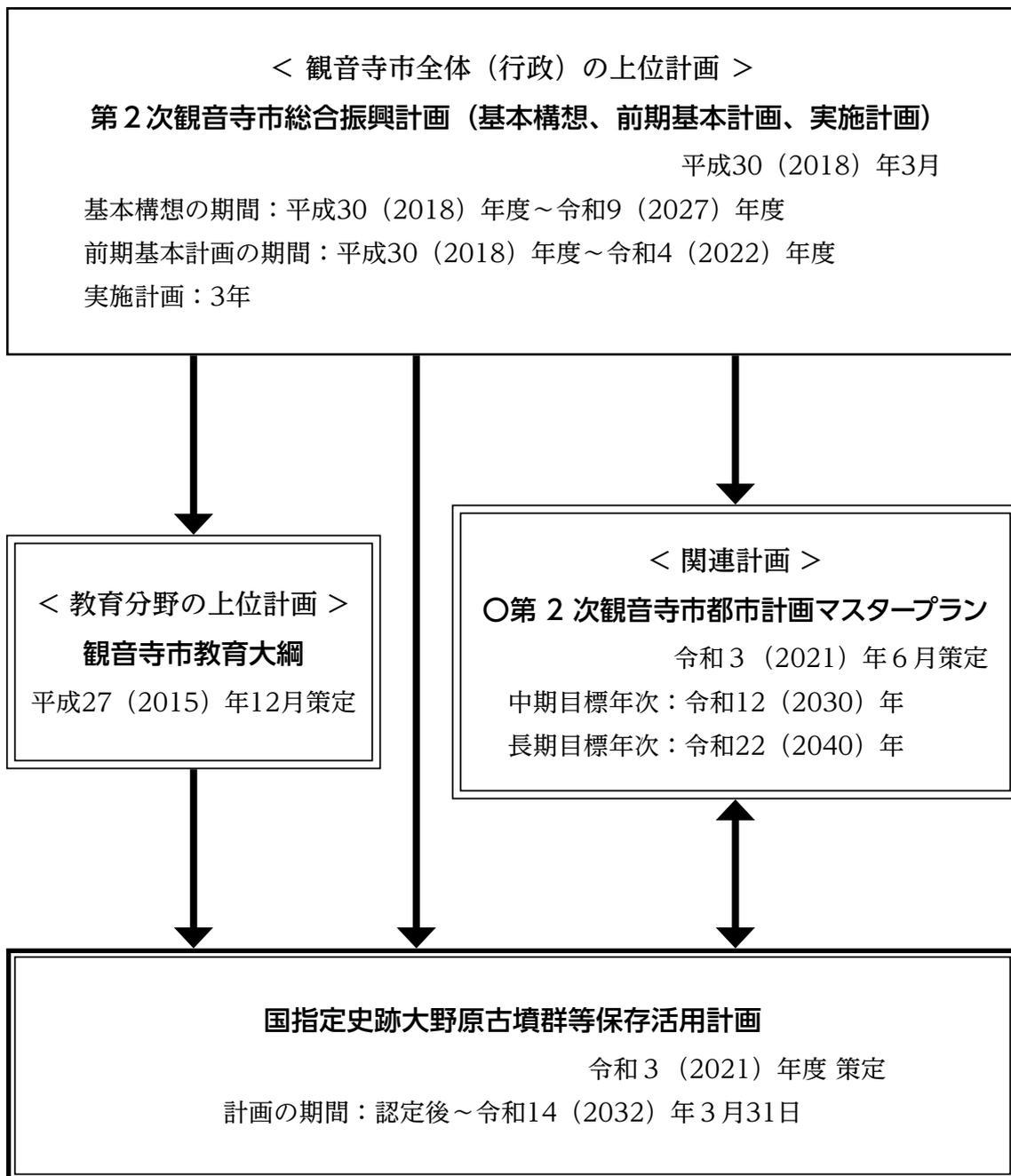


図1-2 上位計画・関連計画と本計画との関係

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 概況

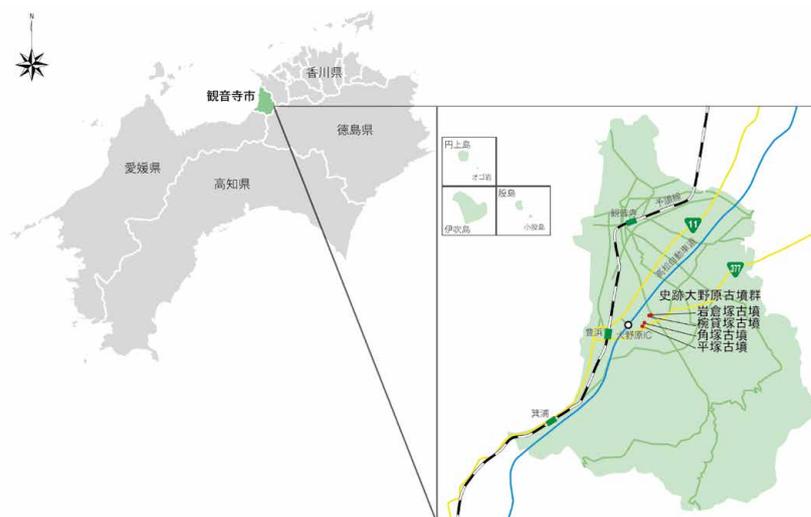
観音寺市は、平成17（2005）年10月に旧観音寺市、旧大野原町及び旧豊浜町の1市2町が合併し、発足した香川県西端に位置する普通地方公共団体である。総面積は117.83km²（令和3（2021）年1月）で、香川県の約6.3%を占めている。西は瀬戸内海の燧灘に面しており、沖合に伊吹島などの島嶼部を有し、市境は香川県三豊市、徳島県、愛媛県と接し、



写真2-1 観音寺市役所

四国4県の県庁所在地には車で約1時間程度での移動が可能な四国のほぼ中央部に位置する。主要幹線道路は、国道11号と国道377号が北東から南西に通っている。また、国道11号と並行する高松自動車道は、大野原インターチェンジを介して接続している。鉄道はJR予讃線が通り、特急列車が停車する観音寺駅をはじめ、豊浜駅及び箕浦駅の3つの駅を有しており、高松市、岡山市までそれぞれ約1時間で到達することができ、交通の便にも恵まれている。南部は四国八十八ヶ所霊場第66番札所「雲辺寺」を有する雲辺寺山、金見山など、標高500～1,000m級の山々からなる讃岐山脈が連なり、北部は七宝山などの丘陵地が連なっている。市の中央部には三豊平野が広がり、香川県最大の流域面積を持つ財田川や柞田川などの河川が瀬戸内海（燧灘）に向かって流れ、豊かな田園地帯を形成している。また、市内にはため池が多数点在し、地勢の大きな特色となっている。

このうち、史跡大野原古墳群が所在する観音寺市大野原町は、観音寺市域の中南部に位置している。



【第2次観音寺市総合振興計画】より加筆・修正

図2-1 観音寺市の位置図

第2節 自然環境

1 地形・地質

(1) 地形

観音寺市は山地や台地等が中央部の平野を取り囲むように発達している。南に連なる讃岐山脈は500～1,000mの標高の尾根を連ねている。その最高地点は、雲辺寺山（標高927m）で、これより西へ金見山（標高596m）、大谷山（標高507m）と続く。讃岐山脈北側の前山部分と観音寺市北部の稲積山（標高404m）を主峰とした七宝山地、豊中台地や鳥越丘陵などで標高250～500mの丘陵性山地を形成し、三豊平野に向かって階段状に低くなっていく。三豊平野は主要な2本の河川（財田川・柞田川）によって形成された堆積平野で、いずれも阿讃山脈にその源を持ち、多くの支流を取り込んで燧灘に注いでいる。

史跡大野原古墳群は、本平野南部の標高約30mの扇状地に位置する。

(2) 地質

観音寺市の地質は、南部及び東部の一部が後期白亜紀に形成された和泉層群で、砂岩・泥岩互層、礫岩などで構成されている。北部の一部は凝灰岩、安山岩、流紋岩などが分布する。

史跡大野原古墳群が位置する三豊平野は、更新世の扇状地礫層と財田川と柞田川が形成した沖積層で構成されている。

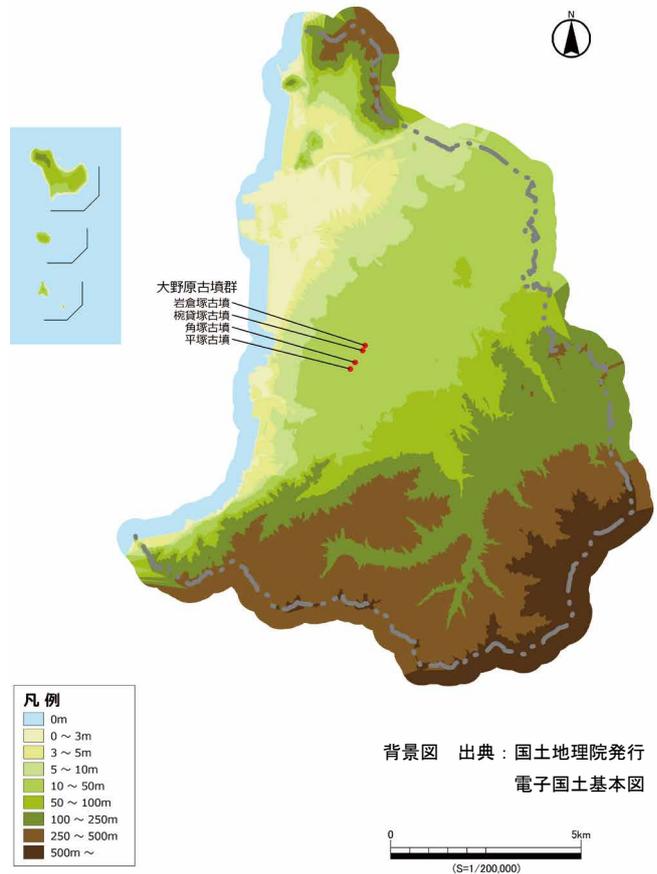


図2-2 観音寺市の地形

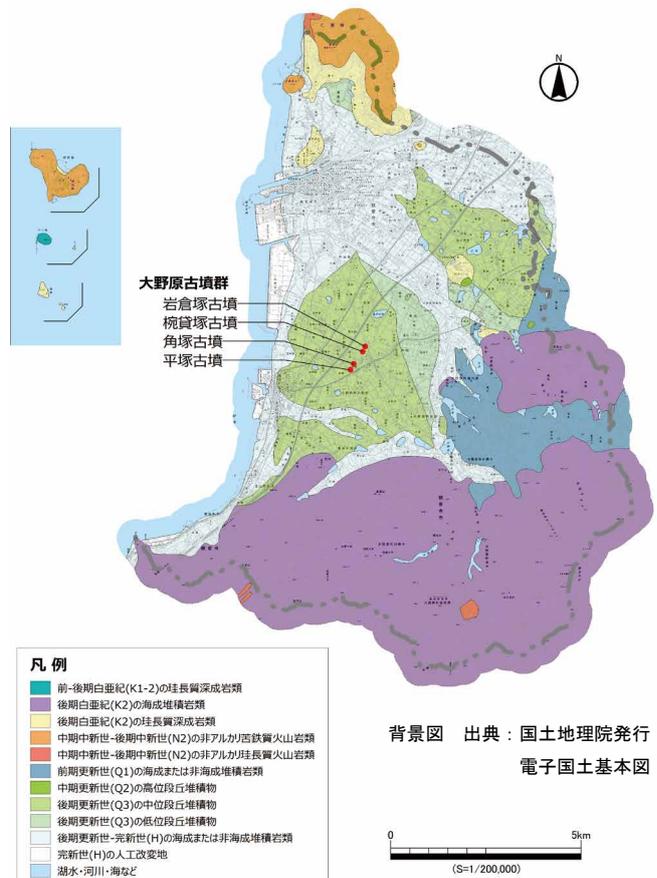


図2-3 観音寺市の地質

2 気候

観音寺市は瀬戸内式気候に属し、比較的温暖で年間を通して雨量が少なく日照時間が長いという特性がある。年間平均気温は15.5℃、年間降水量は1917.5mmで、その多くは梅雨時と台風の到来や集中豪雨の発生時に集中する。

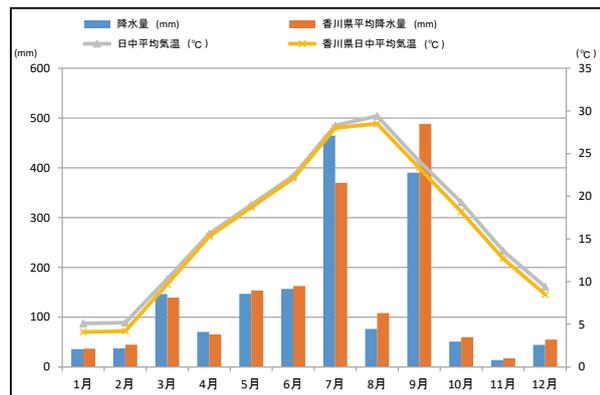
夏の湿潤な南東季節風は四国山地、冬の西季節風は中国山地によって遮られることから、夏はやや暑くて雨が少なく、冬はやや寒くて雨雪が少ないという、一年を通じて乾燥した気候と言える。

また、夏の夕方に海風と陸風が入れ替わる時間帯では無風状態となり、とても蒸し暑い。これは「瀬戸の夕凧」として有名である。

3 植生

観音寺市の植生は島嶼部及び高標高地のごく一部にヤブツバキクラス域（註1）自然植生（註2）がみられるが、大部分はヤブツバキクラス域代償植生（註3）と植林地・耕作地植生が占める。平野部では植林地・耕作地植生にその他が点在する。

主な植生等は以下のとおりであるが、史跡大野原古墳群が立地する周辺はその他と植林地・耕作地植生にあたる。



資料：気象データ（多度津特別地域気象観測）

図2-4 月平均気温及び降水量 (平成30(2018)年)



図2-5 観音寺市の植生区分

註1 ヤブツバキクラス域：日本の常緑広葉樹林域の体系上の最上級単位。

註2 自然植生：人間の影響をまったく受けず、自然のままに生育する植生。

註3 代償植生：人間の影響によって、立地本来の自然植生が様々な人為植生に置き代わったもの。

ヤブツバキクラス域 自然植生	アラカシ群落、カナメモチーコジイ群集、モミ群落、ジャヤナギ群落、トベラーウバメガシ群集等
ヤブツバキクラス域 代償植生	シイ・カシ二次林、コナラ群落、アカメガシワーエノキ群落、アカマツ群落、ネズーアカマツ群落、クロマツ群落、低木群落、ススキ群団、伐採跡地群落、山火事跡地群落等
川辺・湿原・沼沢地 ・砂丘植生	ヨシクラス、セイタカヨシ群落、ツルヨシ群集、塩沼沢植生、砂丘植生等
その他	市街地、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地、干拓地、開放水域、自然裸地

4 災害

観音寺市で想定される主な災害は、地震災害と風水害である。

地震災害では、南海トラフを震源とする地震が今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされており、発生した場合の最大震度は震度6弱～7と非常に大きな揺れや津波による浸水が想定されている。史跡大野原古墳群周辺では津波浸水は想定されていないが、地震による直接的な古墳への影響として、墳丘及び石室のズレや崩壊、陥没などが想定される。また、観音寺市の地勢の特徴ともいえるため池決壊の想定では、南東に位置する千歳池・二葉池の決壊により、角塚古墳と平塚古墳が0.5～3mの浸水想定域となっている。

ため池に関しては風水害の場合も同様の被害が想定され、昨今では、台風などの風水害に限らず、突発的で局地的な大雨も想定した対策を講じる必要がある。



図2-6 観音寺市の警戒区域図

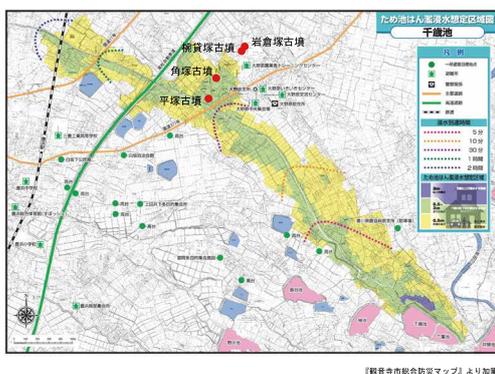


図2-7 ため池千歳池浸水想定区域 (千歳池)

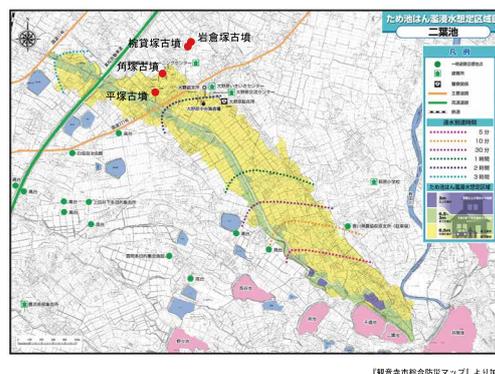


図2-8 ため池はん二葉池浸水想定区域 (二葉池)

第3節 歴史環境

1 観音寺市の歴史的概況

(1) 旧石器時代及び縄文時代

旧石器時代の遺物は、86（図2-9の遺跡地図の番号と対応する。以下この節において同じ。）.西ノ内遺跡（伊吹町）、22.一の谷遺跡群（古川町及び本大町）において確認されている。西ノ内遺跡は伊吹島のほぼ中央部に位置し、ナイフ形石器が採集されているが、他の詳細は不明である。また、一の谷遺跡群（山の前地区）でも溝状遺構からナイフ形石器が出土している。

縄文時代の遺跡は、13.なつめの木の貝塚（高屋町）、83.院内貝塚（豊浜町）、21.樋ノ口遺跡（本大町）などが確認されている。なつめの木の貝塚は昭和34（1959）年に発掘調査が実施され、縄文時代後期前半の土器、石器、獣骨やアサリなどの二枚貝の堆積層が確認されている。これらの一括資料は中部瀬戸内における土器形式の空白部分を埋める資料としてのみならず、当時の生活環境や生態系を知る上で貴重な資料となっている（久保田2014）。市南部の台山南東の麓に位置する院内貝塚も同時期の貝塚に比定されている。樋ノ口遺跡は昭和62（1987）年に発掘調査が実施され、縄文時代後期の溝状遺構を検出している。

(2) 弥生時代

前期の遺跡は9.室本遺跡（室本町）、24.古川銅鐸出土地（古川町）、21.樋ノ口遺跡（本大町）、22.一の谷遺跡群、63.藤の谷遺跡（栗井町）、44.中姫遺跡（大野原町）などがあげられる。

室本遺跡は、海岸部の砂丘に位置し、砂層から「^{きよしじゅうこもんづぼ}鋸齒重弧文壺」をはじめとする弥生土器が出土している。内陸部の一の谷遺跡群では竪穴建物跡、樋ノ口遺跡では木棺墓群がそれぞれ検出されている。また、中姫遺跡では前期後半の壺が1点出土している。

中期の遺跡は62.岩鍋遺跡（栗井町）や59.平岡遺跡（大野原町）などがあげられる。いずれも市南部の丘陵上に位置し、岩鍋遺跡では石鏃、石包丁や石斧などの石器類や土器が採集され、平岡遺跡では竪穴建物跡と掘立柱建物跡が検出されている。なお、岩鍋遺跡から東へ600mに位置する藤の谷遺跡からは細形銅剣3口、市内東部の古川町では、水田から流水文を施した外縁付紐式の銅鐸がそれぞれ出土している。

後期に入ると遺跡が増え、22.一の谷遺跡群、35.長砂古遺跡（池之尻町）、29.向井西の岡遺跡（中田井町）、27.古川下所遺跡（古川町）、28.石ノ経遺跡（中田井町）、30.青塚遺跡（原町）、26.石田遺跡、37.久染遺跡（池之尻町）等が確認されている。



写真2-2 室本遺跡出土品
（香川県指定有形文化財）

なかでも、一の谷遺跡群では弥生時代終末期から古墳時代初頭にかけての竪穴建物跡が29棟検出されている。

(3) 古墳時代

①前期

観音寺市域では、唯一前期後半に^{かなくまかんす}鹿隈籬子塚古墳（高屋町）が七宝山南麓に築造されるのみに留まる。竪穴式石槨を内包した直径27mの円墳で、中国鏡の破片や鉋及び板状鉄斧等が出土している。また、この七宝山南麓には20基以上の箱式石棺墓が分布する。前方後円墳の存在が欠落している点は、同じ讃岐地域でも丸亀平野以東の様相とは大きく異なるものであり、むしろ前期古墳の築造がほとんど見られない点は西接する伊予の宇摩平野の状況と共通する。

②中期

中期初頭には、市域南部の独立丘陵上に一辺約19mの方墳である82.台山古墳が築かれる。中期中葉には市域北部の海岸線に比較的近い独立丘陵上に10.丸山古墳（室本町）が突如出現する。直径35mの円墳である丸山古墳は、中四国最古級の肥後系横穴式石室を内包し、内部に阿蘇溶結凝灰岩製の刳抜式舟形石棺をもつ。

一方、内陸部では31.青塚古墳（原町）が築造される。青塚古墳は盾形周濠を完備する全長44mの帆立貝式前方後円墳で、丸山古墳に後続する盟主的な古墳である。埋葬施設は未調査のため不明であるが、阿蘇溶結凝灰岩製の石棺片が発見されている。また、内陸南部では独立丘陵上の68.赤岡山古墳群中に直径24mの円墳と推定される赤岡山3号墳（大野原町）が築造されており、発見された竪穴式石槨から変形神獸鏡と思われる鏡が出土している（観音寺市誌増補・改訂版編集委員会1985）。なお、37.久染遺跡では古墳時代初期の竪穴建物跡4棟を検出しており、20.村黒遺跡（村黒町）では韓式系土器や初期須恵器が出土する等、前～中期の集落動態も断片的ながら確認されている。

③後期

後期に入ると、6世紀前半から市南部で36.母神山古墳群（池之尻町、木之郷町及び粟井町）の形成を認め、南麓の尾根上に直径10～15m程度の千尋神社4・5・6号墳が築



写真2-3 鹿隈籬子塚古墳



写真2-4 丸山古墳の石棺



写真2-5 青塚古墳

かれる。讃岐地域における導入期の横穴式石室を内包し（松本2013）、羽子板状の玄室平面プランからは経ヶ岡古墳（愛媛県四国中央市）との共通性を読み取れる（久保田2014）。また、瓢箪塚古墳（木之郷町）は盾形周濠を完備する全長44mの前方後円墳で、埋葬施設は未調査のため不明であるが王墓山古墳（香川県善通寺市）のような横穴式石室が内包されている可能性がある（久保田2014）。

6世紀後葉に築かれた^{かんす}鐘子塚古墳（池之尻町）は大型石材を用いて構築した全長9.8mの大型横穴式石室を内包する。横穴式石室は胴張り長方形プランの玄室（後室）と小規模の前室を備え、玄門部に角柱状石材を配する複室構造を採用しており、内部からは銀製冠立飾をはじめ、多くの副葬品が出土している。鐘子塚古墳の築造後、盟主的な古墳はやや南西に位置する大野原地区において展開する。扇状地上に位置する史跡大野原古墳群は、卓越した規模の墳丘と四国最大級の横穴式石室を内包し、その石室構造は複室構造の形骸化を辿る畿内化への変遷を垣間見せつつ、6世紀後葉～7世紀中葉にかけて連続して築造される。

史跡大野原古墳群中で最初に築かれた1.椀貸塚古墳は直径37.2mの円墳である。二重の周溝と周堤を完備し、その墓域は直径70mに及ぶ。内包する横穴式石室は鐘子塚古墳を祖型とする複室構造を採用し、短い羨道と巨大な玄室の間に小規模の前室を備える。全長は14.8m、最大高3.9mを測り、四国最大の規模を有する。玄門部において角柱状石材を内側へ突出して配置する両袖式の石室で、玄室平面プランは、やや胴張気味を呈する。左右の側壁は持ち送り気味に内傾しつつ、おおむね5～6段で積まれている。用材は和泉砂岩のみが用いられる。天井石のうち、玄門に最も近い石材は角柱状石材上の高架材の上に斜め架けをすることで、前壁の高さを確保している。



写真2-6 瓢箪塚古墳



写真2-7 鐘子塚古墳



写真2-8 鐘子塚古墳石室

7世紀前葉に築造された3.平塚古墳は直径50.2mの讃岐地域最大の円墳で、周囲に幅8.4mの周溝を備える。石室は全長13.2mと、椀貸塚古墳と比較してその規模は縮小し、前室が形骸化し単室構造となる。一方、用材の大型化が進行し、側壁はおおむね3～4段に減少し直線状に内傾する。また、玄門部に楣石を構築させているが、大型の石材を用いているため角柱状石材のみでは支持できないことから左右の側壁材も内側に突出させることで支えを補助する特徴的な構造を呈する。玄室平面プランは矩形を呈し、天井は完全に平天井化する。用材の大部分は和泉砂岩であるが、羨道の天井に一石だけ花崗岩を認める。

7世紀中葉に築かれた4.角塚古墳は42.7×37.8mの方墳で、周囲に幅7mの周溝を備える。石室の全長はさらに縮小傾向にある一方、奥壁用材は最大幅2.5m以上を測り、左側壁の用材は幅4.5m、高さ2m以上にも達する等、用材のさらなる大型化が進行し、側壁段数は1～2段にまで減少する。また、玄室の奥壁・側壁と石室すべての天井に花崗岩を用い、用材の縁辺部の剥離整形や凸部敲打整形の形成を認める（大久保2014）。羨道はさらに長大化し、玄室との一体化が進行する。

6世紀後葉に築かれた2.岩倉塚古墳は東西38.2×南北36.4mの円墳（楕円形墳）で、並列する2基の石室をもつ。椀貸塚古墳の外周溝を一部被覆して墳丘が築かれているが、固有の周溝を備えず、石室規模は椀貸塚古墳に比して小規模である。

本古墳群の形成が開始された6世紀後葉には、西日本を中心とする列島各地で大型横穴式石室を内包する古墳が同時多発的に出現する。地域の枠組みから大きく飛躍するように出現し、3世代に渡って卓越した盟主的な古墳が築かれた史跡大野原古墳群は、6世紀後葉に全国各地で首長層の担い手が大きく転換したことを如実に示した典型例といえる。また、市内には「木之郷」や「紀伊」等といった地名が残されていることから、瀬戸内海南岸を押さえた豪族と評価されてきた紀氏（岸1966）の存在がうかがえ、史跡大野原



写真2-5 宇摩向山古墳 1号石室

古墳群の被葬者として北四国の紀氏系氏族の存在が想定できる（菱田2014）。なお、隣接する伊予東部では、2基の前方後円墳（東宮山古墳及び経ヶ岡古墳（愛媛県四国中央市））の築造後、盟主的な古墳の一定の空白期間を経て住吉古墳（愛媛県四国中央市）や宇摩向山古墳（愛媛県四国中央市）が築かれるが、その石室は史跡大野原古墳群の石室と酷似した特徴を有していることから、両地域が燧灘東岸地域としての地域的なまとまりを有するとともに、少なくとも史跡大野原古墳群造営開始期においては一体的な関係にあったと評価できる（久保田2014）。また、本市域では角塚古墳を最後に巨石墳の築造は終了するが、7世紀後半に80.雲岡古墳（豊浜町）が築造される等、小規模石室墳の築造が継続したことがうかがえる。

史跡大野原古墳群造営期に比定できる集落遺跡として42.柞田八丁遺跡(柞田町)があげられる。史跡大野原古墳群の北端から約1km北に位置し、6世紀末頃に比定できる竪穴建物跡7棟と掘立柱建物跡1棟を検出している。史跡大野原古墳群から比較的近接した位置にあたるため、古墳群の造営基盤となった集落が柞田川流域に展開した可能性がうかがえる。



写真2-10 雲岡古墳

(4) 古代

讃岐国は南海道に属する上国で11郡が置かれ、本市域が属する刈田郡には山本、紀伊、柞田、坂本、高屋、姫江の六郷が存在したことが『和名類聚抄』に記されている。郡内には6社の式内社(粟井神社、於神社、加麻良神社、黒嶋神社、高屋神社及び山田神社)が所在しており、財田川下流北岸の高屋町では条里制に基づく方角地割が良好に遺存する。

刈田郡における古代寺院と推定される遺跡として、45.安井(青岡)大寺(紀伊廃寺)(大野原町)があげられる。採集された瓦の年代観から、その創建は8世紀の終わりから9世紀にかけてとされ、東接する三野郡の妙音寺(三豊市豊中町)建立より約百年遅れることから、三豊平野の主導権は三野郡の勢力に移行したものと推察される(渋谷2017)。また、市域北部に12.高屋廃寺(高屋町)が所在するが、水田から布目瓦の出土が確認されたことを除き、詳細は不明である。奈良時代の集落の様相は、26.石田遺跡で8世紀後半頃の溝状遺構や柵列等を、42.柞田八丁遺跡で6世紀後半～8世紀頃までの遺物を包含した溝状遺構を各々検出するに留まる。柞田町の日枝神社馬場付近は「馬神塚」、「鞍かけ松」及び「かねはり松」があったという伝承が残されていることから、刈田郡における南海道駅家である「柞田駅」跡に推定されてきた。柞田八丁遺跡から北へ約100m付近の39.八丁北遺跡では、畦畔の工事中に「封印」と刻まれた須恵質の陶印が発見される等、「柞田駅」との関連性がうかがえる。また、26.石田遺跡や、22.一の谷遺跡群(竹道北地区)(古川町)で掘立柱建物をそれぞれ検出しており、平安時代の集落跡に位置づけられる。



写真2-11 安井(青岡)大寺(紀伊廃寺)出土瓦



写真2-12 「封印」の陶印と陰影

なお、『日本三代実録』仁和2(886)年五月二十八日条には刈田郡出身の明経道の学者である刈田首安雄の卒伝がある。武蔵守、鑄銭長官及び周防守を歴任したことが記述されており、官吏としても活躍したことがうかがえる。

(5) 中世

公地公民を原則とする律令体制が崩れる中で出現した私有地を荘園という。観音寺市内で確認される荘園は「柞田荘」と「姫江荘」である。「姫江荘」は平安時代に鳥羽天皇の娘である八条院暲子内親王を本所とする。八条院の院庁直轄荘園として「讃岐国姫江本庄」、また、「蓮華心院御庄」として「讃岐国姫江新庄」という記録が安元2（1176）年「八条院所領目録」「山科家古文書」に見られ、南北朝期の頃まで存続した。「柞田荘」は鎌倉中期までは国衙領であったが、讃岐国の知行国主九条道家によって荘園となった。その後知行国主の地位は九条家から院（上皇）に移った後、近江の日吉大社に寄進されたものである。この時荘園の四至の榜示を打った記録が残る（建長8（1256）年）。荘園の領域は、東は紀伊郷境、南は姫江荘境、西は大海（燧灘）、北は坂本郷境と表され柞田郷のほぼ全域が荘園となった。しかし、所領をめぐる争いの結果、鎌倉時代末期には日吉神社の荘園支配は弱体化し、南北朝期には、柞田荘の地頭領は讃岐守護細川氏所領となった。その細川氏も応仁の乱の後に没落し、天霧城を拠点とする香川氏が多度・三野・豊田郡を支配した。



写真2-13 藤目城跡

天正4（1575）年、土佐を統一した長宗我部元親が阿讃山脈を越え、藤目城（粟井町）に侵攻した。藤目城は落城し、守護代であった香川氏は長宗我部元親と和睦し、その後元親が讃岐全土を統一した。しかし、豊臣秀吉による四国攻略により、元親は土佐一国の支配となり、讃岐は度々領主が変わり、仙石秀久、尾藤知宣、生駒親正が治めた。

(6) 近世

生駒氏は寛永17（1640）年に発生したお家騒動が原因で讃岐17万5000石余を没収され、出羽国由利郡矢島に「堪忍分」として1万石が与えられた（生駒騒動）。翌寛永18（1641）年に天草の富岡城主であった山崎家治が西讃岐の領主となるが、明暦3（1657）年に山崎藩が断絶し、翌万治元（1658）年に丸亀京極藩となる。史跡大野原古墳群が所在する大野原地域では、寛永20（1643）年より、京都の豪商平田与一左衛門が中心となり新田開発が開始される。開発着手から2年経過した正保2（1645）年には「大野原開墾古図」（以下「開墾古図」という。）が作成されており、詳細に描き込まれた用水路や耕地の様子から、開発が進行している様子うかがえる。

開墾古図の中央部には、椀貸塚古墳と思われる塚と、その前面に大野原八幡神社の本殿と思われる建築物が描かれているが、「平田家大野原入日記」には「正保四年八月廿一日ニ、宮拝殿ノ材木百八十本、湯口清助様へ願書控有り」と記されており、新田開発を開始した段階で本殿の建築が行われ、徐々に整備されたことがうかがえる（御厨2005）。貞享2（1685）年の『御宮相續ニ付万事万覚帳』には、神社拡張の記録とともに、椀貸塚古墳の当時の状況が記されるなど、地域の氏神として精神的支柱となった八幡神社の整備と、その背後に位置する椀貸塚古墳の密接な関係性がうかがえる。なお、現在の大野原八幡神社本殿（弘化4（1847）年建立）及び隨身門（元文元（1736）年建立）は観音寺市指定文化財に指定されている。

また、大野原八幡神社には宝永年間以降、断続的に祭礼の行列順などを記録した古文書が伝わっており、18世紀後半以降に「通り物」と呼ばれた太鼓台やだんじりの奉納がはじまったとされる（香川県立ミュージアム 2019）。現在も毎年10月の第3日曜日を最終日としたその直前の金曜日から当該日曜日までの3日間にかけて祭礼が行われており、最終日は御旅所となる平塚古墳の墳頂部に神輿が安置され神事が執り行われる。平塚古墳の周囲にはだんじりや太鼓台が集結し、神事終了後には、その年の「一番壇尻」と「一番太鼓」が墳頂に登り奉納される。

なお、岩倉塚古墳が所在している慈雲寺は平田家代々の菩提寺である。「大野原年代」（註）の正保2（1645）年の項には「慈雲寺始り 恵了院」の記述がみられ、「開墾古図」中においても「恵了院」を確認できるが、その位置は現在と異なった場所にある。「平田家大野原入日記」には、平田与一左衛門正重の没年である明暦3（1657）年に「中間」地へ小屋が建てられ、万治3（1660）年には寺院建築に関わる記事があることから、慈



写真2-14

大野原開墾古図中に描かれた椀貸塚古墳



写真2-15 秋季祭礼 ちょうさの奉納



写真2-16 毘沙門堂



写真2-17 慈雲寺庭園

雲寺が正重の没を契機に氏神をまつる八幡宮に隣接する場に移動が行われたことが想定される（薦田2005）。これ以後、境内空間の整備が進行する中で、岩倉塚古墳の改変も行われたと考えられる。具体的な状況や過程を示す史料は乏しいが、「平田家文書」の「天保貳卯年五月中姫村の百万遍罷越し御宮於境内法外之仕方ニ付應對覚書」には「塚穴を崩し取出し候石」が中姫荒神（八幡神社の境内地内にかつて存在したものと思われる）の「御社地之内」に放置されていたことが記されている。また、「大野原八幡神社文書」の「天保九年毘沙門堂普請要銀拂帳」には、毘沙門堂の建設に際し天保9（1838）年から同12（1841）年にかけての銀の支払いに関して記録されており、毘沙門堂の建物は少なくとも天保9（1838）年から建設が開始されたことが分かる。毘沙門堂は現在も岩倉塚古墳の東側に接して位置しており、建設に先立って墳丘を大きく削平したことは明白である。これらの点から、「塚穴を崩し取出し候石」は、毘沙門堂の建設に着手する前段において、「塚穴」（岩倉塚古墳）の盛土を崩して抜き取った石室石材を示す可能性がある。



写真2-18 銅版画

なお、慈雲寺境内には、園池状の窪地と築山で構成された庭園が広がる。寛政11（1799）年に進藤政量が著した『讃岐回遊記』の「大野原村慈雲寺竝氏神」項中には、「当時庭の景言語に絶たり」という記述が確認でき、当該庭園は少なくとも江戸時代中期末頃にはすでに存在していたことが推察される。また、金澤済美館が明治35（1902）年に作成した銅版画「中本山慈雲寺之景」には池泉を湛え、築山や庭石、石灯籠を配した姿で描かれている。平成29（2017）年度の岩倉塚古墳北側の確認調査では、園池状の窪地の基盤層上面において近代期の陶磁器片を包含する軟弱な水平堆積層を確認したことから、銅版画の製作以降に廃絶したものと推察される。庭園内には大小合わせて約150点の石材を配置しており、中には長軸長1.0m以上を測る大型石材を一定数

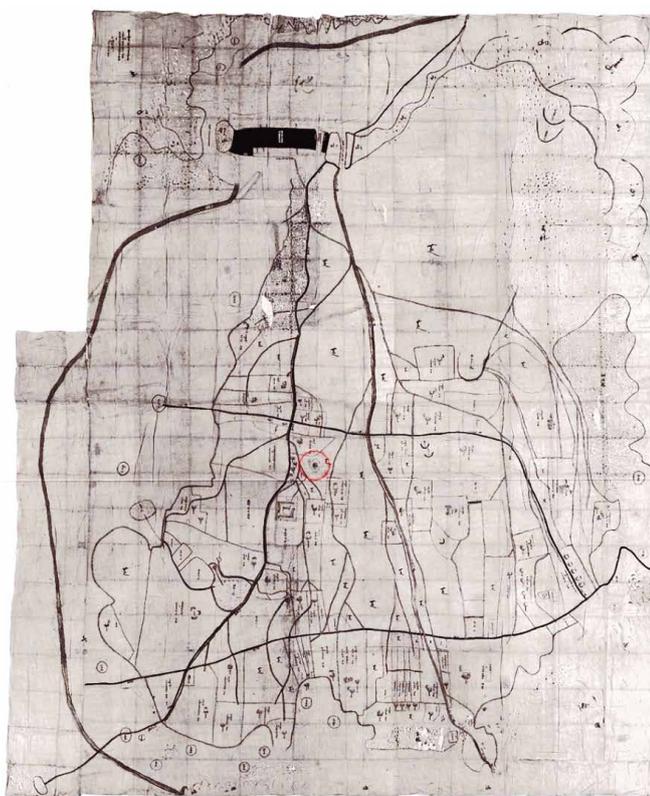


写真2-19 大野原開墾古図（正保2（1645）年）

○ 椀貸塚古墳が描かれた箇所（写真2-14はその拡大写真）

認める。庭園に配置された石材のうち、大型のものが西石室構築材と石材種、規模の点で一定の共通性を認めることから、岩倉塚古墳の西石室及び抜取痕のみが確認されている東石室の構築材の一部が庭石に転用された可能性が高い。このように、地誌や銅版画等の資料、配置された庭石の様相から、当該庭園は近世に遡る境内景観やその過程で生じた岩倉塚古墳の変容過程を理解する上で貴重な構成要素といえる。

(7) 近代以降

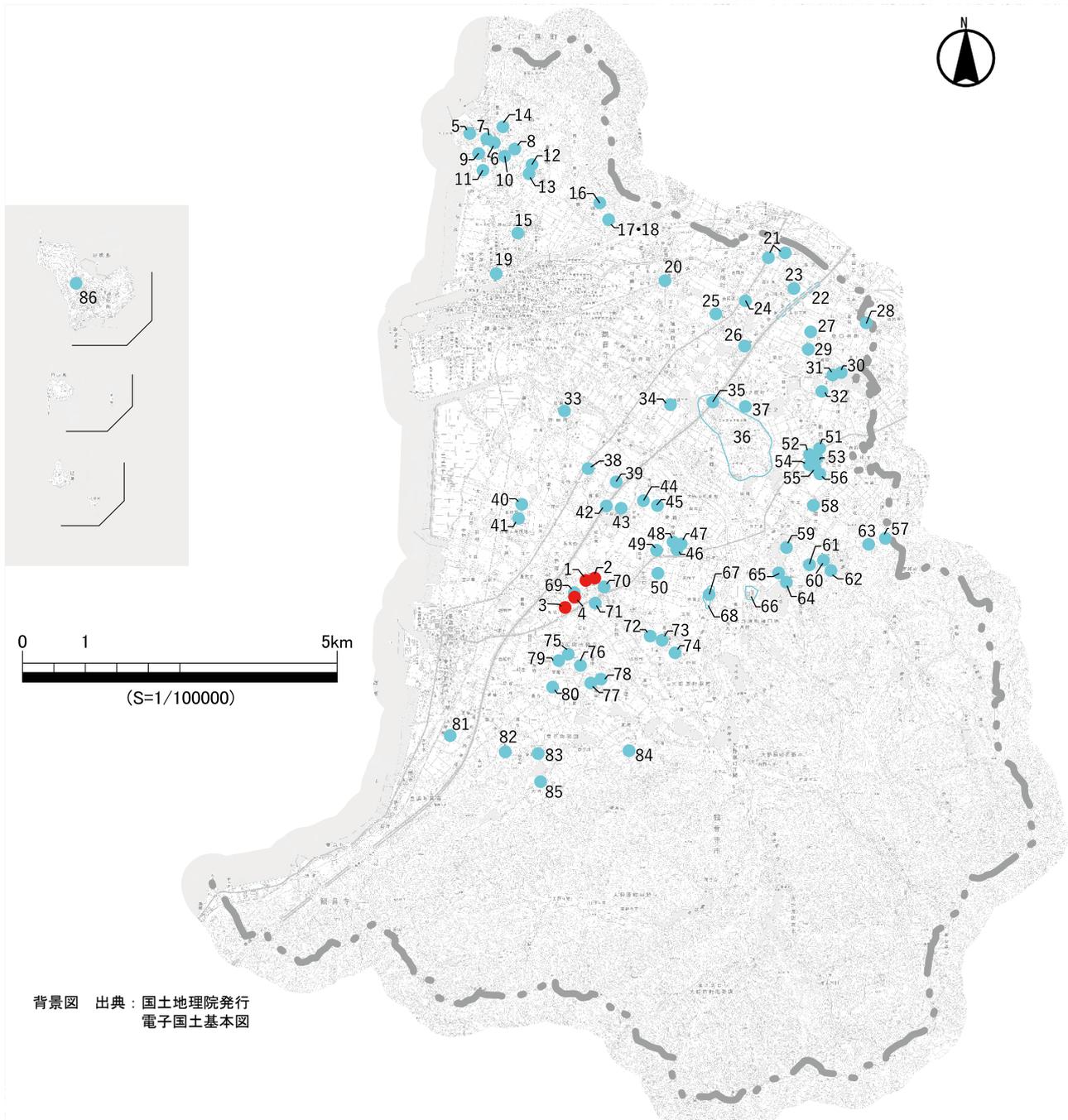
明治時代に入り版籍奉還・廃藩置県が行われ、本市域が含まれる豊田郡は明治4（1871）年2月に丸亀県となるが、同年11月に高松県と統合され香川県（第1次）となる。しかし、明治6（1873）年に香川県が廃止され、徳島、淡路とともに名東県が発足する。その後、愛媛県に編入された時期を経て、明治21（1888）年に香川県が発足するに至った。

本市域では、財田川の河口付近に形成された三角州上に市街地が発展し、西讃地域における商工業の中心地となる。一方、史跡大野原古墳群が位置する南部の扇状地では主に農業が行われるが、干ばつが深刻化したことから、昭和4（1929）年に柞田川上流において豊稔池堰堤（国指定重要文化財）が竣工することで新たな水源が確保された。その後、配水機構の確立と昭和39（1964）年度の五郷ダム完成により農業水利が確保され、戦後はレタスやタマネギの一大産地となった。平成17（2005）年、旧観音寺市、旧大野原町及び旧豊浜町が合併し、新観音寺市が発足した。

註 市指定文化財「平田家文書」に含まれている横半帳で、その紙袋には、「大野原年代」が寛永20（1643）年から享保6（1721）年までの覚書であり、宝暦3（1753）年から宝暦10（1760）年にかけて書き写した旨が記されている。

2 観音寺市の文化財（指定・登録）

観音寺市には、文化財保護法に関わる指定・登録文化財が87件あり、その内訳は国指定12件、県指定9件、市指定49件及び国登録17件となっている。これらを種別で見ると、指定文化財70件のうち、有形文化財が45件（建造物7件、絵画7件、彫刻10件、書跡4件、工芸品2件、古文書5件及び考古資料10件）で最も多く、次いで記念物が21件（史跡12件、名勝1件及び天然記念物8件）、民俗文化財が4件（有形民俗文化財2件及び無形民俗文化財2件）となっている。



背景図 出典：国土地理院発行
電子国土基本図

- | | | | |
|------------------|---------------|-------------------|---------------------|
| 1 椀貸塚古墳 | 23 巫子塚(平塚) | 45 安井(青岡)大寺(紀伊庵寺) | 67 不二見城跡 |
| 2 岩倉塚古墳 | 24 古川銅鐸出土地 | 46 道下1号墳 | 68 赤岡山古墳群(赤岡山3号墳含む) |
| 3 平塚古墳 | 25 野津古塚 | 47 道下2号墳 | 69 四角塚 |
| 4 角塚古墳 | 26 石田遺跡 | 48 小森塚古墳 | 70 観音堂古墳 |
| 5 江甫草山城跡(九十九山城跡) | 27 古川下所遺跡 | 49 将賢塚 | 71 役場南側古墳 |
| 6 池の宮古墳 | 28 石ノ経遺跡 | 50 宗像古墳 | 72 西の後1号墳 |
| 7 池の宮2号古墳 | 29 向井西の岡遺跡 | 51 堂之岡遺跡 | 73 西の後2号墳 |
| 8 高瀬古墳 | 30 青塚遺跡 | 52 経塚古墳 | 74 王塚 |
| 9 室本遺跡 | 31 青塚古墳 | 53 堂之岡古墳 | 75 豆塚1号墳 |
| 10 丸山古墳 | 32 砂礫古墳 | 54 幸助藪古墳 | 76 豆塚2号墳 |
| 11 九十九山南側砂丘遺跡 | 33 柞田城跡(北岡城跡) | 55 みこし山塚 | 77 豆塚3号墳 |
| 12 高屋庵寺 | 34 四至榜示跡 | 56 お塚さん | 78 豆塚4号墳 |
| 13 なつめの木の貝塚 | 35 長砂古遺跡 | 57 大原東古墳 | 79 豆塚5号墳 |
| 14 七宝古墳 | 36 母神山古墳群 | 58 上野古墳 | 80 雲岡古墳(現在は移築) |
| 15 興昌寺山1・2号墳 | 37 久染遺跡 | 59 平岡遺跡 | 81 大木塚遺跡 |
| 16 前ノ原遺跡 | 38 柞田駅(推定) | 60 藤目山古墳群 | 82 台山古墳 |
| 17 鹿隅鎌子塚古墳 | 39 八丁北遺跡 | 61 藤目城跡 | 83 院内貝塚 |
| 18 鹿隅古墳群 | 40 埴穴塚古墳 | 62 岩鍋遺跡 | 84 千手院経塚 |
| 19 十王堂経塚 | 41 野田古墳 | 63 藤の谷遺跡 | 85 大坪窯跡 |
| 20 村黒遺跡 | 42 柞田八丁遺跡 | 64 雨之宮神社1号古墳 | 86 西ノ内遺跡 |
| 21 樋ノ口遺跡 | 43 小天王塚古墳 | 65 雨之宮神社2号古墳 | |
| 22 一の谷遺跡群 | 44 中姫遺跡 | 66 縁塚古墳群 | |

図2-9 観音寺市遺跡地図

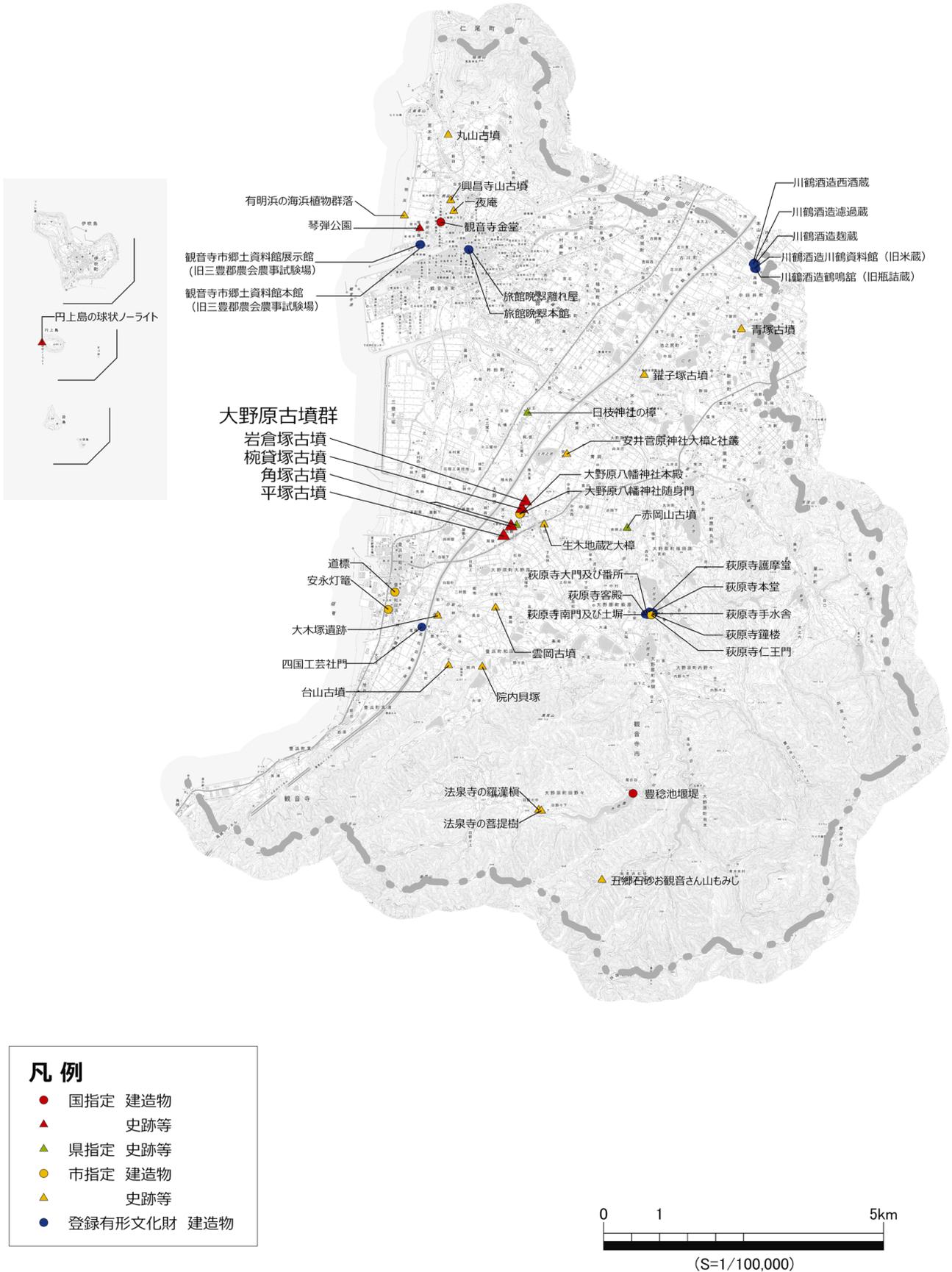


図2-10 観音寺市指定・登録文化財の分布 (建造物・史跡等)

表 2-1 観音寺市内の指定・登録文化財（1）

国指定

指定区分	名称	所在地	指定・登録年月日
重要文化財 (建造物)	観音寺金堂 附 厨子 1基 附 棟札 1枚	観音寺市八幡町1-2-7	昭34. 6.27
	豊稔池堰堤 附 豊稔池碑 1基 附 旧火薬貯蔵庫 2棟 附 旧土砂吐樋門 1点 附 旧中樋取水バルブ 1点	観音寺市大野原田野々	平18.12.19
重要文化財 (絵画)	絹本著色琴弾宮絵縁起	高松市玉藻町5-5 (香川県立ミュージアム)	明34. 3.27
	絹本著色琴弾八幡本地仏像	観音寺市八幡町1-2-7	明34. 3.27
	絹本著色不動二童子像	高松市玉藻町5-5 (香川県立ミュージアム)	明34. 3.27
	絹本著色観経曼荼羅図	観音寺市大野原町荻原2742	大 8. 8. 8
	絹本著色法華曼荼羅図	観音寺市大野原町荻原2742	昭42. 6.15
重要文化財 (彫刻)	木造涅槃仏像	観音寺市八幡町1-2-7	明34. 3.27
重要文化財 (書跡)	彩絹墨書急就草 附 護持院隆光記 1巻 南谷筆急就篇加点 1巻	観音寺市大野原町荻原2742	大 5. 5.24
史跡	大野原古墳群 椀貸塚古墳 平塚古墳 角塚古墳 岩倉塚古墳	観音寺市大野原町大野原字椀貸塚1913番1ほか 観音寺市大野原町大野原字平塚1533番ほか 観音寺市大野原町大野原字平塚1681番1ほか 観音寺市大野原町大野原字椀貸塚1883番地ほか	平27.10. 7 令 2. 3.10 (追加指定)
名勝	琴弾公園	観音寺市有明町・八幡町	昭11.12.16
天然記念物	円上島の球状ノーライト	観音寺市伊吹町字円上乙170	昭 9.12.28

国登録

指定区分	名称	所在地	指定・登録年月日
登録有形 文化財	観音寺市郷土資料館本館 (旧三豊郡農会農事試験場)	観音寺市有明町3-35	平10. 9. 2
	観音寺市郷土資料館展示館 (旧三豊郡農会農事試験場)	観音寺市有明町3-35	平10. 9. 2
	川鶴酒造西酒蔵	観音寺市本大町836	平14. 8.21
	川鶴酒造麴蔵	観音寺市本大町836	平14. 8.21
	川鶴酒造濾過蔵	観音寺市本大町836	平14. 8.21
	川鶴酒造鶴鳴館 (旧瓶詰蔵)	観音寺市本大町1032-1	平14. 8.21
	川鶴酒造川鶴資料館 (旧米蔵)	観音寺市本大町1032-1	平14. 8.21
	旅館晩翠本館	観音寺市観音寺町字上松甲3099-1	平20. 3. 7
	旅館晩翠離れ屋	観音寺市観音寺町字上松甲3099-1	平20. 3. 7
	荻原寺本堂	観音寺市大野原町荻原字寺上2737-1	平26.12.19
	荻原寺護摩堂	観音寺市大野原町荻原字寺上2737-1	平26.12.19
	荻原寺客殿	観音寺市大野原町荻原字寺上2742-1	平26.12.19
	荻原寺鐘楼	観音寺市大野原町荻原字寺上2737-1	平26.12.19
	荻原寺手水舎	観音寺市大野原町荻原字寺上2737-1	平26.12.19
	荻原寺大門及び番所	観音寺市大野原町荻原字寺上2742-1	平26.12.19
	荻原寺南門及び土塀	観音寺市大野原町荻原字寺上2742-1	平26.12.19
	四国工芸社門	観音寺市豊浜町和田字直場甲334-25	平16. 3. 2

県指定

指定区分	名称	所在地	指定・登録年月日
有形文化財 (絵画)	絹本著色両界曼荼羅図	観音寺市八幡町1-2-7	昭44. 4. 3
有形文化財 (彫刻)	木造大日如来坐像 (伝聖観音坐像) 薬師如来坐像 釈迦如来坐像	観音寺市八幡町1-2-7	昭44. 4. 3
	木造阿弥陀如来坐像	観音寺市大野原町有木478	平 2. 6.29
有形文化財 (考古資料)	観音寺市室本町出土品	観音寺市有明町3-35	昭33. 6. 5
	細形銅剣	観音寺市有明町3-35 (観音寺市郷土資料館)	昭35. 7. 7
無形民俗 文化財	和田・田野々雨乞踊	観音寺市大野原町田野々 観音寺市豊浜町和田	昭53.12.26
史跡	角塚古墳	観音寺市大野原町	昭28. 9.15
	赤岡山古墳	観音寺市大野原町中姫38-2	昭49. 6.15
天然記念物	日枝神社の樟	観音寺市柞田町丙1074	昭29. 8.18

表2-2 観音寺市内の指定・登録文化財（2）

市指定

指定区分	名称	所在地	指定・登録年月日
有形文化財 (建造物)	大野原八幡神社隨身門	観音寺市大野原町大野原1913-1	昭58.6.28
	荻原寺仁王門	観音寺市大野原町荻原2742	昭58.6.28
	大野原八幡神社本殿	観音寺市大野原町大野原1913-1	平4.2.1
	道標	観音寺市豊浜町和田浜1076-16	昭57.4.1
有形文化財 (絵画)	安永灯籠	観音寺市豊浜町和田浜1577-1	昭58.7.1
	浄土九品曼荼羅図	観音寺市八幡町1-2-7	昭58.12.19
有形文化財 (彫刻)	金剛界大日如来坐像	観音寺市八幡町1-2-7	昭41.1.13
	五百羅漢像	観音寺市室本町314	昭53.12.19
	阿弥陀三尊像	観音寺市高屋町2277	昭41.1.13
	千手観音坐像	観音寺市大野原町荻原323-1	昭58.6.28
	地藏菩薩半跏像	観音寺市大野原町丸井502	昭58.6.28
	十王像	観音寺市大野原町丸井502	昭58.6.28
有形文化財 (工芸品)	木造十二神将立像	観音寺市豊浜町和田浜1207	昭57.4.1
	懸仏	観音寺市高屋町2277	昭41.1.13
有形文化財 (書跡)	平形銅鉾	観音寺市豊浜町和田乙177	昭57.4.1
	讃岐国七宝山八幡琴引宮縁起	観音寺市八幡町1-1-1	昭41.1.13
	弘化録	観音寺市八幡町1-2-7	昭53.12.19
有形文化財 (古文書)	山崎宗鑑遺墨	観音寺市八幡町2-7-2	平15.3.20
	豊田郡姫郷内木之郷村御検地帳	観音寺市有明町3-35	昭46.3.26
	名東懸時代の地積図	観音寺市大野原町大野原1260-1	平9.1.22
	平田家文書	観音寺市大野原町大野原1260-1	平9.1.22
	地藏院聖教	観音寺市大野原町荻原2742	平15.12.25
有形文化財 (考古資料)	大般若波羅蜜多經	観音寺市豊浜町和田浜1289-1	昭58.7.1
	赤岡山古墳群出土品	観音寺市大野原町中姫42	昭49.6.15
	椀塚家出土品(土器・馬具・釘・鉄鏝)	観音寺市大野原町大野原1260-1	昭48.3.6
	安井大寺跡出土品(古瓦・古銭)	観音寺市大野原町大野原1260-1	昭48.3.6
	田野々窯跡出土人形	観音寺市大野原町大野原1260-1	昭48.3.6
	小森塚古墳群出土品	観音寺市大野原町大野原1260-1	昭48.3.6
	神田古墳付近出土弥生式土器	観音寺市大野原町大野原1260-1	昭48.3.6
	池之内出土土器	観音寺市大野原町大野原1260-1	昭48.3.6
有形民俗 文化財	赤岡山古墳出土品	観音寺市大野原町大野原1260-1	昭48.3.6
	仏足石	観音寺市八幡町2-7-2	昭41.1.13
無形民俗 文化財	力石	観音寺市豊浜町和田浜1557-1	平16.6.1
	御門弓	観音寺市室本町	平15.3.20
史跡	一夜庵	観音寺市八幡町2-7-2	昭41.1.13
	丸山古墳	観音寺市室本町字西丸山691	昭45.3.12
	興昌寺山古墳	観音寺市八幡町「興昌寺山」山頂	昭45.3.12
	青塚古墳	観音寺市原町26・27・28・29-1・30-1・30-2	昭45.3.12 平29.9.27 (追加指定)
	籾子塚古墳	観音寺市池之尻町観音寺市総合運動公園内	昭46.3.26
	院内貝塚	観音寺市豊浜町和田院内	昭58.7.1
	大木塚遺跡	観音寺市豊浜町和田乙1325	昭60.5.1
	雲岡古墳	観音寺市豊浜町和田甲1634	昭62.4.1
	台山古墳	観音寺市豊浜町和田丙41-5	平4.1.1
	天然記念物	有明浜の海浜植物群落	観音寺市室本町字有明1301-1地先ほか
生木地蔵と大樟		観音寺市大野原町中姫2288	昭51.6.10
安井菅原神社大樟と社叢		観音寺市大野原町安井1886	昭51.6.10
法泉寺羅漢楨		観音寺市大野原町田野々224-2	昭53.12.1
五郷石砂お観音さん山もみじ		観音寺市大野原町海老濱240-1	平2.2.15
法泉寺の菩提樹		観音寺市大野原町田野々224-2	昭51.6.10

表2-3 観音寺市内の指定・登録文化財件数

文化財の種類				指定区分			
				国	県	市	計
指定	有形文化財	重要文化財	建造物	2	5	7	38
			美術工芸品	7	5	26	
	無形文化財	工芸技術等					
		民俗文化財	有形民俗文化財		1	2	2
	無形民俗文化財			1	1	2	
	記念物	史跡	史跡	1	2	9	12
			名勝	1			1
		天然記念物	動物				
			植物 地質	1	1	6	7
	文化的景観						
伝統的建造物群							
小計				12	9	49	70
登録	有形文化財	建造物		17			17
総計				29	9	49	87

令和4年3月31日現在

第4節 社会環境

1 人口

合併前の観音寺市、大野原町及び豊浜町の人口は、昭和60（1985）年以降減少を続け、平成17（2005）年の合併後も新市全体の人口は減少傾向にある。総世帯数は核家族化により増加しており、平成26（2014）年をピークに一時減少したがすぐに増加に転じている。大野原町域でも合併以後人口は減少しているが、その減少率は観音寺市全体に比して低く、ほぼ横ばい状態を呈している。人口減及び世帯数の増加により、一世帯当たりの人員は減少し、世帯規模が縮小している。また、年少人口が減少する一方、老年人口はそれ以上のペースで増加している。

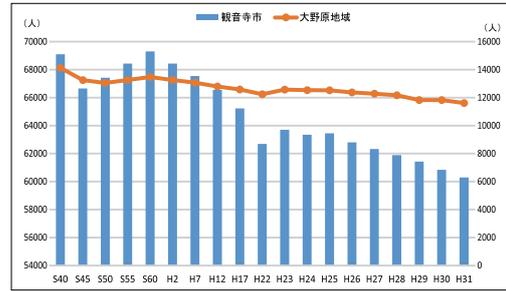


図2-11 観音寺市と大野原町域の人口推移

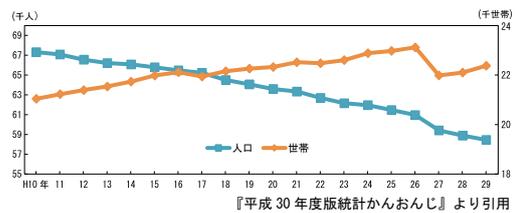


図2-12 過去20年間の人口と世帯数の推移

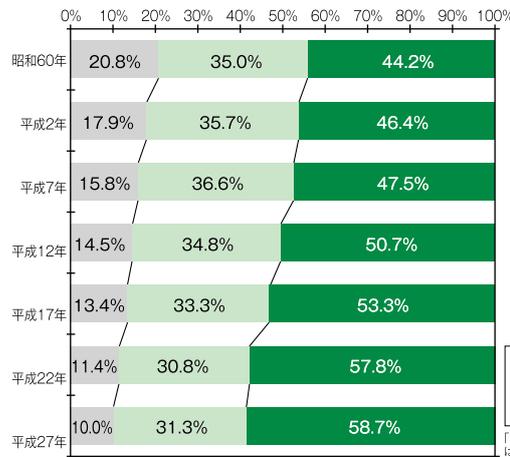
2 産業

観音寺市の就業者数と就業率は昭和60(1985)年から減少傾向が続いている。平成27（2015）年度の産業別就業者割合は、第1次産業10.0%、第2次産業31.3%、第3次産業58.7%と、第3次産業就業者が過半数を占める。



図2-13 就業者数と就業率の推移

産業分類別就業者数では「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「医療・福祉」と続く。



平成27年 産業分類別就業者数	
総数	29,406
農業、林業	2,808
うち農業	2,803
漁業	144
鉱業、採石業、砂利採取業	13
建設業	1,788
製造業	7,396
電気・ガス・熱供給・水道業	106
情報通信業	135
運輸業、郵便業	1,499
卸売業、小売業	4,231
金融業、保険業	484
不動産業、物品賃貸業	207
学術研究、専門・技術サービス業	497
宿泊業、飲食サービス業	1,141
生活関連サービス業、娯楽業	827
教育、学習支援業	1,139
医療、福祉	3,391
複合サービス事業	455
サービス業（他に分類されないもの）	1,161
公務（他に分類されるものを除く）	765
分類不能の産業	1,219
第1次産業	2,952
第2次産業	9,197
第3次産業	16,038

（国勢調査）

『第2次観音寺市総合振興計画』より引用

図2-14 産業別就業者割合の推移

3 社会教育施設

観音寺市の社会教育施設は、表2-4のとおりである。図書館は3館、公民館は分館を含め18館ある。主な生涯学習施設及びスポーツ施設は、ハイスタッフホール（観音寺市民会館）、観音寺市総合運動公園等があげられる。観音寺市総合運動公園は、歴史や自然が溢れる空間に総合運動公園施設を配した都市公園で、陸上競技場、野球場、テニスコート、多目的広場などが整備されているが、その一角で罐子塚古墳も大きな存在感を示している。

観音寺市有明ふれあい海岸施設は瀬戸内海国立公園で鳥獣保護区でもあり、自然を重視して開発された地域として市民の憩いの場となっている。資料館施設はふるさと学芸館、豊浜郷土資料館、伊吹島民俗資料館及び出土遺物等を保管する収蔵庫があげられる。

ふるさと学芸館は旧紀伊小学校の校舎を利用した体験型の博物館類似施設で、考古資料を含めた歴史、民俗及び自然科学など各分野を幅広く展示しており、昔の生活・農耕等で実際に利用されていた道具を使い、昔の暮らしに関する体験活動が行われている。本施設には史跡大野原古墳群を紹介するコーナーも設置されている。

豊浜郷土資料館は豊浜地区の特産である綿（棉）を中心に歴史文化・産業、そして農業と生活文化を展示している資料館で、昔ながらの道具である糸車を使った糸紡ぎの体験コーナーがある。また、「豊浜郷土資料館サポーター養成講座」を毎年開催しており、実技などを通して綿についてしっかり学ぶことができる。

伊吹島民俗資料館では伊吹島内から集められた漁具、民具その他の伊吹島固有の資料を多数展示している。



写真2-20 観音寺市総合運動公園



写真2-21 ふるさと学芸館



写真2-22 豊浜郷土資料館



写真2-23 伊吹島民俗資料館

表 2-4 観音寺市の主な社会教育施設

【図書館】

区分・名称	住所
観音寺市立中央図書館	坂本町一丁目1番1号
観音寺市立大野原図書館	大野原町大野原1368番地1
観音寺市立豊浜図書館	豊浜町和田浜1531番地1

【公民館】

区分・名称	住所
観音寺市中央公民館	坂本町一丁目1番1号
観音寺市高室公民館	高屋町884番地
観音寺市常磐公民館 (常磐総合コミュニティセンター)	植田町458番地3
観音寺市柞田公民館	柞田町丙1537番地
観音寺市木之郷公民館	木之郷町795番地
観音寺市粟井公民館	粟井町1516番地
観音寺市豊田公民館	原町270番地1
観音寺市一ノ谷公民館 (一ノ谷総合コミュニティセンター)	古川町85番地1
観音寺市伊吹公民館	伊吹町263番地
観音寺市観音寺東公民館	茂西町一丁目1番28号
観音寺市観音寺南公民館	観音寺町甲2942番地1
観音寺市観音寺西公民館	港町二丁目9番40号
観音寺市大野原中央公民館	大野原町大野原1260番地1
観音寺市豊浜中央公民館	豊浜町和田浜1531番地1

【公民館(分館)】

区分・名称	住所	
観音寺市大野原中央公民館	萩原公民館	大野原町萩原2363番地1
	五郷公民館	大野原町井関341番地
	紀伊公民館	大野原町丸井313番地1
	中姫公民館	大野原町中姫947番地2

【生涯学習施設・体育館・スポーツ施設等】

区分・名称	住所
ハイスタッフホール(観音寺市民会館)	観音寺町甲1186番地2
伊吹島民俗資料館	伊吹町479番地1
観音寺市有明ふれあい海岸施設	室本町475番地
観音寺市立総合体育館	池之尻町1071番地
観音寺市総合運動公園	池之尻町1071番地
大野原農業者トレーニングセンター	大野原町大野原1994番地
大野原会館	大野原町中姫1247番地1
萩の丘公園多目的広場	大野原町萩原乙139番地1
ふるさと学芸館	大野原町丸井313番地
観音寺市豊浜総合体育館(すぽっシュ TOYOHAMA)	豊浜町和田浜784番地1
観音寺市豊浜トレーニングセンター	豊浜町和田浜1126番地2
観音寺市立豊浜野球場	豊浜町和田浜1128番地1
観音寺市高須賀夕映え公園多目的広場	豊浜町和田浜1531番地28
豊浜郷土資料館	豊浜町姫浜982番地1
一の宮テニスコート	豊浜町姫浜98番地
豊浜南部多目的広場	豊浜町和田495番地1



背景図 出典：国土地理院発行 電子国土基本図

凡例

- 社会教育施設

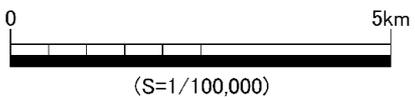


図2-15 観音寺市の主な社会教育施設

4 観光

(1) 主な観光資源

観音寺市の主な観光資源は以下のものがある。

琴弾公園は瀬戸内海国立公園にも含まれている名勝で、広大な園内には「日本の渚百選」の有明浜や四国八十八ヶ所霊場第68番札所 神恵院、同69番札所 観音寺、「寛永通宝」の銭形砂絵、世界125か国のコインや紙幣が展示されている「世界のコイン館」等があり「日本の歴史公園100選」にも選出されている。

高屋神社は讃岐式内社24社の一つで、稲の神様として親しまれている。標高404mの山頂にあり、270段の急な石段を上った頂上からは、燧灘や観音寺市域が一望できることから「天空の鳥居」とも称される絶好のビュースポットでもある。豊稔池堰堤は柞田川上流に築造された国内最初期のマルチプル・アーチ式ダムで、平成18（2006）年12月に国の重要文化財に指定された。粟井神社は讃岐式内社24社の一つで、初夏の「あじさい祭り」が有名である。萩原寺は弘法大師が開基したという寺で、県の自然記念物に指定されている萩が有名で秋には「萩まつり」が行われている。雲辺寺は四国霊場第66番札所で香川県内の1番札所になる。四国霊場中最高峰に位置する寺院まで登山ロープウェイが麓の山麓駅から山頂駅を約7分で結んでいる。ちょうさ会館は豊浜町に伝わる「ちょうさ」や観音寺三大祭りの1つである「ちょうさ祭り」の魅力を発信する施設である。一の宮公園は白砂青松の遠浅海岸にビーチハウスや広大な芝生広場、野外ステージなどがあり、イサム・ノグチがデザインした遊具彫刻は全国2位の設置数である。

(2) 観光客数

「地域資源の活用と観光客にとって魅力的な地域づくりを進めることで、経済の活性化と心豊かなまちをつくる」という観光振興の方向性を明らかにするために観光の現状を把握し、平成30（2018）年9月



写真2-24 琴弾公園



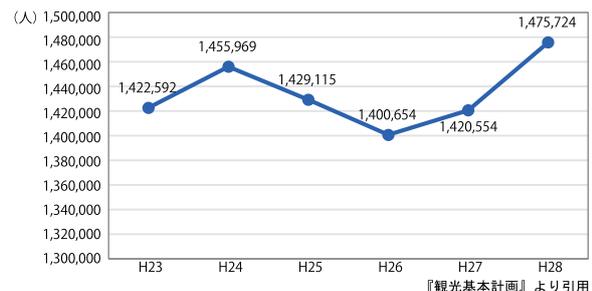
写真2-25 高屋神社



写真2-26 豊稔池堰堤



写真2-27 ちょうさ会館



『観光基本計画』より引用

図2-16 観音寺市への観光客数の推移

に『観音寺市観光基本計画』が策定された。この計画は平成30(2018)年度から令和9(2027)年度までの10年間を計画期間とし、令和5(2023)年に見直しをするもので、「第2次観音寺市総合振興計画」に掲げる市の観光に関する施策を体系的に示したものである。それによると、観音寺市を訪れる観光客数は近年140万人程度で推移している。観光客が多く訪れている観光地は、銭形砂絵のある琴弾公園や四国遍路の札所である神恵院・観音寺、雲辺寺ロープウェイや高屋神社(天空の鳥居)、豊稔池などである。

なお、観音寺市における外国人観光客は数字としてあがっていない。

5 都市計画区域

観音寺市の都市計画区域は、観音寺都市計画区域(1,713ha)と豊浜都市計画区域(265ha)がある。

観音寺市が令和3(2021)年に策定したマスタープランでは、史跡大野原古墳群が所在する大野原地区は観音寺中南部地域に区分されている。同地域は都市計画区域外にあたり、国道377号沿道に集落が形成された農業が盛んな地域とされている。



図2-17 観音寺市の観光資源



図2-18 観音寺市の都市計画図

第3章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯と調査成果

1 指定に至る経緯

史跡大野原古墳群は、柞田川が形成した扇状地のほぼ中央に築かれた古墳時代後期から終末期の古墳群である。中でも椀貸塚古墳は、近世以降の絵図や古文書、地誌等に登場し、その存在は古くから知られていた。また、昭和28（1953）年には椀貸塚古墳、平塚古墳及び角塚古墳の3基の古墳が香川県指定史跡に指定される等、かねてより讃岐屈指の「巨石墳」として学術的にも認識されてきた。

合併前の大野原町においては、平成8（1996）年度に平塚古墳と角塚古墳の開口部扉及び説明板の設置がなされる等、各古墳の整備が行われ、平成9（1997）年度には、椀貸塚古墳及び平塚古墳の石室内部の保全が危惧され、抜本的対策として将来的な石材補充や積み直し等が検討される中で、一時的応急措置として石室内に支保工が設置された。平成17（2005）年の市町合併に伴い史跡大野原古墳群の保存状態を点検したところ、支保工の腐食状態が激しく、保存・活用の見通しが立たない状態であった。そのため、平成18（2006）年度に本市教育委員会では「香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳保存・活用検討委員会」（表3-1）を立ち上げ、古墳の基礎的なデータを得るために石室実測や墳丘測量調査を実施し、計5回開催された委員会での審議をもとに「保存・活用検討委員会からの報告書」を作成した。報告書内には「大野原古墳群の保存・活用をより効果的に進めていくためには、その文化財的価値により国指定史跡への道も有効な選択肢の一つ

であると判断するに至った。」（註）とあり、平成21（2009）年度から「香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳調査・整備委員会」（表3-3）を設置し、史跡指定を目的とした範囲確認調査を平成21（2009）年度～同25（2013）年度にかけて実施した。調査の結果、各古墳の墳形、規模及び外周施設の様相が明らかとなり、卓越した規模の墳丘と外周施設及び横穴式石室を内包した盟主的な古墳が6世紀後葉から7世紀第2四半期にかけて、同一地点で3世代にわたり継起的に築造されたことが判明し、平成27（2015）年10月7日に「大野原古墳群 椀貸塚古墳 平塚古墳 角塚古墳」として国の史跡に指定された。（「史

表3-1 委員会一覧

委員会の名称	年度	調査対象古墳
香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳保存・活用検討委員会	平成18年度 ？ 平成20年度	椀貸塚古墳 平塚古墳 角塚古墳
香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳調査・整備委員会	平成21年度 ？ 平成26年度	椀貸塚古墳 平塚古墳 角塚古墳 岩倉塚古墳
国指定史跡大野原古墳群等重要遺跡保存・活用検討委員会	平成28年度 ？ 平成30年度	岩倉塚古墳 青塚古墳

表3-2

香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳保存・活用検討委員会

香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳保存・活用検討委員会		
任期 H18.12.25～H21.3.31		
会長	守谷貞和	観音寺市文化財保護審議会会長
副会長	丹羽佑一	香川大学 経済学部教授（考古学）
委員	高瀬要一	独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 文化遺産部長（遺跡整備）
委員	大久保徹也	徳島文理大学 文学部文化財学科教授（考古学）
委員	菱田哲郎	京都府立大学 文学部歴史学科准教授（考古学）
委員	横山照美	観音寺市文化財保護協会会長
委員	柘植宗尚	大野原八幡神社 宮司（所有者及び地元代表）

跡名勝天然記念物 重要文化的景観 登録記念物指定等目録」(文化庁作成。以下「目録」という。)において、種別欄には「史跡」、指定理由欄には「貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡」と記載されている。

表3-3 香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳調査・整備委員会委員

香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳調査・整備委員会		
任期 H21.8.1～H23.7.31	任期 H23.8.1～H25.7.31	任期 H25.8.1～H27.7.31
会長 守谷 貞和 観音寺市文化財保護審議会 会長	会長 守谷 貞和 観音寺市文化財保護審議会 会長	会長 守谷 貞和 観音寺市文化財保護審議会 会長
副会長 丹羽 佑一 香川大学 経済学部教授(考古学)	副会長 丹羽 佑一 香川大学 経済学部教授(考古学)	副会長 丹羽 佑一 元 香川大学 経済学部教授(考古学)
委員 高瀬 要一 元 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 文化遺産部長(遺跡整備)	委員 高瀬 要一 元 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 文化遺産部長(遺跡整備)	委員 高瀬 要一 元 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 文化遺産部長(遺跡整備)
委員 大久保徹也 徳島文理大学 文学部文化財学教授(考古学)	委員 大久保徹也 徳島文理大学 文学部文化財学教授(考古学)	委員 大久保徹也 徳島文理大学 文学部文化財学教授(考古学)
委員 菱田 哲郎 京都府立大学 文学部歴史学科准教授(考古学)	委員 菱田 哲郎 京都府立大学 文学部歴史学科教授(考古学)	委員 菱田 哲郎 京都府立大学 文学部歴史学科教授(考古学)
委員 田中 寛 観音寺市文化財保護協会 会長	委員 野口 雅澄 観音寺市文化財保護協会 会長	委員 野口 雅澄 観音寺市文化財保護協会 会長
委員 柘植 宗尚 大野原八幡神社 宮司(所有者及び地元代表)	委員 柘植 宗尚 大野原八幡神社 宮司(所有者及び地元代表)	委員 柘植 宗尚 大野原八幡神社 宮司(所有者及び地元代表)

註 香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳保存・活用検討委員会報告書
(詳細については資料編『香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳保存・活用検討委員会からの報告書～大野原古墳群の保存と活用のために～』参照。)

2 平成27年10月7日の史跡指定

(1) 指定の告示

文部科学省告示第168号(抜粋)

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成27年10月7日

文部科学大臣 下村 博文

名称	所在地	地域
大野原古墳群 椀貸塚古墳 平塚古墳 角塚古墳	椀貸塚古墳 香川県観音寺市大野原町 大野原字椀貸塚 平塚古墳 同 字平塚	1913番1のうち実測4496.13平方メートル、1913番2、1913番6のうち実測562.36平方メートル 右の地域に介在する水路敷を含む。 1506番3、1532番1、1532番3、1532番6、1533番、1534番2のうち実測385.69平方メートル 香川県観音寺市大野原町大野原字平塚1532番1と同1535番1に南接する道路敷に挟まれ同1534番2と同1700番1に挟まれるまでの道路敷のうち実測337.07平方メートル、同1506番3と同1532番1に挟まれ同1505番1と同1532番1に挟まれるまでの水路敷のうち実測36.11平方メートルを含む。

	角塚古墳 同 字平塚	<p>1667番1のうち実測164.04平方メートル、1667番3のうち実測54.47平方メートル、1679番1のうち実測152.74平方メートル、1681番1のうち実測1110.69平方メートル、1681番2、1681番3、1682番1のうち実測208.13平方メートル、1682番2のうち実測54.23平方メートル、1687番のうち実測100.56平方メートル、1688番1のうち実測114.80平方メートル、1688番2のうち実測19.07平方メートル</p> <p>香川県観音寺市大野原町大野原字平塚1680番1と同1667番3に南接する水路敷に挟まれ同1682番2と同1665番3に挟まれるまでの道路敷のうち実測115.08平方メートル、同1680番1に北接する道路敷と同1667番3に挟まれ同1666番1と同1667番1に挟まれるまでの水路敷のうち実測18.77平方メートル、同1688番2と同1687番に挟まれ同1688番1と同1687番に挟まれるまでの水路敷のうち実測7.06平方メートルを含む。</p> <p>備考 一筆の土地・道路敷及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を香川県教育委員会及び観音寺市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。</p>
--	---------------	---

(2) 指定説明文

大野原古墳群は、瀬戸内海の燧灘を望む香川県西端の観音寺市大野原町に所在し、讃岐山脈を源とする杵田川が形成した扇状地のほぼ中央部の標高約30メートル付近で海への眺望が開けた場所に位置している。

観音寺市教育委員会は平成18年度から、古墳群の保存と活用を図ることを目的に、近接して存在している3基の古墳の範囲と内容を明らかにするための発掘調査を実施してきた。

椀貸塚古墳は直径37.2メートル、墳丘高9.5メートルの円墳で、さらにその外側には二重の周溝とその間には若干の盛土をもって整えた周堤がある。それらを含めると、直径70メートルの円墳となる。埋葬施設は、南西方向に開口する大型横穴式石室で、羨道、前室、玄室（後室）という複室構造をとり、全長は14.8メートルである。玄室奥壁は四段積み、左右の側壁はおおむね五段積みの持ち送り構造で、玄室の平面プランは緩やかな胴張構造をとる。玄門部は、内側に突出した玄門立柱石の上部に楣石を横架し、その上に天井石として大型石材一石を斜め架けする。なお、前室の袖石の上部にも玄門部同様に楣石が天井石より一段低く横架されている。出土遺物には、須恵器の杯・高杯・提瓶・甕などの破片がある。これらの内容から、古墳の築造は六世紀後葉と考えられる。

平塚古墳は直径50.2メートルの香川県最大の円墳である。墳丘高は約7メートル、特に石室下位部分の盛土は堅く叩き締められていた。周囲には幅8.4メートルの周溝が廻り、それを含めると直径66.7メートルとなる。埋葬施設は南西方向に開口する両袖式の横穴式石室であり、羨道入口の天井石がわずかに低く高架され、羨門石が内側に少し突出するなど、複室構造の名残が看取される単室構造である。石室は全長13.2メートルで、玄室奥壁は三段積み、左側壁は四段積みであり、玄室横断面形は台形となる。玄門部は、玄門立柱石を内側に突出して配置し、その上に前壁となる大型の玄門部天井石を高架する。それを左右の玄門立柱石と支え石の計四石で支える特異な形態である。出土遺物には、須恵器

の杯・高杯・甕、土師器の甕などがある。これらの内容から、古墳の築造は七世紀初頭と考えられる。

角塚古墳は、墳丘長軸長約42メートル、短軸長約38メートルの方墳で、墳丘高は約9メートルである。周囲には幅3.3メートル程度の周溝が廻り、周濠を含めると長軸約48.4メートル、短軸約44.5メートルとなる。埋葬施設は南東方向に開口する両袖式の単室構造の横穴式石室で、全長は12.5メートルである。玄室奥壁、左側壁とも一段積みである。出土遺物には、いずれも小片であるが須恵器の杯・甕などがある。これらの内容から、古墳の築造は七世紀前半と考えられる。

大野原古墳群は、六世紀後葉から七世紀前半にかけて卓越した規模の墳丘を有し、しかも三世代にわたり継続的に築造されたが、こうした事例は西日本において稀である。そして、横穴式石室の規模は、各時期いずれも四国においては最大か最大級で、3基の古墳で採用された石室形態に酷似した形のもので四国各地において点在しており、この古墳群の被葬者が一貫して主導し、四国各地の勢力と一定の関係を保持していたことが考えられる。

このように、大野原古墳群は、大規模な墳丘及び横穴式石室を有し、古墳時代後期における四国さらには西日本における政治や社会の在り方を知る上で、極めて重要である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

*文化庁文化財部監修『月刊文化財』（624号：平成27年9月1日発行）より抜粋

3 史跡を管理すべき団体の告示

観音寺市教育委員会は、平成27（2015）年1月28日付け26観教文第682号にて管理団体の意見具申を文化庁長官宛てに行い、平成28（2016）年文化庁告示第2号にて観音寺市（所在地は香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号）が管理団体に指定された。

文化庁告示第2号（抜粋）

文化財保護法（昭和23年法律第212号）第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年2月3日

文化庁長官 青柳 正規

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
大野原古墳群 椀貸塚古墳 平塚古墳 角塚古墳	平成27年文部科学省告示第168号	観音寺市（香川県）

4 追加指定に至る経緯

椀貸塚古墳、平塚古墳及び角塚古墳が大野原古墳群として国史跡に指定されたことを受け、本市教育委員会は平成28(2016)年「香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳調査・整備委員会」を廃止するとともに、「国指定史跡大野原古墳群等重要遺跡保存・活用検討委員会」（以下「保存・活用検討委員会」という。）を立ち上げ、史跡大野原古墳群の成立を考える上で視野に入れるべき市内遺跡を重要遺跡として取り上げ、確認調査を進めていくことで保存活用のための基礎データの収集を図っていくこととした。そのため、史跡大野原古墳群を構成する重要遺跡であると考えられる岩倉塚古墳（椀貸塚古墳に東接）の追加指定を目的とした確認調査については、平成28(2016)年度以降において保存・活用検討委員会の議論に基づき行った。

平成26(2014)～30(2018)年度にかけて実施した確認調査では岩倉塚古墳の墳形、墳丘規模、築造状況、石室位置、帰属時期等が判明するとともに、

東石室及び西石室出土須恵器や石室形態の変遷等から、椀貸塚古墳（TK43式並行期）・岩倉塚古墳（TK43式並行期）→平塚古墳（TK209式並行期）→角塚古墳（TK217式並行期）という築造順序が推定できた。また、墳丘、外周施設及び石室規模の比較を通じて岩倉塚古墳が椀貸塚古墳に準ずる存在であることが判明した。岩倉塚古墳の西石室が前代の盟主的な古墳である母神山古墳群中の鐘子塚古墳とほぼ同規模であることは史跡大野原古墳群の成立に伴い盟主的な古墳を支える領域や枠組が大きく飛躍したことを示唆するとともに、古墳群造営開始期において多様な階層構造が存在したことを示す古墳と評価され、令和2(2020)年に追加指定された。（追加指定後も、目録において、その指定理由欄には「貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡」と記載されている。）

5 令和2年3月10日の追加指定

(1) 指定の告示

文部科学省告示第21号（抜粋）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和2年3月10日

文部科学大臣 萩生田 光一

表3-4

国指定史跡大野原古墳群等重要遺跡
保存・活用検討委員会

国指定史跡大野原古墳群等 重要遺跡保存・活用検討委員会		
任期 H28.6.30～H30.6.29		
会長	守谷貞和	観音寺市文化財保護審議会会長
副会長	丹羽佑一	香川大学名誉教授
委員	高瀬要一	元 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 文化遺産部長
委員	大久保徹也	徳島文理大学 文学部教授
委員	菱田哲郎	京都府立大学 文学部教授
委員	柘植宗尚	大野原八幡神社 宮司
委員	久保道生	観音寺市文化財保護審議会委員
任期 H30.6.30～R2.6.30		
会長	大平幸男	観音寺市文化財保護審議会委員
副会長	丹羽佑一	香川大学名誉教授
委員	高瀬要一	元 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 文化遺産部長
委員	大久保徹也	徳島文理大学 文学部教授
委員	菱田哲郎	京都府立大学 文学部教授
委員	柘植宗尚	大野原八幡神社 宮司
委員	久保道生	観音寺市文化財保護審議会委員

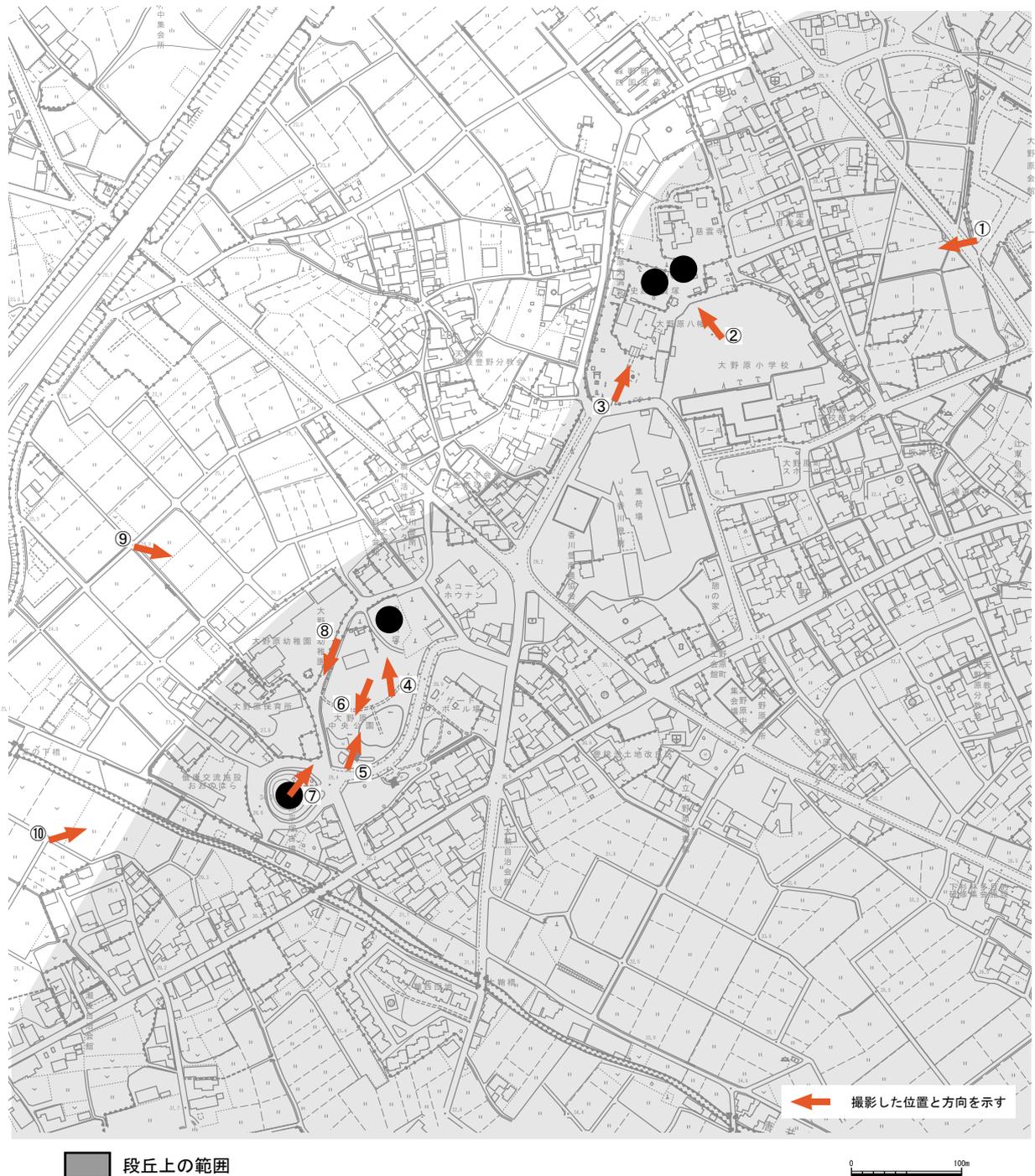


図3-1 史跡大野原古墳群周辺環境図



① 大野原会館前道路より椀貸塚古墳



② 大野原小学校校庭より椀貸塚古墳



③ 大野原八幡神社駐車場より椀貸塚古墳



④ 大野原中央公園より角塚古墳



⑤ 大野原中央公園より角塚古墳



⑥ 大野原中央公園より平塚古墳



⑦ 平塚古墳墳丘より角塚古墳



⑧ 大野原こども園前より平塚古墳



⑨ 平塚古墳西方より大野原古墳群



⑩ 角塚古墳西方より大野原古墳群

写真3-1 史跡大野原古墳群周辺環境

上欄		中欄		下欄
名称	関係告示	所在地	地域	名称
大野原古墳群 椀貸塚古墳 平塚古墳 角塚古墳	平成27年 文部科学省告示 第168号	岩倉塚古墳 香川県観音寺市 大野原町大野原 字椀貸塚	1883番のうち実測2359.76平方メートル、 1892番1のうち実測1348.06平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するもの については、地域に関する実測図を香川県文化財 担当部局及び観音寺市文化財担当部局に備え置 いて縦覧に供する。	大野原古墳群 椀貸塚古墳 平塚古墳 角塚古墳 岩倉塚古墳

(2) 指定説明文

大野原古墳群は、燧灘を望む香川県西端、柞田川が形成した扇状地のほぼ中央部、標高約30メートルの位置に所在する古墳時代後期から終末期の古墳群である。六世紀後半から七世紀前半の3基の四国最大規模の横穴式石室を有する首長墓が継続的に築造され、古墳時代後期から終末期における四国の政治的動向を示す古墳群として重要であることから、椀貸塚古墳、平塚古墳及び角塚古墳の3基が平成27年に史跡指定された。

今回、追加指定しようとするのは、椀貸塚古墳に隣接する岩倉塚古墳である。岩倉塚古墳は、観音寺市教育委員会が平成20年、26年、28年から30年に発掘調査を実施した結果、周濠のない直径36.4～38.2メートルの円墳で、墳丘の一部は椀貸塚古墳の外濠に被覆して築造されていることが明らかとなった。埋葬施設は、玄室長4.4～4.5メートル、玄室幅2.2～2.4メートルで、羨道部長1.2メートルの横穴式石室が現存し、その開口部の南側では墓道が検出された。さらに、現存する横穴式石室の10メートル東側で、東西幅5メートルの大型土坑とその南側で墓道とみられる溝が発見された。大型土坑の主軸方向が現存する横穴式石室と一致すること、墓道とみられる溝の存在、大型土坑と石室の須恵器が同時期であることなどから、大型土坑は現存する横穴式石室に並行して構築された石室の石材抜き取り痕と考えられる。

岩倉塚古墳は、出土遺物及び石室の特徴から、椀貸塚古墳に後出し、平塚古墳以前に築造された複数の埋葬施設をもつ円墳と考えられる。墳丘規模は大野原古墳群の他の3基に遜色のないものの、周濠がなく、石室規模が小さいことから、他の3基同様首長墓の系列を構成するのではなく、椀貸塚古墳の従属墳と位置付けられる。このことは、単一の首長墓系列というこれまでの本古墳群の評価に対し、本古墳群の形成段階では階層構造が存在したことを示すと評価できる。

今回、岩倉塚古墳を追加指定するとともに、その名称を「大野原古墳群 椀貸塚古墳 平塚古墳 角塚古墳 岩倉塚古墳」に変更し、保護の万全を図るものである。

*文化庁文化財部監修『月刊文化財』（677号：令和2年2月1日発行）より抜粋

6 県指定史跡の一部指定解除及び名称変更

平成27（2015）年10月7日付で椀貸塚古墳、平塚古墳及び角塚古墳が大野原古墳群として国の史跡に指定されたことで、その指定範囲が従来の県指定史跡「古墳椀貸塚、角塚及び平塚」の指定範囲の大部分を網羅する形となった。そのため、県指定範囲のうち、国指定範囲と重複する箇所は自動的に解除となった。その結果、平塚古墳では国指定範囲が県指定範囲を完全に網羅する形となったため、県指定範囲の全てが自動的に解除となった一方、椀貸塚古墳と角塚古墳については、国指定範囲と県指定範囲の両方が存在することとなった。

このうち、椀貸塚古墳では、国指定に際する確認調査に基づく墓域の復元範囲から、県指定史跡範囲南半が外れる形となったため、当該指定範囲における国指定範囲との関係や他古墳等の有無を確認するために、平成28（2016）年3月に観音寺市教育委員会が発掘調査を実施した。その結果、古墳の存在を推測させる遺物、遺構は皆無であることが判明し、県指定史跡としての価値を失っているものと考えられることから、指定解除となった。一方、角塚古墳の県指定範囲のうち、国指定範囲と重複しない箇所については、国指定に向けた確認調査に基づく墓域の復元範囲から墳丘の一部であることが確実であるが、当該箇所が墓地である故に、国指定の条件が整わなかったという経緯があり、県指定史跡として残存する形となった。

以上のことから、県指定史跡「古墳椀貸塚、角塚及び平塚」の指定範囲は、角塚古墳の一部のみとなったため、指定範囲と県指定史跡の名称の整合を図るために、平成28（2016）年9月9日に、これまでの名称である「古墳椀貸塚、角塚及び平塚」から「角塚古墳」へ名称変更が行われた。

香川県教育委員会告示第1号

香川県指定史跡「古墳椀貸塚、角塚及び平塚」（昭和28年香川県教育委員会告示第38号）のうち 椀貸塚古墳及び角塚古墳の一部並びに平塚古墳は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による史跡として平成27年10月7日指定されたことから、当該香川県指定史跡の一部の指定は、同日解除されたものとされたので、香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第32条第3項において準用する同条例第5条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年9月9日

香川県教育委員会

香川県教育委員会告示第2号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第31条第1項の規定により、昭和28年香川県教育委員会告示第38号の香川県指定史跡のうち椀貸塚古墳の指定を解除し、その名称を「角塚古墳」に改める。

平成28年9月9日

香川県教育委員会

7 指定に至る調査経過

史跡大野原古墳群の調査に関しては旧大野原町教育委員会が主体となって平成5（1993）年に大野原中央公園造成に伴う角塚古墳の確認調査が、平成14（2002）年及び平成15（2003）年に『新修大野原町誌』編纂に伴い岩倉塚古墳の調査が行われる等断続的に実施されてきた。平成17（2005）年の新観音寺市発足後は本市教育委員会が主体となって史跡指定を目的とした各古墳の調査が平成18（2006）年度から平成30（2018）年度にかけて継続的に実施された。以下に各古墳の調査歴を記す。

(1) 椀貸塚古墳

平成19（2007）年度から平成20（2008）年度にかけて地形測量及び石室実測を実施した。

平成21（2009）年度から発掘調査に着手し、石室開口部と墳丘周囲に5か所の調査トレンチを設定して、石室全長と墳丘規模の把握に努めた。石室開口部に設定したトレンチでは羨道側壁及び閉塞土を検出することで、従前の石室全長の見直しを図った。平成23（2011）年度には墳丘周囲に6か所の調査トレンチを設定し、補足調査を実施した。設定したトレンチのうち、トレンチ6及び10において、外周施設（二重周溝・周堤）を確認した。

平成24（2012）年度及び平成25（2013）年度には墳丘東側に1か所ずつ調査トレンチを設定し、補足調査を実施しており、このうち平成24（2012）年度に実施したトレンチ12の調査では、東接する岩倉塚古墳の墳丘が椀貸塚古墳の外周溝を一部被覆して築かれている状況を確認したことで、両者の築造順が判明した。



写真3-2 椀貸塚古墳 墳丘（合成写真）



写真3-3 トレンチ12全景
（椀貸塚古墳側から岩倉塚古墳を望む）

表3-5 椀貸塚古墳調査歴

期間	調査主体	内容	特記事項
平成19年2月～8月	観音寺市 教育委員会	石室実測 墳丘測量	・石室と墳丘に関する基礎資料を作成した。
平成21年7月～ 平成22年3月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ1～5	・墳形・規模を確認した。 ・トレンチ2で石室羨道部及び閉塞土を確認した。
平成23年5月～11月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ6～11	・トレンチ6・10で外周施設（二重周溝・周堤）を確認した。
平成24年8月～10月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ12	・岩倉塚古墳の墳丘が椀貸塚古墳の外周溝を一部被覆して築かれている状況を確認した。
平成25年10月～11月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ13	・トレンチ12で検出した椀貸塚古墳と岩倉塚古墳の重複関係は確認できなかった。

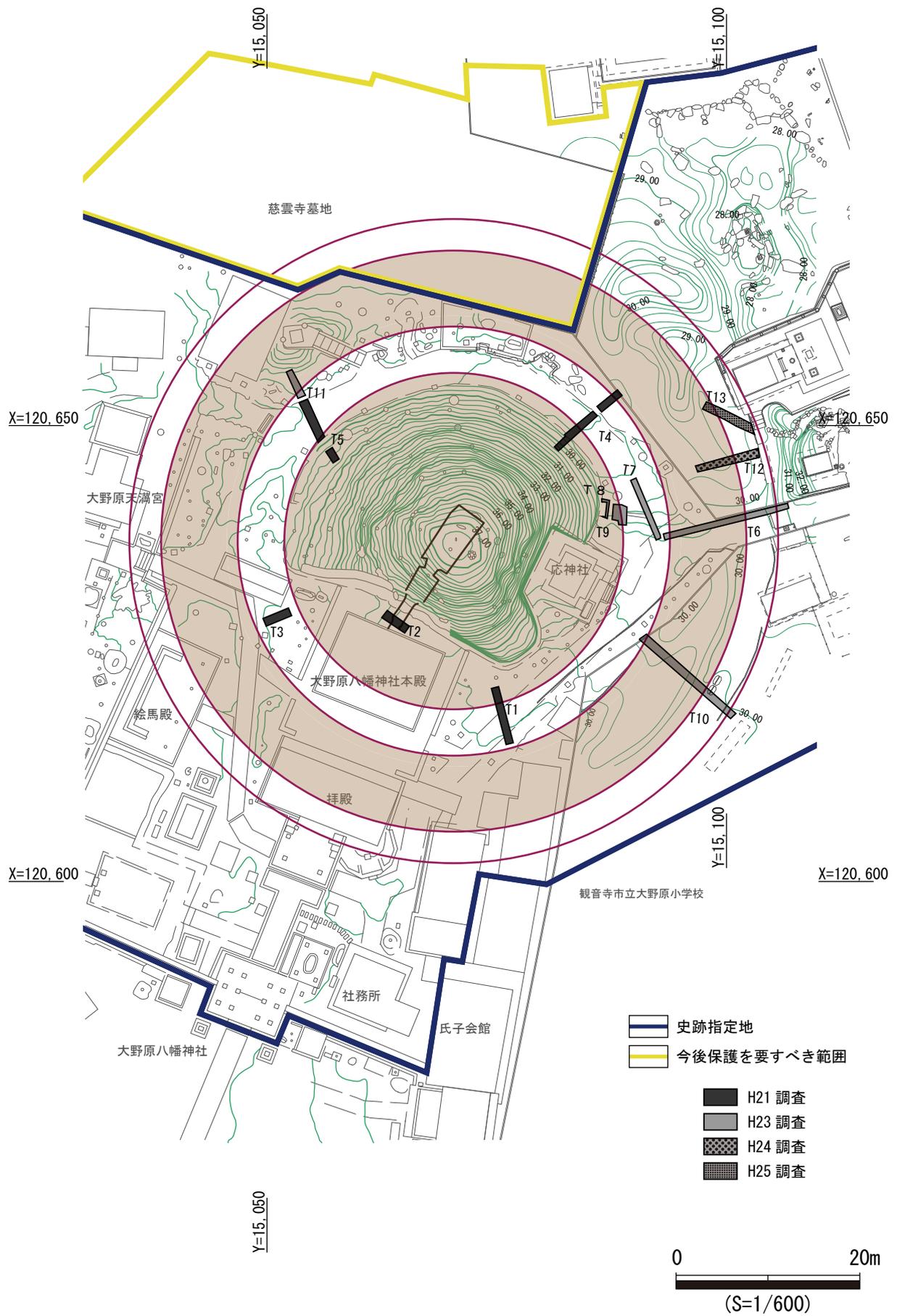


図3-2 椀袋塚古墳トレンチ配置図

(2) 平塚古墳

平成19(2007)年度から平成21(2009)年度にかけて地形測量と石室実測を実施した。

発掘調査は平成22(2010)年度から平成23(2011)年度にかけて実施し、石室開口部手前及び墳丘周囲に合計9か所の調査トレンチを設定した。石室開口部手前に設定したトレンチ1では版築状の盛土を検出するなど、石室付近において入念に盛土が施された状況、トレンチ4及び8では地山を堤状に削り残し、その内側に盛土を施す特徴的な墳丘の構築状況をそれぞれ確認した。なお、トレンチ1同様に石室開口部前面に設定したトレンチ2では羨門石と考えられる石材とその外側で30～50cm程度の石材を小口積みした石積みを検出している。



写真3-4 平塚古墳 墳丘



写真3-5 トレンチ2
石室右側壁外部の石積み検出状況

表3-6 平塚古墳調査歴

期間	調査主体	内容	特記事項
平成19年12月～ 平成20年4月	観音寺市 教育委員会	石室実測 墳丘測量	
平成21年11月～ 平成22年2月	観音寺市 教育委員会	墳丘測量	
平成22年11月～ 平成23年3月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ1～8	<ul style="list-style-type: none"> ・墳形及び周溝の範囲を確認した。 ・トレンチ1で羨門石と右側壁外部の石積みを検出した。 ・トレンチ4及び8で堤状遺構を確認した。
平成24年2月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ9	<ul style="list-style-type: none"> ・周溝外縁部の立ち上がりを確認した。

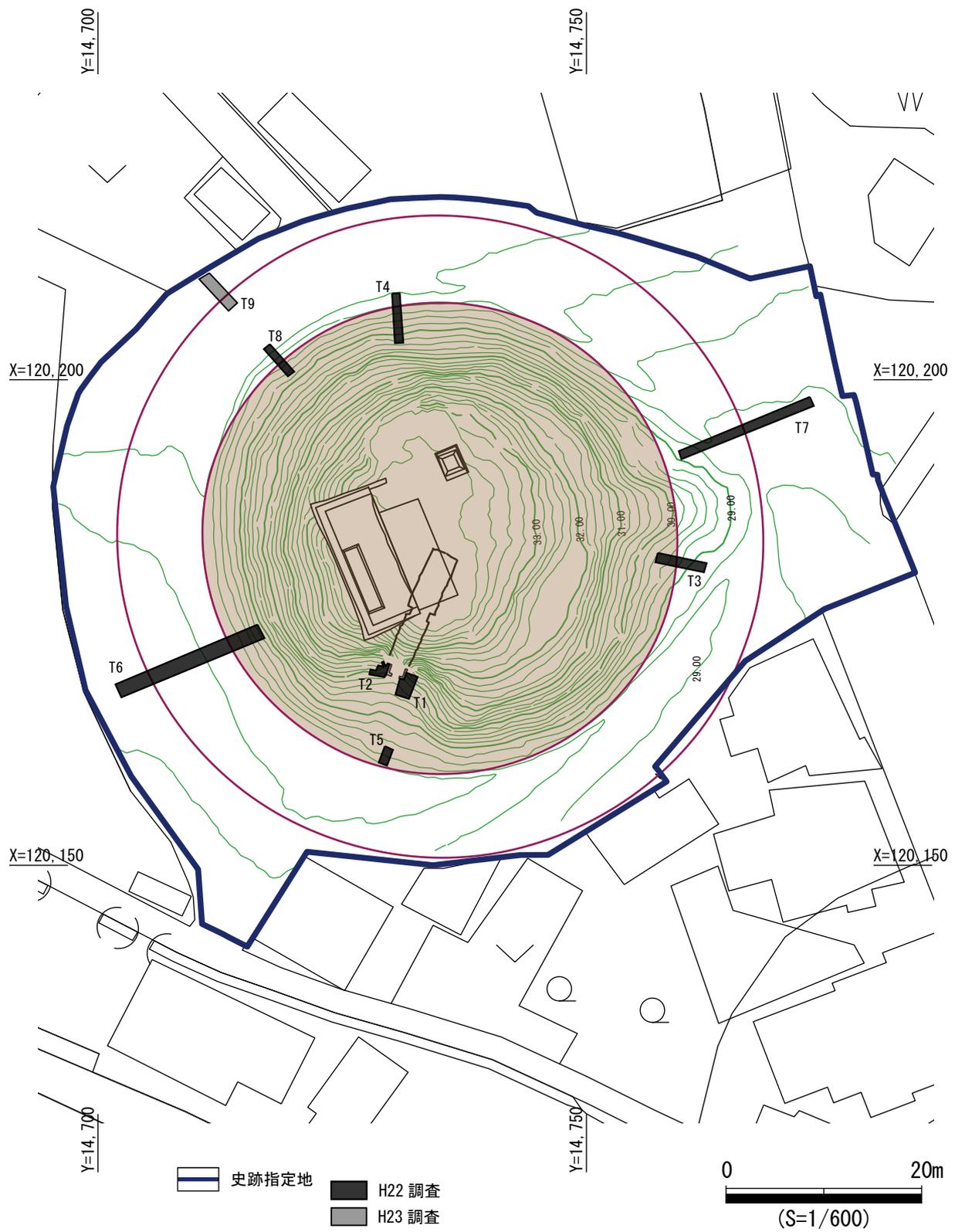


図3-3 平塚古墳トレンチ配置図

(3) 角塚古墳

角塚古墳の調査は、平成5（1993）年度から平成6（1994）年度にかけて大野原中央公園造成に伴う墳丘測量及び範囲確認調査が実施された。当該発掘調査は墳丘周囲（西側及び南側）において合計4か所のトレンチを設定して行い、周溝を確認している。



写真3-6 角塚古墳 墳丘（合成写真）

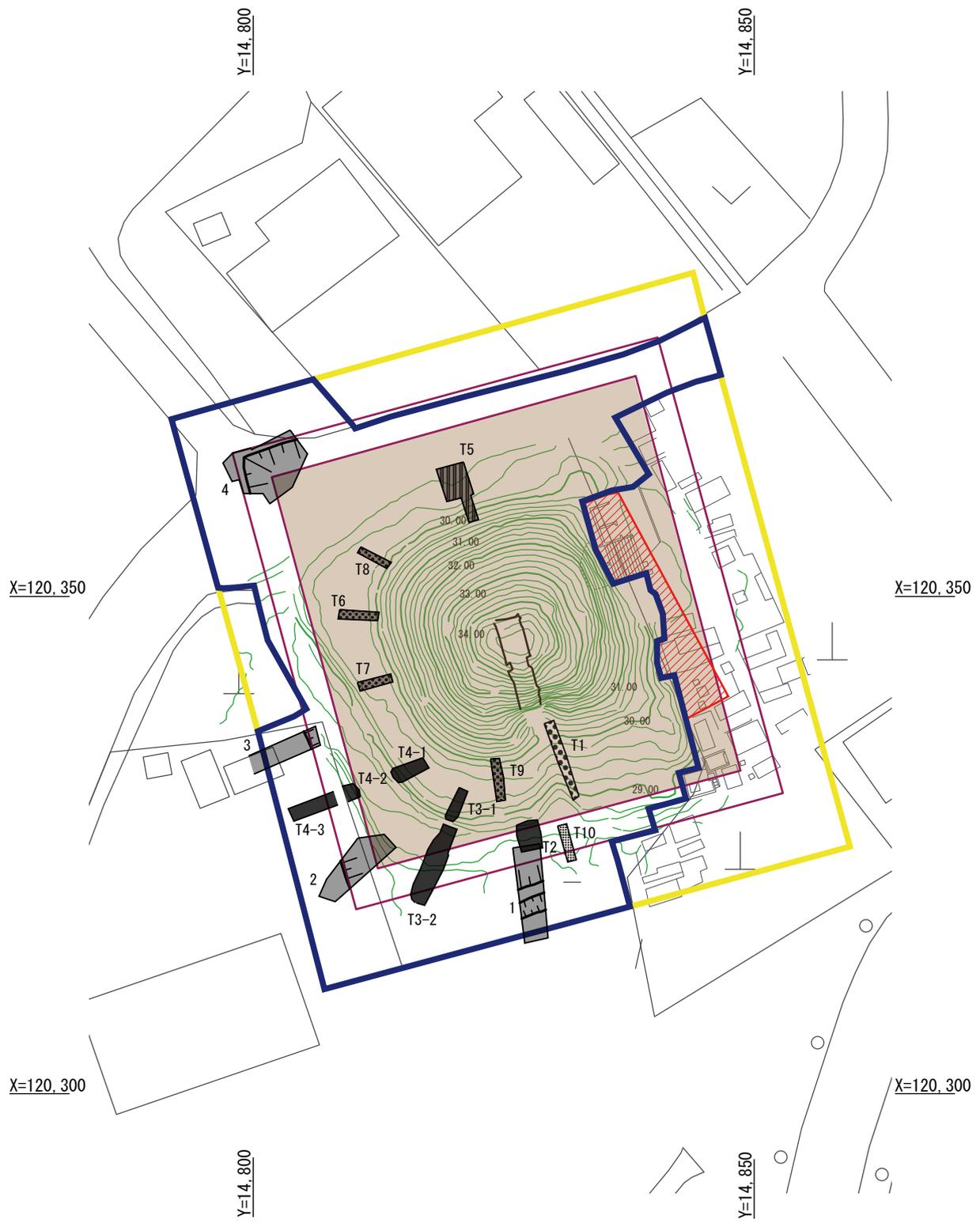
平成20（2008）年度には地形測量と石室実測を実施した。発掘調査は平成23（2011）年度から平成25（2013）年度にかけて実施し、石室開口部前面及び墳丘周囲に10か所の調査トレンチを設定した。調査の結果、石室開口部前面に設定したトレンチ1で石室羨門部石材を検出したことで、従来の石室全長数値に見直しが図られることになった。また、墳丘の南側及び西側に設定したトレンチにおいて墳丘盛土と周溝を確認した。



写真3-7 トレンチ1 羨門石検出状況

表3-7 角塚古墳調査歴

期間	調査主体	内容	特記事項
平成5年7月～ 平成6年3月	大野原町 教育委員会	墳丘測量 発掘調査（4か所）	・周溝を確認した。
平成20年5月～9月	観音寺市 教育委員会	石室実測 墳丘測量	
平成24年2月～3月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ1～4	・トレンチ1で石室羨門部石材を検出した。 ・墳形及び周溝を確認した。
平成24年11月～ 平成25年3月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ1、5～9	・周溝及び盛土を確認した。
平成25年7月～10月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ5、10	・周溝及び盛土を確認した。



- | | |
|---|---|
|  史跡指定地 |  H5 調査 |
|  周知の埋蔵文化財包蔵地 |  H23 調査 |
|  県指定範囲 |  H23・24 調査 |
| |  H24 調査 |
| |  H24・25 調査 |
| |  H25 調査 |



図3-4 角塚古墳トレンチ配置図

(4) 岩倉塚古墳

岩倉塚古墳の調査は、『新修 大野原町誌』編纂に伴い、平成14（2002）年度に実施した調査を契機とする。当該調査では、石室実測及び墳丘測量を行うとともに、墳丘西側に調査トレンチを設定している。また、石室内部から大量の一字一石経を発見した。

平成20（2008）年度には確認調査として、墳丘南側に調査トレンチを3か所設定した。結果、西石室開口部の前面に設定したトレンチで墓道を検出するとともに、他のトレンチでは墳丘盛土を確認した。平成26（2014）年度及び平成28（2016）年度から平成30（2018）年度には、西石室東側及び墳丘周囲の確認を行うために合計12か所のトレンチを設定した。結果、墳丘盛土と東石室の存在を示唆する遺構（石室石材採取坑及び墓道）を検出した。

なお、本古墳の追加指定後、令和3（2021）年度に墳丘の復元範囲外にあたる指定範囲北側で確認調査を実施したが、遺構は検出されなかった。



写真3-8 岩倉塚古墳 墳丘



写真3-9 トレンチ19-A
東石室墓道検出状況

表3-8 岩倉塚古墳調査歴

期間	調査主体	内容	特記事項
平成14年11月～ 平成15年2月	大野原町 教育委員会	発掘調査（墳丘西側） 西石室実測及び発掘調査 墳丘測量	
平成20年11月～ 平成21年2月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ1～3	・トレンチ1で西石室墓道を検出した。 ・トレンチ3で墳丘南側の盛土を確認した。
平成27年2月～3月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ14,15	・墳丘東側の盛土を確認した。
平成29年2月～3月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ16,17	・墳丘東側の盛土を確認した。
平成29年6月～9月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ18,19	・トレンチ18で墳丘南側の盛土を検出した。 ・トレンチ19で東石室の墓道を検出した。
平成29年11月～ 平成30年3月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ20～22	・トレンチ20で墳丘北側の盛土を検出した。
平成30年6月～9月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ23～25	・トレンチ23で東石室石材採取痕跡を検出した。
令和3年8月～ 令和4年3月	観音寺市 教育委員会	発掘調査 トレンチ26	・追加指定後の確認調査を行った。 ・遺構は確認できなかった。

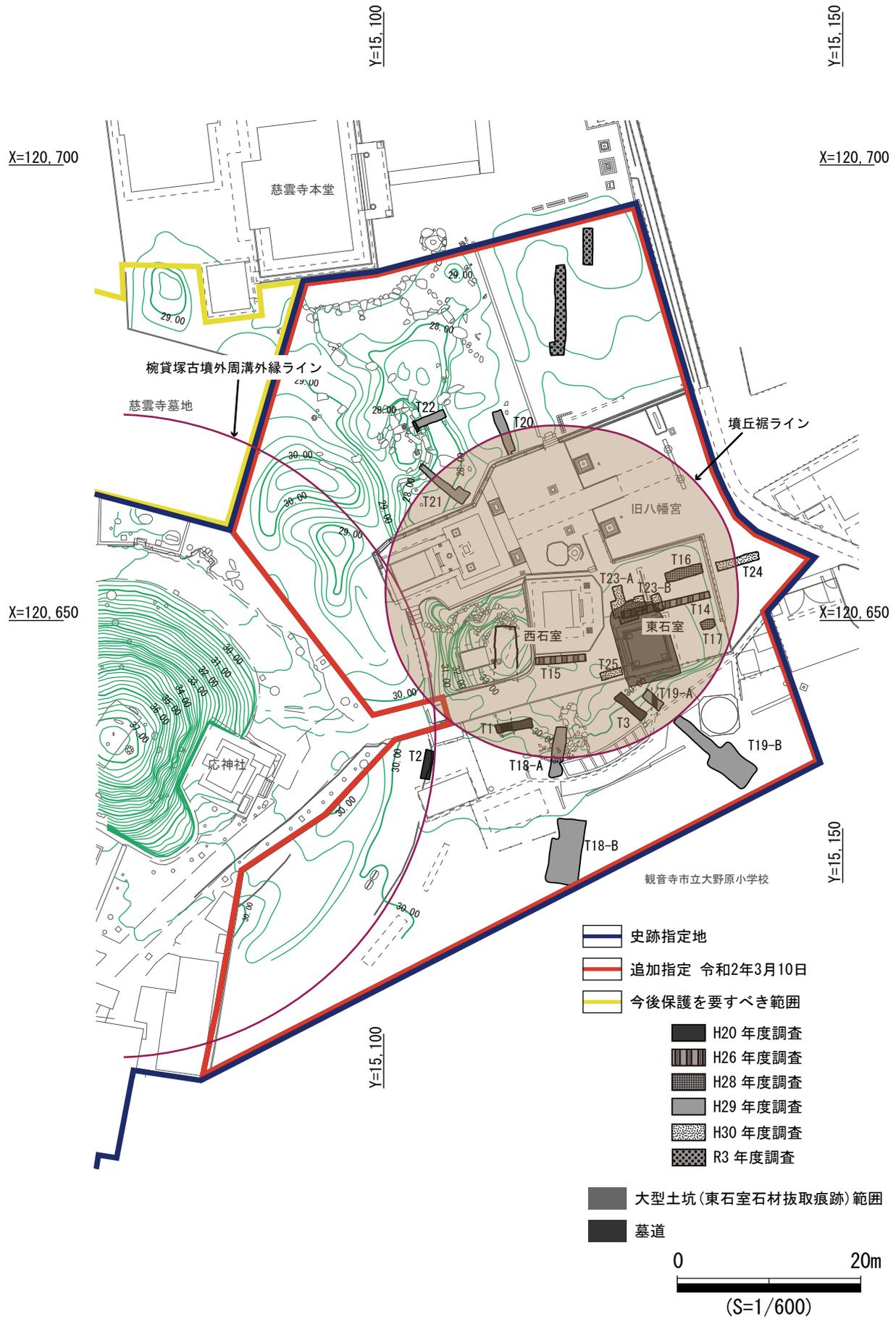


図3-5 岩倉塚古墳トレンチ配置図

8 史跡大野原古墳群の概要と歴史的意義

(1) 史跡大野原古墳群の位置と立地

史跡大野原古墳群は香川県西部、燧灘を西に望む三豊平野の南部に位置する。古墳時代後期の前中葉に本地域の有力者の古墳を擁した母神山古墳群とは柞田川を挟んで、約3kmを隔てる。北方の財田川流域では古墳時代中期中葉以降、丸山古墳、大塚古墳、青塚古墳が順次築かれ、母神山古墳群に至る。しかし柞田川以南では、南方約2.5kmに位置する古墳時代中期初頭前後の方墳である台山古墳と、東方約2kmの、古墳時代中期後葉ないし後期前葉と推測される

赤岡山3号墳が知られる程度で、史跡大野原古墳群以前に有力者の古墳が連続して築造された状況は確認できない。柞田川が形成した扇状地のほぼ中央、標高約30mの段丘縁辺に300～400mを隔てつつ並ぶ。燧灘沿岸の航路から望見できる位置にある。また、各古墳は図3-11に記した推定南海道の延伸線上に並ぶことにも留意しておきたい。

(2) 各古墳の概要

① 椀貸塚古墳

(ア) 墳丘

円墳で、墳丘直径は次項で述べる内周溝内肩の立ち上り部から測って37.2m前後となる。現墳頂の標高は約37.4m、墳丘高は現地表から7.7～8.0m、内周溝の底からは9.4～9.8mを測る。また墳丘下の地山上面標高は29.1～29.8mなので、盛土厚は7.6～8.3m前後に達する。ただし、ほとんど平坦面がない墳頂部分の形状と近世以来の地域社会における椀貸塚古墳の位置づけを考慮すれば後代の修景の可能性も一応は考慮しておく必要がある。

こうした大型の墳丘ではあるが、既にこの時期にあっては葺石と段築、埴輪の配列は省かれている。

(イ) 外周施設

墳丘の外周には二重の周溝（内周溝・外周溝）を廻らす。境内地や学校敷地の整備などにより現状では捉えがたいが、確認調査で内外の周溝とその間に若干の盛土をもって堤状に整えた形跡を検出した。内周溝は幅8～9m前後、現地表から深さ1.3～1.5mとなる。外周溝は幅3～3.5mで現地表から深さ1.1～1.3mとやや浅く狭い。その間の周堤（上面）幅5～6mで0.2mほどの盛土が局部的に残る。これらを含めた椀貸塚古墳の規模は直径70mに達する。

表3-9 史跡大野原古墳群基礎情報一覧

	椀貸塚古墳	平塚古墳	角塚古墳	岩倉塚古墳	
墳形	円墳	円墳	方墳	円墳	
墳丘	直径37.2m	直径50.2m	41.7×37.8m	直径36.4～38.2m	
石室形態	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	
周溝、周堤	二重周溝、周堤(幅8m)	周溝幅8.4m	周溝幅7m	無	
築造時期	6世紀後葉	7世紀初	7世紀第二四半期	6世紀後葉	
石室規模()は残存長	石室全長	(14.83m)	(13.22m)	(12.54m)	(6.29m)
	羨道長	(3.66m)	(5.86m)	(6.97m)	-
	玄室長	6.79m [前室長3.45m]	6.49m	4.69m	(4.5m)
	玄室幅	3.64m	3.04m	2.58m	2.37m
	玄室高	3.9m	2.64m	2.37m	2.89m
	玄室床面積	24.60㎡	18.26㎡	10.10㎡	
	玄室空間容積	72.71㎡	41.34㎡	25.03㎡	

(ウ) 横穴式石室

石室はおおむね南西方向に開口する。その全長は少なくとも14.8mに達する。大野原八幡神社本殿の造営時に羨道石材の多くを失い、羨道の前端は本殿基壇下に延びる。複室構造の横穴式石室で、玄室（後室）は長さ6.8m、最大幅3.6mを測る。最大高3.9mを測る。玄室床面積だけで24.6㎡に達する。これは四国島域では群を抜くサイズであるとともに、床面積の点では瀬戸内海を挟んだ対岸の吉備こうもり塚古墳等のトップクラスの巨石墳に準じている。

左右側壁はおおむね下方2段に大型材を配し、そこに一回り小振りな石材3段程度を積む。奥壁は基底に一際大きな石材を据え、大型材3段を重ねる。特に左右壁面は持送りが目立ち、玄室横断面形はおおむね台形様を呈する。玄室天井は3石を水平に架す。玄室玄門では内側に強く突き出す形で各1石の大型の角柱状石材を立て据え、そこに横架材を渡す。玄門部と奥室天井の比高は約2mで、この間を斜めに架けた大型材で充当する。前室は長さ3.5m、最大幅2.5mで玄室に比べかなり小振りである。側壁材は玄室側壁の上半部材程度で、3石で構成する天井石もこれに応じてやや小振りである。また玄室玄門天井との比高は0.9m程で玄室天井より1m強低くなる。前室の前面も内側に突出して角柱状石材を立て据えその直上に石材を渡す玄室のそれと同様の玄門構造を見るが、やはりこの場合も使用材は玄室に比べやや小型である。一部を検出した羨道は幅1m程度で側壁材は前室よりさらに小振りである。また前室玄門部の前方約2mの位置で積石閉塞の一部を確認している。

複室構造といいながら、前室に比べ玄室を極度に肥大化させた形態は母神山鐘子塚古墳のそれを引継ぎ、それを強調したものといえる。

(エ) 築造年代

石室形態で玄室（後室）前壁段数の点などに明らかに母神山鐘子塚古墳より後出的な要素が見いだせる。しかしながら周溝から出土した若干の須恵器に留意すれば、彼我の間に大きな時間差は見出しがたく、古墳時代後期後葉つまり6世紀後葉に比定できる。



写真3-10 トレンチ2羨道右側壁と閉塞石



写真3-11 横穴式石室 玄室

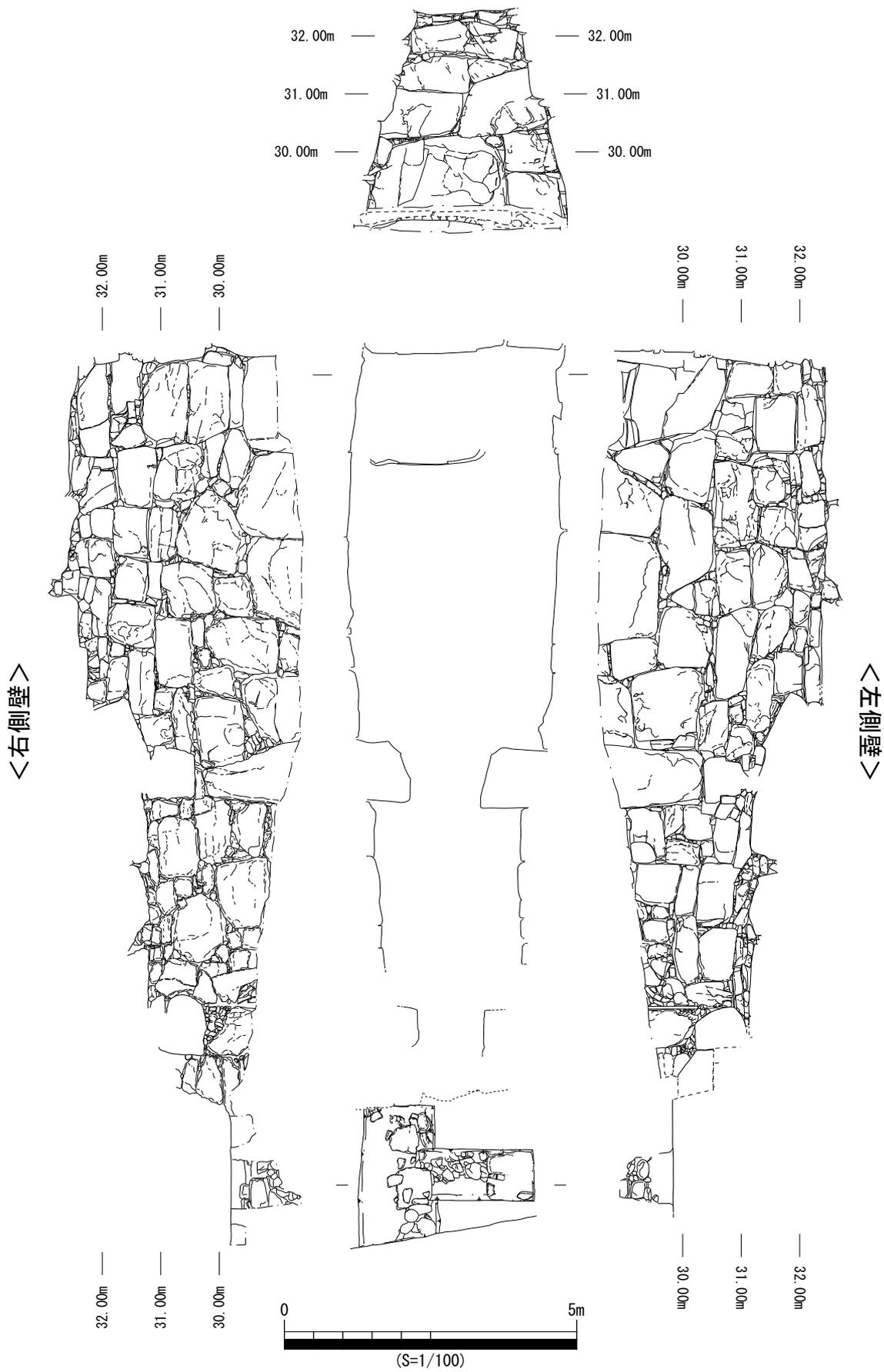


图3-6 椀貸塚古墳 横穴式石室実測図

②平塚古墳

(ア) 墳丘

円墳で直径50.2mと復元できる。現状では秋季例大祭における大野原八幡神社の御旅所となり、一定程度墳頂が削平され、東面に斜道が取り付けられるなど、祭礼場として二次的に改変を受けているが、讃岐地域最大の円墳であることは間違いない。椀貸塚古墳と同様に後期古墳としては一際、大型の墳丘を有するが、やはり段築・葺石・埴輪配列はともなわない。

(イ) 外周施設

墳裾を廻る周回道路が整備され、周溝の存在は捉えがたいが、1970年代までの空撮写真では周辺地割に明瞭に周溝の痕跡をとどめる。確認調査で幅8.4mの規模を確認した。

(ウ) 横穴式石室

石室は概ね南西方向に開口する。その全長は13.2mを測る。玄室は長さ6.5m、最大幅3.0mを測る。現状での玄室の最大高は2.6mだが、床面には1m前後の土砂が堆積しているとみられる。床面積はこの現状値で18.3㎡、椀貸塚古墳玄室（後室）にはかなり及ばないが、これに次いで四国第2位の規模である。側壁は大きいもので辺2m大の大型材を2～3段積み、その上部に小型材を充当して高さを揃える。奥壁も同様の大型石材を2段に積み、若干の補填材で整える。また、持送り積みを採らない。天井は3石で覆うが、特に最前列の天井材が巨大で、一石でほぼ玄室前半部を覆う。玄門部は椀貸塚古墳に類似した構造を採る。内側に突き出して大型の角柱状石材を立て据え、その直上にいっそう巨大な角柱状石材を横架する。また、この巨大玄門天井材の底面幅は左右の角柱状石材の幅に倍するサイズとなる。このため玄室側壁左右の最前列の第2段石材をおおむね50cm突き出し、これらと玄門部立石の計4石で安定的に支持する工夫がみられる。

玄室前壁はこの1石で構成され、かつ玄室、羨道ともに天井石をこれに載せない。このため玄室／玄門の比高は約1.2mと椀貸塚古墳に比べて半減する。



写真3-12 横穴式石室 玄室



写真3-13 横穴式石室 玄門部

一方、羨道部は最大幅2.5mで玄門部天井との比高も50cm前後と、椀貸塚古墳のそれに比してはるかに大型化する。ただし側壁・天井石材は玄室に比べ一回り小さい。また羨道部最前面天井石を30cmほど低く架け、右側壁（註）の最前列の基底石を立て据える。同様の形態は久本古墳（高松市）、綾織塚古墳（坂出市）でも見出され、前室と羨道の一体化ないし羨道の前室化と理解すべきものである。ここに複室構造石室の極端な形骸化をみることができる。

（工） 築造年代

周溝などの出土須恵器は些少で、また追葬時資料の可能性もあり積極的に時期比定根拠とすることは難しい。しかし椀貸塚古墳および角塚古墳との石室形態の相違から本古墳を両者の間に位置づけることが妥当である。また椀貸塚古墳に続く岩倉塚古墳の石室と対比してもこれより後出すると見られる。以上から推測して平塚古墳は飛鳥時代初頭、6世紀末～7世紀前葉に比定する。

註 本計画中では横穴式石室の内部を表現する際に奥壁を背にして開口部を見た際の右手側の壁を右側壁、左手側の壁を左側壁として統一した。

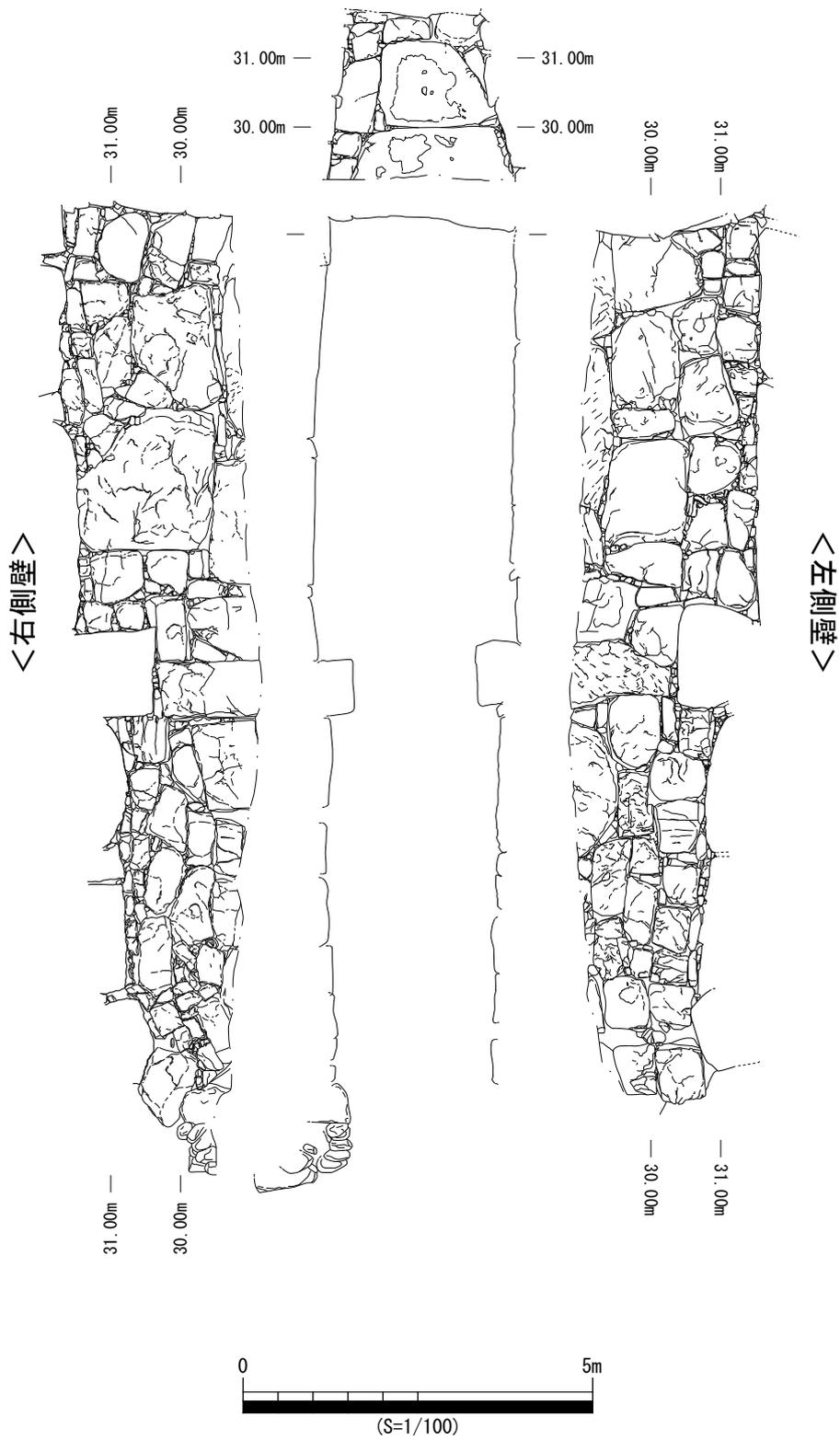


图3-7 平塚古墳 横穴式石室実測図

③角塚古墳

(ア) 墳丘

現状では二段築成様に修景がなされているが、本来的に段築はなく、また葺石・埴輪列も伴わないことを確認している。墳丘は方形を呈するが南北41.7m、東西37.8mと石室軸方向にやや長い。墳丘高は現状で9mを測るが、斜面は相当に急勾配でもあり、修景の影響について今後検証する必要がある。

(イ) 外周施設

墳丘の南・西・北の三辺で周溝を検出している。東辺の墓地でも相当位置にわずかな凹地部が看取されるので、墳丘外周四辺に幅7m程度の周溝を配していたと考えられる。

(ウ) 横穴式石室

石室は南面し、全長12.5mを測る。玄室は長さ4.4m、最大幅2.5m、現状では最大高2.3mだが、床面に数十cm程度の土砂の堆積が想定される。玄室床面積は10.1㎡に達する。巨石化指向が顕著で、奥壁及び左側壁はほぼ1石で構成し、石材の形状によって生じた隙間を小型石材で充当する。右側壁でも壁面の4分の3に達する巨石と他1石で構成する。玄室天井は2石からなる。

玄門部左右には角柱状石材をやはり内側に突き出すように立て据えるが、その度合いは30cm前後と小さくなっている。かつ玄門部の天井石と羨道天井石との間に比高差はみられず、玄門部の天井石はそのまま羨道天井に連続する。また玄門天井の比高もおおむね30cm未満と小さくなる。左右の側壁では各々幅4.5mと3.8mを測る巨石を下段に据えるが、そこに小型材を載せ、おおむね2段構成とする。ただし確認調査で検出した右側壁最前列石は角柱状石材を立て据えており、この点は平塚古墳に通じる。

石室構築材は、玄室の奥壁・側壁と石室すべての天井に花崗岩を、玄門部の角柱状石材及び羨道部側壁に和泉砂岩を用いている。とくに花崗岩材では平滑化を図った敲打痕が看取できる部分がある。

(エ) 築造年代

他の3古墳に比べ明らかに後出的な石室形態と、羨道前面より出土した須恵器から角塚古墳を飛鳥時代中葉前後、概ね7世紀半ばに比定することができる。



写真3-14 横穴式石室 玄室



写真3-15 T1
石室開口部前面で検出した羨門石

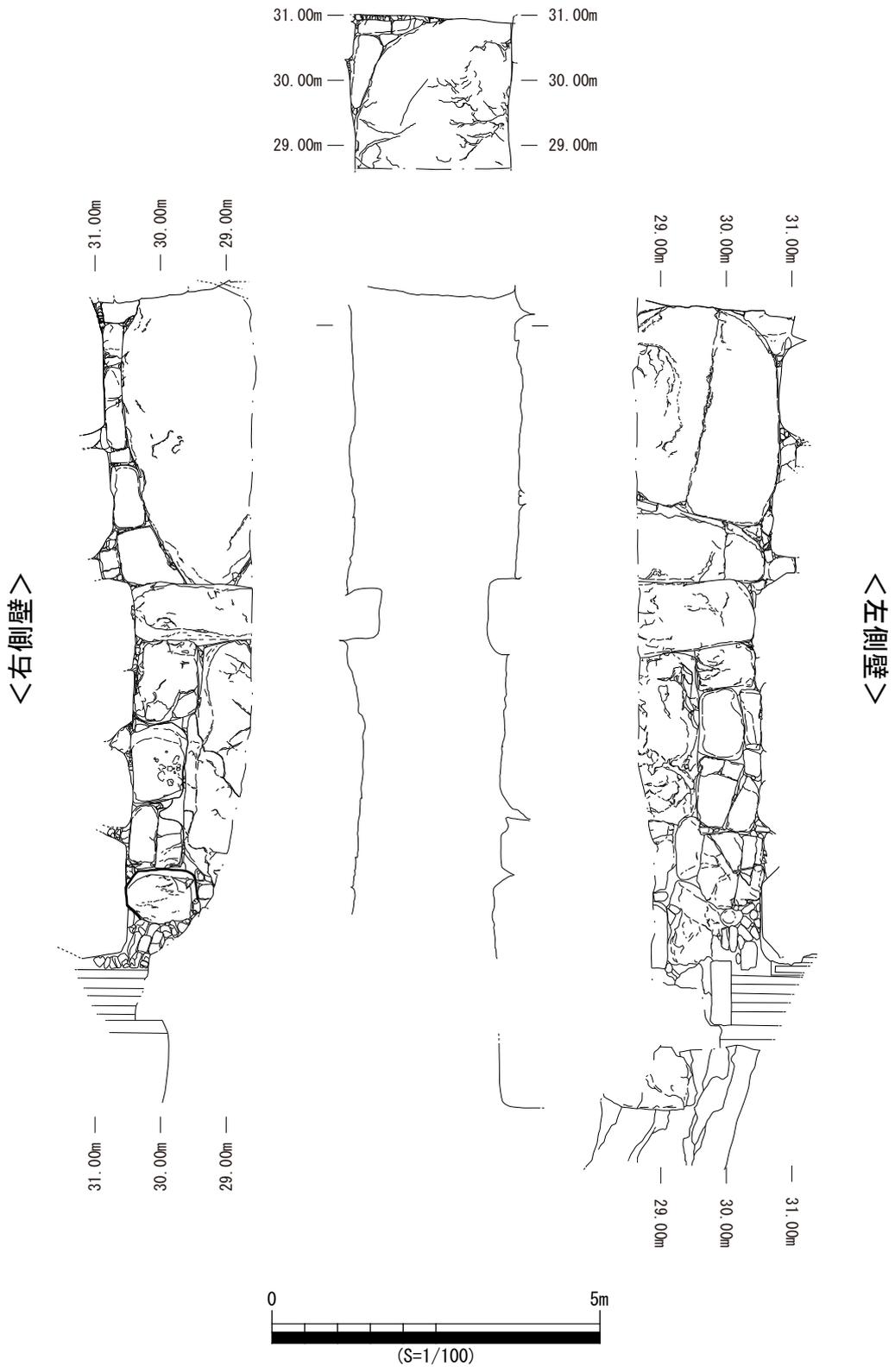


图3-8 角塚古墳 横穴式石室実測図

④岩倉塚古墳

(ア) 墳丘

岩倉塚古墳は、周囲に配置された構造物が多く、各調査区の情報は部分的なものにとどまらざるを得なかったが、それらを総合すれば南北で36.4m、東西で38.2mの円（楕円形）墳に復元できる。なお調査開始当初、可能性を考慮した前方後円墳あるいは長方形墳の可能性を積極的に肯定する手がかりは得られず、また後述するように2基の横穴式石室が存在することから想像された2基の墳丘が部分的に重複した可能性もまた積極的に裏づける材料はなかった。墳丘外表に埴輪列や葺石を配した形跡もなかった。なお、墳丘は椀貸塚古墳の外周溝を一部被覆しており、この重複関係は古墳の築造順を示す。

(イ) 外周施設

なお本墳の墳丘は椀貸塚古墳外周溝の一部を埋めるように築かれるが、本古墳自体には周溝を伴わない。この点は史跡大野原古墳群の他の3古墳と比べて本古墳の位置づけを考慮する上で特に重要な点である。

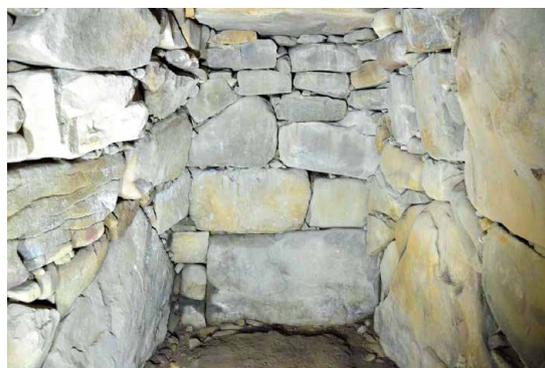


写真3-16 西石室 玄室

(ウ) 横穴式石室

ともに南面する2基の横穴式石室が並列する。ただし東石室は完全に破壊されて石材も抜き取られており、検出した墓道の一部と破壊坑の位置・規模から存在が推測できる。



写真3-17 T23 東石室石材採取痕跡検出状況

西石室は玄門部を含め玄室前面部分から南側がほとんど破壊されている。また取り除いた天井材などの大型石材を破壊部に積み上げて埋め戻しているため、玄室前面から羨道の規模と形態を復元することができない。ただし石室前面で検出した墓道の一部を考慮すれば、石室全長は9.5mを越えることはないと推測できる。

奥壁並びに右側壁側4.4m及び左側壁側で4.5mがかろうじて残る。天井石3石が架かるがこれらも多少移動しており、石材間に生じた隙間を丸太材とモルタルで充填する。現状では最大高は3.2m、幅は奥壁部で2.2m、中央部で2.4mを測り、わずかに胴張り傾向を読み取りうる。残存部の形状と規模は母神山罐子塚古墳の玄室（後室）とほぼ一致する。しかしそれに比べ使用石材の大型化は顕著で、それに応じて側壁の持送り積みの度合も減じている。

東石室の規模・形態は不詳だが、破壊坑の規模と位置、やはり前面で検出した墓道の位置を総合的に考慮すれば、西石室と同程度のものであったものと復元できる。

(工) 築造年代

遺存する玄室のサイズと形態は母神山籬子塚古墳石室に近いが、使用石材の顕著な大型化が認められる。また椀貸塚古墳外周溝の一部を埋めて墳丘を築くことから、椀貸塚古墳に後出することは間違いなく、平塚古墳石室との形態差も明瞭である。一方、羨道閉塞部などの出土須恵器は椀貸塚古墳、母神山籬子塚古墳出土須恵器と比較して型式的差異は大きくはない。したがって椀貸塚古墳に直続し平塚古墳の築造に先立つ古墳時代後期後葉、6世紀後葉～末の間に岩倉塚古墳を位置づけることとなる。

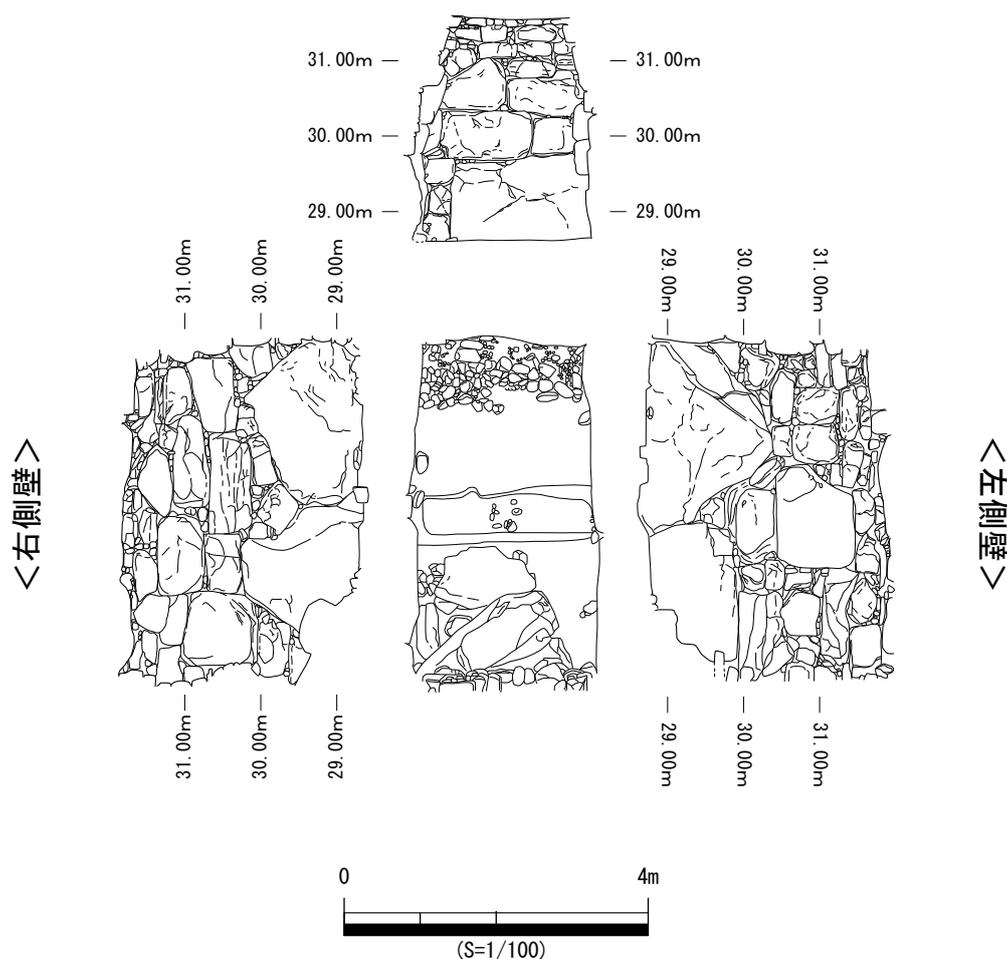


図3-9 岩倉塚古墳 横穴式石室（西石室）実測図

(3) 史跡大野原古墳群の歴史的意義

椀貸塚古墳、平塚古墳及び角塚古墳の3基の古墳はいずれも40～50mクラスの腰高の墳丘と、その周囲に幅広の外周施設を備えている。その規模は讃岐地域のみならず西日本全体でも注目すべきものである。特に椀貸塚古墳は二重の周溝と周堤を備え、外周施設を含めた全体規模は直径約70mに達する。各々の築造時期は石室形態の変遷に加え、出土須恵器の編年観を参考にすれば椀貸塚古墳（TK43式並行期）－6世紀後葉、平塚古墳（TK209式並行期）－7世紀初頭～前葉、角塚古墳（TK217式並行期）7世紀中葉となる。

内包する横穴式石室はいずれも各所属時期では四国最大ないし最大級の規模をもつ。特に椀貸塚古墳の横穴式石室は全長14.8m、玄室高は少なくとも3.9mに達する。玄室（後室）床面積は24.6㎡と四国島内では傑出した規模で最大であり、同時期の国内石室との比較では10位以内の規模を誇る（久保田2014）。

三豊平野では、古墳時代後期中葉以降母神山に有力な古墳群が形成される。墳長44mの前方後円墳瓢箪塚古墳（古墳時代後期中葉TK10式並行期）に続く罐子塚古墳（古墳時代後期後葉TK43式並行期）は複室構造の大型横穴式石室（玄室床面積13.3㎡）を内包する。椀貸塚古墳は出土須恵器から見る限り、罐子塚古墳との時期差は大きくないが、石室は罐子塚古墳石室のとくに後室部分を飛躍的に巨大化した形態となり、使用石材の大形化も著しい。また椀貸塚古墳以降に、母神山古墳群で罐子塚古墳に匹敵する大形石室墳の築造がみられない点にも留意しておきたい。史跡大野原古墳群造営の開始期、つまり椀貸塚古墳と同時期の四国各地域の盟主的な古墳の石室規模は母神山罐子塚古墳クラスであることは、椀貸塚古墳の傑出性を示唆する。時代の多少の前後はあるが畿内中枢部の横穴式石室と対比しても、床面積では丸山古墳（奈良県橿原市）（推定30㎡+α）、同石舞台古墳（27㎡）に準じ、奈良県牧野古墳（22.4㎡）、同塚穴山古墳（21.8㎡）に匹敵する。対岸の吉備地域では例外的に巨大な横穴式石室である吉備こうもり塚古墳（28㎡）、箭田大塚古墳（26㎡）などがあるが、これにも準じる規模となっている。

また、各古墳の石室からは複室構造から単室構造への変化や玄室と羨道の一体化、側壁段数の減少と石材の大型化、玄室平面プランの胴張形から矩形への指向、持ち送り構造の解消等、諸属性の変化が読み取れる。この変遷は北部九州的な要素がしだいに失われて、畿内的な要素が強くなっていくという、同時期の多くの地域で同時に見られるもので、史跡大野原古墳群もそうした流れの典型として理解することができる。また、この変遷観は出土須恵器の編年観とともに、史跡大野原古墳群の盟主的な古墳が椀貸塚古墳（6世紀後葉）→平塚古墳（7世紀前葉）→角塚古墳（7世紀中葉）の順に3世代に渡り同一地点で連続して築造されたことを示す。

以上のように3基の古墳は歴代、四国地域で最大規模の横穴式石室を内包し、墳丘規模の点でも他を圧倒している。特に椀貸塚の玄室規模（床面積、容積）は、畿内地域の最有力者の古墳が内包する石室に準じたものであり、畿外諸地域の通常クラスの盟主的な古墳の石室規模からは抜き出した規模であると評価することができる。このような傑出した内容の

大型墳が3世代にわたり、近接した場所に連続的に築造されたことは古墳時代後期にあつては稀な存在である。

史跡大野原古墳群の歴史的意義を評価する上で、横穴式石室の形態的特徴にも着目する必要がある。6世紀後葉以後、讃岐地域では史跡大野原古墳群が展開する三豊平野以外の地域、綾川下流域や本津川下流域、高松平野の前田丘陵裾部においても大型石室墳が築かれるが、このうち、例えば新宮古墳に始まる綾川下流域での巨石墳の造営は史跡大野原古墳群の石室形態から派生して次第に変容の度を強めていく(大久保2014)。また、前田丘陵裾部の久本古墳においても、玄門構造及び羨道と一体化しつつもその前面両側に痕跡的な前室区画(立柱石)を見る点で史跡大野原古墳群の石室形態を援用していることが分かる(大久保2014)。

四国各地の盟主的な古墳に採用された横穴式石室にも、史跡大野原古墳群の影響が看取される。伊予地域では、今治平野以西において史跡大野原古墳群の諸石室とあきらかに関係するような形態的特徴は観察できない。一方、史跡大野原古墳群が所在する三豊平野に隣接する伊予東部(宇摩郡)の盟主的な古墳の築造動向は興味深い。古墳時代後期中葉に2基の小型前方後円墳である東宮山古墳及び経ヶ岡古墳を築いた後、一定の空白期を挟んで古墳時代後期末以降、向山古墳、住吉古墳などの築造が再開される。向山古墳など盟主的な古墳の築造再開以降では平塚古墳及び角塚古墳の石室形態・構造の強い影響を受け、一時期において彼我の一体的な関係性があつたと推測される。阿波地域においても吉野川下流域南岸に所在する穴不動古墳の石室構造について、角塚古墳や向山古墳との類似が早くから指摘されている。土佐地域においても朝倉古墳が玄室長に対し短縮化した羨道という先行要素の一部を保ちつつ、上部横架材の様相を含め玄門構造が史跡大野原古墳群のそれと関係する(大久保2014)。

上記の様相は、四国各地の盟主的な古墳に採用された大型横穴式石室が、史跡大野原古墳群成立以後はそこから影響を大きく受けつつ造営されたことを示唆する。

なお、6世紀後葉に築造された岩倉塚古墳は椀貸塚古墳の外周溝に一部重なるように築かれ周溝を欠く。岩倉塚古墳の石室規模は鐘子塚古墳と同程度で、形態もそれを踏襲した可能性が高い。岩倉塚古墳がそうした盟主的な古墳クラスの大型石室を内包しつつも、それを遥かに凌駕する椀貸塚古墳の「裏面」(註)に配置された事実は重要である。この点は、史跡大野原古墳群の盟主的な古墳はあくまで椀貸塚古墳であり、岩倉塚古墳はその盟主的な古墳に準じた位置にあることを示す。上記した周辺諸地域の盟主的な古墳の築造に対する影響とともに、史跡大野原古墳群の成立＝椀貸塚古墳の築造が古墳時代後期中葉段階の地域的結集と地域間関係の構図を大きく組み替えるものであつたことを物語る。

史跡大野原古墳群の築造が開始された6世紀後葉の時期、瀬戸内海を挟んだ対岸の備中地域では、先述の吉備こうもり塚古墳や箭田大塚古墳が築造され、播磨では加古川下流域の平荘湖古墳群などがある。また、備後南部の沼田川流域では、やや遅れて御年代古墳が見られ、周防西部の佐波川下流域では、大日古墳をはじめとする巨石墳が築造される

等、瀬戸内海沿岸各地域で大型の横穴式石室を内包した古墳が出現する。一方、日本海側においても出雲平野の大念寺古墳や上塩冶築山古墳、但馬地域では禁裡塚古墳に端を発して大藪古墳群の造営が行われる。これらはいずれも古墳時代後期後葉段階に急成長を遂げた有力者層の存在を示唆する。備中地域においても古墳時代中期の造山古墳群からそのまま、吉備こうもり塚古墳等の築造に継続したわけではない。両者の間には古墳時代後期前葉～中葉の空白ないし低迷期間が指し挟まれた後、本古墳を含め西日本を中心に大型横穴式石室を内包する古墳が同時多発的に出現する。

このように、畿内地域の最有力者の古墳にも準じる傑出性を備えて出現し、四国各地域へ影響を与えつつ展開した史跡大野原古墳群のありようは、当該時期の日本列島各地で有力支配者層の担い手が転換した、いわば時代の画期が存在したことを如実に示す典型例といえる。

その意味で古墳時代後期後葉における四国、さらには西日本における政治や社会の在り方を知る上で極めて重要な存在といえる。

註 3基の盟主的な古墳は段丘の縁辺上に一直線上に並ぶため、燧灘側から望見できるが、岩倉塚古墳は椀貸塚古墳の東側に配置されているので燧灘側から見ると、椀貸塚古墳の背後に隠れて視認できない状況が想定できることから、「裏面」という表現を用いた。

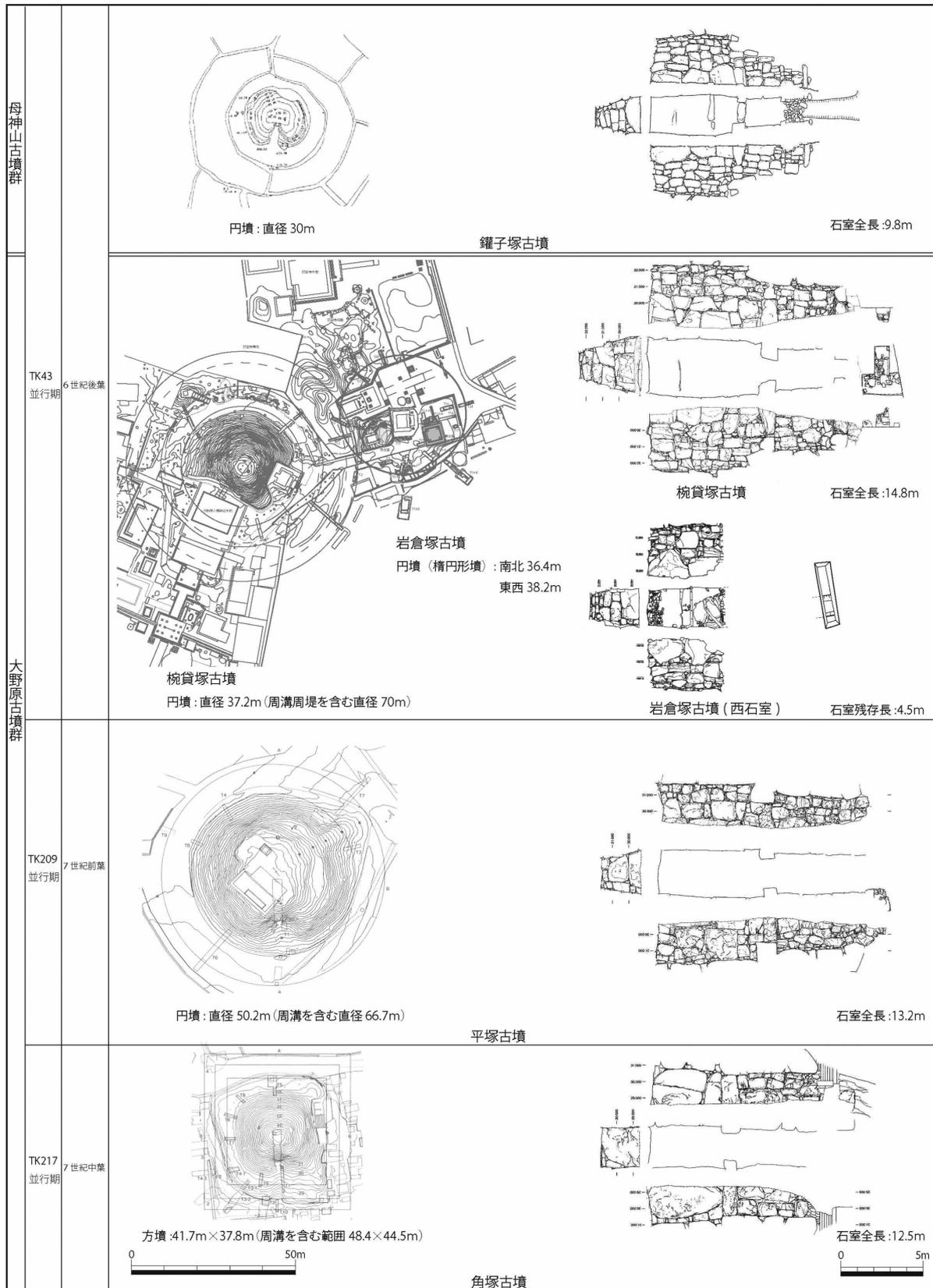
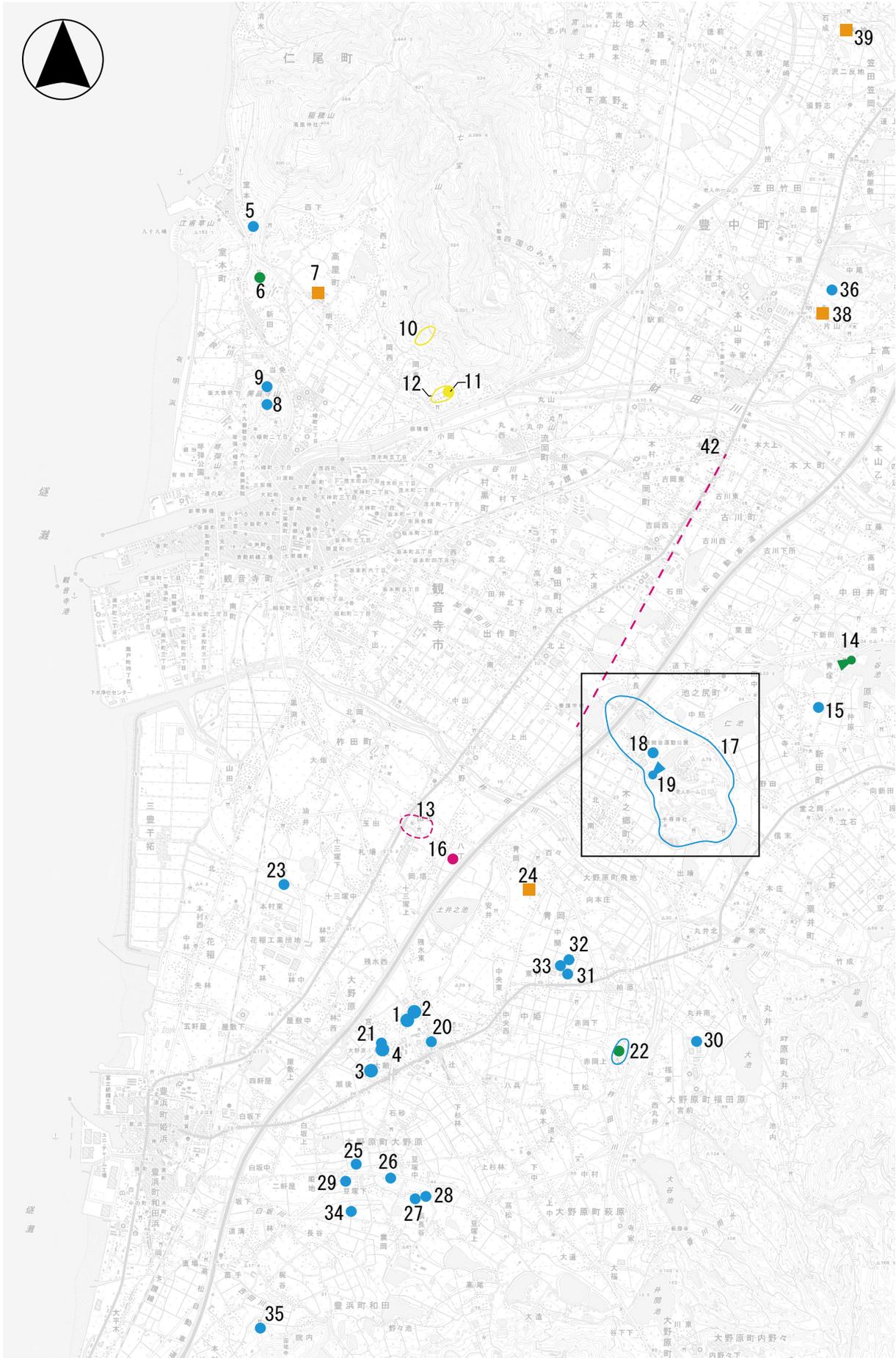
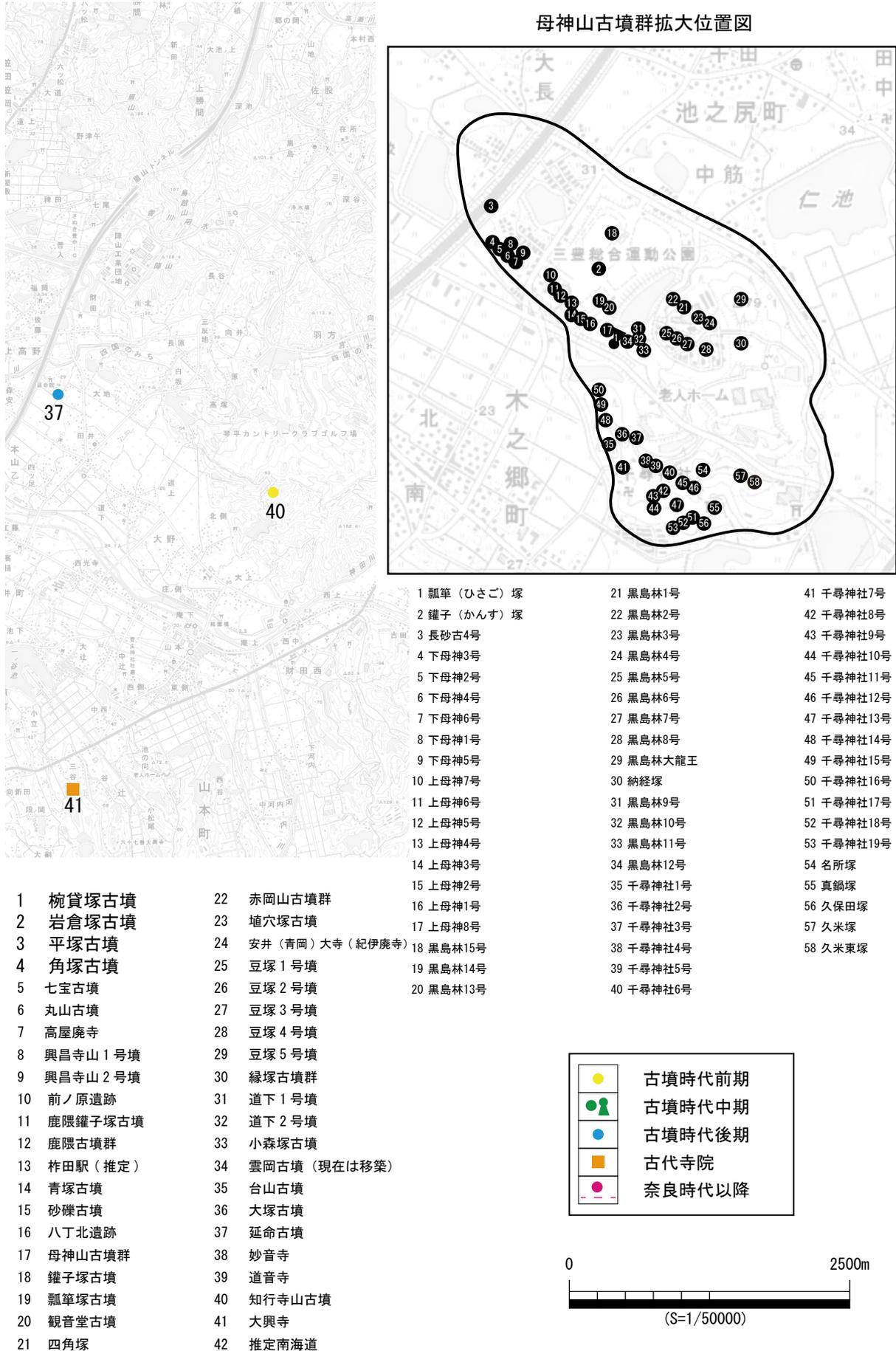


図3-10 墳丘・石室変遷図



母神山古墳群拡大位置図



- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1 瓢箪(ひさご)塚 | 21 黒島林1号 | 41 千尋神社7号 |
| 2 鑓子(かんす)塚 | 22 黒島林2号 | 42 千尋神社8号 |
| 3 長砂古4号 | 23 黒島林3号 | 43 千尋神社9号 |
| 4 下母神3号 | 24 黒島林4号 | 44 千尋神社10号 |
| 5 下母神2号 | 25 黒島林5号 | 45 千尋神社11号 |
| 6 下母神4号 | 26 黒島林6号 | 46 千尋神社12号 |
| 7 下母神6号 | 27 黒島林7号 | 47 千尋神社13号 |
| 8 下母神1号 | 28 黒島林8号 | 48 千尋神社14号 |
| 9 下母神5号 | 29 黒島林大龍王 | 49 千尋神社15号 |
| 10 上母神7号 | 30 納経塚 | 50 千尋神社16号 |
| 11 上母神6号 | 31 黒島林9号 | 51 千尋神社17号 |
| 12 上母神5号 | 32 黒島林10号 | 52 千尋神社18号 |
| 13 上母神4号 | 33 黒島林11号 | 53 千尋神社19号 |
| 14 上母神3号 | 34 黒島林12号 | 54 名所塚 |
| 15 上母神2号 | 35 千尋神社1号 | 55 真鍋塚 |
| 16 上母神1号 | 36 千尋神社2号 | 56 久保田塚 |
| 17 上母神8号 | 37 千尋神社3号 | 57 久米塚 |
| 18 黒島林15号 | 38 千尋神社4号 | 58 久米東塚 |
| 19 黒島林14号 | 39 千尋神社5号 | |
| 20 黒島林13号 | 40 千尋神社6号 | |
-
- | | |
|------------|-------------------|
| 1 椀塚古墳 | 22 赤岡山古墳群 |
| 2 岩倉塚古墳 | 23 埴穴塚古墳 |
| 3 平塚古墳 | 24 安井(青岡)大寺(紀伊鹿寺) |
| 4 角塚古墳 | 25 豆塚1号墳 |
| 5 七宝古墳 | 26 豆塚2号墳 |
| 6 丸山古墳 | 27 豆塚3号墳 |
| 7 高屋鹿寺 | 28 豆塚4号墳 |
| 8 興昌寺山1号墳 | 29 豆塚5号墳 |
| 9 興昌寺山2号墳 | 30 縁塚古墳群 |
| 10 前ノ原遺跡 | 31 道下1号墳 |
| 11 鹿隈鑓子塚古墳 | 32 道下2号墳 |
| 12 鹿隈古墳群 | 33 小森塚古墳 |
| 13 柞田駅(推定) | 34 雲岡古墳(現在は移築) |
| 14 青塚古墳 | 35 台山古墳 |
| 15 砂礫古墳 | 36 大塚古墳 |
| 16 八丁北遺跡 | 37 延命古墳 |
| 17 母神山古墳群 | 38 妙音寺 |
| 18 鑓子塚古墳 | 39 道音寺 |
| 19 瓢箪塚古墳 | 40 知行寺山古墳 |
| 20 観音堂古墳 | 41 大興寺 |
| 21 四角塚 | 42 推定南海道 |

図3-11 周辺古墳及び寺院等分布図

9 指定地の状況

(1) 古墳群全体の状況

史跡大野原古墳群は一定の距離をとって南北の直線上に配置されており、古墳ごとに指定範囲が定められている。古墳群の北側には、主に大野原八幡神社と慈雲寺の境内地からなる椀貸塚古墳と岩倉塚古墳の指定地が存在する。そこから市街地を挟み約300m南下した位置に角塚古墳の指定地が存在する。平塚古墳の指定地は、角塚古墳からさらに約100m南に位置しており、角塚古墳の指定地とは大野原中央公園を間に挟んだ位置関係にある。史跡大野原古墳群の指定地全体の面積は15,707.52㎡を測る。

(2) 各古墳の状況

① 椀貸塚古墳及び岩倉塚古墳

土地所有状況は、椀貸塚古墳及び岩倉塚古墳の指定地全体のうち、7479.25㎡が民有地となっており、大野原八幡神社及び慈雲寺が所有している。一方、指定地南側の1348.06㎡は公有地（観音寺市所有地）である。また、55.59㎡は無番地（法定外水路）である。

土地利用状況は、大野原八幡神社及び慈雲寺が所有する土地が境内地であり、土地利用全体の84%を占め、宗教活動が日常的に営まれている。また、観音寺市所有地は、その地目は学校用地であり、大野原小学校の校庭として利用されている。

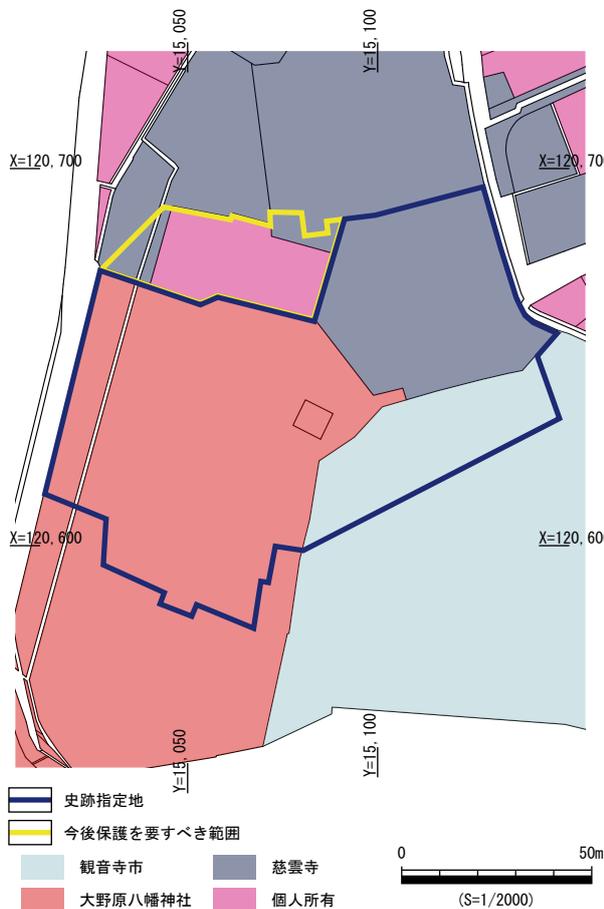


図3-12 椀貸塚古墳・岩倉塚古墳所有者

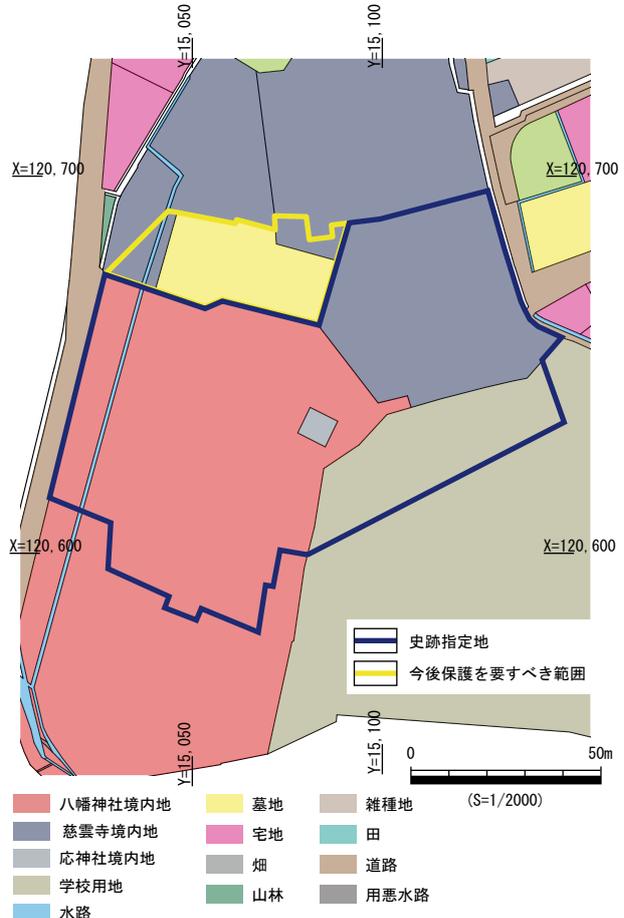


図3-13 椀貸塚古墳・岩倉塚古墳地目

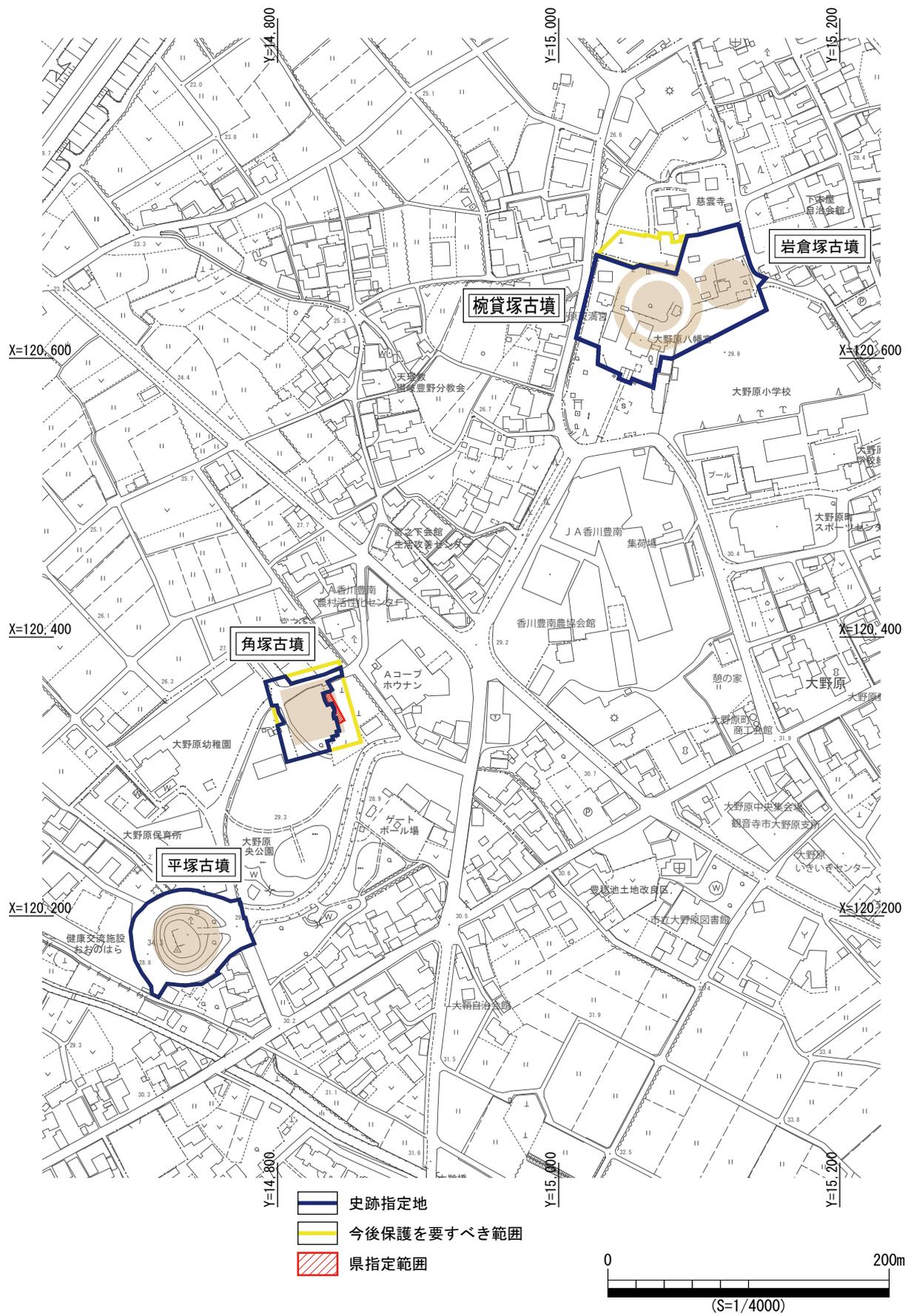


図3-14 大野原古墳群史跡指定範囲

②平塚古墳

土地所有状況は、平塚古墳の指定地全体のうち、3,749.69㎡が民有地で、大野原八幡神社が所有（註）している。その他、449.11㎡が観音寺市所有地で、373.18㎡が無番地（法定外道路及び水路）である。

土地利用状況は、当該指定地のうち、山林が2,364㎡で52%と全体のおよそ半分を占める。平塚古墳の墳丘部分に相当し、秋季例大祭時には御旅所として利用されている。その他の地目は、公衆用道路及び雑種地等によって構成されている。これは墳丘周囲のアスファルト舗装がなされている箇所に該当し、道路として利用されている。

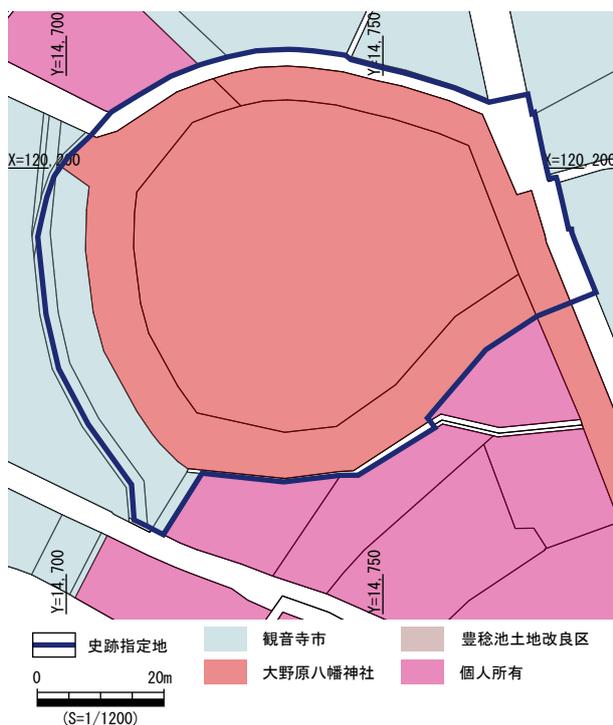


図3-15 平塚古墳所有者

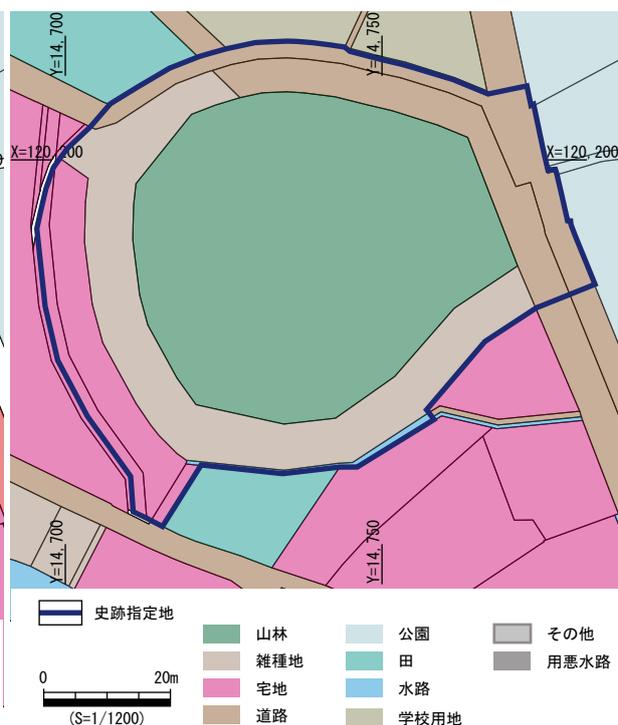


図3-16 平塚古墳地目

③角塚古墳

土地所有状況は、角塚古墳の指定地のうち、1,194.69㎡が民有地で、大野原八幡神社が所有（註）している。その他、917.04㎡が観音寺市所有地、140.91㎡が無番地（法定外道路及び水路）である。土地利用状況は、当該指定地のうち、山林が1,110.69㎡で49%と、全体のおよそ半分を占めている。大野原八幡神社所有の土地で、角塚古墳の墳丘部分におおよそ該当する。指定地北側は田と公衆用道路等で構成されている。田は現況として駐車場、公衆用道路等は道路としてそれぞれ利用されている。一方、指定地南側の地目は公園と墓地等によって構成されており、大野原中央公園の一部として整備されている。

註 平塚古墳と角塚古墳が社有地となった経緯については今後も検証を行っていく。

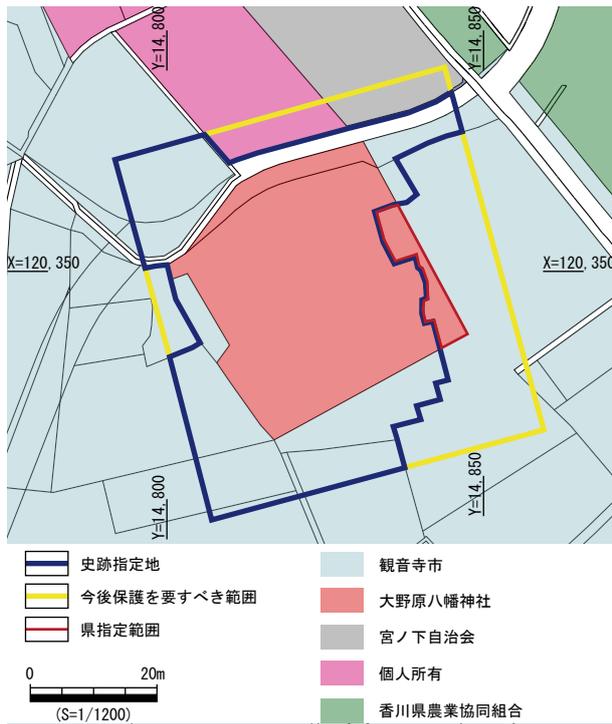


図3-17 角塚古墳所有者

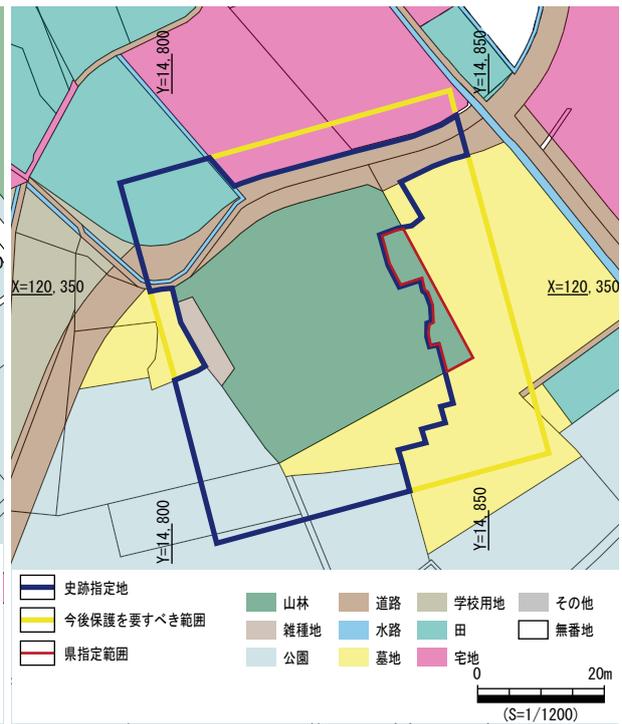


図3-18 角塚古墳地目

第4章 史跡の価値

第1節 史跡大野原古墳群の価値（本質的価値）

卓越した規模の墳丘と石室を内包した盟主的な古墳が3世代に渡り連続して築かれた

- ・ 椀貸塚古墳、平塚古墳及び角塚古墳の3基の古墳は、いずれも卓越した墳丘と外周施設、そして築造年代ではそれぞれ四国最大ないし最大級の大型横穴式石室を内包し、約半世紀の間で3世代に渡り同一地点で連続して築造されている。
- ・ 3基の古墳で採用された石室形態に酷似した形のものが、四国各地に点在していることは、本古墳群の被葬者が四国各地域の勢力に対して一貫して影響を与えていたことが考えられる。
- ・ 上記の2点から、3基の古墳は史跡大野原古墳群の中でも盟主的な古墳に位置づけられる。

地域の枠組みから大きく飛躍することで成立した

- ・ 史跡大野原古墳群の中において、盟主的な古墳である椀貸塚古墳に準じた位置付けにある岩倉塚古墳が、史跡大野原古墳群出現以前の同地域の盟主的な古墳であった罐子塚古墳と同規模の石室をもつことは、椀貸塚古墳がこれまでの地域の枠組みを超えた存在として出現したことを物語る。

6世紀後葉の画期を典型的に示す

- ・ 本古墳群の造営が開始された古墳時代後期後葉は、西日本を中心に大型横穴式石室を内包する古墳が同時多発的に出現するが、本古墳群はそのような時代の転換点が存在したことを如実に示す典型例であることから、西日本を中心とした日本列島の古墳時代後期～終末期における政治や社会のあり方を知る上で極めて重要な存在といえる。

第2節 歴史的・地域的に付加された価値

地域のシンボルとして再利用された

- ・ 椀貸塚古墳は大野原八幡神社本殿の背後に位置していることから一体的関係にあるといえ、江戸初期（寛永年間）に始まる新田開発の精神的支柱の役割を担ってきた。また、平塚古墳は秋季例大祭の御旅所としての役割をもち、岩倉塚古墳は平田家の菩提寺である慈雲寺庭園と一体的関係にあるように、本古墳群の本質的価値は、近世から近代にいたる地域のシンボルとして再利用されることで、守り継承された経緯を持つ。

第3節 構成要素の特定

1 構成要素の考え方

史跡の本質的価値を構成するものを中心に、指定地内に所在する要素を整理する。指定地内及び周辺に所在する要素は大きく2つ（「本質的価値を構成する要素」、「本質的価値

を構成する要素以外の要素)に分かれる。本質的価値を構成する要素以外の要素については、「歴史的・地域的に付加された要素」、「保存活用を促す要素」及び「その他の構成要素」に細分した上で、それぞれの項目に応じた要素を各古墳において抽出した。

2 構成要素の特定

(1) 本質的価値を構成する要素

①墳丘

盟主的な古墳である椀貸塚古墳、平塚古墳及び角塚古墳は後期古墳としては卓越した規模を有する。また、岩倉塚古墳も椀貸塚古墳に準ずる古墳でありながら、平面規模の点で椀貸塚古墳と同規模の墳丘を備える。

②外周施設

墳丘周囲に配置された周溝と周堤をさす。特に椀貸塚古墳は二重の周溝と周堤を備えており、広大な墓域を構成する。

③横穴式石室

各古墳の埋葬施設はいずれも巨石を用いた大型の横穴式石室であり、特に椀貸塚古墳の横穴式石室は四国最大の規模をもつ。なお、横穴式石室に付随する墓道や石室石材の抜取痕跡の地下遺構も本質的価値を構成する要素として扱う。

④古墳群の配置

各古墳が相互に視認できる直線上の配置状況も本古墳群の特徴であることから、本質的価値を構成する要素として取り扱う。

(2) 本質的価値を構成する要素以外の要素

①歴史的・地域的に付加された要素

指定範囲のうち、社寺有地内に配置された文化財的価値をもつ要素を指し、近代及びそれ以前に帰属する社寺建造物や石造物及び慈雲寺庭園を本要素として取り扱う。

②保存活用を促す要素

史跡関係の説明板や案内表示、石室開口部扉及び仮復元施設（椀貸塚古墳の外周施設の範囲を示す盛土や石列及び砂利敷）といった史跡大野原古墳群の保存・活用を図るために設置された要素を指す。

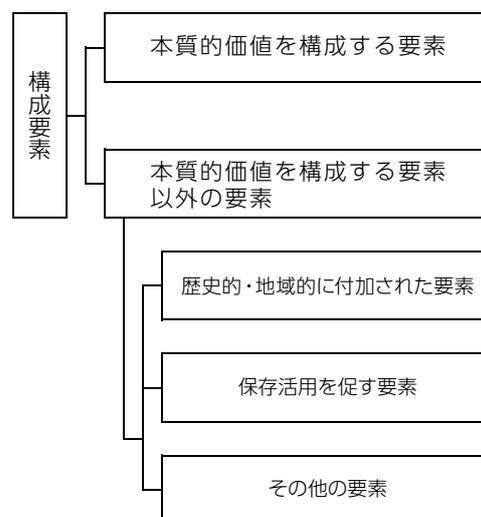


図4-1 構成要素分類図

③その他の構成要素

本質的価値を構成する要素以外の要素のうち、歴史的・地域的に付加された要素及び保存活用を促す要素に含まれない要素で、次の表中に該当するものを指す。

表4-1 その他の構成要素分類表

- | |
|---|
| <p>①建築物…帰属時期が現代（おおむね1950年代以降の新設又は移設物）の建築物</p> <p>②道路…公衆用道路上に敷設されたアスファルト舗装路</p> <p>③地下埋設物…側溝、用水路、水道、散水栓等地下に埋設された要素</p> <p>④樹木</p> <p>⑤地上物…上記の①～④に該当しない地上構造物で以下のa～hに含まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none">a 帰属時期が現代（おおむね1950年代以降の新設又は移設物）の石造物b 街灯、照明、電柱、拡声器等の電気関係設備c 柵、塀、フェンス類d 史跡関係以外の説明板、案内表示e 石階段、石廊下、手すり等の通路設備f 御籤結び、賽銭箱、銅像、祠等境内に配置された宗教活動関連要素で、帰属時期が現代（おおむね1950年代以降の新設又は移設物）のもの。g 学校用地内に配置された学校設備h 上記a～gのいずれにも該当せず、帰属時期が現代（おおむね1950年代以降の新設物又は移設物）のもの |
|---|

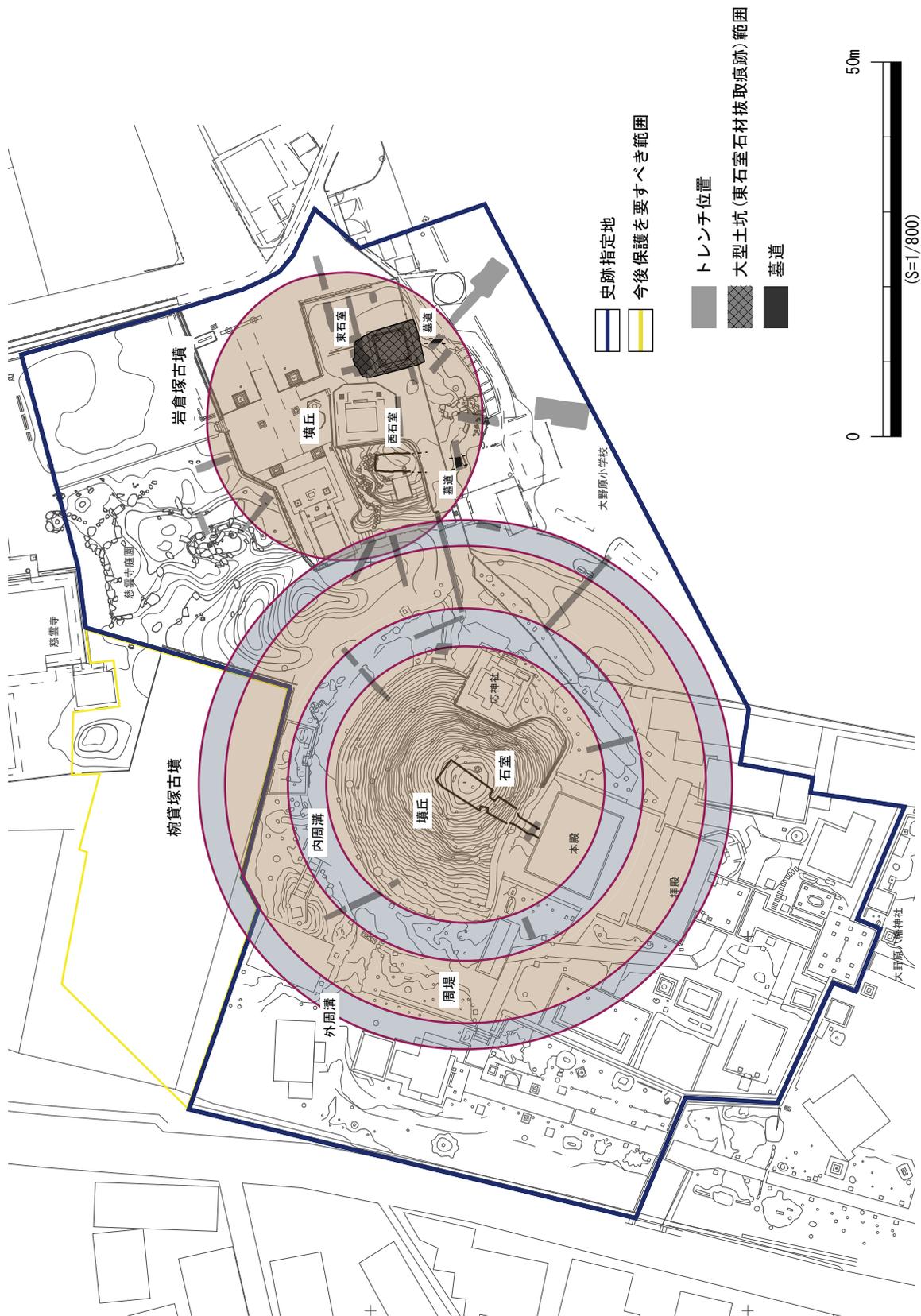


図4-2 柳貸塚古墳・岩倉塚古墳の本質的価値の構成要素

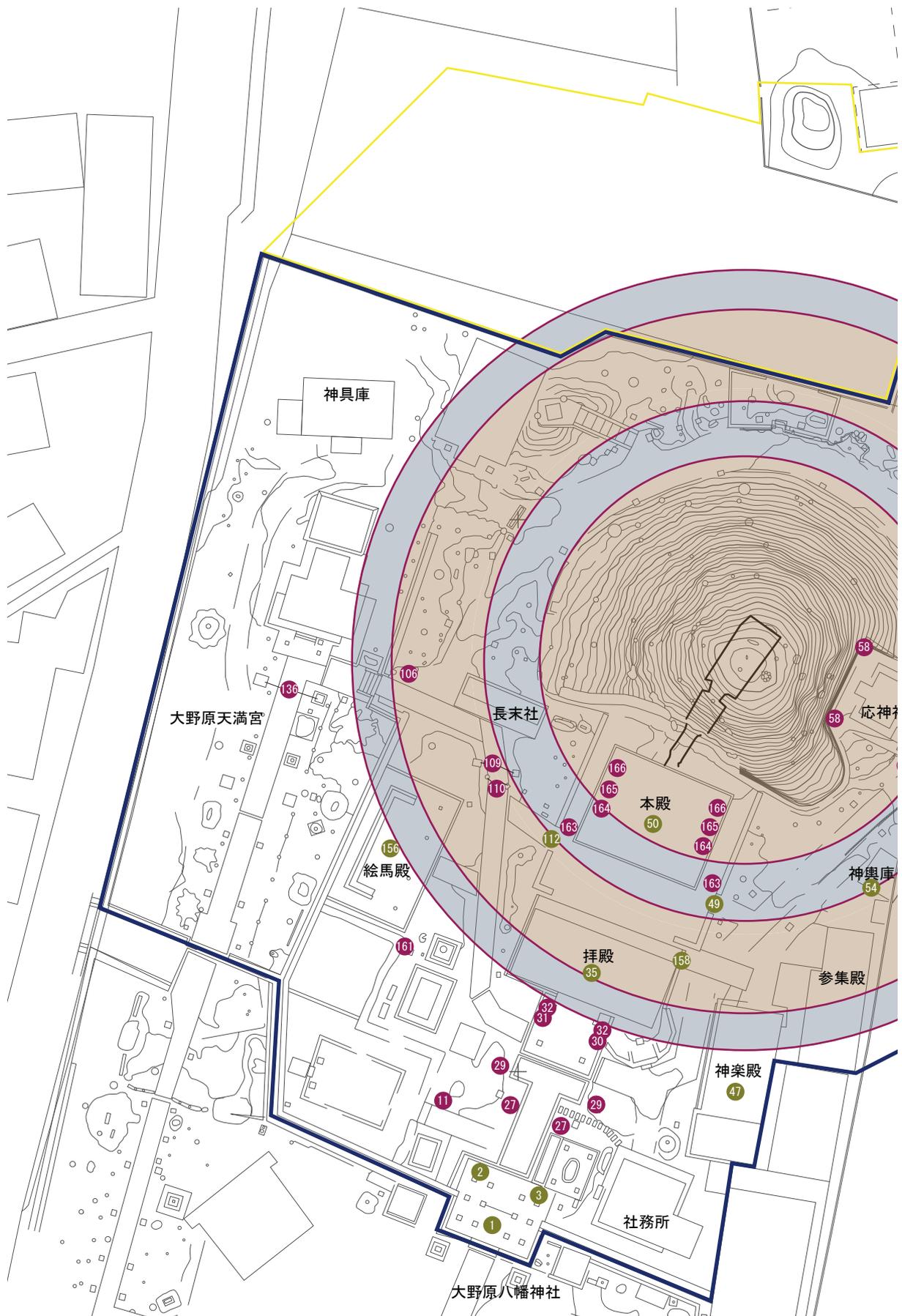
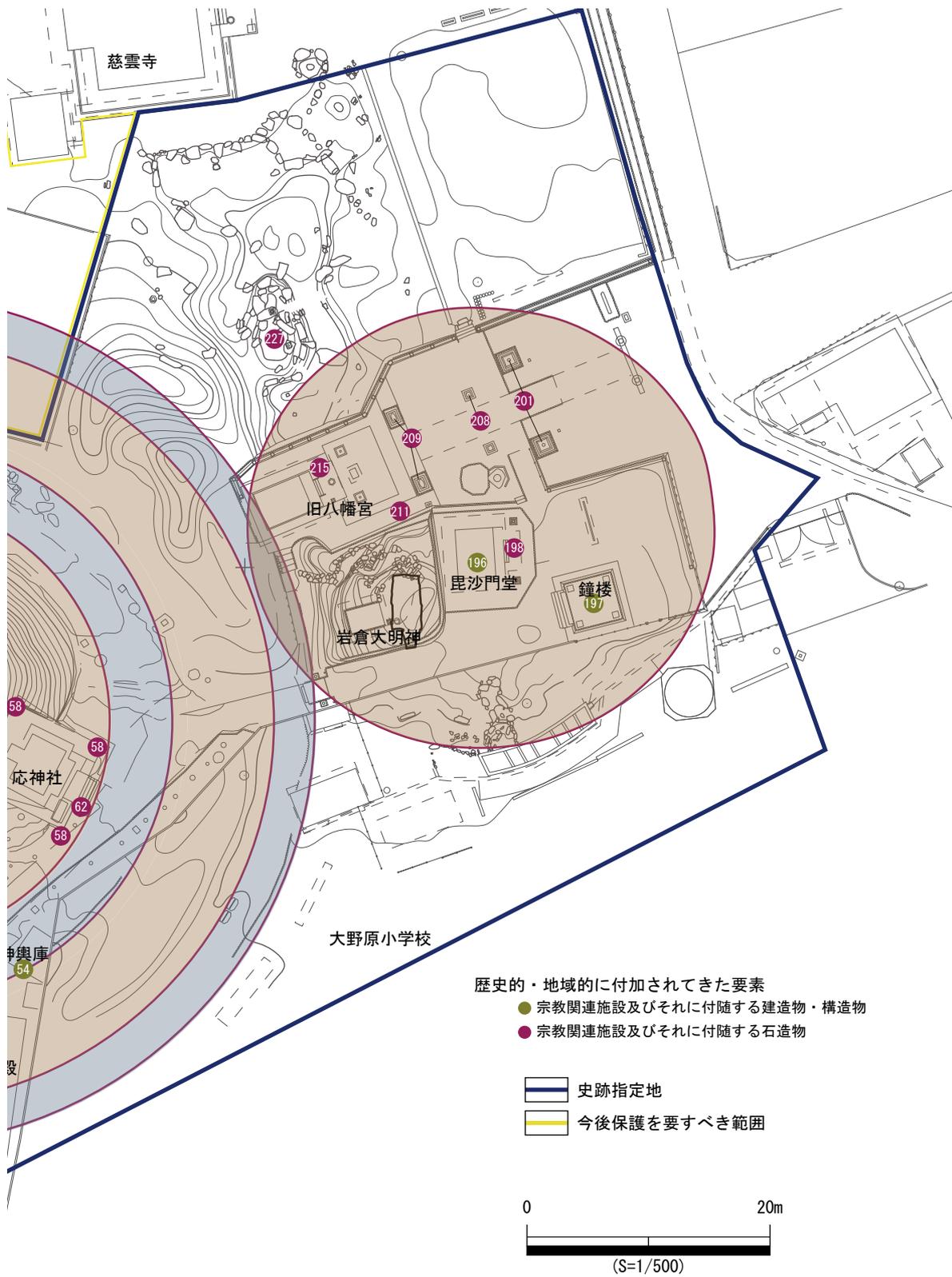


図4-3 椀貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素 歴史的・地域的に付加された要素



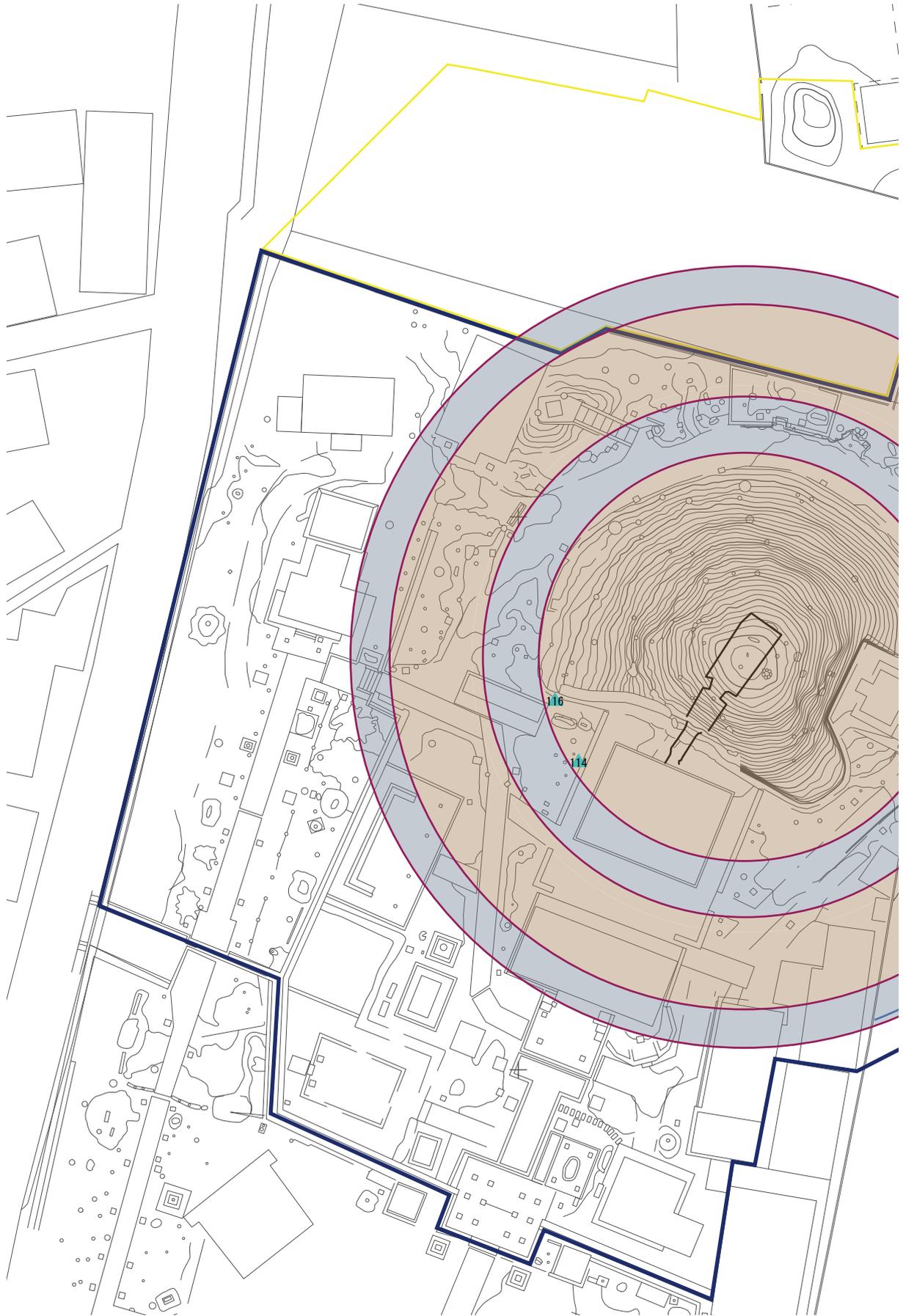
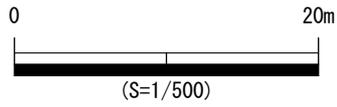
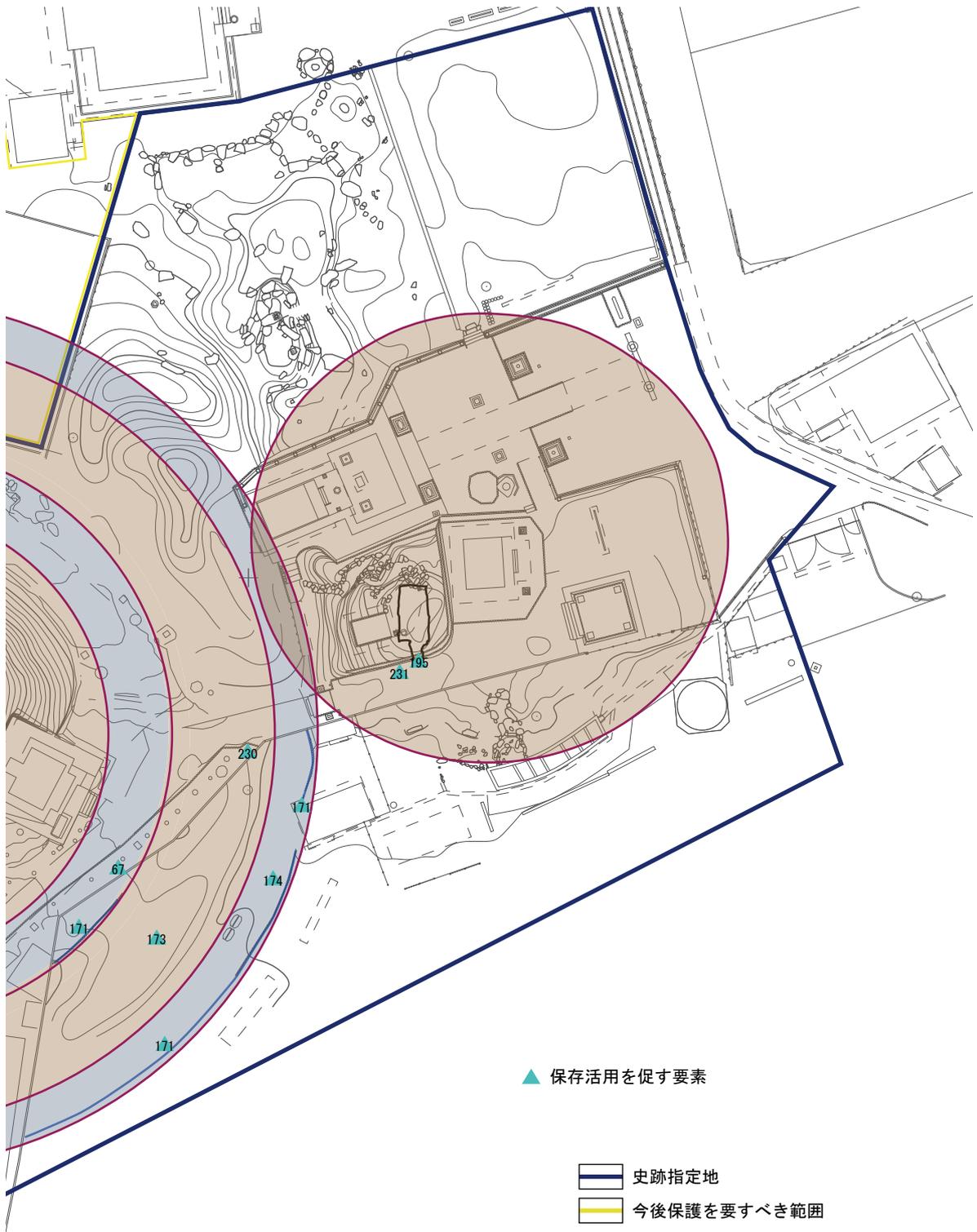


図4-4 梶貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素 保存活用を促す要素



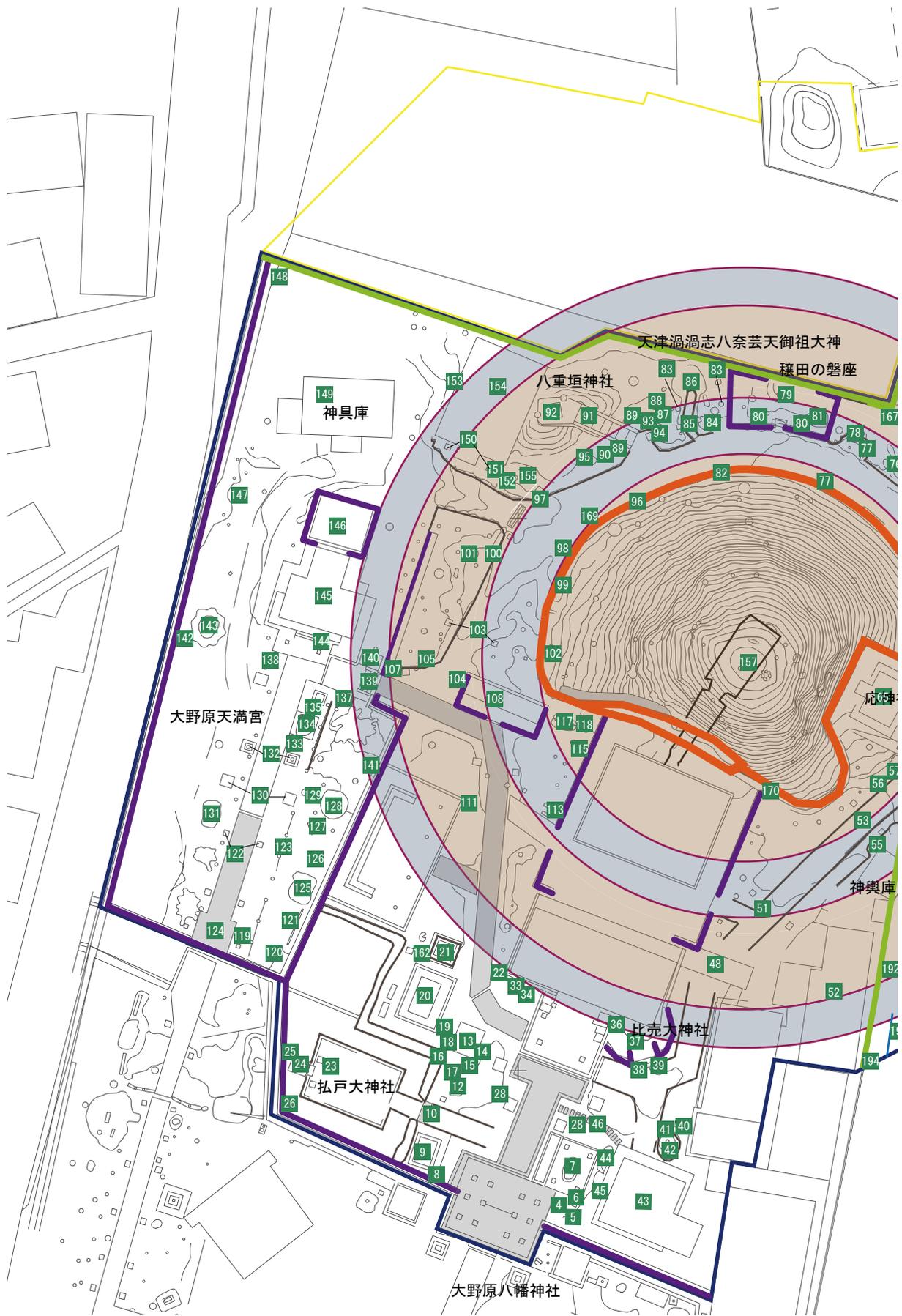


図4-5 腕貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素 その他の構成要素



表4-2 椀貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素分類表

椀貸塚古墳・岩倉塚古墳				
本質的価値を構成する要素	墳丘	椀貸塚古墳墳丘 岩倉塚古墳墳丘		
	横穴式石室	椀貸塚古墳墳丘 岩倉塚古墳西石室 東石室		
	外周施設	椀貸塚古墳 外周溝 内周溝 周堤		
本質的価値を構成する要素以外の要素	歴史的・地域的に付加された要素	建築物	隨身門1 2 3 拝殿35 神楽殿47 門49 112 158 本殿50 神輿庫54 絵馬堂156 毘沙門堂196 鐘楼197	
		石造物	石灯籠11 29 106 109 161 163 164 165 166 198 201 注連石27 208 百度石30 花筒31 215 狛犬32 136 209 境石58 手水鉢62 鳥居110 寄附芳名211	
		庭園	慈雲寺庭園228	
	保存活用を促す要素	説明板等	旧説明板「県指定史跡椀貸塚」116 新説明板「史跡大野原古墳群 椀貸塚古墳」114 新説明板「史跡大野原古墳群 岩倉塚古墳」231 新説明板「大野原古墳群の二重周濠と周堤」67 174 案内表示「椀貸塚古墳・岩倉塚古墳」230	
		石室開口部扉	扉195	
		仮復元施設	石列171 盛土173	
	その他の構成要素	建築物	建築物	禊祿成道場154 渡り廊下48 参集殿52 手水舎7 古神札納所9 社務所43 長末社108 大野原天幡宮拜殿145 大野原天満宮本殿146 神具庫149 旧八幡宮216 岩倉大明神221 物置188 小屋191 旧ウサギ小屋175 應神社65
			地下埋設物	水道16 61 151 169 172 184 排水溝141 散水栓157 170 水路190 193
			樹木	図4-7を参照
		地上物	石造物	石灯籠23 28 51 53 68 70 74 77 80 82 89 96 97 98 103 122 130 137 150 159 212 220 223 手水鉢94 134 152 207 219 注連石132 カ石12 鳥居38 85 204 石祠37 73 92 99 102 百度石144 その他石造物 4 5 6 8 10 17 18 19 22 40 44 45 55 59 60 78 79 83 86 90 91 95 101 104 107 111 113 115 118 119 120 125 127 128 131 133 135 142 147 155 162 168 185 192 194 202 205 206 222 224 225 226
電気関係設備			構造物69 71 72 75 167 街灯88 203 電柱148 ナイター照明180 189	
柵、塀、フェンス類			樹木の囲い21 42 143 フェンス181 コンクリートブロック232 ブランコ柵229	
説明板、案内表示			説明板「大野原八幡神社本殿」34 石碑「太子殿椀貸塚」117 石碑「岩倉様参道」210 その他36 64 81 84 93 105	
通路設備			飛び石46 階段63 139 217 218 コンクリート通路160 228 手すり200	
宗教活動関連要素			祠13 24 絵馬掛33 賽銭箱129 213 御神籤結び14 15 41 138 牛形140 香炉214 奉賛看板199 馬銅像20 名簿一覧121	
学校設備			旧天体観測器186 水槽園183 ジャンブルジム等176 登り棒177 滑り台178 ブランコ179	
上記以外	石列25 石材153 拡声器26 「讃岐石の音を鳴らす」39 石材集中56 57 66 76 柱87 コンクリートブロック100 石・瓦126 丸太いす182 ベンチ187 ポール穴123 124			

表4-3 梶貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素（1）

構成要素番号	構成要素	備考	歴史的・地域的に付加された要素	保存活用を促す要素	その他の構成要素
1	隨身門	市指定文化財	○		
2	隨身門		○		
3	隨身門		○		
4	歌碑	明治天皇御製 歌碑			○
5	石碑	奉納 本殿・幣殿・拝殿内調度品一式 平成31年			○
6	石碑	奉献 手水舎一棟 昭和59年			○
7	手水舎				○
8	石碑	平成10年建立			○
9	古神札納所				○
10	石柱				○
11	石灯籠	花崗岩 (正)太神宮/金比羅宮/稻荷宮/荒神宮・石灯籠 (右)願主 氏子中 石川藤右衛門□□□/同保三治男□ (左)寛政十二庚申十二月吉日	○		
12	方石	三十三メ/十八メ中肘金立 平成8年十三塚集会場から移設			○
13	祠				○
14	御御籤結び	竹製			○
15	御御籤結び	石製			○
16	水道				○
17	石柱	矢穴あり			○
18	石碑				○
19	歌碑	明治天皇御製 歌碑			○
20	馬銅像				○
21	樹木の囲い				○
22	歌碑	明治天皇御製 歌碑			○
23	石灯籠				○
24	祠				○
25	石列				○
26	拡声器				○
27	注連石	【左】(正)積善於冥ヒ之中則明神佑之 (左)祠官講義 宮崎□□・□□ (背)己卯九月吉辰/献主 守谷嘉之助 【右】(正)為悪於昭ヒ之地則天吏罰之 (右)斡旋方 岡田□□/菅原□□/石工 萩原村 門脇篤□郎 (背)献主 村上□□清	○		
28	石灯籠	【左】(正)奉献(背)施主 菅原 治 【右】(正)奉献(背)明治百年記念昭和四十四年之建			○
29	石灯籠	【左】(正)正八幡宮御寶前(背)享保十九年甲寅歳三月十五日 【右】(正)正八幡宮御寶前(背)願主 氏子中	○		
30	百度石	(正)百度石 (左)明治十六年癸未春建立/斡旋人 菅原 馬吉 (右)施主 丸壘 通町/市原龍次郎/秋山 喜助/大野原字白坂産	○		
31	花筒		○		
32	狛犬	【阿形】(正)奉献 (背)寛政十一年己未春/荘司正房 【吽形】(正)奉献 (背)寛政十一年己未春/荘司正房	○		
33	絵馬掛				○
34	説明板「大野原八幡神社本殿」	市指定文化財 本殿の説明			○
35	拝殿		○		
36	大野原八幡神社御由緒	奉献 後由緒額 昭和六十年十月吉日			○
37	石祠				○
38	鳥居	比賣大神社			○
39	「讃岐石の音を鳴らす」				○
40	歌碑	明治天皇御製 歌碑			○

表4-4 梶貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素（2）

	構成要素	備考	歴史的・ 地域的に 付加された 要素	保存活用を 促す要素	その他の 構成要素
41	御籤結び	竹製			○
42	石垣の囲い(石組み)				○
43	社務所				○
44	石碑				○
45	石碑				○
46	飛び石				○
47	神楽殿		○		
48	渡り廊下				○
49	門		○		
50	本殿	市指定文化財	○		
51	石灯籠	皇孫殿下御生誕奉祝記念			○
52	参集殿				○
53	石灯籠	皇孫殿下御生誕奉祝記念			○
54	神輿庫		○		
55	石碑	諸社普通祝詞			○
56	石材集中				○
57	石材集中				○
58	境石	大野原村より先に拓けた中姫村の應神社があり、 その土地として神社の四隅に立て示したもの	○		
59	歌碑	明治天皇御製 歌碑			○
60	石柱				○
61	水道	ホース付随			○
62	手水鉢	(正)中姫村西氏子中 (上)寛政十戊午九月吉日	○		
63	階段				○
64	應神社説明板				○
65	應神社				○
66	基壇	五輪塔等の部材が乗る			○
67	新説明板「梶貸塚古 墳の二重周濠と周堤」			○	
68	石灯籠	皇孫殿下御生誕奉祝記念			○
69	構造物	コンクリート壁に密着			○
70	石灯籠	【左】(正)奉献 石灯籠 (左)庄司正本 (右)天保五年甲午二月吉日 【右】(正)奉献 石灯籠 (左)天保五年甲午二月吉日 (右)庄司正本 (平成9年八幡神社表入口より移設)			○
71	構造物	コンクリート壁に密着			○
72	構造物				○
73	石祠				○
74	石灯籠	皇孫殿下御生誕奉祝記念			○
75	構造物				○
76	石材集中				○
77	石灯籠	皇孫殿下御生誕奉祝記念			○
78	石材集中	中心の石に注連縄を張っている			○
79	穰田乃磐座	郷土の農地の守護神として平成十一年五月に祀られた 球状の自然石に注連縄張りをしている			○
80	石灯籠	皇孫殿下御生誕奉祝記念			○
81	石碑	穰田乃磐座			○
82	石灯籠	皇孫殿下御生誕奉祝記念			○
83	石柱	縄で92の鳥居も含め結界を張る			○
84	石碑	大元霊/天津禍々志八津奈藝天祖大神			○
85	鳥居				○
86	自然石	注連縄を張る			○
87	柱				○
88	街灯				○
89	石灯籠	(正)平成戊寅歳師走吉日 (背)願主 辻西 三宅雅久			○
90	石造物	八重垣神社御造営			○
91	石造物				○
92	石祠	八重垣神社 平成九年十一月三宅雅久氏と多田一清氏が造営			○
93	説明板	八重垣神社			○

表4-5 梶貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素（3）

	構成要素	備考	歴史的・ 地域的に 付加された 要素	保存活用を 促す要素	その他の 構成要素
94	手水鉢				○
95	自然石	注連縄を張る			○
96	石灯籠	皇孫殿下御生誕奉祝記念			○
97	石灯籠	皇孫殿下御生誕奉祝記念			○
98	石灯籠	皇孫殿下御生誕奉祝記念			○
99	石祠				○
100	コンクリートブロック				○
101	自然石	注連縄を張る			○
102	石祠				○
103	石灯籠	皇孫殿下御生誕奉祝記念			○
104	歌碑	明治天皇御製 歌碑			○
105	案内	八重垣神社			○
106	石灯籠	(正)奉獻 (左)安政三丙辰十月吉日 (右)蛭中/高宇/□多/松幸	○		
107	石柱	天皇陛下御在位五十年奉祝記念 奉獻玉垣七間			○
108	長末社				○
109	石灯籠	(左)(正)三寶荒神御寶前 (背)小山組道下氏子 (右)(正)三寶荒神御寶前 (背)小山組道下組氏子	○		
110	鳥居	【左】(正)元禄拾一年六月吉日 【右】(正)奉連盟鳥居一宇	○		
111	歌碑	明治天皇御製 歌碑			○
112	門		○		
113	石柱				○
114	新説明板「史跡大野原古墳群 梶貸塚古墳」			○	
115	石柱				○
116	旧説明板「県指定史跡梶貸塚」			○	
117	石碑「太子殿梶貸塚」				○
118	石碑				○
119	石円柱				○
120	玉垣部材				○
121	名簿一覧				○
122	石灯籠	管公御神忌千百年記念			○
123	基礎ブロック				○
124	基礎ブロック				○
125	管公御神忌千百年記念之碑				○
126	石・瓦				○
127	石造り構造物				○
128	筆塚				○
129	賽銭箱				○
130	石灯籠	(正)奉燈 (左)喜寿記念 豊浜町合田濱夫 平成二十年三月吉日			○
131	石碑	頌徳賦課之/□□□/奉獻拝殿新築/本殿修□/長田孝平/□□			○
132	注連石	【左】(正)和光 【右】(正)同塵 (背)昭和三十四年八月			○
133	背のび石				○
134	手水鉢	(正)洗心 (背)平成二年十一月吉日/御大典記念/献主 柿久保吉弘			○
135	歌碑	明治天皇御製 歌碑			○
136	狛犬	【阿形】(正)献主 林組/鈴木宇吉新國 (背)大正十年酉二月 【吽形】(正)献主 鈴木茂里行光 (背)大正十年酉二月	○		
137	石灯籠	管公御神忌千百年記念			○
138	御籤結び				○
139	階段				○
140	牛形				○

表4-6 椀貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素（4）

	構成要素	備考	歴史的・地域的に付加された要素	保存活用を促す要素	その他の構成要素
141	排水溝	石垣内に設置			○
142	石碑				○
143	樹木の囲い(石組み)				○
144	百度石				○
145	大野原天満宮 拜殿				○
146	大野原天満宮 本殿				○
147	自然石	注連縄を張る			○
148	電柱				○
149	神具庫				○
150	石灯籠	皇孫殿下御生誕奉祝記念			○
151	水道				○
152	手水鉢				○
153	石材				○
154	禊練成道場				○
155	石造物	駒型の石に注連縄を張る			○
156	絵馬堂		○		
157	散水栓	古墳墳丘上			○
158	門		○		
159	石灯籠	皇孫殿下御生誕奉祝記念			○
160	コンクリート通路				○
161	石灯籠	(背)昭和拾二年秋初老記念 中 合田幸平 □/合田幾代	○		
162	石碑				○
163	石灯籠	【左】(正)寛政六甲寅年二月社日 (左)壽貞女 中井正周/田中正治 横山包壽/敬建 【右】(正)寛政六甲寅年二月社日 (左)壽貞女 中井正周/田中正治 横山包壽/敬建	○		
164	石灯籠	不詳 全てが六角形で竿部がない	○		
165	石灯籠	【左】(正)奉寄進 八幡宮/御寶前石燈籠 (左)應神大王秀諸亮/神光巧深慶衆生 (右)社宮建鬼門己□/未來□進守神□/墨書 【右】不詳	○		
166	石灯籠	【左】(正)正八幡宮御寶前 (背)安永六年丁酉九月/平田正容 敬白 【右】(正)正八幡宮御寶前 (背)安永六年丁酉九月/平田正容 敬白	○		
167	構造物				○
168	石碑	寄付金額と名前			○
169	水道				○
170	散水栓	ホース			○
171	石列	内周溝外縁ライン復元		○	
172	水道				○
173	盛土	周堤範囲復元		○	
174	新説明板「椀貸塚古墳 の二重周濠と周堤」			○	
175	旧ウサギ小屋				○
176	ジャングルジム等				○
177	登り棒				○
178	滑り台				○
179	ブランコ				○
180	ナイター照明				○
181	フェンス				○
182	丸太いす				○
183	水槽園				○
184	水道				○
185	石碑	昭和40年度卒業			○
186	旧天体観測器				○
187	ベンチ				○
188	物置	コンクリート土台			○
189	ナイター照明				○
190	水路				○
191	小屋				○
192	石のオブジェ				○
193	水路				○

表4-7 梶貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素（5）

	構成要素	備考	歴史的・ 地域的に 付加された 要素	保存活用を 促す要素	その他の 構成要素
194	石のオブジェ				○
195	扉	石室入口 鍵付		○	
196	毘沙門堂		○		
197	鐘楼		○		
198	石灯籠	【右】(正)奉献 (右)嘉永七甲寅年/八月吉良日 (背)平田正節代 【左】(正)奉献 (右)嘉永七甲寅年/八月吉良日 (背)平田正節代	○		
199	奉賛看板	旧八幡神社整備奉賛事業奉賛者後芳名			○
200	手すり				○
201	石灯籠	【右】(正)遍明(右)當所/世話人 庄野利兵衛(左)在函館/庄野ナツ (背)明治四十一年九月吉日 【左】(正)除暗 (右)在函館/施主 庄野利八 (左)當所/世話人 庄野利兵衛	○		
202	石碑	【左右】(正)旧八幡宮奉賛会			○
203	街灯				○
204	鳥居				○
205	石碑	(正)旧八幡宮			○
206	石碑	(正)旧八幡宮改修記念碑 (背)(芳名)			○
207	手水鉢	水道			○
208	注連石	【右】(正)愛亦既深 (左)献主 浅野政吉 (背)世話人 中村想次 【左】(正)敬亦既篤 (背)明治四十年三月吉日	○		
209	狛犬	【阿形】(正)奉 (左)久保国秋長房 (右)明治四十二年三月吉日 【吽形】(正)献 (左)世話人 中村庄吉 (右)三好今吉長徳	○		
210	石碑[岩倉様参道]				○
211	寄附芳名	寄付芳名	○		
212	石灯籠	【右】(正)氏子中 【左】(正)氏子中			○
213	賽銭箱				○
214	香炉	(正)斡旋人 □□			○
215	花筒	(正)奉献/明治十七年甲申十二月/上之段氏子 三十一名/斡旋人 川上与三吉	○		
216	旧八幡宮				○
217	階段				○
218	階段				○
219	手水鉢	台座正面施主/篠原久吉/辻東			○
220	石灯籠				○
221	岩倉大明神社				○
222	金毘羅宮(石造物)	(右)明治参拾貳年亥六月建之 ※移転			○
223	石灯籠	(正)奉燈 講中 (左)天保十一年 (右)庚子三月十日 ※移転			○
224	石柱				○
225	石柱	(正)旧八幡宮奉賛会			○
226	石碑	芳名			○
227	慈雲寺庭園		○		
228	コンクリート 通路				○
229	プランコ柵				○
230	案内表示「梶貸塚 古墳/岩倉塚古墳」			○	
231	新説明板「史跡 大野原古墳群 岩倉塚古墳」			○	
232	コンクリート ブロック塀				○

梶貸塚古墳 本質的価値を構成する要素



墳丘(合成写真)



横穴式石室 (玄室)



横穴式石室 (前室)



横穴式石室 (羨道)



外周施設 (二重周溝と周堤)

岩倉塚古墳 本質的価値を構成する要素



墳丘



横穴式石室 (西石室玄室)



横穴式石室 (東石室用材抜取痕跡)



横穴式石室 (東石室墓道)

梶貸塚古墳・岩倉古墳構成要素写真(1)

歴史的・地域的に付加された要素 (1)



1



2



3



11



27



29



29



30



31・32



35



47



49・50



54



58



58



58



58



58



62



106



109



110



112



136

椀貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素写真(2)

歴史的・地域的に付加された要素 (2)



156



158



161



163



164・165



164・165・166



196



197



198



201



208



209



211



215



227

保存活用を促す要素 (1)



67



114



116



171



171



173



174



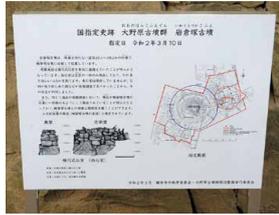
195

椀貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素写真(3)

保存活用を促す要素 (2)



230



231

その他の構成要素 (1)



4・5・6



7



8



9



10



12



13



14・15・17



16



18・19



20・162



21



22



23・24



25



26



28



33・34



36



37・38

椀貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素写真(4)

その他の構成要素 (2)



39



40・41・42



43・46



44



45



48



51



52



53・55



56



57



59・66



60・61



63



64・65



68



69



70



71



72



73



74



75



76

椀貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素写真(5)

その他の構成要素 (3)



77・78



79・80



81



82



83・84・85・86・87・88



89・90・91・92・95



93・94



96



97



98



99



100



101



102



103



104



105



107



108



111



113



115



117・118



119・120

椀貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素写真(6)

その他の構成要素 (4)



121



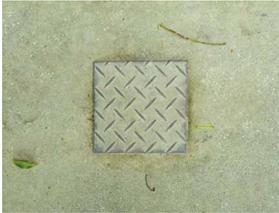
122



122



123



124



125



126



127



128・129



130



131



132



133



134



135



137



138



139



140



141



142・143



144



145



146

椀貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素写真(7)

その他の構成要素 (5)



147



148



149



150



151



152・155



153



154



157



159・160



167



168



169



170



172



175



176



177



178



179



180



181



182



183・184

椀貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素写真(8)

その他の構成要素 (6)



185



186



187



188



189



190



191



192



193



194



199



200



202



203



204



205・206



207



210



212・213



214



216



217



218



219・220

椀貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素写真(9)

その他の構成要素 (7)



221



222・223・224



225



226



228



229



232

椀貸塚古墳・岩倉塚古墳構成要素写真(10)

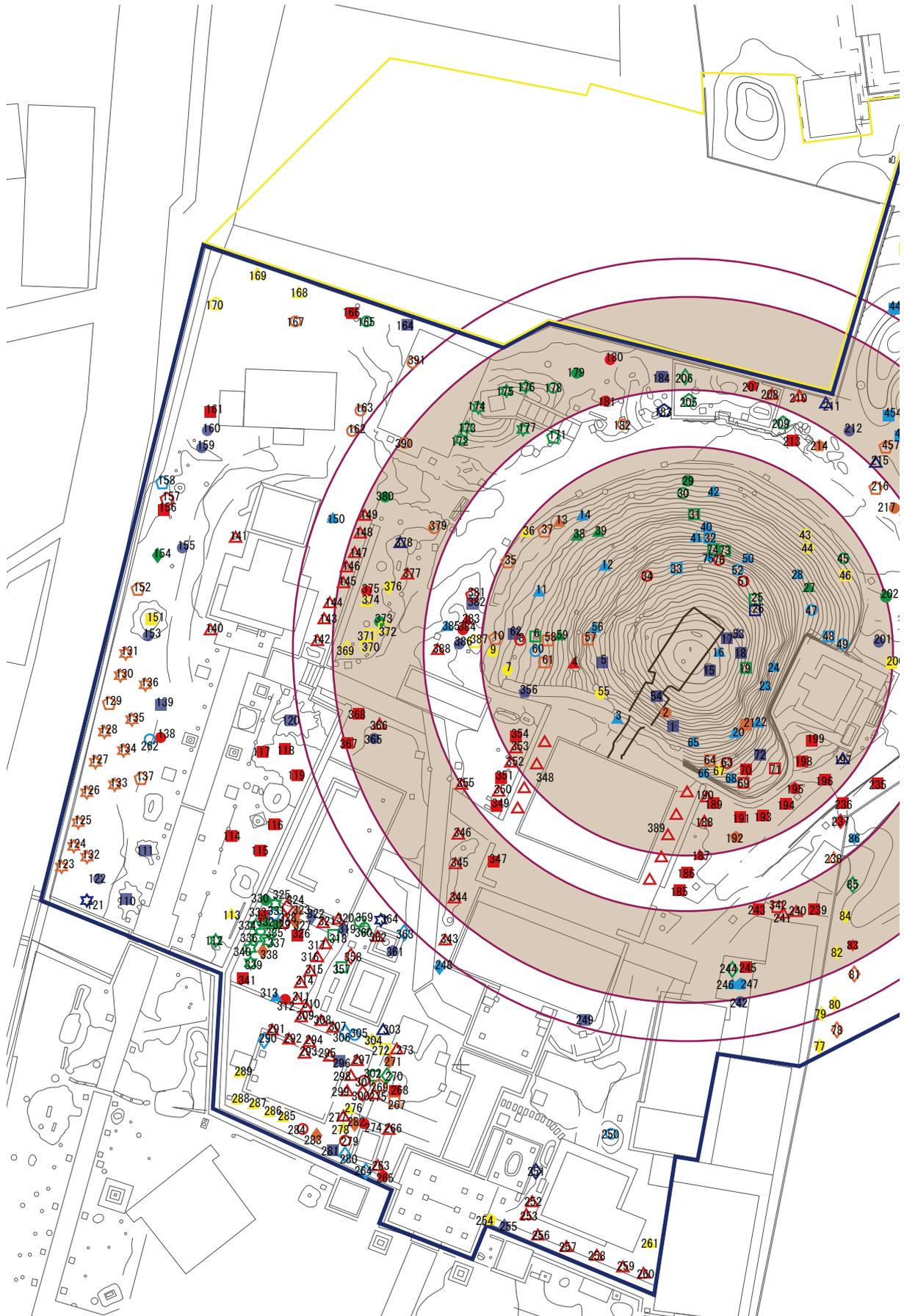
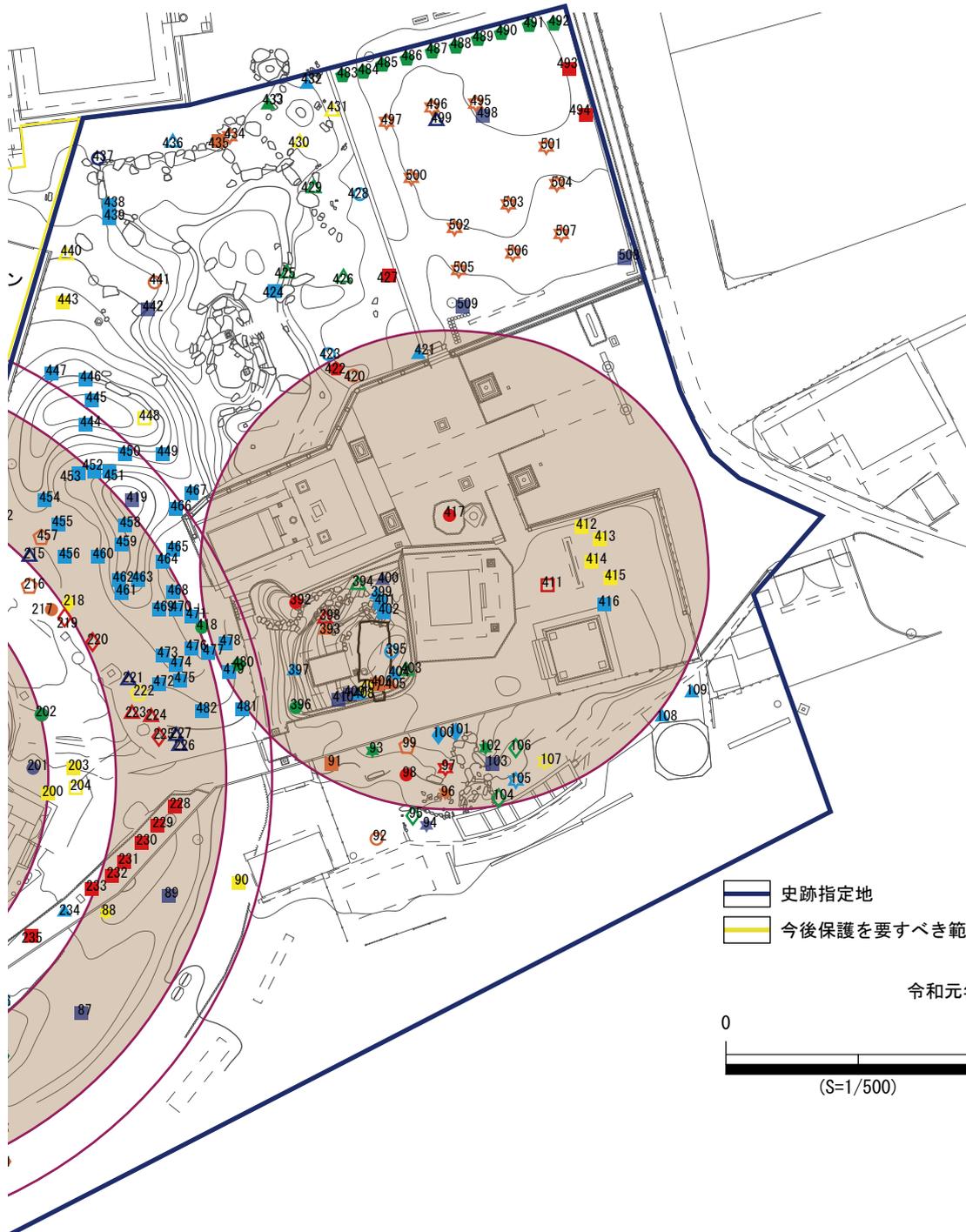


图4-6 椀箕塚古墳・岩倉塚古墳植生分布図



- | | | | | | |
|----------|----------|------------|----------|----------|----------|
| ▲ アベマキ | ■ シュロ | ◆ アメリカハイラギ | △ ナギ | □ ツバキ | ☆ サンゴジュ |
| ▲ アラカシ | ■ サクラ | ◆ カイズカイブキ | △ ナナミノキ | □ ハゼ | ☆ イスノキ |
| ▲ ウバメガシ | ■ クスノキ | ◆ クロモジ | △ ネズミモチ | □ タラヨウ | ☆ ネズミサシ |
| ▲ カクレミノ | ■ エノキ | ◆ シラカシ | △ イヌマキ | □ ヒサカキ | ☆ ウメ |
| ▲ カナメモチ | ◆ カリン | ★ ハギ | ○ モチノキ | ◇ ナンテン | ◇ スダジイ |
| ▲ クヌギ | ◆ ゲッケイジュ | ★ メタセコイア | ○ モッコク | ◇ ヒイラギ | ◇ キャラボク |
| ● クロガネモチ | ◆ マキ | ★ エンジュ | ○ ヤブツバキ | ◇ モミノキ | ◇ センダン |
| ● アカメガシワ | ◆ タイサンボク | ★ アオキ | ○ ヤブニッケイ | ◇ モミジ | ◇ ヒマラヤスギ |
| ● ムクノキ | ◆ ツゲ | ★ イチョウ | ○ ギンモクセイ | ◇ ユズリハ | ◇ クスドイゲ |
| ● マツ | ◆ トベラ | ★ ヒイラギナンテン | ○ ケヤキ | ◇ ヒラドツツジ | ◇ 不明 |
| ● タブノキ | ◆ マサキ | ▲ サカキ | □ スギ | ★ サザンカ | |
| ■ ヒノキ | ◆ サルスベリ | ▲ サツキツツジ | □ ソヨゴ | ★ カンツバキ | |

表4-9 椀貸塚古墳・岩倉塚古墳植生一覧(1)

樹木番号	樹種	胸高直径 (cm)	樹高	落葉樹 常緑樹	樹木番号	樹種	胸高直径 (cm)	樹高	落葉樹 常緑樹
1	クスノキ	36・24	高木	常緑樹	74	ハゼ	13	高木	落葉樹
2	タブノキ	38	高木	常緑樹	75	アラカシ	8.8	高木	常緑樹
3	アラカシ	15	高木	常緑樹	76	モチノキ	10	高木	常緑樹
4	アベマキ	32	高木	落葉樹	77	マキ	15	高木	常緑樹
5	クスノキ	16	高木	常緑樹	78	ヒラドツツジ	5・3・2・2・1	低木	常緑樹
6	ハゼ	18	高木	落葉樹	79	マキ	10	高木	常緑樹
7	アカメガシワ	13・18	高木	落葉樹	80	マキ	12	高木	常緑樹
8	モチノキ	17	高木	常緑樹	81	ヒラドツツジ	1・1・1・1・	低木	常緑樹
9	アカメガシワ	8	高木	落葉樹	82	マキ	23	高木	常緑樹
10	不明	12			83	ハギ	1.1.1.1	低木	落葉樹
11	アラカシ	18・22・10・4・2・10	高木	常緑樹	84	マキ	11	高木	常緑樹
12	アラカシ	20	高木	常緑樹	85	モミジ	15・10	高木	落葉樹
13	クヌギ	80	高木	落葉樹	86	メタセコイア	36	高木	落葉樹
14	アラカシ	9・8	高木	常緑樹	87	クスノキ	60・55	高木	常緑樹
15	クスノキ	50	高木	常緑樹	88	エンジュ	18	高木	落葉樹
16	アラカシ	11・10	高木	常緑樹	89	クスノキ	50	高木	常緑樹
17	クスノキ	22	高木	常緑樹	90	サクラ	15・13・15	高木	落葉樹
18	クスノキ	45	高木	常緑樹	91	エノキ	28	高木	落葉樹
19	ハゼ	8・10	高木	落葉樹	92	ケヤキ	30・20	高木	落葉樹
20	アラカシ	10・3・3・1・	高木	常緑樹	93	アオキ	3・3・3・1・1・2	低木	常緑樹
21	エノキ	12	高木	落葉樹	94	イチョウ	130	高木	落葉樹
22	アラカシ	16・16・5・5・3・2・2・	高木	常緑樹	95	モミジ	6	高木	落葉樹
23	アラカシ	16・12・4・4・4・	高木	常緑樹	96	ヒラギナンテン	1・3・2	低木	常緑樹
24	アラカシ	20・10・14・4・	高木	常緑樹	97	サザンカ	10	小高木	常緑樹
25	ハゼ	24	高木	落葉樹	98	クロガネモチ	10	高木	常緑樹
26	タラヨウ	9	高木	常緑樹	99	不明	25		
27	カクレミノ	25	小高木	常緑樹	100	グッケイジュ	6・4・8・8・4	高木	常緑樹
28	アラカシ	21	高木	常緑樹	101	グッケイジュ	4・4・5・2・2	高木	常緑樹
29	ムクノキ	58	高木	落葉樹	102	アオキ	1・1・1・1・	低木	常緑樹
30	ヤブニッケイ	6	高木	常緑樹	103	クスノキ	23・16	高木	常緑樹
31	ハゼ	42	高木	落葉樹	104	モミジ	6・5・5・4	高木	落葉樹
32	ソヨゴ?	37	中木	常緑樹	105	カンツバキ	3・2・1・	低木	常緑樹
33	ソヨゴ	15	中木	常緑樹	106	モミジ	15・17	高木	落葉樹
34	モチノキ	15	高木	常緑樹	107	サンゴジュ	7	高木	常緑樹
35	不明	6・6・4		落葉樹	108	アラカシ	15・13・15・10	高木	常緑樹
36	ウバメガシ	8	低木	常緑樹	109	アラカシ	23・28	高木	常緑樹
37	不明	11		落葉樹	110	クスノキ	110	高木	常緑樹
38	カクレミノ	17	小高木	常緑樹	111	クスノキ	110	高木	常緑樹
39	カクレミノ	17	小高木	常緑樹	112	イスノキ	23	高木	常緑樹
40	アラカシ	7	高木	常緑樹	113	ウバメガシ	30	低木	常緑樹
41	アラカシ	4	高木	常緑樹	114	ヒノキ	12	高木	常緑樹
42	アラカシ	7・4・3・2	高木	常緑樹	115	ヒノキ	11	高木	常緑樹
43	ヤブツバキ	7	高木	常緑樹	116	ヒノキ	20	高木	常緑樹
44	ヤブツバキ	10・8	高木	常緑樹	117	ヒノキ	25	高木	常緑樹
45	ヤブニッケイ	5	高木	常緑樹	118	ヒノキ	20	高木	常緑樹
46	ツバキ	8・6	低木	常緑樹	119	ヒノキ	16	高木	常緑樹
47	モッコク	15	高木	常緑樹	120	クスノキ	110	高木	常緑樹
48	ソヨゴ	20	中木	常緑樹	121	ネズミサシ	3	低木	常緑樹
49	モッコク	8	高木	常緑樹	122	マツ	1	高木	常緑樹
50	アラカシ	16	高木	常緑樹	123	ウメ	6・7・4	小高木	落葉樹
51	モチノキ	15	高木	常緑樹	124	ウメ	8・5・7	小高木	落葉樹
52	モッコク	9	高木	常緑樹	125	ウメ	10・8	小高木	落葉樹
53	カナメモチ	11	小低木	常緑樹	126	ウメ	6	小高木	落葉樹
54	クスノキ	7・13	高木	常緑樹	127	ウメ	6・8・6	小高木	落葉樹
55	アカメガシワ	18・8	高木	落葉樹	128	ウメ	8・8	小高木	落葉樹
56	アラカシ	15・10	高木	常緑樹	129	不明	2		
57	ヒサカキ	8	低木	常緑樹	130	ウメ	4・6・6	小高木	落葉樹
58	ヒサカキ	7・8・7	低木	常緑樹	131	ウメ	10・8・5	小高木	落葉樹
59	カクレミノ	12・6	小高木	常緑樹	132	ウメ	7	小高木	落葉樹
60	モッコク	10	高木	常緑樹	133	ウメ	6・6・4	小高木	落葉樹
61	ヒサカキ	7・11・6・15	低木	常緑樹	134	ウメ	6・6・6・8	小高木	落葉樹
62	クスノキ	30	高木	常緑樹	135	ウメ	4・8・7・7・6	小高木	落葉樹
63	モチノキ	10	高木	常緑樹	136	ウメ	11・8・6・6・10	小高木	落葉樹
64	ヒサカキ	8	低木	常緑樹	137	不明	16・8・6		
65	アラカシ	10・3・1・1	高木	常緑樹	138	クロガネモチ	20・35	高木	常緑樹
66	アラカシ	12・8・8	高木	常緑樹	139	クスノキ	40	高木	常緑樹
67	アカメガシワ	10	高木	落葉樹	140	サカキ	10	高木	常緑樹
68	アラカシ	10・5	高木	常緑樹	141	サカキ	18	高木	常緑樹
69	スギ	8	高木	常緑樹	142	サカキ	10	高木	常緑樹
70	ヒノキ	20	高木	常緑樹	143	サカキ	7	高木	常緑樹
71	スギ	13	高木	常緑樹	144	サカキ	8	高木	常緑樹
72	クスノキ	20・10	高木	常緑樹	145	サカキ	8	高木	常緑樹
73	ハゼ	16	高木	落葉樹	146	サカキ	10	高木	常緑樹

表4-10 梶貸塚古墳・岩倉塚古墳植生一覧(2)

樹木番号	樹種	胸高直径 (cm)	樹高	落葉樹 常緑樹	樹木番号	樹種	胸高直径 (cm)	樹高	落葉樹 常緑樹
147	サカキ	10	高木	常緑樹	220	ナンテン	1・1・1・・・・	低木	常緑樹
148	サカキ	8	高木	常緑樹	221	ネズミモチ	7	小高木	常緑樹
149	サカキ	10	高木	常緑樹	222	センダン	20	高木	落葉樹
150	アラカシ	40	高木	常緑樹	223	サカキ	4	高木	常緑樹
151	サクラ	17	高木	落葉樹	224	サカキ	8	高木	常緑樹
152	不明	10・5・3			225	ナンテン	2・1・1・2・1・・・・	低木	常緑樹
153	マツ	1	高木	常緑樹	226	ネズミモチ	6	小高木	常緑樹
154	タイサンボク	18	高木	常緑樹	227	ネズミモチ	12	小高木	常緑樹
155	マツ	25	高木	常緑樹	228	ヒノキ	15	高木	常緑樹
156	ヒノキ	23	高木	常緑樹	229	ヒノキ	18	高木	常緑樹
157	スダジイ	8	高木	常緑樹	230	ヒノキ	10	高木	常緑樹
158	キャラボク	4・2・5・2・2	低木	常緑樹	231	ヒノキ	19	高木	常緑樹
159	マツ	15	高木	常緑樹	232	ヒノキ	18	高木	常緑樹
160	マツ	15	高木	常緑樹	233	ヒノキ	20	高木	常緑樹
161	ヒノキ	34	高木	常緑樹	234	アラカシ	19	高木	常緑樹
162	ケヤキ	27	高木	落葉樹	235	ヒノキ	20	高木	常緑樹
163	ケヤキ	22	高木	落葉樹	236	ヒノキ	20	高木	常緑樹
164	クスノキ	12	高木	常緑樹	237	カリン	11	高木	落葉樹
165	ヤブニッケイ	25	高木	常緑樹	238	イヌマキ	1	高木	常緑樹
166	ヒノキ	25	高木	常緑樹	239	ヒノキ	15	高木	常緑樹
167	ケヤキ	24	高木	落葉樹	240	サカキ	7	高木	常緑樹
168	ナギ	16	高木	常緑樹	241	サカキ	3	高木	常緑樹
169	ナギ	23	高木	常緑樹	242	スギ	21	高木	常緑樹
170	センダン	8・6	高木	落葉樹	243	ヒノキ	8	高木	常緑樹
171	ヒマラヤスギ	15	高木	常緑樹	244	モミジ	2	高木	落葉樹
172	イスノキ	16	高木	常緑樹	245	ヒノキ	8	高木	常緑樹
173	イスノキ	10	高木	常緑樹	246	アラカシ	5	高木	常緑樹
174	イスノキ	27・20	高木	常緑樹	247	サルスベリ	7	小高木	落葉樹
175	イスノキ	23・27	高木	常緑樹	248	マツ	26	高木	常緑樹
176	イスノキ	14	高木	常緑樹	249	クスノキ	大きい	高木	常緑樹
177	イスノキ	15・15	高木	常緑樹	250	モッコク	15	高木	常緑樹
178	ヤブニッケイ	20	高木	常緑樹	251	ユズリハ	20	高木	常緑樹
179	ムクノキ	52	高木	落葉樹	252	サカキ	10	高木	常緑樹
180	クロガネモチ	35	高木	常緑樹	253	サカキ	9・9	高木	常緑樹
181	クロガネモチ	23	高木	常緑樹	254	アメリカヒイラギ	17・10	高木	常緑樹
182	ケヤキ	12	高木	落葉樹	255	ツゲ	4	低木	常緑樹
183	クスドイゲ	30	小高木	常緑樹	256	サカキ	12	高木	常緑樹
184	クスノキ	2・1・1・2	高木	常緑樹	257	サカキ	7・9	高木	常緑樹
185	ヒノキ	25	高木	常緑樹	258	サカキ	12	高木	常緑樹
186	ヒノキ	38	高木	常緑樹	259	サカキ	14	高木	常緑樹
187	アベマキ	8	高木	落葉樹	260	サカキ	17・10・7・15	高木	常緑樹
188	サカキ	14	高木	常緑樹	261	ウバメガシ	28	低木	常緑樹
189	ヒノキ	18	高木	常緑樹	262	モッコク	17	高木	常緑樹
190	サカキ	8	高木	常緑樹	263	サカキ	4	高木	常緑樹
191	ヒノキ	24	高木	常緑樹	264	ヒイラギ	1	小低木	常緑樹
192	シラカシ?	4	高木	常緑樹	265	クロガネモチ	1	高木	常緑樹
193	ヒノキ	23	高木	常緑樹	266	サカキ	2	高木	常緑樹
194	ヒノキ	20	高木	常緑樹	267	ヒサカキ	2	低木	常緑樹
195	マサキ	6	低木	常緑樹	268	ヒノキ	1	高木	常緑樹
196	ヒノキ	18	高木	常緑樹	269	不明	5		
197	ネズミモチ	12・6	小高木	常緑樹	270	モミジ	5	高木	落葉樹
198	ヒノキ	12	高木	常緑樹	271	トベラ	1	低木	常緑樹
199	ヒノキ	25	高木	常緑樹	272	ツバキ	2	低木	常緑樹
200	サクラ	4・4	高木	落葉樹	273	サカキ	10	高木	常緑樹
201	マツ	18	高木	常緑樹	274	クロガネモチ	2	高木	常緑樹
202	ムクノキ	60	高木	落葉樹	275	サカキ	1	高木	常緑樹
203	サクラ	12	高木	落葉樹	276	ウバメガシ	30	低木	常緑樹
204	ツバキ	3	低木	常緑樹	277	サカキ	11	高木	常緑樹
205	ヒマラヤスギ	16	高木	常緑樹	278	ウバメガシ	20	低木	常緑樹
206	モミジ	3	高木	落葉樹	279	モチノキ	5	高木	常緑樹
207	クロガネモチ	9	高木	常緑樹	280	ヒイラギ	8・7・6・6・・・・	小低木	常緑樹
208	サカキ	12	高木	常緑樹	281	クスノキ	6	高木	常緑樹
209	ヒマラヤスギ	31	高木	常緑樹	282	トベラ	7	低木	常緑樹
210	サカキ	10	高木	常緑樹	283	トベラ	5・5	低木	常緑樹
211	ネズミモチ	9	小高木	常緑樹	284	モチノキ	9	高木	常緑樹
212	マツ	13	高木	常緑樹	285	ウバメガシ	15	低木	常緑樹
213	ヒノキ	12	高木	常緑樹	286	ウバメガシ	28	低木	常緑樹
214	シラカシ?	5	高木	常緑樹	287	ウバメガシ	23	低木	常緑樹
215	ネズミモチ	6・6	小高木	常緑樹	288	ウバメガシ	13	低木	常緑樹
216	不明	4			289	ウバメガシ	23	低木	常緑樹
217	タブノキ	3	高木	常緑樹	290	ヒイラギ	25・2	小低木	常緑樹
218	マキ	2	高木	常緑樹	291	サカキ	6	高木	常緑樹
219	ナンテン	1	低木	常緑樹	292	サカキ	4	高木	常緑樹

表4-11 梶貸塚古墳・岩倉塚古墳植生一覧 (3)

樹木番号	樹種	胸高直径 (cm)	樹高	落葉樹 常緑樹	樹木番号	樹種	胸高直径 (cm)	樹高	落葉樹 常緑樹
293	サカキ	18	高木	常緑樹	366	サカキ	1	高木	常緑樹
294	サカキ	6	高木	常緑樹	367	ヒノキ	13	高木	常緑樹
295	サカキ	9	高木	常緑樹	368	ヒノキ	13	高木	常緑樹
296	クスノキ	23	高木	常緑樹	369	ツガ	10	高木	常緑樹
297	サカキ	6	高木	常緑樹	370	ツバキ	4	低木	常緑樹
298	サカキ	9	高木	常緑樹	371	ツバキ	13	低木	常緑樹
299	サカキ	5	高木	常緑樹	372	ツバキ	5	低木	常緑樹
300	ナンテン	1・1・1	低木	常緑樹	373	ムクノキ	4	高木	落葉樹
301	モチノキ	11・11・11	高木	常緑樹	374	ナギ	17	高木	常緑樹
302	ハゼ	3	高木	落葉樹	375	クロガネモチ	17	高木	常緑樹
303	ネズミモチ	2・1・1・2	小高木	常緑樹	376	マキ	16	高木	常緑樹
304	サンゴジュ	4	高木	常緑樹	377	サカキ	1	高木	常緑樹
305	モッコク	6	高木	常緑樹	378	ネズミモチ	7・6	小高木	常緑樹
306	ヒイラギ	6	小低木	常緑樹	379	ケヤキ	25	高木	常緑樹
307	サカキ	10	高木	常緑樹	380	ムクノキ	10	高木	落葉樹
308	サカキ	4	高木	常緑樹	381	スダジイ	3	高木	常緑樹
309	サカキ	3	高木	常緑樹	382	クスノキ	1	高木	常緑樹
310	サカキ	2	高木	常緑樹	383	アベマキ	5	高木	常緑樹
311	サカキ	8	高木	常緑樹	384	クロガネモチ	1	高木	常緑樹
312	クロガネモチ	32	高木	常緑樹	385	アラカシ	2	高木	常緑樹
313	アラカシ	14	高木	常緑樹	386	マツ	26	高木	常緑樹
314	サカキ	12	高木	常緑樹	387	センダン	20	高木	常緑樹
315	サカキ	10	高木	常緑樹	388	サカキ	4・7・4	高木	常緑樹
316	サカキ	10	高木	常緑樹	389	サカキ		高木	常緑樹
317	サカキ	9	高木	常緑樹	390	ケヤキ	25	高木	落葉樹
318	ハゼ	21	高木	落葉樹	391	ケヤキ	30	高木	常緑樹
319	ツゲ	4・3	低木	常緑樹	392	クロガネモチ	30	高木	常緑樹
320	サカキ	4	高木	常緑樹	393	クヌギ	54	高木	落葉樹
321	サカキ	2	高木	常緑樹	394	ナナミノキ	45	高木	常緑樹
322	ツゲ	3	低木	常緑樹	395	モッコク	28	高木	常緑樹
323	トベラ	2	低木	常緑樹	396	ムクノキ	42	高木	落葉樹
324	ナンテン	1・1	低木	常緑樹	397	アラカシ	10	高木	常緑樹
325	イスノキ	1	高木	常緑樹	398	サカキ	14	高木	常緑樹
326	ヒノキ	22	高木	常緑樹	399	アラカシ	16	高木	常緑樹
327	トベラ	3	低木	常緑樹	400	カナメモチ?	30	小低木	常緑樹
328	ナンテン	1・1・1・...	低木	常緑樹	401	シュロ	8	高木	常緑樹
329	ムクノキ	7	高木	落葉樹	402	シュロ	12	高木	常緑樹
330	ムクノキ	2・2	高木	落葉樹	403	ナナミノキ	14	高木	常緑樹
331	モッコク	7	高木	常緑樹	404	アラカシ	16	高木	常緑樹
332	カクレミノ	3	小高木	常緑樹	405	クヌギ	20	高木	落葉樹
333	ヒノキ	21	高木	常緑樹	406	エノキ	34・38	高木	落葉樹
334	イスノキ	6	高木	常緑樹	407	ヤブツバキ	11	高木	常緑樹
335	イスノキ	8	高木	常緑樹	408	アラカシ	16・15	高木	常緑樹
336	イスノキ	18	高木	常緑樹	409	クスノキ	17	高木	常緑樹
337	ムクノキ	5・3	高木	落葉樹	410	クスノキ	40	高木	常緑樹
338	トベラ	2・1	低木	常緑樹	411	スズ	22	高木	常緑樹
339	イスノキ	4	高木	常緑樹	412	サクラ	30・35	高木	落葉樹
340	イスノキ	5・4・4	高木	常緑樹	413	サクラ	15・18	高木	落葉樹
341	ヒノキ	25	高木	常緑樹	414	サクラ	35	高木	落葉樹
342	ゲッケイジュ	5・5・4・3・2・1	高木	常緑樹	415	サクラ	52	高木	落葉樹
343	サカキ	1	高木	常緑樹	416	シュロ	10	高木	常緑樹
344	サカキ	11	高木	常緑樹	417	クロガネモチ	50	高木	常緑樹
345	サカキ	10	高木	常緑樹	418	ムクノキ	20	高木	落葉樹
346	サカキ	1	高木	常緑樹	419	クスノキ		高木	常緑樹
347	ヒノキ	5	高木	常緑樹	420	ケヤキ	75	高木	落葉樹
348	サカキ		高木	常緑樹	421	アラカシ	55	高木	常緑樹
349	ヒノキ	25	高木	常緑樹	422	マサキ	1・1・...	低木	常緑樹
350	サカキ	10	高木	常緑樹	423	モッコク	7・5	高木	常緑樹
351	ヒノキ	18	高木	常緑樹	424	シュロ	7	高木	常緑樹
352	サカキ	10	高木	常緑樹	425	ナナミノキ	75	高木	常緑樹
353	サカキ	8	高木	常緑樹	426	ナナミノキ	20	高木	常緑樹
354	ヒノキ	26	高木	常緑樹	427	ヒノキ	21	高木	常緑樹
355	サカキ	1	高木	常緑樹	428	モッコク	36	高木	常緑樹
356	クロモジ?	2・2・2・2	低木	落葉樹	429	ナナミノキ	83	高木	常緑樹
357	ハゼ	4・3	高木	落葉樹	430	ナギ	15	高木	常緑樹
358	ナンテン	1・1・1・...	低木	常緑樹	431	ナギ	21	高木	常緑樹
359	ヤブニッケイ	18	高木	常緑樹	432	アラカシ	58	高木	常緑樹
360	ヤブニッケイ	4	高木	常緑樹	433	カクレミノ	8・4・6・4・5	小高木	常緑樹
361	マツ	8	高木	常緑樹	434	ウメ	8・8・15	小高木	落葉樹
362	サカキ	6	高木	常緑樹	435	エノキ	12	高木	落葉樹
363	ヒイラギ	1	小低木	常緑樹	436	サツキツツジ	2・2・2・2・1・1・1	低木	常緑樹
364	ネズミサシ	1	低木	常緑樹	437	ギンモクセイ	18・25・38	高木	広葉樹
365	マツ	4	高木	常緑樹	438	シュロ	15	高木	常緑樹

表4-12 椀貸塚古墳・岩倉塚古墳植生一覧（4）

樹木 番号	樹種	胸高直径 (cm)	樹高	落葉樹 常緑樹	樹木 番号	樹種	胸高直径 (cm)	樹高	落葉樹 常緑樹
439	シュロ	15	高木	常緑樹	475	シュロ	12	高木	常緑樹
440	ナギ	23	高木	常緑樹	476	シュロ	13	高木	常緑樹
441	ケヤキ	16・18・14	高木	落葉樹	477	シュロ	8	高木	常緑樹
442	クスノキ	6	高木	常緑樹	478	シュロ	10	高木	常緑樹
443	サクラ	2・2・1・2	高木	落葉樹	479	シュロ	12	高木	常緑樹
444	シュロ	13	高木	常緑樹	480	ムクノキ	18	高木	落葉樹
445	シュロ	10	高木	常緑樹	481	シュロ	12	高木	常緑樹
446	シュロ	8	高木	常緑樹	482	シュロ	12	高木	常緑樹
447	シュロ	16	高木	常緑樹	483	カイズカイブキ	12	小高木	常緑樹
448	ツバキ	4・8・6	低木	常緑樹	484	カイズカイブキ	12	小高木	常緑樹
449	シュロ	10	高木	常緑樹	485	カイズカイブキ	14	小高木	常緑樹
450	シュロ	12	高木	常緑樹	486	カイズカイブキ	14	小高木	常緑樹
451	シュロ	7	高木	常緑樹	487	カイズカイブキ	14	小高木	常緑樹
452	シュロ	10	高木	常緑樹	488	カイズカイブキ	15	小高木	常緑樹
453	シュロ	10	高木	常緑樹	489	カイズカイブキ	15	小高木	常緑樹
454	シュロ	15	高木	常緑樹	490	カイズカイブキ	15	小高木	常緑樹
455	シュロ	14	高木	常緑樹	491	カイズカイブキ	15	小高木	常緑樹
456	シュロ	14	高木	常緑樹	492	カイズカイブキ	17	小高木	常緑樹
457	不明	10			493	ヒノキ	12	高木	常緑樹
458	シュロ	10	高木	常緑樹	494	ヒノキ	18	高木	常緑樹
459	シュロ	10	高木	常緑樹	495	ウメ	17・20	小高木	落葉樹
460	シュロ	12	高木	常緑樹	496	ウメ	9・8・8・10・8	小高木	落葉樹
461	シュロ	10	高木	常緑樹	497	ウメ	12	小高木	落葉樹
462	シュロ	10	高木	常緑樹	498	クスノキ	5	高木	常緑樹
463	シュロ	9	高木	常緑樹	499	ネズミモチ	2	小高木	常緑樹
464	シュロ	13	高木	常緑樹	500	ウメ	17・17・15	小高木	落葉樹
465	シュロ	10	高木	常緑樹	501	ウメ	20・10・14	小高木	落葉樹
466	シュロ	10	高木	常緑樹	502	ウメ	20・16	小高木	落葉樹
467	シュロ	16	高木	常緑樹	503	ウメ	8・10・12	小高木	落葉樹
468	シュロ	10	高木	常緑樹	504	ウメ	13・5・17・18・10	小高木	落葉樹
469	シュロ	10	高木	常緑樹	505	ウメ	6・3・3・6	小高木	落葉樹
470	シュロ	12	高木	常緑樹	506	ウメ	13・10・6・6	小高木	落葉樹
471	シュロ	10	高木	常緑樹	507	ウメ	6・8・6・10・10・10	小高木	落葉樹
472	シュロ	6	高木	常緑樹	508	クスノキ	20	高木	常緑樹
473	シュロ	7	高木	常緑樹	509	クスノキ	48	高木	常緑樹
474	シュロ	12	高木	常緑樹					

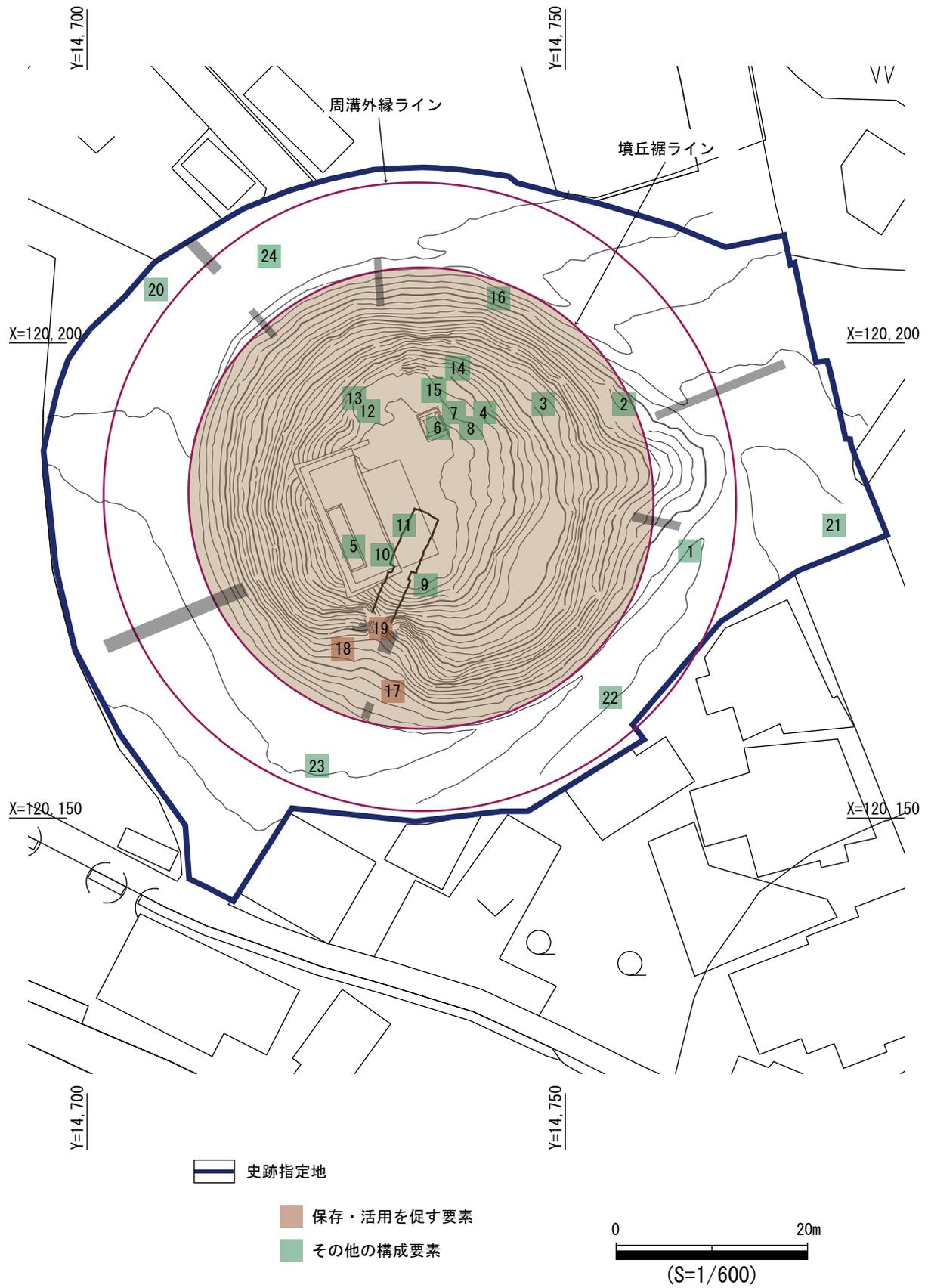


図4-7 平塚古墳構成要素

表4-13 平塚古墳構成要素分類表

平塚古墳				
本質的価値を構成する要素	墳丘		平塚古墳墳丘	
	横穴式石室		平塚古墳横穴式石室	
	外周施設		平塚古墳周溝	
本質的価値を構成する要素以外の要素	保存活用を促す要素	説明板等		
		旧説明板「県指定史跡平塚」18		
		新説明板「史跡大野原古墳群 平塚古墳」17		
	その他の構成要素	石室開口部扉		扉・囲い19
		道路		アスファルト舗装路24
		地下埋設物		水路20 地下水路開口部21 22 23
		樹木		図4-9を参照
		地上物	石造物	石碑2 龍王社石祠6 改修記念碑7 石柱1 8 9 12 16
宗教活動関連要素	神輿台5			
上記以外	不明石材3 4 石列区画11 石垣10 13 14 15			

表4-14 平塚古墳構成要素一覧

構成要素番号	構成要素	備考	歴史的・地域的に付加された要素	保存活用を促す要素	その他の構成要素
1	石柱				○
2	石碑	【正】 植樹記念大麻勘四郎 【背】 昭和二七年 松五十本平塚/全三〇// 檜百本全及天満宮/ 全三七// 桜十本全角塚/右の植付支柱施肥草/刈等数年間に 亘り、自/責を以て管理育成す/昭和四十七年二月八幡神社建之			○
3	不明石材				○
4	不明石材				○
5	神輿台				○
6	龍王社石祠	以前は正面に「龍神社」左側面に「元治元年高須須岐ヨリ移転勸進」と刻字された祠を祀っていたが、平成8年豊稔池土地改良区が新しく花崗岩製の御須屋に改築した。毎年8月18日の例祭に雨乞祈願祭を実施している。			○
7	改修記念碑	龍神社本殿修造費/一金参拾萬遠圓豊稔池土地改良区/平成八年十月吉日			○
8	石柱				○
9	石柱				○
10	石垣				○
11	石列区画				○
12	石柱				○
13	石垣				○
14	石垣				○
15	石垣				○
16	石柱				○
17	新説明板「史跡大野原古墳群 平塚古墳」			○	
18	旧説明板「県指定史跡平塚」			○	
19	扉・囲い	鍵あり		○	
20	水路				○
21	地下水路開口部				○
22	地下水路開口部				○
23	地下水路開口部				○
24	アスファルト舗装路				○

本質的価値を構成する要素



墳丘



横穴式石室 (玄室)



横穴式石室 (羨道)



外周施設 (周溝 * 写真手前)

保存活用を促す要素



17



18



19

平塚古墳構成要素写真(1)

その他の構成要素



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



11



12



13



14・15



16



20



21



22

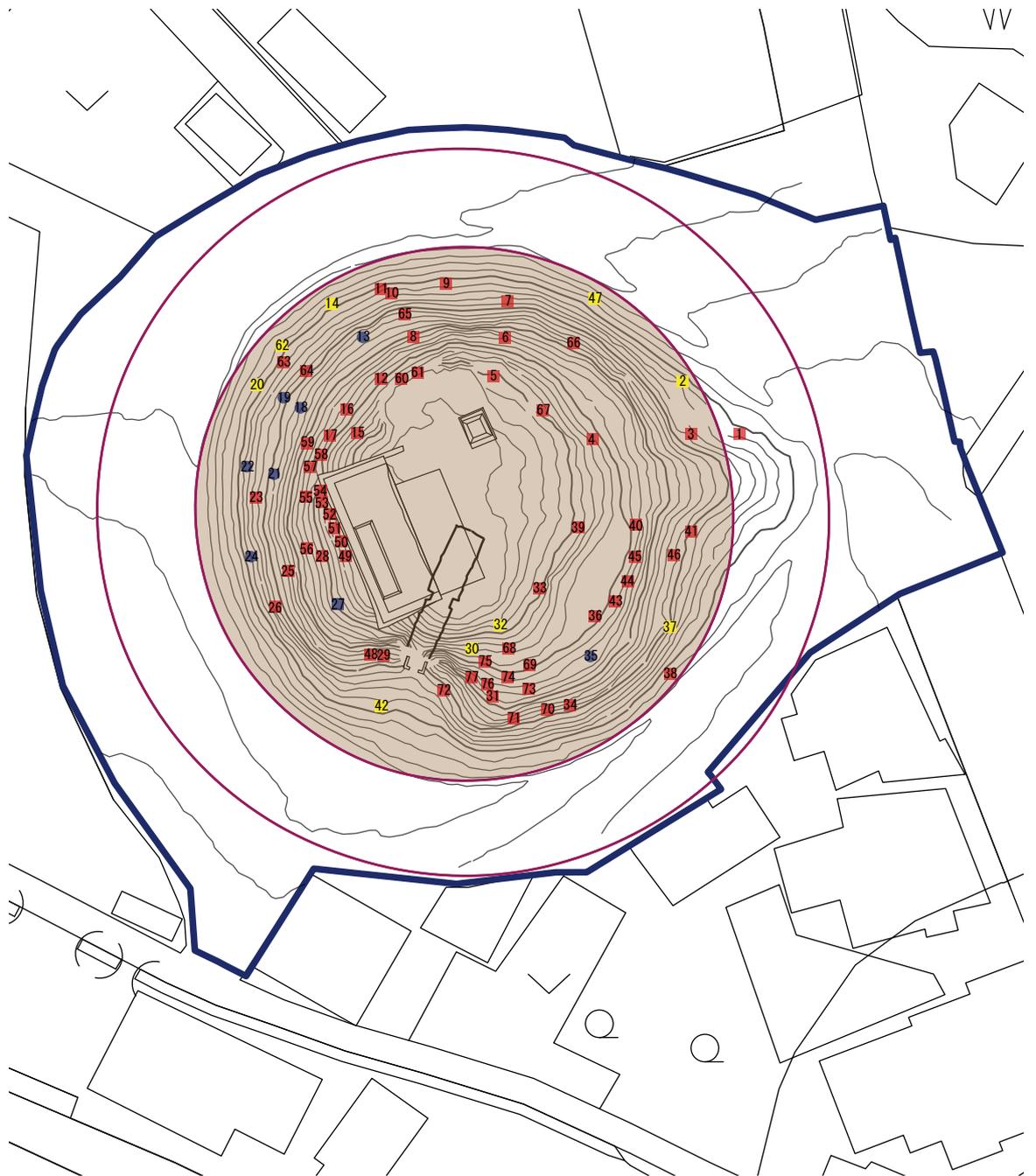


23



24

平塚古墳構成要素写真(2)



令和元年 11 月調査

-  史跡指定地
-  ヒノキ
-  サクラ
-  クスノキ
-  マツ

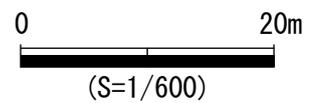


図4-8 平塚古墳植生分布図

表4-15 平塚古墳植生一覧

樹木 番号	樹種	胸高直径 (cm)	樹高	落葉樹 常緑樹	樹木 番号	樹種	胸高直径 (cm)	樹高	落葉樹 常緑樹
1	ヒノキ	38	高木	常緑樹	38	ヒノキ	18	高木	常緑樹
2	サクラ	48・40	高木	落葉樹	39	ヒノキ	35	高木	常緑樹
3	ヒノキ	33	高木	常緑樹	40	ヒノキ	40	高木	常緑樹
4	ヒノキ	40	高木	常緑樹	41	ヒノキ	42	高木	常緑樹
5	ヒノキ	56	高木	常緑樹	42	ソメイヨシノ	33	高木	落葉樹
6	ヒノキ	40	高木	常緑樹	43	ヒノキ	10	高木	常緑樹
7	ヒノキ	28	高木	常緑樹	44	ヒノキ	15	高木	常緑樹
8	ヒノキ	40	高木	常緑樹	45	ヒノキ	16	高木	常緑樹
9	ヒノキ	35	高木	常緑樹	46	ヒノキ	18	高木	常緑樹
10	ヒノキ	24	高木	常緑樹	47	サクラ	45・18・35	高木	落葉樹
11	ヒノキ	18	高木	常緑樹	48	ヒノキ	10	高木	常緑樹
12	ヒノキ	37	高木	常緑樹	49	ヒノキ	14	高木	常緑樹
13	マツ	25	高木	常緑樹	50	ヒノキ	15	高木	常緑樹
14	サクラ	35・16	高木	落葉樹	51	ヒノキ	23	高木	常緑樹
15	ヒノキ	20	高木	常緑樹	52	ヒノキ	23	高木	常緑樹
16	ヒノキ	30	高木	常緑樹	53	ヒノキ	15	高木	常緑樹
17	ヒノキ	25	高木	常緑樹	54	ヒノキ	26	高木	常緑樹
18	マツ	20	高木	常緑樹	55	ヒノキ	6	高木	常緑樹
19	マツ	30	高木	常緑樹	56	ヒノキ	16	高木	常緑樹
20	サクラ	38	高木	落葉樹	57	ヒノキ	12	高木	常緑樹
21	マツ	30	高木	常緑樹	58	ヒノキ	14	高木	常緑樹
22	マツ	35	高木	常緑樹	59	ヒノキ	23	高木	常緑樹
23	ヒノキ	21	高木	常緑樹	60	ヒノキ	10	高木	落葉樹
24	マツ	25	高木	常緑樹	61	ヒノキ	12	高木	常緑樹
25	ヒノキ	17	高木	常緑樹	62	サクラ	20・25	高木	落葉樹
26	ヒノキ	23	高木	常緑樹	63	ヒノキ	10	高木	常緑樹
27	クスノキ	65	高木	常緑樹	64	ヒノキ	28	高木	常緑樹
28	ヒノキ	12	高木	常緑樹	65	ヒノキ	34	高木	常緑樹
29	ヒノキ	40	高木	常緑樹	66	ヒノキ	36	高木	常緑樹
30	サクラ	18・24・16・ 20・26・15・	高木	落葉樹	67	ヒノキ	40	高木	常緑樹
31	ヒノキ	27	高木	常緑樹	68	ヒノキ	16	高木	常緑樹
32	サクラ	22・18・28・ 17・12	高木	落葉樹	69	ヒノキ	16	高木	常緑樹
33	ヒノキ	42	高木	常緑樹	70	ヒノキ	15	高木	常緑樹
34	ヒノキ	28	高木	常緑樹	71	ヒノキ	16	高木	常緑樹
35	マツ	22	高木	落葉樹	72	ヒノキ	23	高木	常緑樹
36	ヒノキ	33	高木	常緑樹	73	ヒノキ	25	高木	常緑樹
37	サクラ	22・30・30・ 26・16・20	高木	落葉樹	74	ヒノキ	20	高木	常緑樹
					75	ヒノキ	18	高木	常緑樹
					76	ヒノキ	15	高木	常緑樹
					77	ヒノキ	20	高木	常緑樹

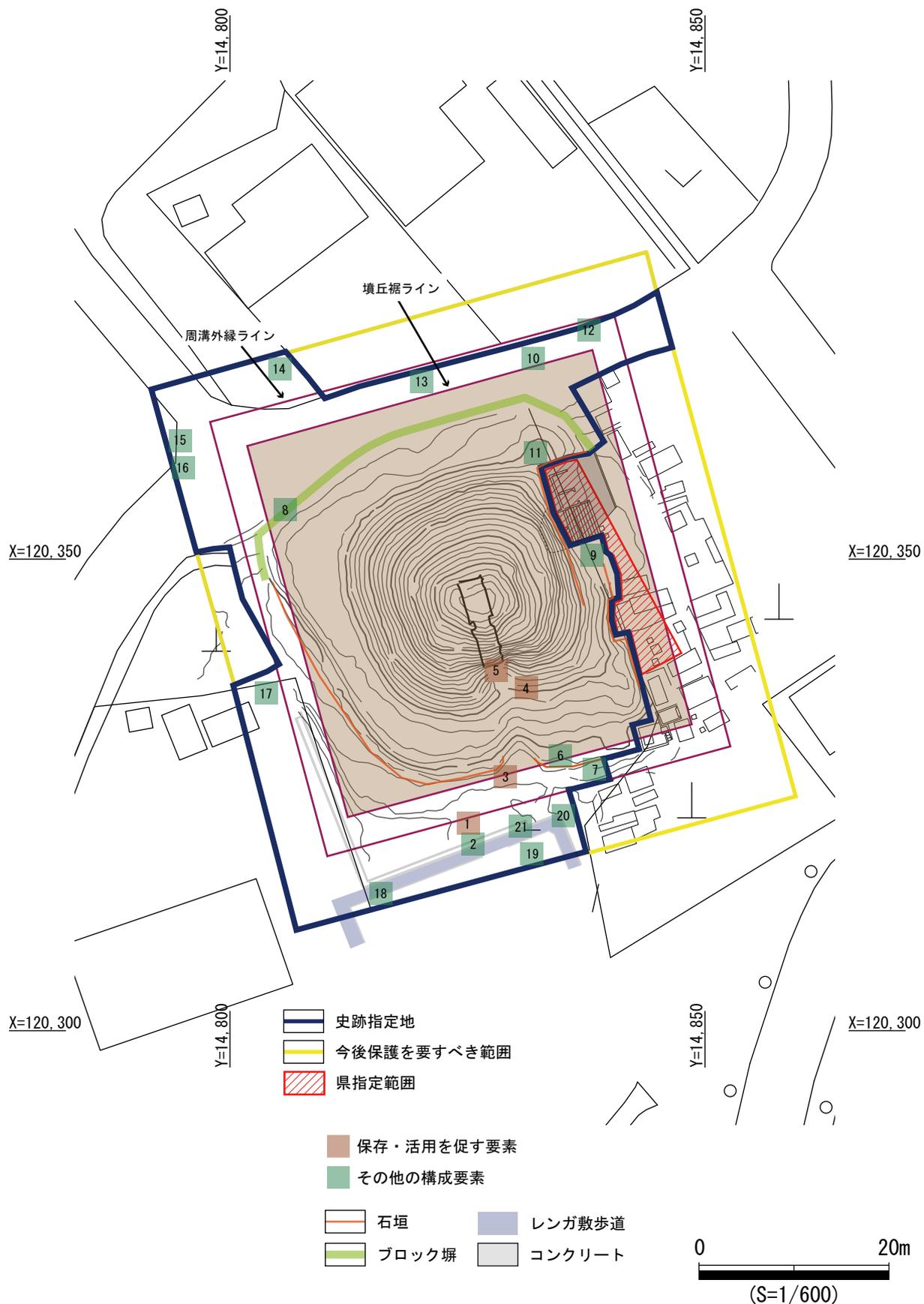


図4-9 角塚古墳構成要素

表4-16 角塚古墳構成要素分類表

角塚古墳				
本質的価値を構成する要素	墳丘		角塚古墳墳丘	
	横穴式石室		角塚古墳横穴式石室	
	外周施設		角塚古墳周溝	
本質的価値を構成する要素以外の要素	保存活用を促す要素	説明板		
		石室開口部扉		
	その他の構成要素	道路		
		地下埋設物		
		樹木		
		地上物	石造物	
			電気関係設備	
			柵、塀、フェンス類	
			通路設備	
			上記以外	

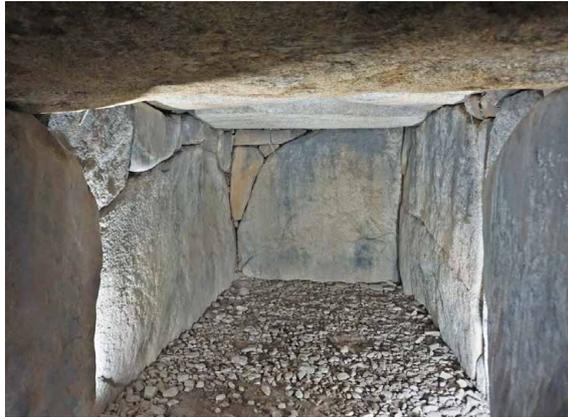
表4-17 角塚古墳構成要素一覧

構成要素番号	構成要素	備考	歴史的・地域的に付加された要素	保存活用を促す要素	その他の構成要素
1	旧説明板「大野原の3大巨石墳」			○	
2	照明設備				○
3	新説明板「大野原古墳群 角塚古墳」			○	
4	旧説明板「県指定史跡 角塚」			○	
5	扉・囲い	鍵あり		○	
6	石垣				○
7	看板「ごみをすてないで」				○
8	コンクリート擁壁				○
9	「淀川之墓」				○
10	アスファルト舗装路				○
11	看板「ごみをすてないで」				○
12	地下水路開口部				○
13	水路				○
14	駐車場				○
15	物置				○
16	フェンス				○
17	物置				○
18	地下水路開口部				○
19	地下水路開口部				○
20	水路				○
21	レンガ敷歩道				○

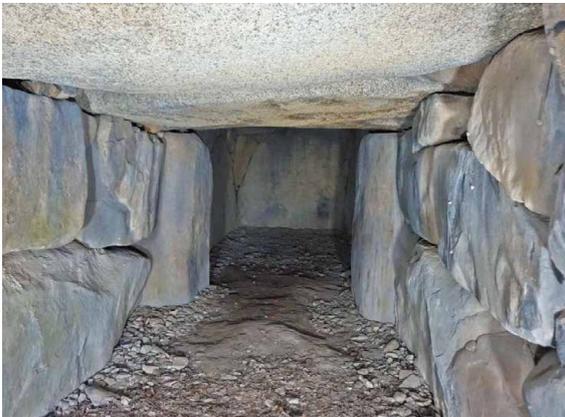
本質的価値を構成する要素



墳丘



横穴式石室 (玄室)



横穴式石室 (羨道)



外周施設 (周溝)

保存活用を促す要素



1



3



4



5

その他の構成要素 (1)



2



6



7



8

角塚古墳構成要素写真 (1)

その他の構成要素 (2)



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18



19



20



21

角塚古墳構成要素写真 (2)



図4-10 角塚古墳植生分布図

表4-18 角塚古墳植生一覧

樹木 番号	樹種	胸高直径 (cm)	樹高	落葉樹 常緑樹	樹木 番号	樹種	胸高直径 (cm)	樹高	落葉樹 常緑樹
1	シュロ	13	高木	常緑樹	29	マツ	25	高木	常緑樹
2	ヒノキ	25	高木	常緑樹	30	サクラ	25・8・30	高木	落葉樹
3	ヒノキ	30	高木	常緑樹	31	サクラ	8	高木	落葉樹
4	ヒノキ	18	高木	常緑樹	32	サクラ	10・26・18	高木	落葉樹
5	ヒノキ	36	高木	常緑樹	33	サクラ	12・18・12	高木	落葉樹
6	ヒノキ	31	高木	常緑樹	34	マツ	16	高木	常緑樹
7	ヒノキ	25	高木	常緑樹	35	エノキ	20・26・26	高木	落葉樹
8	ヒノキ	23	高木	常緑樹	36	マツ	15	高木	常緑樹
9	ヒノキ	25	高木	常緑樹	37	クロガネモチ	20	高木	常緑樹
10	ヒノキ	35	高木	常緑樹	38	ムクノキ	18	高木	落葉樹
11	ヒノキ	30	高木	常緑樹	39	シュロ	20	高木	常緑樹
12	ヒノキ	25	高木	常緑樹	40	クスノキ	12	高木	常緑樹
13	ヒノキ	20	高木	常緑樹	41	マツ	28	高木	常緑樹
14	ヒノキ	30	高木	常緑樹	42	クスノキ	15・8・12・ 6・12	高木	常緑樹
15	ヒノキ	22	高木	常緑樹	43	シキミ?	12・10	小高木	常緑樹
16	ムクノキ	26	高木	落葉樹	44	シキミ?	28	小高木	常緑樹
17	ヒノキ	23	高木	常緑樹	45	クスノキ	30	高木	常緑樹
18	ヒノキ	34	高木	常緑樹	46	シュロ	12	高木	常緑樹
19	クスノキ	40	高木	常緑樹	47	クスノキ	20・16	高木	常緑樹
20	サクラ	30・21・30	高木	落葉樹	48	トウネズミモ	32・20	高木	常緑樹
21	ヒノキ	22	高木	常緑樹	49	マツ	25	高木	常緑樹
22	ヒノキ	32	高木	常緑樹	50	マツ	20	高木	常緑樹
23	タブノキ	21	高木	常緑樹	51	ヒノキ	25	高木	常緑樹
24	サクラ	16・26・20	高木	落葉樹	52	ヒノキ	15	高木	常緑樹
25	クスノキ	22	高木	常緑樹	52	ヒノキ	15	高木	常緑樹
26	サクラ	26・30	高木	落葉樹	53	サクラ	22・18・26	高木	落葉樹
27	サクラ	26・26	高木	落葉樹					
28	サクラ	15・10・8	高木	落葉樹					

第5章 史跡の現状・課題

第1節 保存管理の現状と課題

1 保存管理の現状

本項では本質的価値の保全を図る上での前提となる指定地内の現状について古墳ごとに記述する。記述にあたっては各古墳の本質的価値を構成する要素（墳丘、外周施設及び横穴式石室）とそれ以外の要素（歴史的・地域的に付加された要素、保存活用を促す要素及びその他の構成要素）に大別し、構成要素ごとに現状の整理を行う。

(1) 各古墳固有の現状

① 椀貸塚古墳

(ア) 本質的価値を構成する要素の現状

(a) 墳丘の現状

[墳頂部]

- ・散水栓（図4-5 157）が埋設されている。

[斜面部]

- ・葺石や埴輪等の外表施設は有していない。
- ・段築は確認されていない。
- ・南側は本殿（図4-3 50）建設、東側は應神社（図4-5 65）建設に伴い墳丘が開削を受けて、開削面に石垣が築かれ、石垣際まで樹木が繁茂している。（写真5-1）
- ・墳丘中に墳頂部の散水栓から延びる配管が埋設されている可能性がある。

[墳裾部]

- ・石垣が築かれ、墳裾部が削平を受けている。
- ・西側はコンクリート製の土台が設置されており、その上に石祠（図 4-5 102）が据えられている。（写真5-2）
- ・墳裾に近接して石灯籠が配置されている。

(b) 外周施設の現状

[内周溝]

大野原八幡神社境内地

- ・現地表面下から約1.1～1.6m下に周溝底が遺存している。
- ・現地表面に痕跡は見られないが、墳丘周囲を巡る通路が内周溝の範囲に対応する。（写真5-3）



写真5-1 椀貸塚古墳墳丘石垣際の樹木



写真5-2 墳裾に設置された石垣と石祠



写真5-3 墳丘周囲を巡る通路

大野原小学校校庭

- ・現地表面に痕跡は見られないが、地下に遺存しているため、石列と砂利敷きにより簡易的な内周溝の復元がなされている。(写真5-4)

[周堤]

大野原八幡神社境内地

- ・周堤範囲北側の地形は、通路より一段高くなっており、周堤の高まりを反映している可能性がある。(写真5-5)
- ・特に八重垣神社(図4-5 92)が配置されたマウンドは周堤の高まりに由来する可能性を残す。
- ・周堤範囲南側は地下に埋没し、現地表面にその痕跡は見られない。

大野原小学校校庭

- ・現地表面に痕跡は認められないが、地下に遺存しているため、現地表面に平低な盛土を行い、その範囲を簡易的に復元している。
- ・大野原八幡神社と大野原小学校の境にコンクリートブロック塀(図4-5 232)が敷設され、墳丘を含めて一体的に見渡すことができない。(写真5-6)

慈雲寺境内地

- ・現地表面に痕跡は認められないが、庭園内の築山の一部に周堤盛土が利用されている可能性を残す。(写真5-7)
- ・現地表面直下に遺構が遺存している。

[外周溝]

大野原八幡神社境内地

- ・現地表面から約1.6m下に周溝底が遺存している。
- ・現地表面上に痕跡は認められない。

大野原小学校校庭

- ・現地表面から約1.2m下に周溝底が遺存している。
- ・現地表面上に痕跡は認められないが、石列と砂利敷(図4-4 171・173)により簡易的な復元がなされている。



写真5-4 簡易的な復元の状況



写真5-5 周堤範囲北側の地形



写真5-6 コンクリートブロック塀の敷設状況



写真5-7 庭園内の状況



写真5-8
旧八幡宮本殿との重複部分周辺の状況

- ・指定範囲の境界を現地で視認できない。

慈雲寺境内地

- ・現地表面から約1.6～1.7m下に周溝底が遺存し、岩倉塚古墳の墳丘盛土が外周溝を被覆した状態を確認している。
- ・大幅に改変を受け、現地表面に痕跡は認められない。
- ・範囲上には旧八幡宮（図4-5 216）がわずかに重複している。（写真5-8）

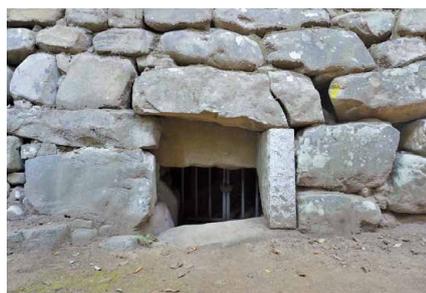


写真5-9 椀貸塚古墳石室開口部

慈雲寺墓地（「今後保護を要すべき範囲」）

- ・現地表面に痕跡は認められない。
- ・遺存状況は確認できていない（未調査）。
- ・平田家墓所を含む多数の墓石が配置されている。



写真5-10 設置されたガラス板

(c) 横穴式石室の現状

[遺存状況]

- ・前室及び玄室が良好に遺存している。
- ・羨道部は本殿の設置に伴い、墳丘南半とともに削平を受けているが、下部構造は遺存していると推測できる。
- ・開口部手前は羨道部側壁と閉塞土が遺存している（確認調査で把握）。
- ・石室内部の発掘は未実施であり、元来の床面の状況をはじめとする内部の詳細な状況や、副葬品の内容は判然としない。
- ・開口部（写真5-9）に鉄製の格子扉が設置されており、設置時に前室に堆積した土砂を掘削したものと推測される。

[石室内部の劣化状況]

石材の劣化状況

- ・ワレが生じている石材が40点程度、ヒビが生じている石材が6点、ハガレが生じた石材が5点程度確認できる。
- ・石材の欠落箇所が4箇所を確認できる。
- ・劣化している石材はいずれも和泉砂岩である。
- ・上記のような劣化した石材は玄室奥壁付近に比較的集中する。

土砂の流入状況

- ・玄室及び前室ともに石材間から土砂が流入する箇所が7箇所程度ある。
- ・土砂流入箇所は右側壁に集中している。

モニタリングの状況

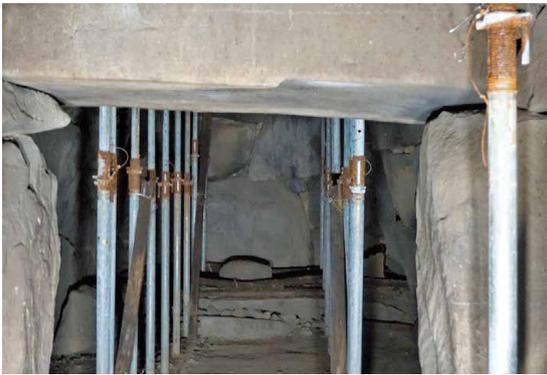
- ・石材間のズレを把握するための細いガラス板を17点設置している。（写真5-10）



羨道



前室



玄門部



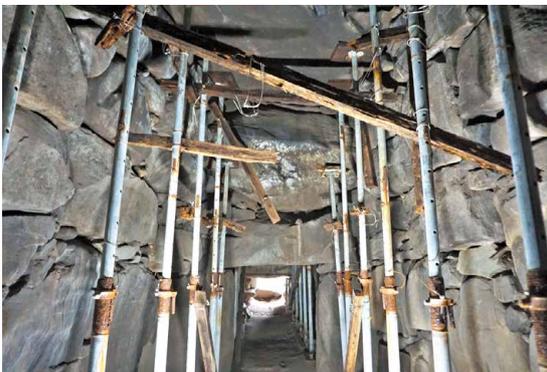
玄室右側壁



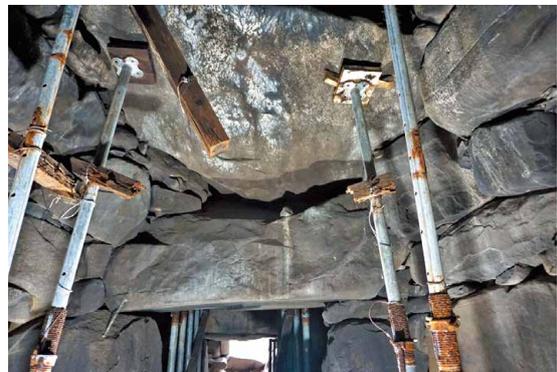
玄室左側壁



玄室奥壁

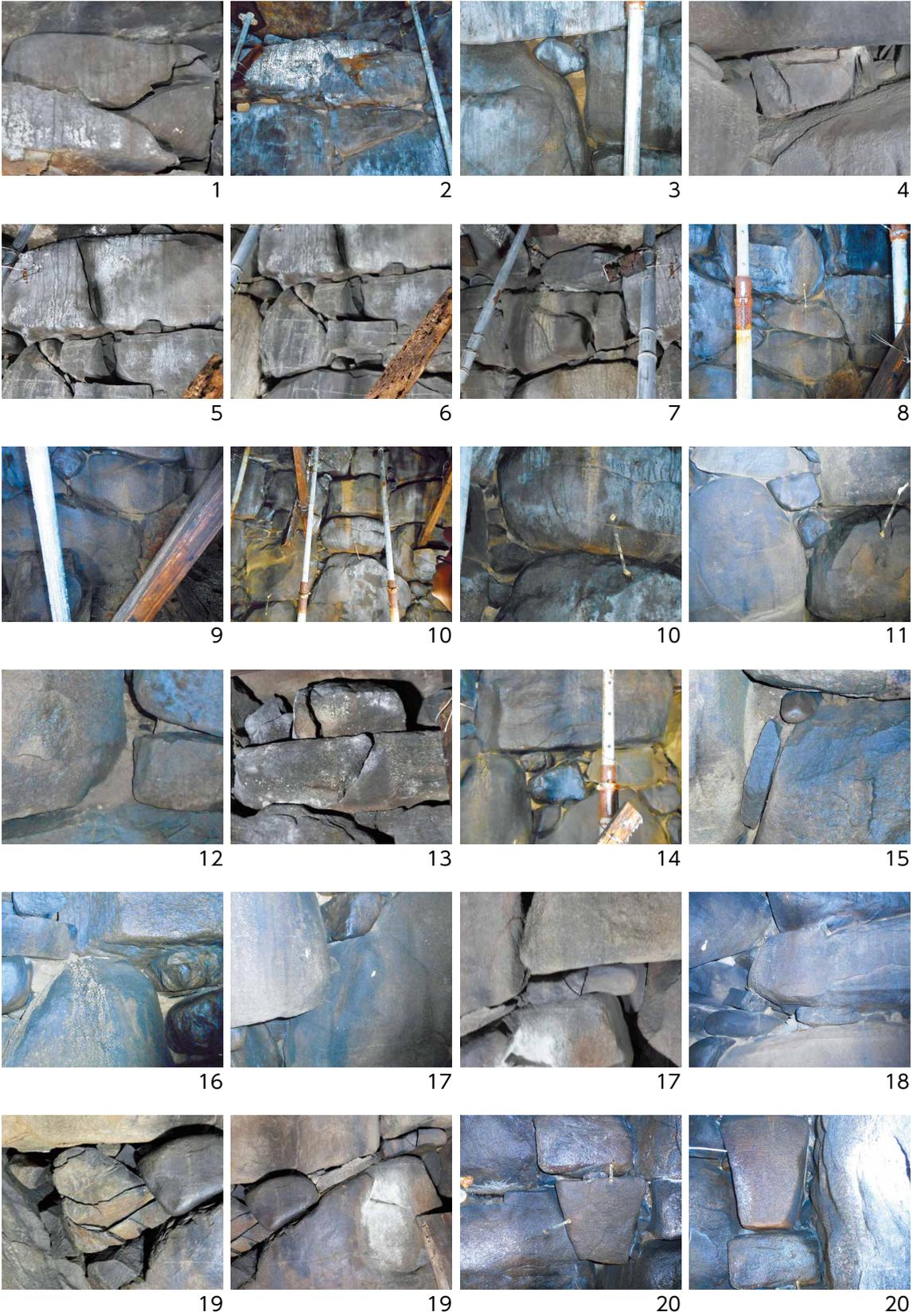


玄室から前室へ



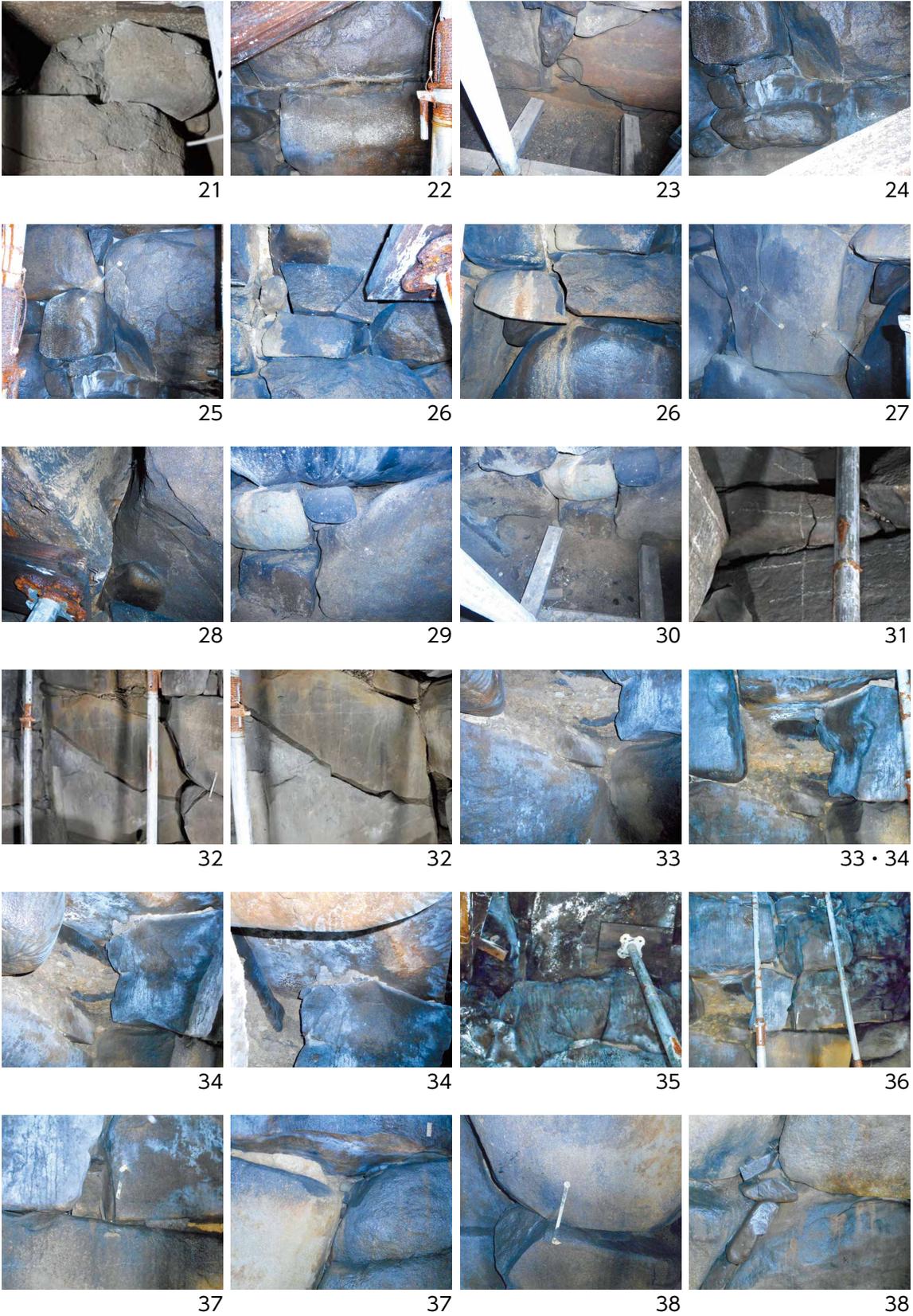
楣石

写真5-11 椀貸塚古墳石室各部写真



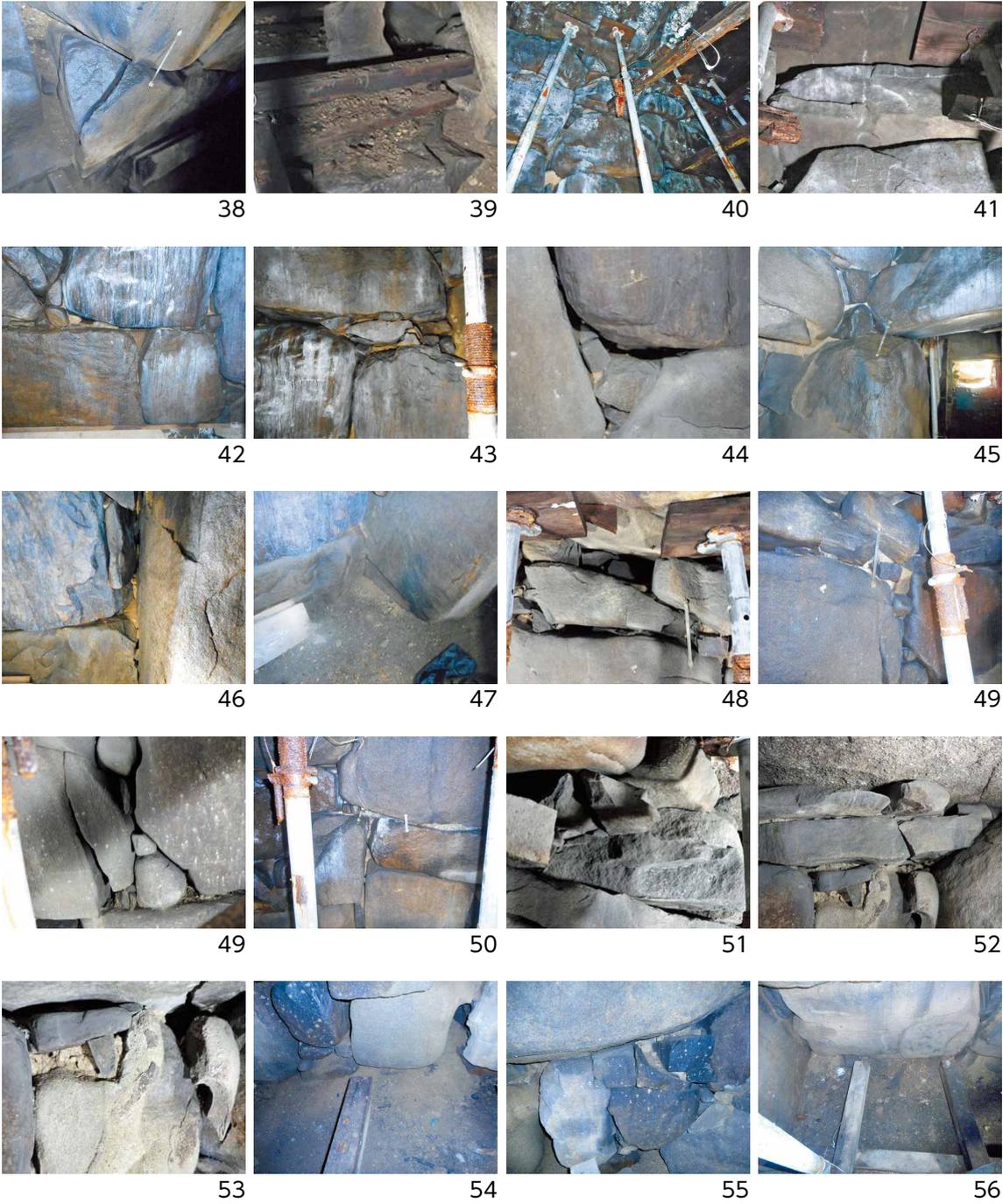
写真下の番号は石室現況図内の番号に一致

写真5-12 椀貸塚古墳石室現況写真（1）



写真下の番号は石室現況図内の番号に一致

写真5-13 椀貸塚古墳石室現況写真（2）



写真下の番号は石室現況図内の番号に一致

写真5-14 椀貸塚古墳石室現況写真（3）

- ・ガラス板はき損したものが4点確認できるが、設置時期は不明であり、定期的なモニタリングの記録も残されていない。そのため、ガラス板のき損が石材のズレに起因するものかについては特定できていない。



写真5-15 椀貸塚古墳石室内の支保工

支保工の状況

- ・天井石を支え、崩落を防ぐための鉄製支保工が縦方向に28本設置されている。(写真5-15)
- ・支保工用材は発錆による劣化が進行し、支保工を繋ぎ止めた板線も垂下している。
- ・元来意図した機能を果たしていない可能性がある。

(イ) 本質的価値を構成する要素以外の要素の現状

(a) 歴史的・地域的に付加された要素の現状

[大野原八幡神社境内地]

- ・日常的に行われる宗教活動において利用されている。
- ・絵馬殿や、神楽殿は老朽化が見られる。
- ・鳥居(図4-3 110)の風化が進行している。

[慈雲寺境内地]

- ・慈雲寺庭園の一部が椀貸塚古墳の外周施設の範囲に含まれており、その範囲上には築山が築かれている。

(b) 保存活用を促す要素の現状

[大野原八幡神社境内地]

説明板

- ・椀貸塚古墳の新旧説明板が本殿西脇に配置されている。
- ・新説明板(図4-4 114)は土台を現地表面上に据えて設置しているため、設置に際し地下遺構の開削等は伴っていない。
- ・旧説明板(図4-4 116)は基部を地中に埋設していることから、設置時に地下遺構の開削が伴った可能性がある。板面と脚部ともに劣化が進行した状態にある。
- ・境内地東側には、大野原小学校校庭に設置された周溝及び周堤の簡易的な復元が視認できる位置に、二重周溝と周堤に関する説明板(図4-4 67)が土台を現地表面上に据えて設置されている。

石室開口部扉

- ・横穴式石室の開口部には鉄製の扉が設置されている。設置に際し、前室部分の掘削が伴った可能性がある。
- ・老朽化が進行している。
- ・鍵の管理は大野原八幡神社が行っている。

[大野原小学校校庭内]

周堤・周溝の簡易的な復元

- ・砂利敷きと花崗土で構成された椀貸塚古墳の外周施設の簡易的な復元（図4-4 171・173）がある。
- ・簡易的な復元として配置された石列の一部に歪みが生じている。

説明板

- ・周堤・周溝の簡易的な復元の前面には二重周溝と周堤に関する説明板（大野原八幡神社に設置されているものと同様の内容）（図4-4 174）が設置されている。土台は現地表面上に据えて設置されているため、設置に際し地下遺構の開削等は伴っていない。

(c) その他の構成要素の現状

[大野原八幡神社境内地]

- ・建造物や地上物等は宗教活動に用いられており、一部老朽化や風化等が見られる。
- ・指定地内の樹木（図4-6）のうち墳丘上にはアラカシやクスノキ等の常緑樹及びムクノキやアベマキ等の落葉樹を中心に老木を含む約80本分布し、樹高20m前後の高木層を形成している。

[大野原小学校校庭内]

- ・学校活動に用いられている。
- ・旧ウサギ小屋（図4-5 175）は現在使用されていない。

②平塚古墳

(ア) 本質的価値を構成する要素の現状

(a) 墳丘の現状

[墳頂部]

- ・大きく削平を受け、平坦地化している。
- ・神輿台（図4-7 5）が設置されており、秋季例大祭時に神輿や太鼓台及びだんじりが昇降する。（写真5-16）



写真 5-16 太鼓台昇降時の様子

[斜面部～墳裾部]

- ・葺石や埴輪等の外表施設は有していない。
- ・段築は確認されていない。
- ・現況の滑らかな墳丘斜面は築造時の旧地形を反映したものではなく、後世の整形と考えられる。
- ・斜面部東側には神輿や太鼓台及びだんじりが昇降する際に用いられるスロープ状ののぼり道が設けられている。（写真5-17）



写真 5-17 平塚古墳ののぼり道

(b) 外周施設（周溝）の現状

- ・現地表面から約1.5m下に周溝底が遺存する。
- ・現地表面においてその痕跡は見られないが、墳丘を巡るアスファルト舗装路がほぼ周溝範囲に対応する。（写真5-18）
- ・通常時は車道として、秋季例大祭時は太鼓台等の巡行路として利用されている。

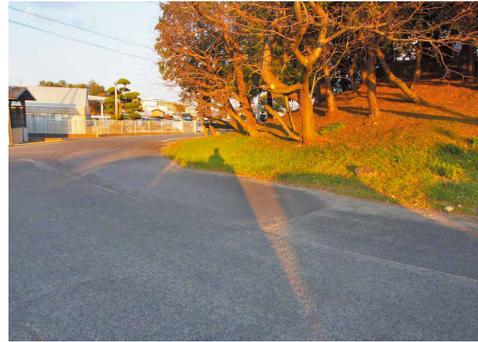


写真 5-18
周溝範囲上のアスファルト舗装路

(c) 横穴式石室の現状

[遺存状況]

- ・玄室及び羨道が良好に遺存している。
- ・過去の調査で右側壁羨門石外側において石積遺構を確認している。
- ・石室内部は多量の土砂が流入しているが、未調査のため、元来の床面の状況をはじめとする内部の詳細な状況や、副葬品の内容は把握されていない。
- ・開口部には鉄製の格子扉が、その側面にはコンクリート製の格子が設置されている。



写真5-19 平塚古墳羨道部土砂流入

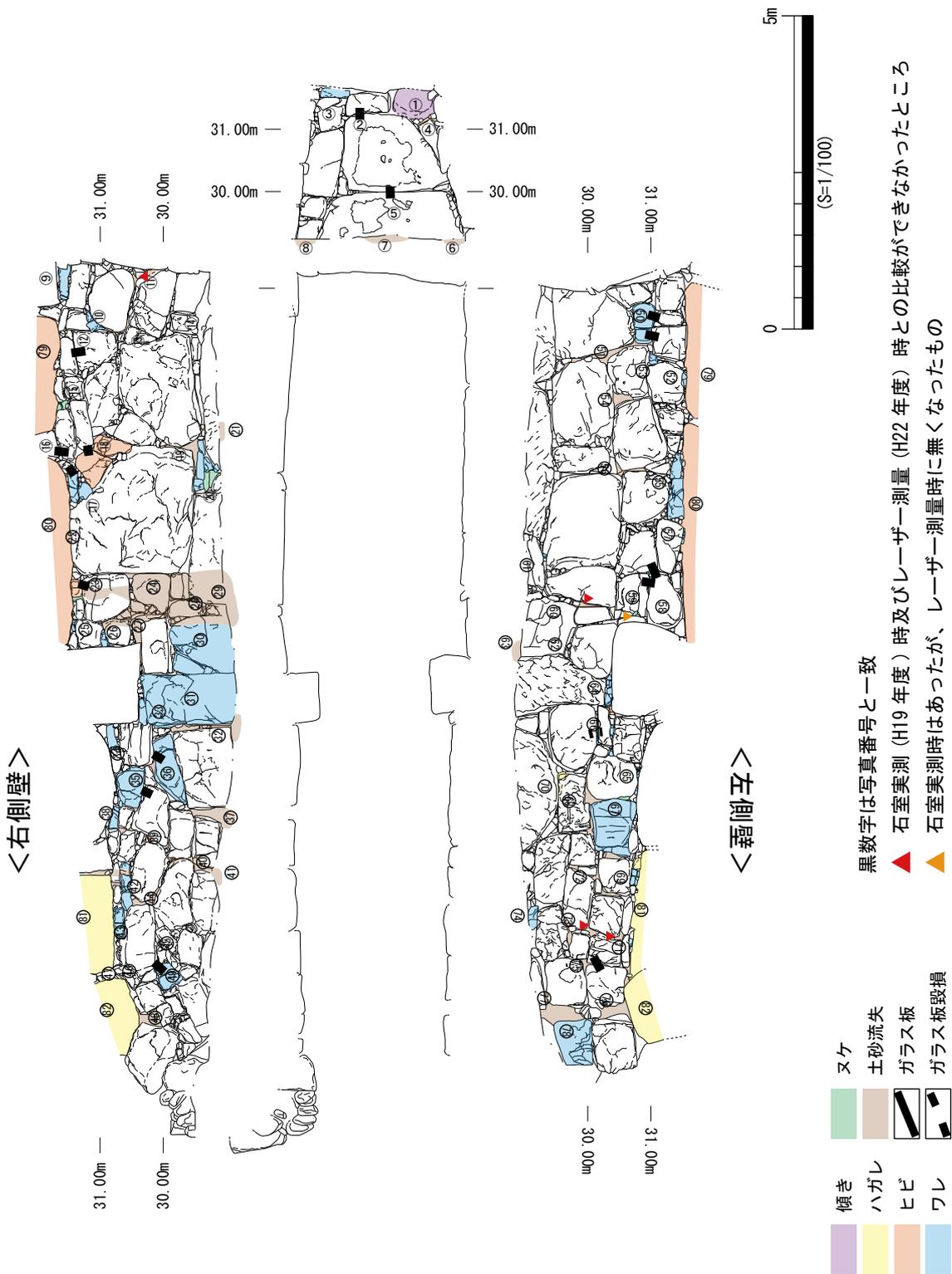
[石室内部の劣化状況]

石材の劣化状況

- ・ワレが生じている石材が40点程度、ヒビが生じている石材が5点、ハガレが生じている石材が3点確認できる（図5-2）。
- ・小型の石材だが欠落している箇所も1点確認できる。（図5-2 ㊸）
- ・平成19（2007）年に実施した石室実測時点で存在したが、平成21（2009）年の3次元地上レーザー計測時に石材が欠落していた箇所が認められる。（図5-2 ㊹）
- ・劣化している石材はいずれも和泉砂岩である。
- ・上記のような劣化した石材は、玄室・羨道部ともに右側壁側に比較的集中する。

土砂の流入状況

- ・玄室及び羨道の両側壁の石材間から土砂が流入している箇所が30箇所程度確認できるが、これは他の古墳に比べて多く、特に右側壁において顕著な状況にある。（写真5-19）
- ・雨水流入も著しく、特に台風・梅雨時は床面に滞水し、湿度が100%に近い状態が数日続く。





羨道



羨道部右側壁



羨道部左側壁



玄室



玄室奥壁



玄室右側壁

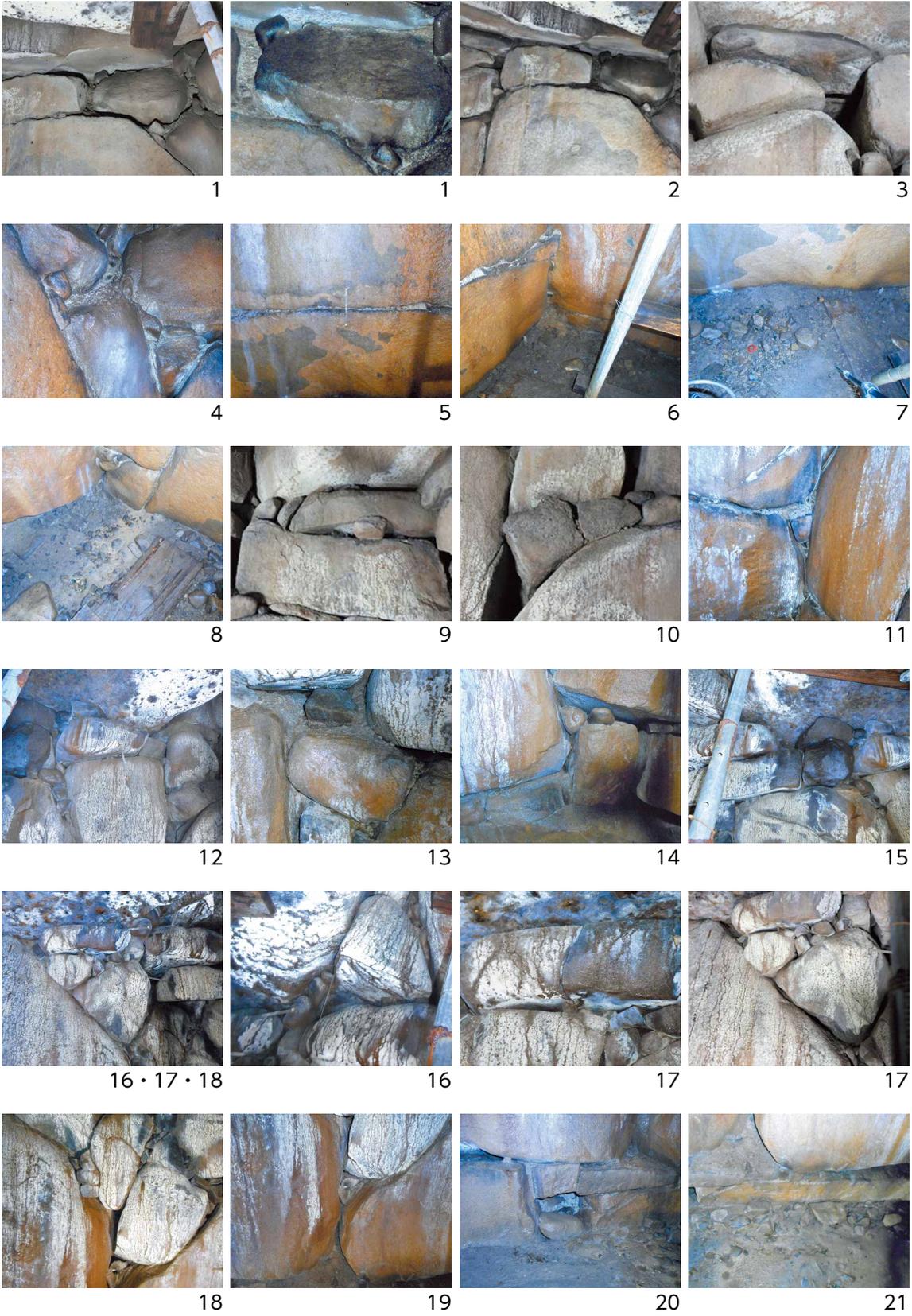


玄室左側壁



玄室から羨道

写真5-20 平塚古墳石室



写真下の番号は石室現況図内の番号に一致

写真5-21 平塚古墳石室現況写真（1）



22



23



24



25



26



27



28



29



30



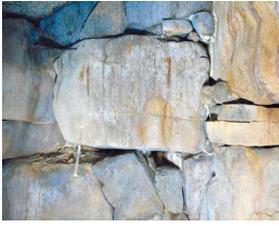
31



31



32



33



34



35



36



37・40



37・41



37



38



39



40



41



42

写真下の番号は石室現況図内の番号に一致

写真5-22 平塚古墳石室現況写真 (2)



43



44



45



46



47



48



49



50



51



52



53



54



55・80



55



56



57



58



58



59



60



61



62



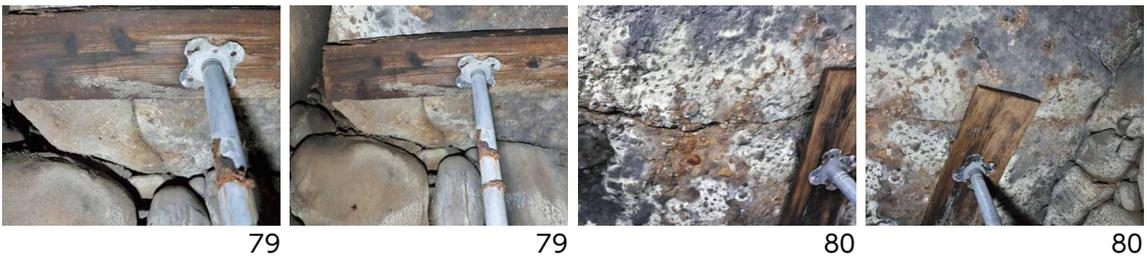
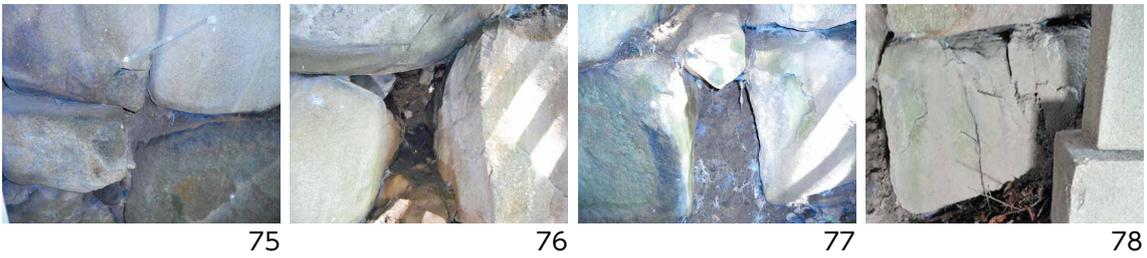
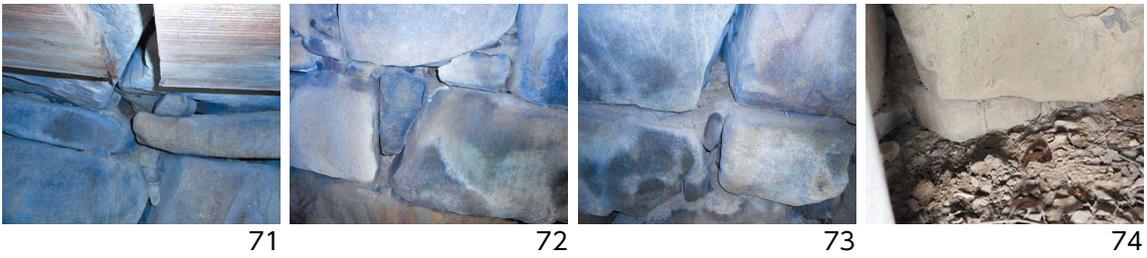
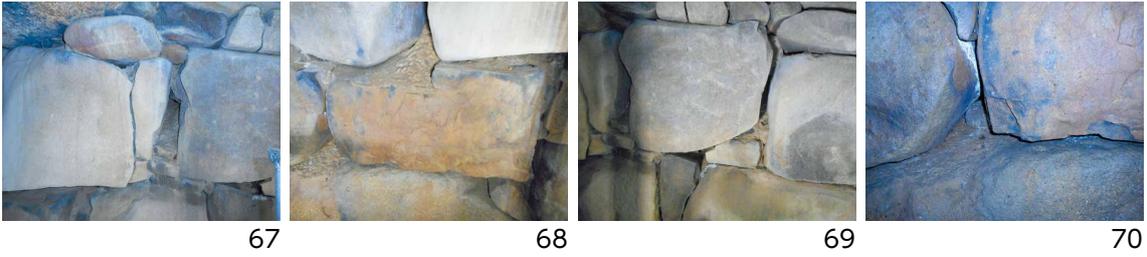
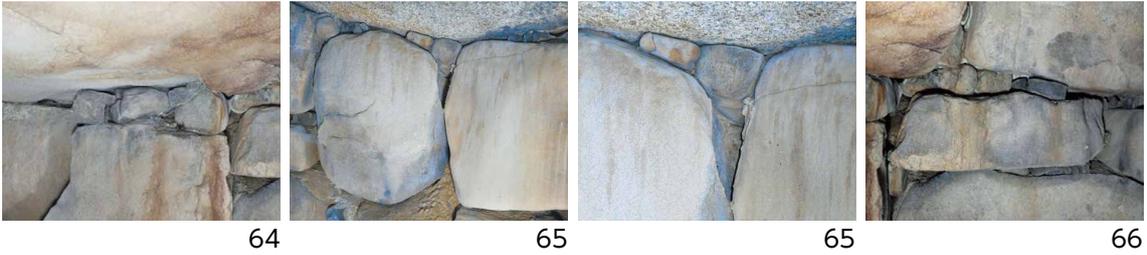
63



63

写真下の番号は石室現況図内の番号に一致

写真5-23 平塚古墳石室現況写真 (3)



写真下の番号は石室現況図内の番号に一致

写真5-24 平塚古墳石室現況写真（4）

モニタリングの状況

- ・ 石材間のズレを把握するための細いガラス板を16点設置している。(写真5-25)
- ・ き損したガラス板が1点確認できるが、設置時期は不明であり、定期的なモニタリングの記録が残されていないことから、石材のズレに起因するものかは特定できない。
- ・ 太鼓台の昇降が石室に与える影響を把握するため、令和元(2019)年10月の秋季例大祭時に石室内部に揺動レベル計(写真5-26)を設置して計測を行った(図5-3)ところ、昇降時に50db以下(震度1未満で人は揺れを感じない)の数値が記録された(図5-4)ことから、太鼓台が昇降しない時と比べ、石室に微小な振動が生じていることが分かった。なお、図5-4中203震度計グラフにおいて、令和元(2019)年10月20日20時頃に揺れが観測されているが、当該時間に太鼓台が昇降したという事実は確認できなかったことから、その要因は現時点では特定できない。



写真5-25 設置されたガラス板



写真5-26 振動レベル計



写真5-27 平塚古墳石室内支保工

支保工の状況

- ・ 天井石を支え、崩落を防ぐための鉄製支保工が縦方向に23本設置されている。(写真5-27)
- ・ 支保工用材は発錆による劣化が進行している。支保工を繋いだ木製の角材も腐食が進み、それを繋ぎ止めた板線も垂下している。
- ・ 元来意図した機能を果たしていない可能性がある。

振動レベル	影響	気象庁震度階	
60デシベル	振動を感じ始める ほとんど睡眠影響はない	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震	微震
50デシベル	常時微動	人体に感じないで地震計に記録される程度	無感
40デシベル			

「香川県振動規制のしおり」より引用

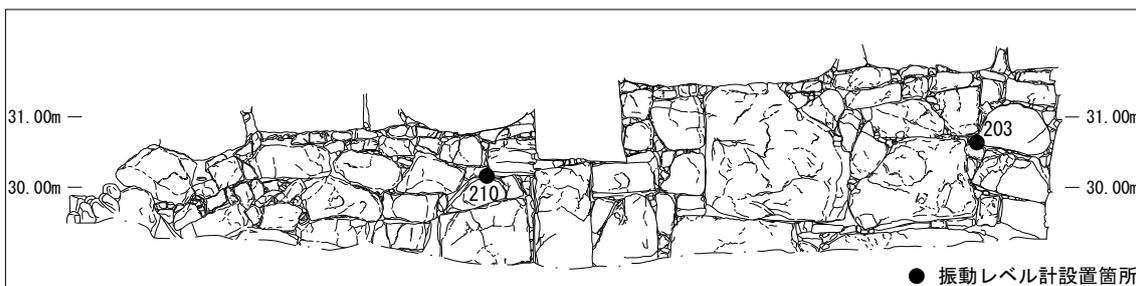


図5-3 平塚古墳石室右側壁振動レベル計設置箇所位置図

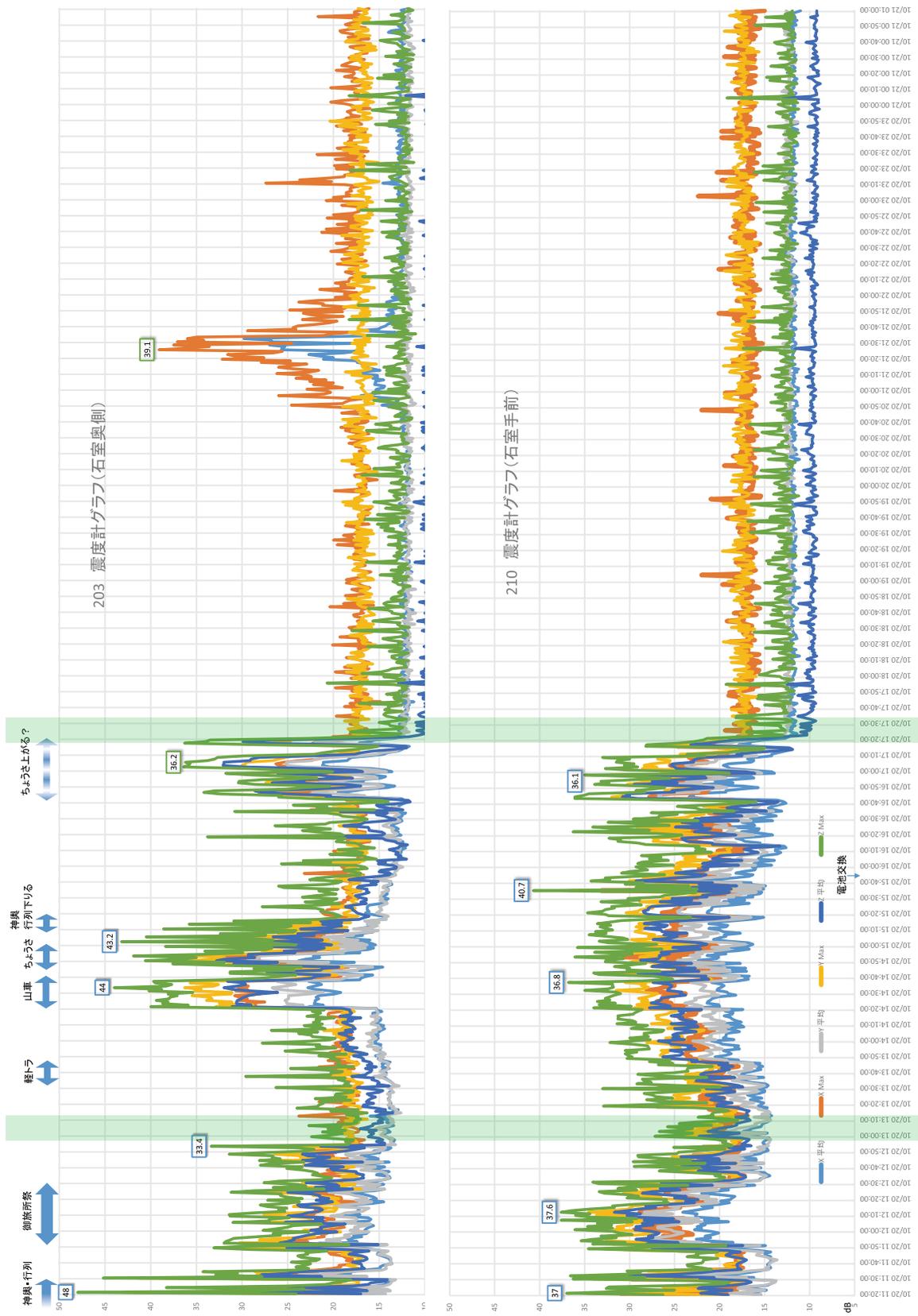
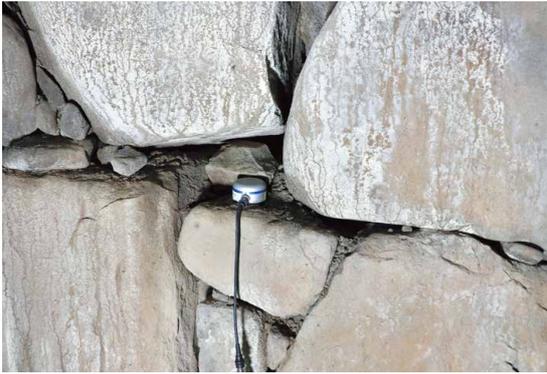


図5-4 平塚古墳振動レベル計測調査結果



振動レベル設置状況 右側壁玄室奥壁側 203



振動レベル設置状況 右側壁羨道玄門側 210



振動レベル設置状況 (玄室) 羨道部から撮影



神輿の奉納 11:50



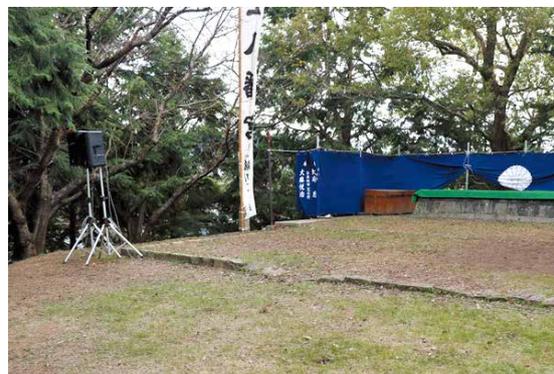
だんじりの奉納前 墳丘上から 14:15



だんじりの奉納 14:25 ~ 14:38



太鼓台の降下 墳丘下から 15:00



奉納終了後 15:18

写真5-28 振動レベル計測調査の経過

(イ) 本質的価値を構成する要素以外の要素の現状

(a) 保存活用を促す要素の現状

説明板

- ・石室開口部の前面に新旧説明板がそれぞれ設置されている。(写真5-29)
- ・新説明板(図4-7 17)は土台を現地表面上に据えて設置しているため、設置に際し地下遺構の開削等は伴っていない。
- ・墳丘に旧説明板(図4-7 18)が基部を地中に埋設する形で設置されており、板面の発錆による劣化が進行した状態にある。



写真5-29
保存活用を促す要素の配置状況

石室開口部扉

- ・石室開口部には老朽化した鉄製の格子扉(図4-7 19)が設けられており、その側面にはコンクリート製の格子が設置されているが、老朽化が見られる。
- ・鍵の管理は観音寺市教育委員会が行っている。



写真5-30 石列部分の凹み

(b) その他の構成要素の現状

- ・墳丘上には石柱(図4-7 1・8・9・12・16)や植樹記念の石碑(図4-7 2)や石垣(図4-7 10・13・14・15)及び神輿台(図4-7 5)が分布し、石列区画(図4-7 11)には凹みが生じている。(写真5-30)
- ・墳丘斜面部を中心に約80本の樹木が分布している。ヒノキを中心に、サクラやマツ、クスノキ等が生育しており(図4-9)、概ね高木化している。(写真5-31)
- ・サクラについては、その一部について樹勢の衰えが見られる。
- ・周溝相当範囲は全体にアスファルト舗装がなされており、北端には東西方向の水路(図4-7 20)が存在する。(写真5-32)



写真5-31 平塚古墳墳丘上の樹木



写真5-32 墳丘北側の水路

③角塚古墳

(ア) 本質的価値を構成する要素の現状

(a) 墳丘の現状

[斜面部]

- ・ 埴輪や葺石等の外表施設は有していない。
- ・ 外縁部は段築状に改変されている。(写真5-33)
- ・ 北側はコンクリート擁壁(図4-9 8)が築かれているが、墳丘盛土は削平を受けず、厚い造成土で被覆されている状態である。(写真5-34)
- ・ 東側は墓地の拡張に伴い削平を受けている。

[墳裾部]

- ・ 墳裾の東・西・南側は削平を受けるとともに石垣(図4-9 6)が築かれている。
- ・ 石垣は老朽化が進行している箇所が見られる。

[未指定範囲の状況]

香川県指定史跡「角塚古墳」の範囲

- ・ 大野原八幡神社所有地の山林に含まれている。
- ・ 墓地が拡張され石段が築かれている。

今後保護を要すべき範囲

- ・ 観音寺市所有地であり、墓地として多数の墓石が配置されている。

(b) 外周施設(周溝)の現状

[指定地内]

周溝範囲北側

- ・ 観音寺市所有の公衆用道路及び田並びに大野原八幡神社所有の公衆用道路に含まれている。(写真5-35)
- ・ アスファルト舗装され、駐車場・道路として利用されており、現地表面上に痕跡は見られない。

周溝範囲南側

- ・ 観音寺市所有の公園及び墓地に含まれている。
- ・ 大野原中央公園として利用されており、現地表面上に痕跡は見られない。
- ・ 指定範囲の境界を現地で視認できない。



写真5-33 段築状の改変の状況



写真5-34 角塚古墳北側の状況



写真5-35 周溝範囲北側の状況



写真5-36 今後保護を要すべき範囲となっている周溝範囲東側の墓地

[指定地外]

今後保護を要すべき範囲

- ・周溝範囲東側は観音寺市所有地であり、墓地として多数の墓石が配置されており(写真5-36)、現地表面上に痕跡は見られない。
- ・周溝範囲北側は個人所有の宅地で、現地表面上に痕跡は見られない。
- ・周溝範囲西側は観音寺市所有地であり、墓地として、多数の墓石が配置されている。

(c) 横穴式石室の現状

[遺存状況]

- ・玄室及び羨道が良好に遺存している。
- ・石室開口部手前で羨道部石材が確認されている。
- ・玄室床面には円礫が充填されているが、元来の礫床か否かについては不明である。
- ・羨道部には多量の土砂が流入している。
- ・石室内部は未発掘のため、元来の床面の状況をはじめとする内部の詳細な状況や、副葬品の内容は把握されていない。
- ・開口部には鉄製の格子扉(図4-9 5)が、その側面にはコンクリート製の格子が設置されている。

[石室内部の劣化状況]

石材の劣化状況

- ・ワレが生じている石材が約15点程度、ヒビが生じている石材が3点、ハガレが生じている石材が1点確認できる。(図5-5)
- ・花崗岩及び和泉砂岩の石材のいずれにおいても上記のような劣化が生じている。
- ・特定の部分に集中的な劣化状況は見られない。

土砂の流入状況

- ・玄室及び羨道の両側壁の石材間から土砂が流入している箇所が約5箇所程度見られ、特に羨道部右側壁において流入が顕著である。

[モニタリングの状況]

- ・石室内部には石材間のズレを把握するための細いガラス板を13点設置している。(写真5-37)
- ・き損したガラス板が3点確認できるが、設置時期は不明であり、定期的なモニタリングの記録は残されていないため、石材のズレに起因するものかは特定できない。



写真5-37 設置されたガラス板

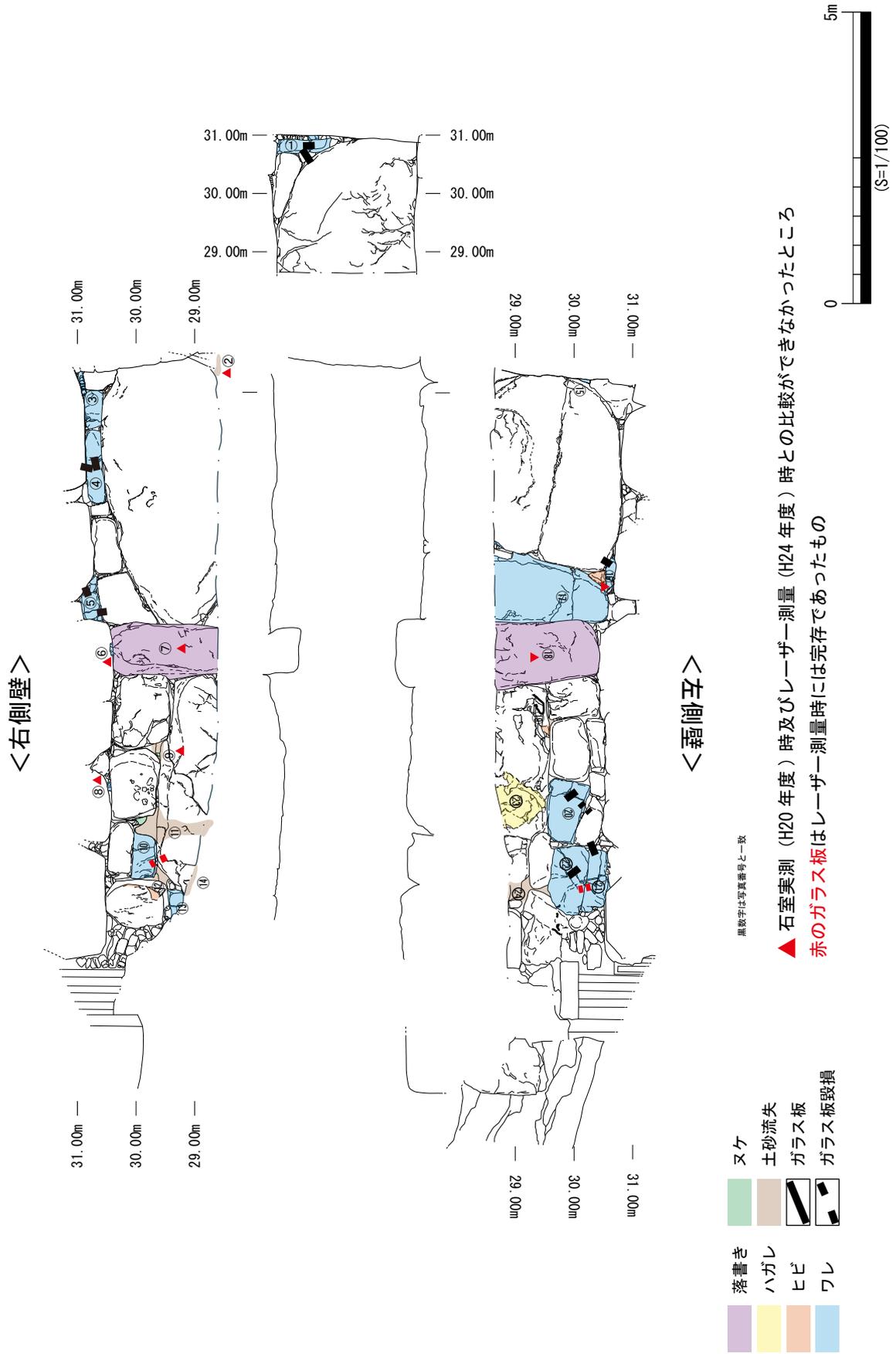
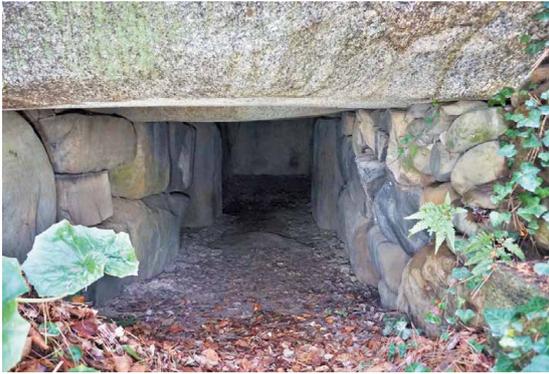
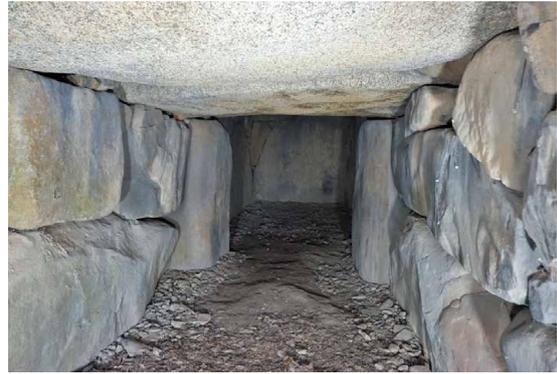


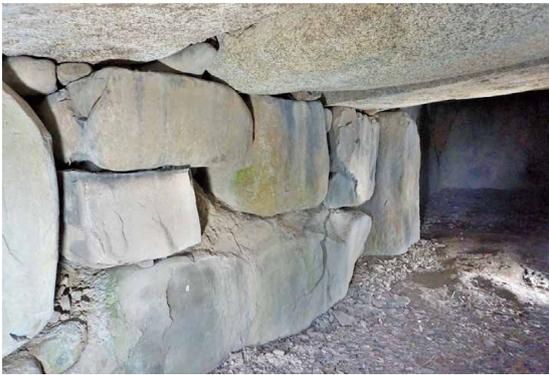
図5-5 角塚古墳石室現況図



石室開口部



羨道から玄室



羨道部右側壁



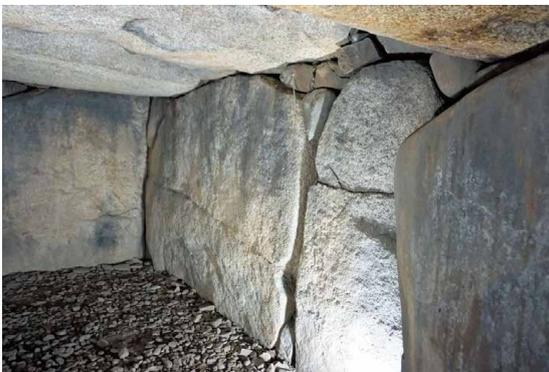
羨道部左側壁



玄室奥壁



玄室右側壁

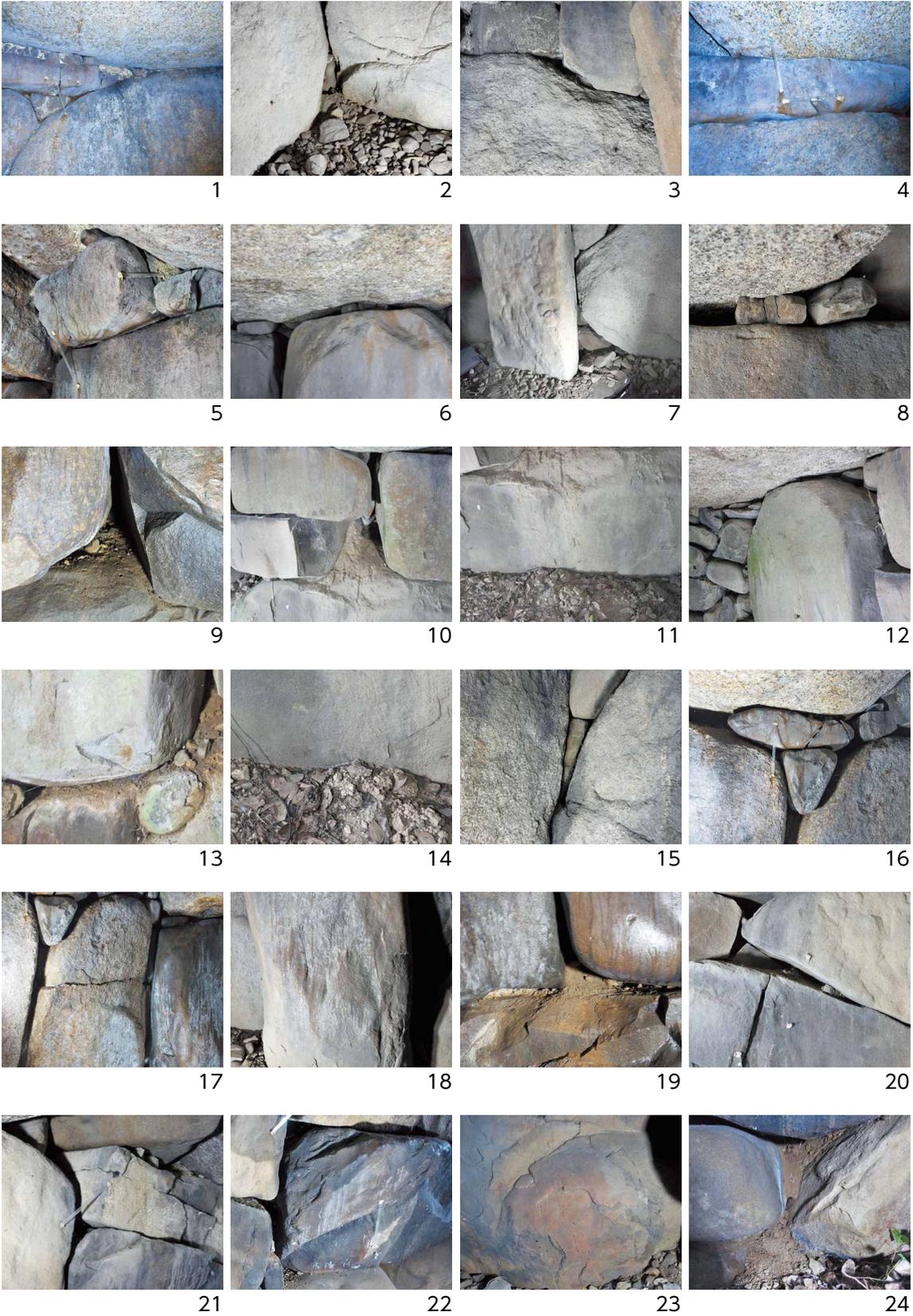


玄室左側壁



玄室から羨道

写真5-38 角塚古墳石室



写真下の番号は石室現況図内の番号に一致

写真5-39 角塚古墳石室現況写真

(イ) 本質的価値を構成する要素以外の要素の現状

(a) 保存活用を促す要素の現状

[大野原八幡神社所有地 (山林)]

説明板

- ・墳丘に旧説明板(図4-9 4)が基部を地中に埋設する形で設置されている。(写真5-40)
- ・板面の発錆による劣化等、老朽化が進行した状態にある。



写真5-40 石室開口部扉と旧説明板

石室開口部扉

- ・石室開口部には老朽化した鉄製の格子扉が設けられており、その側面にはコンクリート製の格子(図4-9 5)が設置されているが、老朽化が見られる。(写真5-40)
- ・鍵の管理は観音寺市教育委員会が行っている。



写真5-41
「大野原の三大巨石墳」の説明板

[観音寺市所有地 (公園)]

説明板

- ・旧説明板「大野原の三大巨石墳」(図4-9 1)が基部を地中に埋設する形で設置されている。(写真5-41)
- ・老朽化等は見られない。
- ・新説明板(図4-9 3)はコンクリート製の土台を現地表面上に据えて設置しているため、設置に際し地下遺構の開削等は伴っていない。(写真5-42)



写真5-42 新説明板

(b) その他の構成要素の現状

- ・「淀川之墓」(図4-9 9)に風化等は見られない。(写真5-43)
- ・墳丘周囲に築かれた石垣は老朽化が見られる(写真5-44)。
- ・墳丘上には約50本の樹木が生育しており(図4-10)、特に墳頂部に分布するサクラは高木化しているとともにその一部は樹勢の衰えが見られる。(写真5-45)
- ・照明(図4-9 2)は使用されていない。
- ・レンガ敷歩道(図4-9 21)が指定範囲南側において東西方向に配置されている。



写真5-43 「淀川之墓」

④岩倉塚古墳

(ア) 本質的価値を構成する要素の現状

(a) 墳丘の現状

[慈雲寺境内地内]

- ・西石室の墳丘（範囲約12.5m×11.0m、高さ約3.0m）が現地表面上において遺存するほか、現地表面より約0.3m下にも墳丘盛土が遺存する。
- ・西裾は椀貸塚古墳の外周溝に重なる。
- ・側面は四方が垂直に開削され、石垣が築かれている。また、石垣際まで樹木が繁茂している（写真5-46）
- ・墳丘側面の石垣が築かれていない箇所に露出した土層中に瓦片が混入しているため、岩倉大明神設置に伴い、墳丘に造成等の改変が行われていることが想定される。
- ・遺存する墳丘を除き現地表面に痕跡は見られない。

[大野原小学校校庭内]

- ・現地表面から約0.4m～1m下に墳丘盛土が遺存している。
- ・墳丘盛土範囲を反映するように、墳丘南裾部付近は緩やかな斜面となっている。（写真5-47）
- ・指定範囲の境界を現地で視認できない。

(b) 横穴式石室の現状

[西石室の現状]

遺存状況

- ・玄室が遺存している。（写真5-49）
- ・玄門部及び羨道部は境内通路の設置に伴い、墳丘南半とともに削平を受けている。
- ・前室の有無等、石室構造が把握できていない。
- ・大野原小学校校庭内で墓道を確認している。
- ・玄室天井部付近から出入りができるように改変されており、その開口部には鉄製の格子扉が設置されている。
- ・玄室内部には、かつて天井石の一部であったと推測される大型石材がみられる。



写真5-44 角塚古墳墳丘周囲の石垣



写真5-45 角塚古墳墳丘上樹木

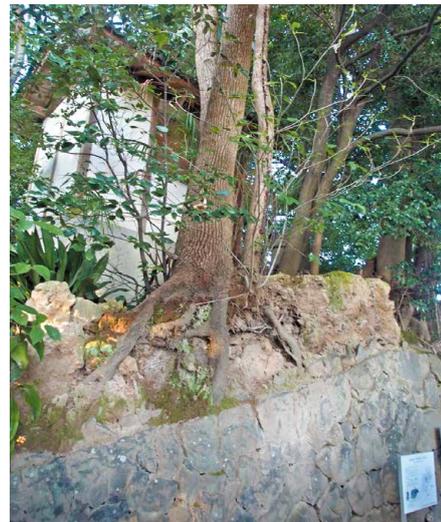


写真5-46 石垣際の樹木



写真5-47 大野原小学校校庭内における墳丘範囲周辺の様子

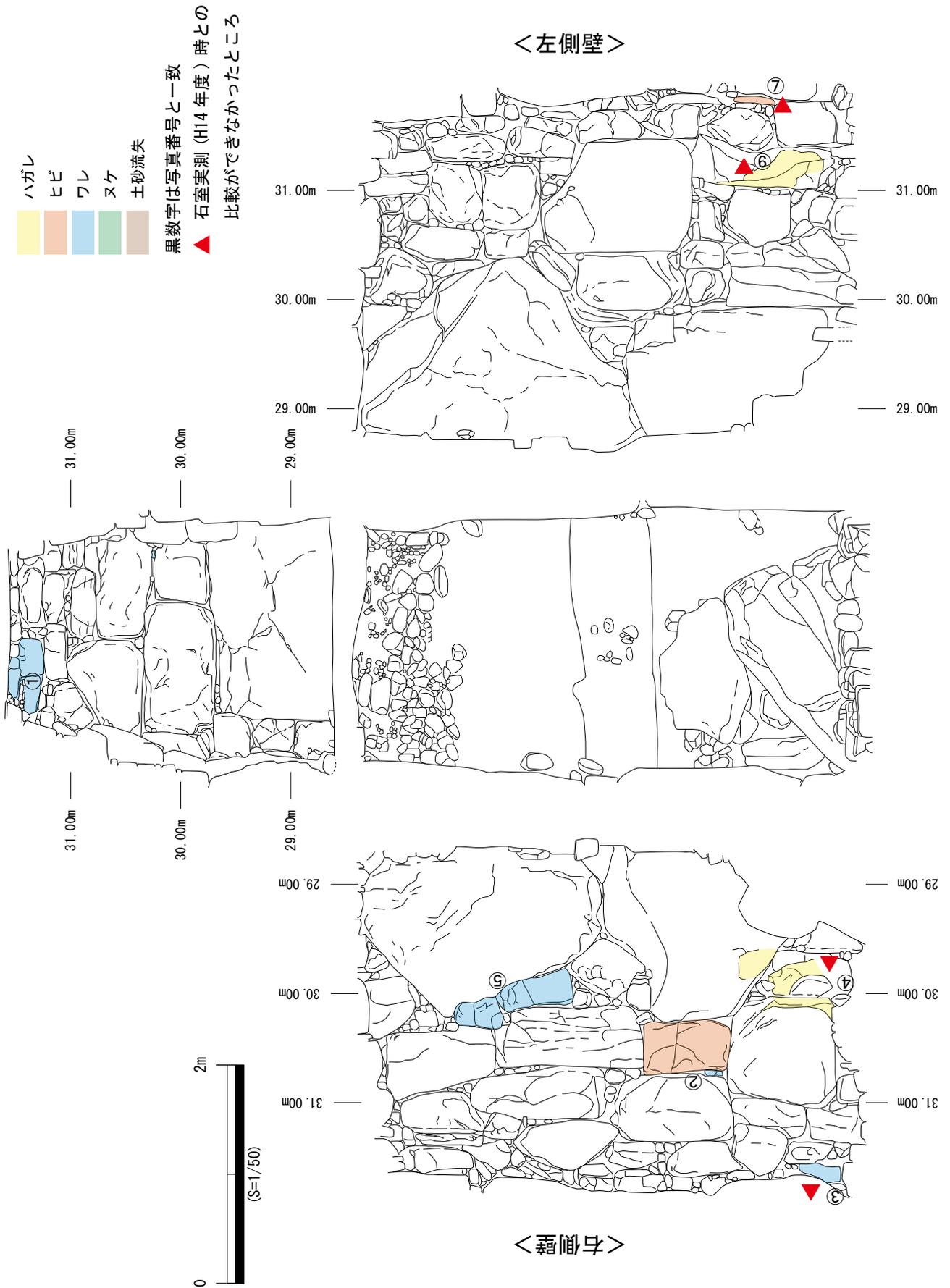
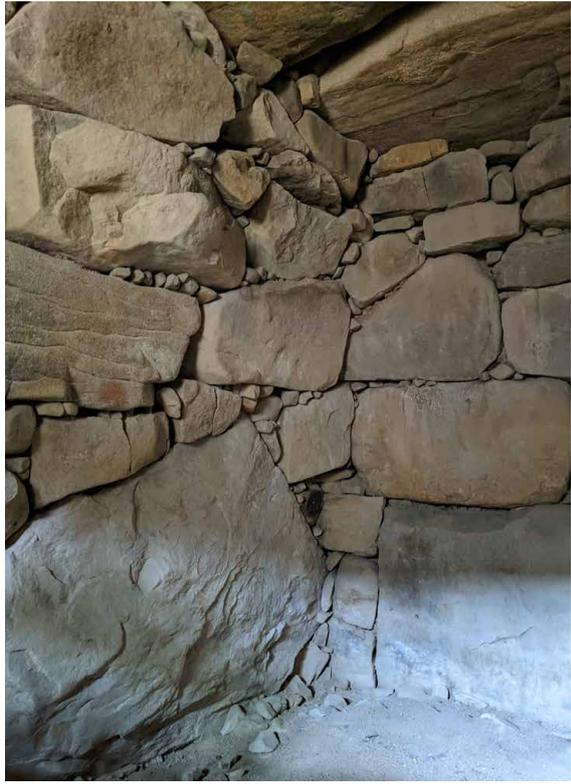


図5-6 岩倉塚古墳石室現況図



石室全景



石室奥壁及び右側壁



左側壁



1



2



3



4



5



6



7



天井 1



天井 2



天井 3

写真下の番号は石室現況図内の番号に一致

写真5-48 岩倉塚古墳石室現況写真

- ・『新修大野原町誌』編纂に伴う玄室内部の発掘調査で出土した一字一石経が24ℓコンテナ77箱に収容された状態で保管されている。(写真5-50)

〔西石室内部の劣化状況〕

石材の劣化状況

- ・ワレ、ヒビ等はわずかに留まるが、天井石の間にモルタルと木材が充填されていることから、墳頂部の開削と岩倉大明神の設置に際し、玄室天井部にも大幅な改変が加えられた可能性がある。(写真5-51)

モニタリングの状況

- ・他の古墳のようにガラス板等は設置していない。

〔東石室の現状〕

遺存状況

- ・慈雲寺境内地において現地表面より約0.2m下に石材の抜き取り痕跡が遺存する。
- ・大野原小学校校庭内に墓道が遺存する。
- ・現地表面上に痕跡はみられない。
- ・羨道部や玄門部が想定される範囲上に鐘楼が配置されており、全容把握は行えていない。(写真5-52)

(イ) 本質的価値を構成する要素以外の要素の現状

(a) 歴史的・地域的に付加された要素の現状

- ・慈雲寺境内地内で日常的に行われる宗教活動において利用されている。毘沙門堂と鐘楼は老朽化が進行している。
- ・慈雲寺庭園は、池泉状の窪地と築山で構成されており、東石室石材を転用した可能性がある庭石が多数配置されている。(写真5-53)

(b) 保存活用を促す要素の現状

〔説明板〕

- ・新説明板が西石室開口部脇に配置されている。(写真5-54)
- ・新説明板(図4-4 231)は、土台を現地表面上に据えて設置しているため、設置に際し地下遺構の開削等は伴っていない。



写真5-49 岩倉塚古墳西石室



写真5-50 西石室内の一字一石経



写真5-51 充填されたモルタルと木材



写真5-52 東石室の玄門及び羨道部の推定位置上に配置された鐘楼



写真5-53 慈雲寺庭園

[西石室開口部扉]

- ・西石室の開口部には鉄製の扉が設置されている。
- ・扉の蝶番部分は令和2(2020)年度に修繕を行った。
- ・鍵の管理は観音寺市教育委員会が行っている。

(c) その他の構成要素の現状

[慈雲寺境内地]

- ・宗教活動に用いられている。
- ・岩倉大明神(図4-5 221)の老朽化が進行している。
- ・墳丘残存部上面にクスノキ、クヌギ、アラカシが分布している。
- ・樹木は墳丘南際に集中して生育している。(写真5-55)

[大野原小学校校庭内]

- ・学校活動に用いられている。
- ・旧天体観測器(図4-5 186)等、学校施設のいくつかは現時点では使用されていない。



写真5-54 岩倉塚古墳説明板



写真5-55 墳丘上の樹木分布状況

2 保存管理の課題

(1) 全古墳共通の課題

①本質的価値を構成する要素の課題

(ア) 墳丘及び外周施設の課題

(a) 墳丘の保護

- ・各古墳の開削面に築かれた石垣や墳丘上の建築物、地上物等が将来的に劣化し、墳丘がき損することが懸念される。そのため、定期的に墳丘の現況を確認し、墳丘の崩落や流出の危険性を予見するとともに、未然に防ぐ方策を講じておく必要がある。

(b) 墳丘上の適切な植生管理

- ・各古墳の墳丘上の樹木はおおむね高木化しており、将来的に枯死や倒木が生じることで、墳丘の崩落や石室石材の劣化及び水道が生じる可能性が懸念されるため、常に樹勢の状況を適格に把握するとともに剪定管理や朽木の除去等、適切な植生管理を行う必要がある。
- ・樹木が繁茂し、墳丘が視認し難い状態になる可能性がある。

(c) 本質的価値を保存するための調査の実施

- ・本質的価値を保存する上での詳細な情報が不足しているため、それらの形状や構造を把握するための調査が必要である。

(d) 地下遺構の保護と宗教及び学校活動の両立

- ・配置された多数の構成要素は、境内地内での宗教活動のため及び学校用地内での学校活動のためにそれぞれ使用されており、将来的に改修、改築、移設、除却等（以下この項において「改修等」という。）が行われることが想定でき、その際に地下遺構を保護することが必要である。
- ・改修等に当たっては、宗教活動や学校活動に支障を及ぼすことなく両立をはかり、常に所有者や関係者の理解の獲得に努める必要がある。

(e) 範囲上に配置された構成要素の取扱基準の設定

- ・構成要素の改修等に際し、地下遺構がき損することを防ぐため、範囲上に位置する本質的価値を構成する要素以外の要素の取扱基準を明確に定めることが必要となる。

(f) 指定範囲の明示

- ・現地で指定範囲の境界を視認することが難しい箇所には必要に応じて境界標等を設置する必要がある。

(g) 追加指定の必要性

- ・椀貸塚古墳及び角塚古墳の範囲は、指定地外である墓地にも及ぶことから、墓石の除却や墓地整備に際して地下遺構をき損するおそれがあるため、条件が整った段階で追加指定を進めていく必要がある。

(h) 古墳間の視認性の確保

- ・特に平塚古墳と角塚古墳の双方から相互に視認できる状態を引き続き維持していくことを通じて、本質的価値としての古墳群の配置について保存を図る必要がある。

(イ) 横穴式石室の課題

(a) 劣化した支保工

[定期的な現況の把握]

- ・椀貸塚古墳及び平塚古墳に設置された支保工が転倒することで、石室石材や床面をき損するおそれがある。
- ・石室の保存及び活用のためには支障となり得るものであり、他の安全対策の確保を前提に取り外すことを検討する必要がある。

(b) 石室内部の保全方法

[定期観察の実施]

- ・石室内部は石材のワレ、ヒビ等の進行や土砂流入が進行しているが、岩倉塚古墳を除く各古墳に設置されたガラス板の定期観察が行われておらず、ガラス板の破損と石材劣化の相関関係は把握できていないため、定期観察を開始し、基礎資料を得る必要がある。

【石室内部構造の把握の必要性】

- ・床面の情報をはじめ、石室保全策や支保工の取り扱いを考える上で必要な内部構造に関する情報が、いずれの古墳も不足しており、石室の全容も把握されていないため、保存のための発掘調査を計画的に実施する必要がある。

②本質的価値を構成する要素以外の要素の課題

(ア) 歴史的・地域的に付加された要素の課題

(a) 綿密な取扱方針の設定

- ・宗教活動において常時使用されていることから、今後老朽化に伴う改修等が想定でき、その際には、本要素の歴史的価値の維持や宗教活動での使用を尊重しつつも、本質的価値を構成する要素の保護を両立させる取扱方針を明確に定める必要がある。

(イ) 保存活用を促す要素の課題

(a) 旧説明板の更新等に伴う地下遺構の保護

- ・今後、老朽化した旧説明板等の改修等が想定されるが、本質的価値を構成する要素に影響を与えないようにする必要がある。

(b) 石室開口部扉の修繕に伴う墳丘や石室の保護

- ・岩倉塚古墳を除く各古墳の石室開口部の扉は老朽化が進行しているため、将来的に修理又は取替が必要となるが、その方法や設置場所に十分配慮し、本質的価値を構成する要素に影響を与えないようにする必要がある。その一方で、石室開口部の扉は防犯対策の側面も有していることから、適切にメンテナンスを行うことも必要である。

(ウ) その他の構成要素の課題

(a) 地下遺構を保護するための取扱基準の設定

- ・その他の構成要素については境内地内での宗教活動及び学校用地内での学校活動を行うために配置されているため、将来的に改修等が考えられる。史跡としての景観や本質的価値を構成する要素の保護を徹底するため、改修等を行う際の取扱基準を定める必要がある。
- ・所有者や関係者等の理解を得た上で、本質的価値や歴史的・地域的に付加された価値の保存と適切な理解に影響を与える構成要素の計画的な除却を進めていく必要がある。

(2) 各古墳固有の課題

①椀貸塚古墳固有の課題

(ア) 本質的価値を構成する要素の課題

(a) 墳丘の課題

【構成要素の除却等の際する墳丘の保護】

- ・特に、墳頂部の散水栓は埋設されているため、老朽化して除却を行う必要が将来的に生じた場合は、墳丘の保存に影響を与えない方法で実施する必要がある。

- ・石垣や石造物の改修等が計画される可能性があり、改修等に際し墳丘の保存管理に支障を出さないようにする必要がある。

②平塚古墳固有の課題

(ア) 本質的価値を構成する要素の課題

(a) 墳丘の課題

[墳頂部の保護]

- ・墳頂部が削平されていることから、墳丘盛土が薄くなり、横穴式石室内部への水道が生じ、水とともに土砂が流入している。そのため、墳頂部に防水シートを設置する等の対策を施す必要がある。

[宗教活動（祭礼行事）との共存の必要性]

- ・墳頂部の御旅所は秋季例大祭において重要な場所であり、墳丘の保存を前提としたうえで適切に維持管理していく必要がある。
- ・秋季例大祭において太鼓台等が墳丘を昇降することについて、本質的価値への影響を適切に把握するとともに、その結果に応じて影響を最小限にする措置を検討する必要がある。

(b) 外周施設（周溝）の課題

[地下遺構の保護]

- ・周溝の範囲全体にアスファルト舗装が施されているため、将来的に行われる路面補修等の工事に際し地下遺構の保存を図ることができるような現状変更の取扱基準を定める必要がある。

(c) 横穴式石室の課題

[石室保存と祭礼の両立]

- ・令和元（2019）年度に実施した振動レベル調査では大きな揺れを示す数値は記録されなかったが、平時とは異なる状況が観測されているため、石室の保存と祭礼の両立を図るための対応策を図っていく必要がある。

③角塚古墳固有の課題

(ア) 本質的価値を構成する要素の課題

(a) 墳丘の課題

- ・段築状に改変された墳丘の元来の形状を確認し、保存管理を図るための情報を収集する必要がある。

④岩倉塚古墳固有の課題

(ア) 本質的価値を構成する要素の課題

(a) 墳丘の課題

[墳頂部の保護]

- ・墳丘上に配置された岩倉大明神はすでに老朽化しており、崩落や倒壊が生じることが懸念される。そのため、盛土の遺存状況の把握や定期的な現況確認を行うことで崩落の危険性を予見し、未然に防ぐための方策を講じておくことが必要である。

(b) 横穴式石室の課題

[天井部の保護]

- ・他の古墳に見られる石材のヒビやワレ等に加え、天井部の大きく改変された状況が懸念される。石材間に充填された木材やモルタルの剥落進行度合い等を把握し、保存を図るための基礎資料を蓄積する必要がある。

第2節 活用の現状と課題

1 活用の現状

史跡の本質的価値を広く知らしめ、これを効果的に活用することについて、現状で行われている取組について整理を行う。

(1) 史跡の公開

①指定地内の前提条件

- ・公開をはじめとした現地での史跡の活用は、土地本来の利用状況にかかる制約がかかることから、その活用の幅は日常的に営まれる宗教活動や学校活動等を妨げることがない範囲を前提とするため、指定地内全域の見学は限られた機会に留まる。(写真5-56)
- ・見学者に対して見学時の注意事項等の周知が行われていない。
- ・平塚古墳や角塚古墳の指定地周辺には幼保連携型認定こども園があり(写真5-57)、送迎の時間帯は交通量や人通りが多い。



写真5-56

大野原八幡神社本殿玉垣内の石室開口部



写真5-57

平塚古墳北側に位置する
幼保連携型認定こども園

②横穴式石室

- ・内部の安全性が危惧されるため、通常時は石室開口部に設置された扉を施錠し（写真5-58）、常時公開には至っていない。
- ・内部の見学は観音寺市文化財保護協会が育成するボランティアガイドが派遣依頼等に基づき、観音寺市教育委員会職員が現地に赴く形で実施している。地元大野原小学校の校外学習や、文化財団体の研修等として年間3～4件程度の実績がある。



写真5-58 平塚古墳施錠状況

(2) ガイダンス施設

- ・史跡大野原古墳群から約3km離れたふるさと学芸館（写真5-59）において史跡大野原古墳群の紹介コーナーが設けられており、写真パネルに加え、椀貸塚古墳奥壁原寸大模型等が展示されている。



写真5-59 ふるさと学芸館

(3) 刊行物及び配布物

①史跡大野原古墳群解説パンフレット

- ・平成27（2015）年度に開催された国指定史跡答申記念シンポジウムに合わせて観音寺市教育委員会が2,500部発行した。
- ・令和2（2020）年3月10日に追加指定された岩倉塚古墳についての情報の追加更新は行われていない。



史跡大野原古墳群解説パンフレット

②史跡大野原古墳群散策ルートマップ

- ・大野原古墳群周辺整備実行委員会（第5章第4節で後述）が平成30（2018）年度に3,000部発行した。
- ・史跡大野原古墳群を歩いて周遊するための巡路と必要時間等がイラスト地図の中に示されている。
- ・各古墳の新説明板に設置された屋外用パンフレットケースに収納されており、来訪者が自由に同ケース内から取り出し、史跡大野原古墳群の散策に利用している。



大野原古墳群散策ルートマップ

- ・観音寺市教育委員会文化振興課、大野原中央公民館及び大野原八幡神社においても配布を行っている。

③観音寺市古墳ガイドブック

- ・大野原古墳群周辺整備実行委員会が令和2（2020）年度に300部刊行した。
- ・史跡大野原古墳群を含めた市内の古墳をイラストと写真を多く用いて紹介している。
- ・市内の各小中高等学校をはじめ、香川県内の各公的機関に配布されている。
- ・観音寺市のホームページ上に全頁及び各頁ごとのPDFデータがアップロードされている。



観音寺市古墳ガイドブック

(4) おおのはら探訪. ねっと

- ・大野原古墳群周辺整備実行委員会が平成31（2019）年4月1日に開設したウェブページで、QRコードをスマートフォン等で読み取ることによってアクセスできる。
- ・QRコードは各古墳の指定地内に配置された新説明板に貼付されている。
- ・ウェブページには各古墳を紹介する音声ガイド付の解説や、周遊ルート上を案内する動画が盛り込まれている。
- ・ウェブページ上で各古墳の石室内部のVR画像も公開されており、石室内部に実際に入らなくても、同様の感覚を体験することができる。
- ・開設から1年が経過した令和2（2020）年4月1日時点での総アクセス数は499件である。
- ・ウェブページの維持管理は、現在、観音寺市教育委員会が行っている。



おおのはら探訪.ねっと

(5) イベント及び関連事業

①大野原古墳群特別公開

- ・国指定史跡の答申を記念し、観音寺市教育委員会が実施した。
- ・平成27(2015)年6月27・28日に、3基の古墳（椀貸塚古墳、平塚古墳及び角塚古墳）の石室内部公開を行い、約700人の来訪者があった。なお、それ以後観音寺市教育委員会主催の特別公開は行っていない。



写真5-60 大野原古墳群国指定史跡答申記念シンポジウム



おおのはら探訪.ねっとウェブページ

②大野原古墳群国指定史跡答申記念シンポジウム

- ・国指定史跡の答申が出たことを記念し、観音寺市教育委員会が平成27（2015）年9月27日に開催した。
- ・調査担当者による3基の古墳（椀貸塚古墳、平塚古墳及び角塚古墳）の調査報告をはじめ、学識経験者等による四国や日本列島における大野原古墳群の歴史的な位置付けや評価に関する講演やパネルディスカッションが行われた。（写真5-60）



写真5-61 大野原古墳群発掘調査
出土品展（平成26年度開催）

③発掘調査写真展・出土品展等

- ・平成23（2011）年度は椀貸塚古墳の発掘調査写真展、平成24（2012）年度には4基の古墳（椀貸塚古墳、平塚古墳、角塚古墳及び岩倉塚古墳）の発掘調査写真展をそれぞれ実施した。
- ・平成26（2014）年度には、出土品の展示を実施した。（写真5-61）
- ・令和元（2019）年度は、讃岐国府についての香川県埋蔵文化財センター巡回展に併設する形で椀貸塚古墳の玄室奥壁の原寸大復元模型を展示した。
- ・先述のシンポジウムや特別公開等を含め、いずれも市ホームページやチラシ等を通じて周知を行ったが、全体的な傾向としては、参加者は市内在住の高年齢層が多いことがわかった。
- ・ふるさと学芸館において、史跡大野原古墳群の紹介スペースを設けており、先述の椀貸塚古墳の奥壁原寸大模型等を常設展示している（写真5-62）。
- ・ふるさと学芸館での出土品の展示は限定的である。



写真5-62 ふるさと学芸館展示室
椀貸塚古墳奥壁の原寸大復元模型

④大野原古墳まつり

- ・大野原古墳まつり実行委員会が平成29（2017）年度から開催している。
- ・開催初年度の平成29（2017）年度は平成29（2017）年12月17日に開催された。石室内部の公開や、スタンプラリー、大野原古墳群関係のDVD上映等を行い、520名を超える一般参加者があった。
- ・開催に際し、本まつりのマスコットキャラクターやポスターのデザインを市内の小中学校の児童や生徒から公募を行った。
- ・平成30（2018）年度は平成30（2018）年11月18日に開催された。当年度は石室内部の公開や、スタンプラリー、史跡大野原古墳群関係のDVD上映等に加え、同年夏に開催された埴輪や土器づくり体験講座で小中学生が作成した作品の展示が行

われるとともに、香川県立観音寺総合高等学校の生徒が中心となったカフェも併設された。450名を超える一般参加者があった。

- ・令和元（2019）年度は令和元（2019）年11月17日に開催され、前年に引き続き石室の内部公開やスタンプラリー、史跡大野原古墳群関係のDVD上映、高校生カフェの併設も行われる等、450名を超える一般参加者があった。（写真5-63・64）



写真5-63 大野原古墳まつり
令和元(2019)年11月17日

⑤文化財ナビゲーター養成講座

- ・観音寺市文化財保護協会が主催している事業で、史跡大野原古墳群をはじめとする市内の文化財を案内するために必要な知識の習得に向けた実習等の研修を行っている。
- ・研修を修了した受講生が先述の特別公開や大野原古墳まつりに際して、現地でのナビゲーターを担っている。
- ・中高生のナビゲーターの養成が行われる等、若い世代の育成が行われている。



写真5-64 大野原古墳まつり
令和元(2019)年11月17日

⑥大野原小学校での古墳クラブの開設

- ・令和元（2019）年度に大野原小学校のクラブ活動として古墳クラブが開設されている。
- ・令和3（2021）年度においては19名の児童で構成されている。
- ・月一回程度活動しており、古墳の基礎学習をはじめ現地見学等が行われている。

⑦史跡大野原古墳群に関連する文化財の活用

- ・市内には母神山古墳群等の史跡大野原古墳群の成り立ちを考える上で欠くことができない遺跡が存在する。
- ・指定地内には市指定文化財の大野原八幡神社本殿及び隨身門が配置されている。また、近世史料としては「大野原開墾古図」や「平田家文書」等が残されている。
- ・史跡大野原古墳群の周辺には、関連遺跡や、近世以降の大野原地域の歴史を物語る文化財が存在するが、それらを含めた一体的な見学ツアーや研究はなく、今後の導入が望まれる。

2 活用の課題

前項で取り上げた現状を踏まえ、今後より一層の活用を図る上で、実施を図る必要がある点を挙げる。

(1) 調査研究の推進と調査成果の周知

- ・今後、史跡大野原古墳群の保存管理や活用を行っていくためには、調査研究を継続的に実施していくことが必要であり、調査成果を引き続き現地説明会や展示会及びシンポジウム等を開催することを通じて広く周知を図る等、効果的に活用面につなげていく必要がある。

(2) 横穴式石室の公開の在り方の検討

- ・見学依頼を受けての公開や、行事に際する一般公開の継続を通じて、できる限り入室の機会を充実させることが必要となる一方で、石室内部の劣化の進行等に関する基礎情報がなく、支保工もその効果が不明の状態にある。そのため、保存と活用を図るための整備を図る上で、その公開の在り方について検討を行う必要がある。

(3) ふるさと学芸館における展示の拡充

- ・ふるさと学芸館での出土品の展示等については、見学者の史跡大野原古墳群の本質的価値への理解が促進されるよう展示内容を拡充する必要がある。

(4) 情報の周知

①パンフレットやウェブサイトの情報更新と利活用の普及

- ・見学者等に史跡の本質的価値を適切に理解してもらうために、史跡大野原古墳群に関する情報が更新された場合は、パンフレットやウェブサイトに記載された情報も適宜改訂を図り、常に最新の情報を発信する必要がある。
- ・パンフレットやウェブサイトは刊行や開設から期間が経過するにつれて利用頻度が低迷する可能性が懸念されるため、漫然とすることなく、常に魅力ある内容とすべく、その環境を整えていく必要がある。

②地域に対し配慮すべき事項や便益施設の周知

- ・見学等指定地内における活用の際には、宗教活動や学校活動への配慮が必要となる。そのため、活用に対する所有者や関係者の理解と協力を得ることを再度確認した上、指定地内での見学上の留意点や、便益施設の位置及び見学ルート上における交通安全等についてはウェブサイト等を通して注意事項の周知を図る必要がある。

(5) 地域が主体となり実施される取組の継続

- ・史跡大野原古墳群に関連する行事の特徴は、観音寺市教育委員会が主催するもの以外に、文化財保護団体や地域住民が担い手となってイベントやボランティアガイドの養成事業が行われている点にある。また、中高生を含むボランティアガイド養成の取組を今後も継続的に実施していくためには、若い世代が学校教育や祭礼等地域行事を通じて地域の歴史に興味を持ち、主体的に関わるような仕組みづくりが必要である。

(6) 関連文化財を含めた史跡の活用方法の模索

- ・史跡の活用を行う上で土地所有やその利用において制約がかかることや、石室の内部公開が一部を除いて依頼に基づく限定的なものにならざるを得ない等、活用の幅には限りがある現状において、史跡の活用を通じて積極的に地域の魅力向上を図るためには、史跡大野原古墳群に加え関連文化財も一体的に活用していく方法が求められる。そのためには、「古墳時代の観音寺市」や「近世以降の大野原地域開拓史」等といった具体的かつ身近なテーマを設定した上で、それらに関連する文化財について調査研究を推進し、その研究成果を反映した調査報告会や公開及びまち歩き等の行事を通じて普及・啓発に努める等、幅広い活用方法を模索する必要がある。

(7) 近隣自治体との連携

- ・史跡大野原古墳群の魅力をより広く伝えるためには、巨石墳や同時代の遺跡が所在する近隣の自治体と連携してイベントを企画する等、市域を越えた広域な活用方法を模索することも求められる。

第3節 整備の現状と課題

本節では整備の現状と課題について、「保存のための整備」と「活用のための整備」に分けてそれぞれ記述する。なお、史跡大野原古墳群を構成する古墳が南北700mの直線上に点在している立地上、その一体的な活用を図る上で、古墳間に存在する大野原八幡神社参道と大野原中央公園を「利活用に資する範囲」として扱い、それぞれの現状と課題についても「活用のための整備」の中で述べることとする。

1 整備の現状

本質的価値を構成する要素（墳丘、外周施設及び横穴式石室）を保存するために各古墳で行われている整備の現状について述べる。

(1) 保存のための整備の現状

① 椀貸塚古墳

(ア) 墳丘及び外周施設

- ・墳丘及び地下遺構の保護を図るための整備を行っている箇所はなく、設置した新説明板を通じて本質的価値を構成する要素の範囲を示しているに留まる。（写真5-65）
- ・「保存の現状と課題」（本章第1節）で述べたように、指定地には大野原八幡神社及び慈雲寺の境内地を含むことから、社寺所有地における整備の在り方は慎重に検討を行う必要がある。



写真5-65
新説明板中に明示された指定範囲

(イ) 横穴式石室

(a) 石室内部の整備状況

- ・石材のワレやヒビ、土砂の流入等といった石室内部の劣化状況が見られるが、それに対する措置として、支保工の設置を除き、行えていない。
- ・墳丘開削面に築かれた石垣の下部に設けられている石室開口部は狭小であり、石室内部への進入は容易ではない。(写真5-66)
- ・石室内部は発掘調査が行われていないため、石室構造の詳細についての情報は蓄積されていない。



写真5-66
狭小な石室開口部（石室内部より）

(b) 支保工の状況

- ・平成9（1997）年度に石室内部に設置したもので、両端に木製の受け部を据え付けた鉄製パイプを天井石と床面に密着させて、石室側壁に沿って設置することで、天井石の崩落を防ぐ構造となっている。
- ・鉄製パイプは発錆による劣化が進行している。
- ・鉄製パイプに対し、直交方向に板線で繋ぎ止められた木製角材の多くが腐食により撤去され現在は残りの木材が鉄製パイプに垂下した状態にある。(写真5-67)
- ・支保工の端に備え付けられた木製の受け部は、既に一部が天井と密着せずに遊離している箇所が見られる。
- ・天井石の規模に比して、支保工の鉄製パイプが細いため、仮に崩落した場合は、天井石を支えることはできないと思われる。(写真5-68)



写真5-67 支保工の劣化状況



写真5-68 鉄製パイプと木製受け部

②平塚古墳

(ア) 墳丘及び外周施設

- ・墳丘及び地下遺構の保護を図るための整備を行っている箇所はなく、設置した新説明板を通じて本質的価値を構成する要素の範囲を示しているに留まる。
- ・「保存の現状と課題」（本章第1節）で述べたように、指定地には大野原八幡神社の所有地が含まれており、墳丘に相当する部分は秋季例大祭の御旅所となっている（写真5-69）ことから、整備の在り方は慎重に検討を行う必要がある。
- ・現況の滑らかな墳丘斜面は後世の整形と考えられる。



写真5-69
秋季例大祭における墳頂部の状況

(イ) 横穴式石室

(a) 石室内部の整備状況

- ・石材のワレやヒビ、土砂の流入等といった石室内部の劣化状況が見られるが、それに対する措置として、支保工設置を除き、行えていない。
- ・石室内部は発掘調査が行われていないため、石室構造の詳細についての情報は蓄積されていない。



写真5-70 傾いた支保工

(b) 支保工の状況

- ・平成9（1997）年度に石室内部に設置したもので、両端に木製の受け部を据え付けた鉄製パイプを天井石と床面に密着させて、石室側壁に沿って設置することで、天井石の崩落を防ぐ構造となっている。
- ・鉄製パイプは発錆による劣化が進行しており、一部傾いているものが存在する。（写真5-70）
- ・設置当初に鉄製パイプに対し直交方向に板線で繋ぎ止められた木製角材の多くが腐食により撤去されている。
- ・支保工の端に備え付けられた木製の受け部は、既に一部が天井と密着せずに遊離している箇所が見られる。
- ・天井石の規模に比して、支保工の鉄製パイプが細いため、仮に崩落した場合は、天井石を支えることはできないと思われる。

③角塚古墳

(ア) 墳丘及び外周施設

- ・墳丘及び地下遺構の保護を図るための整備を行っている箇所はなく、設置した新説明板を通じて本質的価値を構成する要素の範囲を示しているに留まる。

- ・「保存の現状と課題」（本章第1節）で述べたように、大野原八幡神社の所有地を含むことから、整備の在り方は慎重に検討を行う必要がある。
- ・段築状の墳丘斜面部は後世に大きく改変を受けたものと考えられる。

(イ) 横穴式石室

(a) 石室内部の整備状況

- ・石室内部の整備は行われていない。
- ・内部は発掘調査も行われていないため、石室構造の詳細についての情報は蓄積されていない。

④岩倉塚古墳

(ア) 墳丘

- ・墳丘及び地下遺構の保護を図るための整備を行っている箇所はなく、設置した新説明板を通じて本質的価値を構成する要素の範囲を示しているに留まる。
- ・「保存の現状と課題」（本章第1節）で述べたように、慈雲寺の所有地を含むことから、整備の在り方は慎重に検討を行う必要がある。（写真5-71）



写真5-71 慈雲寺境内地内にある墳丘

(イ) 横穴式石室

(a) 西石室内部の整備状況

- ・天井部石材間に木材やモルタルが充填されていることから、天井部に大幅な改変が加えられていることが想定されるが、その対策措置は行えていない。
- ・墳丘開削面に築かれた石垣の下部に設けられている石室開口部が狭小であること、天井付近に開口部が設けられていること、玄室内部には一字一石経が収容されたコンテナが積まれていることから、石室内部への進入は容易ではない。（写真5-72）
- ・墳丘とともに開削を受けている玄門部や羨道の確認調査が行えていない等、石室構造の詳細についての情報は蓄積されていない。



写真5-72 狭小な石室開口部
(玄室内部より)

(2) 活用のための整備の現状

- ・各古墳に配置された保存活用を促す要素等の現状について記述する。また、利活用等に資する範囲における活用のための整備の現状と課題についても述べる。

①各古墳の現状

(ア) 椀貸塚古墳

(a) 周溝・周堤の簡易的な復元

- ・外周施設の広がりに対し理解を補助するための簡易的な復元（図4-4 171・173）が行われている。外周施設の範囲上に沿って、周溝部分は石列と砂利敷き、周堤部分は盛土を行うことで二重周溝と周堤を表現している。
- ・大野原八幡神社と大野原小学校の間にコンクリートブロック塀が所在するため、大野原小学校校庭内の周溝・周堤の簡易的な復元箇所と大野原八幡神社境内地の墳丘を一体的に見通すことができない。通常は大野原小学校内への関係者以外の立ち入りが制限されているため、見学者が本古墳の外周施設の広がりを認識することは難しい。また、コンクリートブロック塀は一部老朽化しているため、既存の状態のままでは、今後見学者の安全を十分に確保することができなくなるおそれがある。

(b) 説明板

- ・史跡指定時の調査成果を盛り込んだ鉄製の新説明板（図4-4 114）を、本殿西脇の位置にコンクリート製の土台部分を地表面に据え置く形で設置している。脚部には、周遊ルートマップを収納するためのアクリル製パンフレットケースを設置している。
- ・墳丘南脇に香川県指定史跡であった頃の旧説明板（図4-4 116）が除却されずに残されている。鉄製で、脚部を地中に埋設する形で設置している。説明板に記載された情報の更新ができていない。板面と脚部ともに発錆による劣化が進行している。（写真5-73）
- ・大野原小学校校庭に設置された周溝及び周堤の簡易的な復元箇所が視認できる位置に、外周施設に関する説明板（図4-4 67・174）が大野原八幡神社側及び大野原小学校校庭側に土台を地表面上に据えて設置されている。（写真5-74）



写真5-73 説明板の配置状況
（奥：旧説明板、手前：新説明板）

(c) 標識

- ・見学者が効率よく見学を行うことを可能とするために、椀貸塚古墳と隣接する岩倉塚古墳の位置を示す案内表示（図4-4 230）を設置している。



写真5-74 大野原小学校校庭に配置された外周施設の説明板の内容

(d) 石室開口部扉

- ・格子の鉄製扉が設置されているが、すでに老朽化している。

(e) 便益施設

- ・指定地内に便益施設や見学者の駐車場はなく、指定地に南接する駐車場やトイレが利用されている。これらは大野原八幡神社の理解と協力によるものである。

(イ) 平塚古墳

(a) 説明板

- ・ 史跡指定時の調査成果を盛り込んだ鉄製の
新説明板（図4-7 21）を石室開口部前面に、
コンクリート製の土台部分を地表面に据え
置く形で設置している。（写真5-75）
- ・ 脚部には、周遊ルートマップを収納するた
めのアクリル製パンフレットケースを設置
している。
- ・ 石室開口部脇に香川県指定史跡であった頃
の旧説明板（図4-7 18）が除却されずに残
されている。鉄製で、脚部を地中に埋設す
る形で設置している。また、説明板に記載
された情報の更新は行えていない。板面と
脚部は発錆による劣化が進行している。



写真5-75 石室前説明板配置状況
（右手：新説明板、左手奥：旧説明板）

(b) 石室開口部扉

- ・ 鉄製の扉とコンクリート製の格子（図4-7
19）を設置しており、扉は老朽化している。



写真5-76 大野原中央公園 トイレ

(c) 便益施設

- ・ 指定地内に便益施設等はなく、平塚古墳の見学に訪れた見学者は、指定地に隣接する大野原中央公園のトイレや駐車場を利用している。（写真5-76）
- ・ 隣接する温浴施設には、史跡大野原古墳群の最寄りの市営乗り合いバス停留所があるが、その停留所の名称から、史跡大野原古墳群の最寄りのアクセスポイントと認識することはできない（なお、ガイダンス施設であるふるさと学芸館の最寄りの停留所も同様の状態にある。）

(ウ) 角塚古墳

(a) 説明板

- ・ 史跡指定時の調査成果を盛り込んだ鉄製の新説明板（図4-9 3）を、墳裾脇に、コンクリート製の土台部分を地表面に据え置く形で設置している。脚部には、周遊ルートマップを収納するアクリル製パンフレットケースを設置している。
- ・ 石室開口部前には香川県指定史跡であった頃の旧説明板（図4-9 4）が除却されず残されている。鉄製で、脚部を地中に埋設する形で設置している。また、説明板に記載された情報更新が行えていない。板面と脚部は発錆による劣化が進行している。
- ・ 「大野原の三大巨石墳」の説明板が指定範囲南側に設置されている。椀貸塚古墳、平塚古墳及び角塚古墳の位置を示すが、県指定史跡であった頃に設置されたものであり、情報が更新されていない。

(b) 石室開口部扉

- ・鉄製の扉とコンクリート製の格子(図4-9 5)が設置されているが、扉は老朽化している。
- ・石室開口部が狭小であるため、内部への進入は容易ではない。(写真5-77)



写真5-77 狭小な石室開口部
(石室内部より)

(c) 墳丘等の復元施設

- ・復元は行えていないため、段築状に大きく改変されている墳丘の本来の形状や、周溝の範囲等について、見学者が現地で理解を深めることが困難である。

(d) 便益施設

- ・指定地内に便益施設等はなく、角塚古墳の見学に訪れた見学者は、隣接する大野原中央公園のトイレや駐車場を利用している。(写真5-78)



写真5-78 大野原中央公園 トイレ

(工) 岩倉塚古墳

(a) 説明板

- ・史跡指定時の調査成果を盛り込んだ鉄製の新説明板(図4-4 231)を、石室開口部脇にコンクリート製の土台部分を地表面に据え置く形で設置している。(写真5-79)



写真5-79 新説明板の設置状況

(b) 石室開口部扉

- ・格子の鉄製扉を設置している。
- ・令和2(2020)年度に蝶番の取替を行っている。

(c) 墳丘等の復元

- ・復元等は行えていないため、墳丘の範囲や東石室の位置等について見学者が現地で理解を深めることが困難である。

(d) 便益施設

- ・指定地東側のアスファルト舗装された平坦地が駐車場として利用されているが、史跡見学に対応するために設けられているものではなく、史跡見学に対する慈雲寺の理解と協力により利用が図られている。(写真5-80)



写真5-80
指定地東側のアスファルト舗装された平坦地

②利活用等に資する範囲における活用のための整備の現状

(a) 大野原中央公園

- ・平塚古墳と角塚古墳の間に位置する。
- ・便益施設は、トイレが公園の南北にそれぞれ一か所、駐車場が公園の南端にある。



図5-7 利活用等に資する範囲1 (大野原中央公園)の構成要素



図5-8 利活用等に資する範囲2 (大野原八幡神社 参道)の構成要素

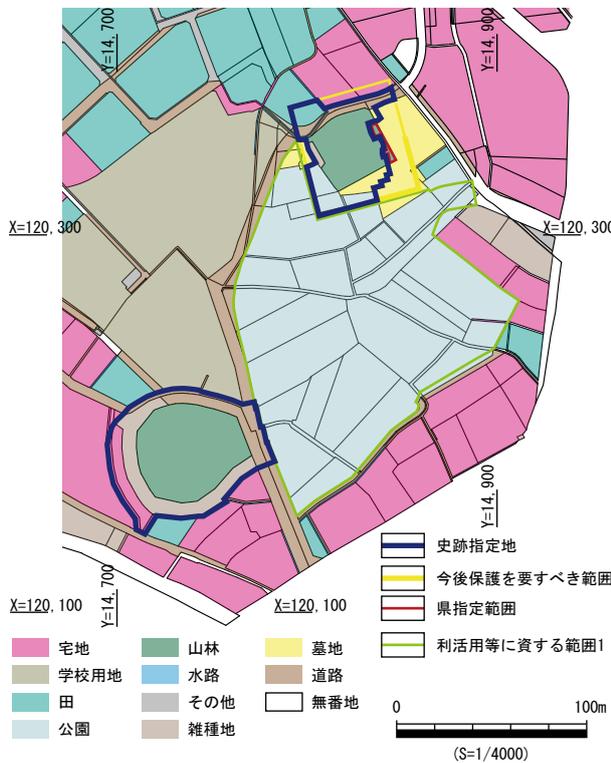


図5-9 利活用等に資する範囲1 (大野原中央公園)地目

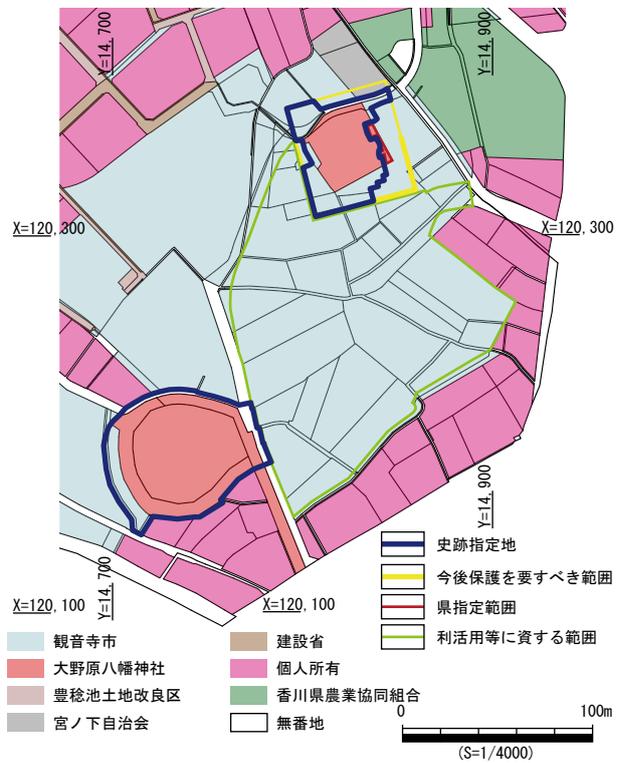


図5-10 利活用等に資する範囲1 (大野原中央公園)所有者

- ・公園を南北に通る園路は、平塚古墳と角塚古墳を行き来する周遊路として使用されている。
- ・史跡大野原古墳群の活用を図ることを目的とした整備は行えていない。

(b) 大野原八幡神社参道

- ・椀貸塚古墳から角塚古墳へ向かうルート上に位置する。
- ・松並木の歩道として整備されている。
- ・史跡大野原古墳群の活用を図ることを目的とした整備等は行えていない。

2 整備の課題

各古墳における保存及び活用のための整備の現状から下記の共通課題がそれぞれ挙げられる。なお、指定地の大部分が社寺所有地であるとともにその一部に学校用地が含まれているため、整備を行う際は所有者である大野原八幡神社や慈雲寺、さらには学校関係者と綿密に協議と調整を図ることが前提となる。

整備は、基本計画を策定した上で段階的に取り組む必要があるが、保存上または安全上現時点において明らかに危惧されている点や、活用のための整備においても「活用の現状」で述べたように史跡大野原古墳群が地域団体の行事や学校活動で活用されている現状に対し、その機会を失することなく適切にアシストしていくための整備については、「環境整備」として早急な対策を取る必要がある。

(1) 保存のための整備の課題

①基礎情報の収集

- ・墳丘や地下遺構の保存を図る必要があるが、墳丘盛土の状態や遺構上に配置された建造物等の状態に関する詳細な情報が不足しているため、現時点で整備の方向性を形づけることができない。そのため、まずはそれらの情報を集めるための発掘調査等各種調査を行う必要がある。各種調査を通じて蓄積したデータを基に整備基本計画において具体的な整備の方法を検討していく。
- ・石室の石積みや内部に設置された支保工の劣化の進行状況等、石室保存策を検討する上で不可欠な基礎情報が稀薄である。そのため、「保存管理の現状と課題」（本章第1節）でも述べたように、まずは石室石材や支保工の状態の定期観察や石室内部の発掘調査等の各種調査を行うことで基礎情報を収集し、その分析結果をもとに整備の基本方針や方法を探究していく。

②早急な対策の実施

本質的価値の保存を図るうえで、墳丘の保存上危険な樹木の伐採や、石室内部への雨水や盛土の流入の抑制、そしてそれらを踏まえて今後の石室整備事業を展開していく上で欠くことができない支保工の除却等、緊急性の高いものについては、必要に応じて定期観察で得られる基礎情報を判断材料としつつ、早急な対策を講じる必要がある。

(2) 活用のための整備の課題

①説明板の内容更新と増補

(ア) 旧説明板の除却

- ・ 3基の古墳（椀貸塚古墳、平塚古墳及び角塚古墳）には新旧それぞれの説明板が設置されているが、このうち旧説明板は老朽化しており、躯体が倒れる可能性が想定され、見学者の安全を確保する上で支障となっている。また、記載された内容は最新の調査成果を反映したものではなく、見学者が本質的価値を理解する上で混乱をきたす可能性があるため、早急に除去を行う必要がある。

(イ) 新たな調査成果に応じた更新

- ・ 今後、保存管理や整備を行うための調査で新たに得られる情報を見学者へ伝えるために、適宜説明板を更新する必要がある。
- ・ 見学者の安全確保の観点から劣化が生じた箇所の修繕や、将来的に新規で説明板や標識を指定地内に設置する際は、地下遺構の保存に留意した上で、その仕様やデザイン面での統一を図る必要がある。
- ・ 設置位置についても、指定地内の見学動線等を考慮し、見学者の目線に立った適切な位置に配置する必要がある。

②石室開口部扉の修繕

- ・ 椀貸塚古墳、平塚古墳及び角塚古墳の老朽化した石室開口部扉は修繕を図ることが必要である。

③墓域の広がりを理解するための整備の拡充

- ・ 椀貸塚古墳は大野原八幡神社境内地と大野原小学校校庭の間にコンクリートブロック塀が設置されており、墳丘と外周施設を一体的に見渡すことができないため、大野原小学校校庭内の周溝・周堤の簡易的な復元箇所だけで見学者が墓域の広がりを理解することが困難である。また、コンクリートブロック塀の一部は老朽化しており、視認性を確保すると同時に見学者の安全性を早急に確保する必要がある。
- ・ 土地所有の現況や利用状況と調和が図れることを前提とした上で、墓域を示すことが可能な整備手法を検討する必要がある。

④便益施設使用の継続

- ・ 史跡大野原古墳群の見学者にとって便益施設や駐車場は不可欠であることから、引き続き所有者及び関係者の理解と協力を得た上で、利用を継続していく必要がある。

(3) 利活用等に資する範囲における活用のための整備の課題

①説明板や案内表示の設置

- ・ 既存の大野原古墳群周遊ルートマップ（本章第2節参照）に対応する形で、古墳への順路を示す案内表示や史跡大野原古墳群全体の説明板を設置する等見学者の利便性を高める必要がある。

② 大野原中央公園内に配置された便益施設の使用継続

- ・平塚古墳や角塚古墳の見学者が大野原中央公園内に配置されたトイレや駐車場を継続して利用できる環境を維持する必要がある。

③ 公共交通機関との連携

- ・見学者がガイダンス施設（ふるさと学芸館）との間を円滑に移動するためには市営乗り合いバス等公共交通機関との相互連携が必要である。

第4節 運営・体制の整備の現状と課題

1 運営・体制の現状

(1) 管理団体

- ・管理団体は観音寺市であり、史跡大野原古墳群の保存及び活用を、香川県教育委員会や文化庁の指導と助言のもと行っている。
- ・文化財を直接担当する観音寺市教育委員会文化振興課文化財係には5名の職員が配置されている。その内訳は、担当係長1名、係員（埋蔵文化財担当）1名、ふるさと学芸館施設職員3名となっている。
- ・見学依頼があった際には、指定地及び石室内部への立入りについて、所有者である大野原八幡神社と慈雲寺に了承を得た上で実施する等、所有者との連絡調整を行っている。
- ・指定地に含まれる観音寺市所有地のうち、学校用地は教育委員会教育総務課、公園は建設部都市整備課、道路は建設部建設課がそれぞれ管理を行っている。指定地内での現状変更等については、文化振興課と他課との連携により対応している。

(2) 所有者及び日常の維持管理

- ・私有地の所有者は大野原八幡神社と慈雲寺で、日常の維持管理を行っている。ただし、平塚古墳と角塚古墳の草刈り作業については、年4回程度管理団体が実施している。
- ・観音寺市所有地は上述の関係各課によって維持管理が行われている。

(3) 地域団体

① 大野原古墳群周辺整備実行委員会（令和2（2019）年度まで）

史跡大野原古墳群の教育面での活用にあ資する整備等を目的として、下記の取組を行った。

- ・大野原小学校校庭内での椀貸塚古墳外周施設の簡易的な復元とその周辺の環境整備。
- ・新説明板や案内表示の設置。
- ・史跡大野原古墳群周遊ルートの設定と、ルートマップの作成。
- ・QRコードを活用したウェブサイト「おおのはら探訪. ねっと」の開設。
- ・「観音寺市古墳ガイドブック」の刊行。

②観音寺市文化財保護協会

- ・ 史跡大野原古墳群をはじめとする市内の文化財ボランティアガイドの養成講座を開催している。
- ・ 養成講座を修了したボランティアガイドが大野原古墳まつりで現地ガイドとして活躍する等、地域の行事やイベントと連携した取組が行われている。
- ・ 若い世代の育成にも積極的に取り組んでおり、ボランティアガイドには中高生も含まれている。

③大野原古墳まつり実行委員会

- ・ 平成29（2017）年度から大野原古墳まつりを開催している。
- ・ 上記のボランティアガイドによる石室内部の一般公開の実施や、香川県立観音寺総合高等学校を実施主体とするカフェを併設する等、地域の学校や団体と協力した取組が行われている。

④その他有志による団体

- ・ 史跡大野原古墳群の保存・活用を図るため、環境整備や学校教育活動への支援と協力が大野原古墳群保存会等の有志によって行われている。

2 運営・体制の課題

(1) 管理団体内での体制の整備

- ・ 今後、必要となる各種調査や活用事業を実施する上で、現行の体制では十分に対応することができない懸念がある。そのため、人員確保等を通じた体制の整備が必要となる。
- ・ 指定地内の保存・活用を推進していくために、今以上に関係各課と綿密な連携体制を構築していく必要がある。

(2) 所有者との連携

- ・ 指定地内に含まれる私有地は社寺境内地が多くを占めることから、所有者には引き続き日常管理を継続してもらいつつ、当該所有者と緊密に連絡を取り合うことで、土地利用の現況や施設の改修、修復計画等を事前に把握し、本質的価値や歴史的・地域的に付加された価値の保存と宗教活動との両立を図る必要がある。

(3) 地域団体との協力関係の構築

- ・ 史跡大野原古墳群の保存・活用を図っていく上で、多岐の取組を行っている団体等との協働を促進しつつ継続することで運営体制の充実を図っていく必要がある。

第6章 史跡の保存・活用の理念と基本方針

第1節 史跡の保存・活用の理念

全国屈指の巨石墳である史跡大野原古墳群の恒久的な保存を図るとともに、今後の活用を推進する。また、史跡大野原古墳群を地域活力の創生拠点として『豊かな学びと文化を育むまち』の実現を目指す。

キャッチフレーズ

全国屈指の巨石墳 – 史跡大野原古墳群の魅力を守り活かそう –

●保存管理の基本方針

- 基本方針1 本質的価値の恒久的な保存と調査に努める。
- 基本方針2 現況の土地利用のあり方を尊重し、所有者と連携して本質的価値の保存との両立を図る。
- 基本方針3 本質的価値の保存を前提としたうえで、歴史的・地域的に付加された価値の保存に留意する。

●活用の基本方針

- 基本方針1 調査研究を推進して活用の充実を図る。
- 基本方針2 調査研究を通じて得た成果を積極的に発信し、活用する。

●整備の基本方針

- 基本方針1 史跡の確実な保存を図るための整備を行う。
- 基本方針2 本質的価値の魅力をより良く示すための整備を計画的に進める。
- 基本方針3 古墳群としての一体性を分かりやすく示す周辺環境の整備を行う。

●運営体制の整備の基本方針

- 基本方針1 管理団体（観音寺市）が中心となり史跡の保存管理を推進する。
- 基本方針2 関係行政機関との連携や地域との協力を通じて管理運営を推進する。

第7章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の方向性

史跡大野原古墳群を確実に後世へ継承するために、指定地内の土地利用や歴史的・地域的に付加された価値の保存に配慮しつつ、本質的価値の保存を計画的に実施する。

そのため、以下の基本方針に基づいた保存管理を行う。

基本方針1 本質的価値の恒久的な保存と調査に努める。

史跡の保存、特にその本質的価値の保存に影響を与える行為については原則認めず、確実に史跡を保存する。また、本質的価値を構成する要素の劣化に細心の注意を払いつつ、長期的な対処手法を検討する。それとともに、調査を通じて史跡の価値を深め、より確実に本質的価値の保存と活用の充実を図る。

基本方針2 現況の土地利用のあり方を尊重し、所有者と連携して本質的価値の保存との両立を図る。

指定地内は社寺境内地や学校用地が多くを占めているため、宗教活動や学校活動に留意しつつ、本質的価値の保存との両立を図る。

基本方針3 本質的価値の保存を前提としたうえで、歴史的・地域的に付加された価値の保存に留意する。

指定地内の社寺、特にその建造物や石造物等は、近世大野原開拓以降の歴史を物語る重要な要素である。史跡の保存管理にあたっては、本質的価値の保存を前提に、このような歴史的・地域的に付加された価値について十分に配慮する。

第2節 保存管理の方法

本節では、上記の基本方針に基づいた保存管理を推進するための方法について、以下のとおり述べる。

第1項：指定地とその周辺の地区区分を行う。このうち、指定地内は本質的価値が凝縮して存在する範囲と外周部分に細分する。

第2項：前項で設定した指定地内の区分ごとに、保存管理のための基本方針の3点を実現するために、指定地における管理方針を設定する。

第3項：前項の方針に基づき、現状変更の取扱基準を定める。

第4項：今後想定される現状変更に対する取扱方針を提示する。この方針と取扱基準に基づくことで、本質的価値の保存を前提としつつ、歴史的・地域的に付加された要素や土地利用の状況に配慮した保存管理を行う。

第5項：本質的価値の恒久的な保存を図るための具体的手法として、石室カルテの作成や植生管理の方法、追加指定や公有地化の方針等について述べる。

1 保存管理区分

指定地を確実に保存及び活用するために指定地とその周辺の範囲を以下の2地区に区分する（図1-1参照）。

なお、A地区については内容によってさらに3地区に細分する。これらの地区区分に応じて、それぞれの保存管理の方針や取扱基準を定める。

管理区分については表7-1に示す。

A地区：史跡大野原古墳群の指定範囲

B地区：現状では指定範囲外だが、将来的に追加指定を目指す範囲（今後保護を要すべき範囲）

表7-1 管理区分表

地区大区分	地区小区分	内容
A地区	A1地区	各古墳の指定範囲のうち、埋葬施設（横穴式石室）を内包する墳丘及びその外周施設の範囲とする。なお、墳丘及び外周施設の外縁部の保存を考慮し、調査成果から復元される墳丘あるいは外周施設の外縁から原則2mまでをこの範囲に加える。
	A2地区	岩倉塚古墳A1地区北側に接続する慈雲寺庭園のうち、椀貸塚古墳の外周施設と岩倉塚古墳の墳丘範囲（A1地区）を除いた部分をさす。庭園には、大型の庭石が多数配置されているが、これは破壊された岩倉塚古墳東石室の石材を転用した可能性がある。同庭園は岩倉塚古墳の墳丘をその南縁に配する形で近世後期に整備されたもので、当該期における古墳群利用のひとつの典型的な姿を留めている。
	A3地区	指定範囲のうち、A1とA2地区を除く範囲で、史跡の活用面や景観の保全等に留意すべき地区である。角塚古墳と平塚古墳における当該地区は指定地の縁辺にあたり、指定地内外の景観面の調和を図るための環境維持に留意すべき地区である。また大野原八幡神社境内地を指定範囲とする椀貸塚古墳では史跡の保存と宗教活動との調和を図るためにA3地区の環境維持に特に留意を要する。岩倉塚古墳では慈雲寺境内の一部と大野原小学校校庭部分がA3地区に相当し、史跡の保存と宗教活動及び学校活動との調和を図る上で同様に特に留意を要する地区となる。
B地区	—	<p>B地区は墓地及び宅地からなり、土地利用の状況によって現状では指定範囲外だが、今後追加指定を目指す区域である。椀貸塚古墳と角塚古墳の一部がこれに該当する。</p> <p>椀貸塚古墳では外周施設（周堤及び外周溝）北側が及び慈雲寺墓地が相当する。角塚古墳では墳丘東辺の一部と周溝が及び墓地、周溝西辺が及び墓地、周溝北辺の一部が及び宅地が相当する。</p> <p>現状でB地区の大半は香川県埋蔵文化財包蔵地台帳に登載され、現状変更の事前届出とそれに伴う必要な精査を行う地区となっている。この他B地区の内、角塚古墳墳丘東辺の一部は県指定史跡角塚古墳として香川県文化財保護条例に則った保護措置が取られている。</p>

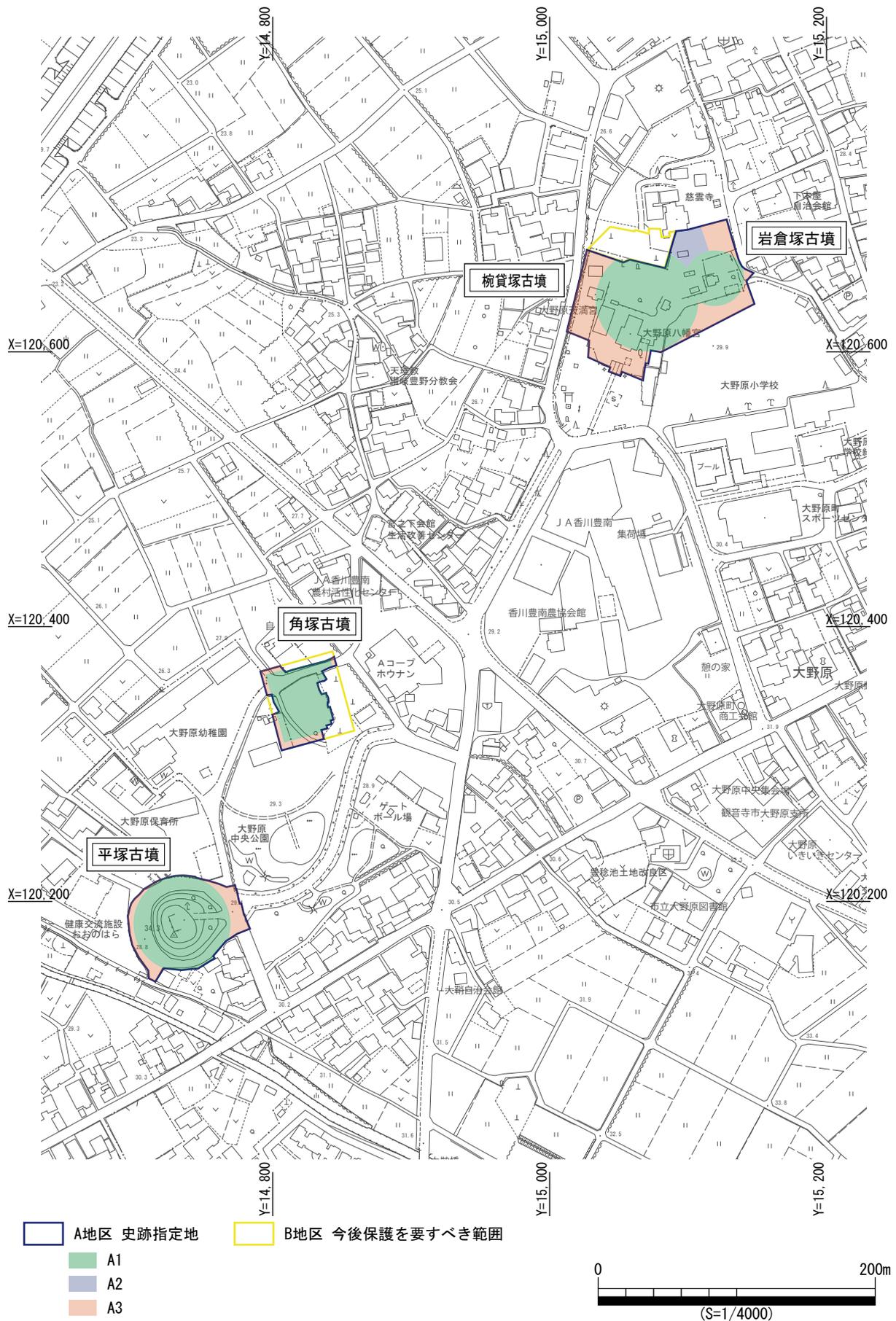


図7-1 大野原古墳群地区区分図

2 指定地内（A地区）における管理方針

史跡大野原古墳群に共通したA地区の管理方針を地区内の細分（A1地区からA3地区まで）ごとに定め、表7-2に示す。また、この管理方針に基づいて、A地区に存在する各構成要素の保存管理の方向性を古墳ごとに整理し、表7-3から表7-6の形で示す。

表7-2 指定地内における保存管理の方向

A1地区	本質的価値の保存に抵触する現状変更は原則として認めない。ただし、本質的価値の保存に抵触しない範囲で計画されている各種調査や、歴史的・地域的に付加された要素の維持及び史跡の利活用等を促進する説明板等の設置等に伴う現状変更については認める。
A2地区	本質的価値の保存に抵触する現状変更は原則として認めない。ただし、本質的価値の保存に抵触しない範囲で計画されている各種調査や、歴史的・地域的に付加された要素の維持及び史跡の利活用等を促進する説明板等の設置等に伴う現状変更については認める。
A3地区	本質的価値の保存に抵触する現状変更は原則として認めない。ただし、本質的価値の保存に抵触しない範囲で計画されている各種調査や、歴史的・地域的に付加された要素の維持及び史跡の利活用等を促進する説明板等の設置等、宗教活動や学校活動の維持に伴う現状変更については認める。

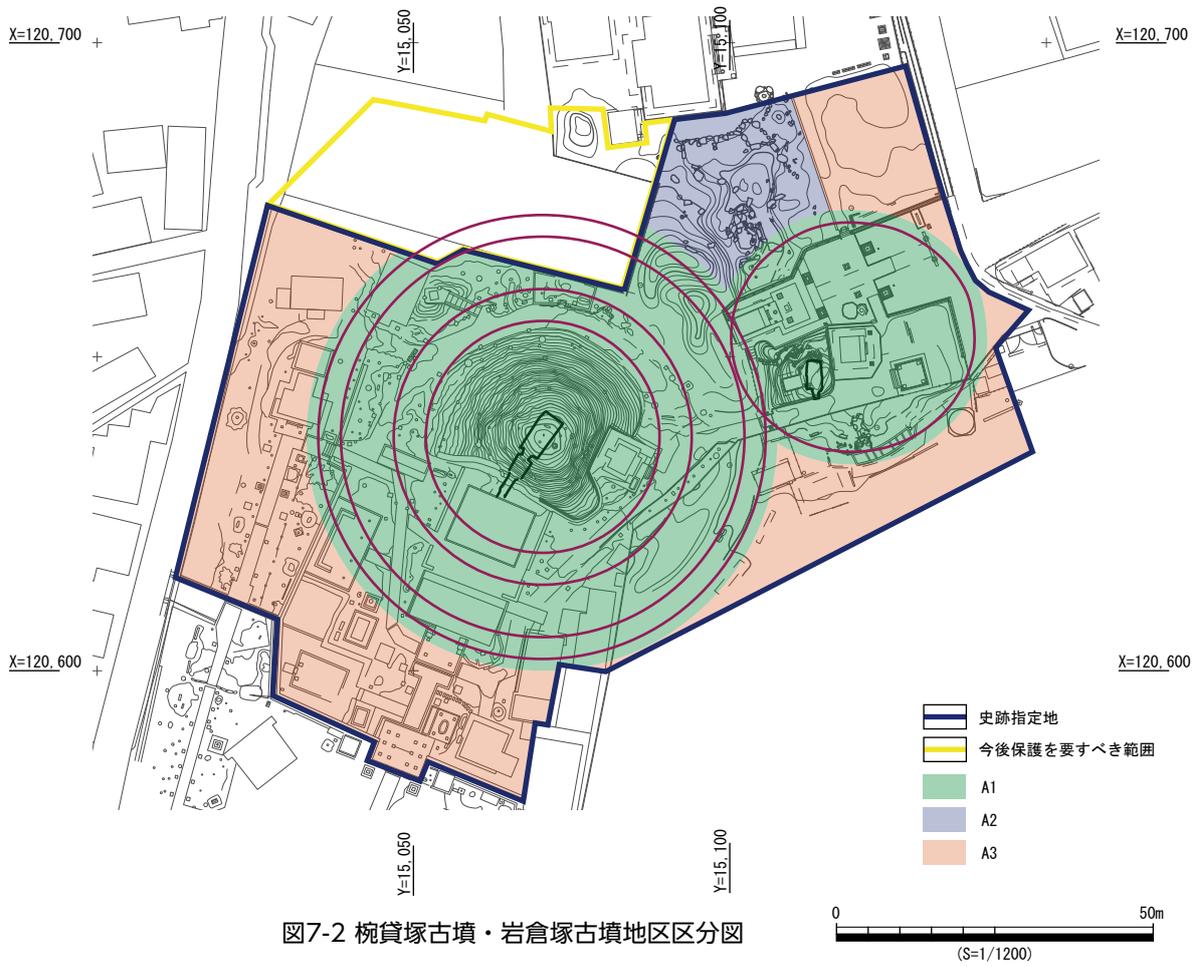


図7-2 椀貸塚古墳・岩倉塚古墳地区区分図

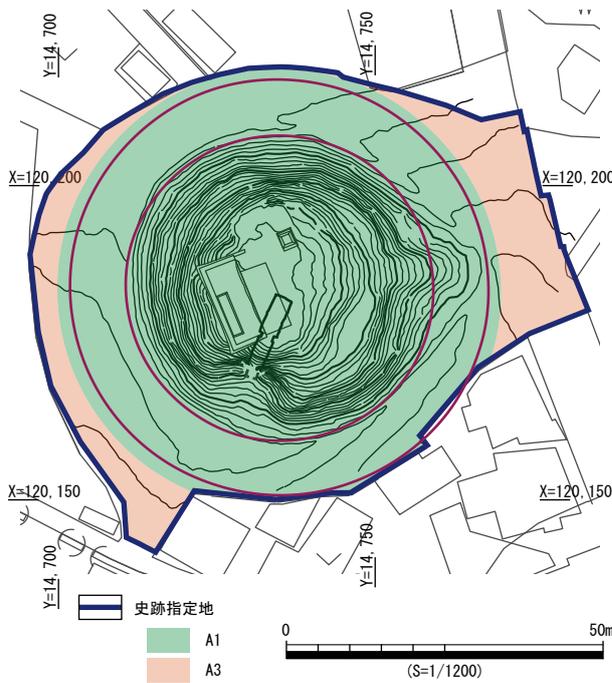


図7-3 平塚古墳地区区分図

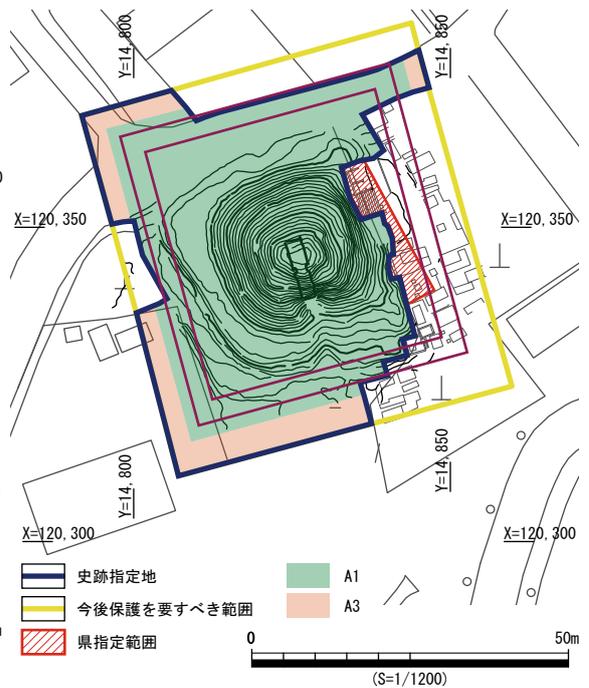


図7-4 角塚古墳地区区分図

表7-3 椀貸塚古墳保存管理

構成要素		保存管理の方向性	
本質的価値を構成する要素	墳丘	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に観察を行い、開削面に設置された石垣の崩落等、墳丘盛土の流出や崩落に繋がる状態に対しては必要な措置を講じる。また、墳頂部に設置された散水栓の除却等に際しては、墳丘の保存に配慮する。 その他、き損のおそれのある状態に対し必要な措置を講じる。 	
	外周施設	<ul style="list-style-type: none"> 掘削等、地下遺構にき損のおそれのある状態に対しては、必要な措置を講じる。 一部が学校用地に及ぶことから、校庭利用との共存が図れる範囲で平面表示等により顕在化を図る。 	
	横穴式石室	<ul style="list-style-type: none"> 石積みのワレやズレの進行状況を定期点検し、き損のおそれのある状態に対しては必要な措置を講じる。 石室入口に加えて、埋没している棺床や磔床及び副葬品の保全に注意する。 	
本質的価値を構成する要素以外の要素	歴史的・地域的に付加された要素	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 境内地に配置された大野原八幡神社や境内末社の各建築物の改築や除却、移設等に際して地下の掘削が伴う際は、地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。 観音寺市指定文化財（大野原八幡神社本殿及び隨身門）は、観音寺市文化財保護条例に基づき保護し、史跡の本質的価値の保存との調和を図る。
		石造物	<ul style="list-style-type: none"> 境内地に配置された石灯笼や鳥居等の除却、移設等に際して地下の掘削が伴う場合は地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。
	保存活用を促す要素	説明板	<ul style="list-style-type: none"> 新説明板については、破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 旧説明板は撤去する。
		石室開口部扉	<ul style="list-style-type: none"> 破損がないか定期的に点検し、整備の方向性に沿って必要な措置を講じる。
		外周施設の簡易復元	<ul style="list-style-type: none"> 石列の乱れや盛土の崩れが生じた場合は原状復旧を行う。
	その他の構成要素	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 改築や除却等に際して地下の掘削を伴う場合はあらかじめ地下遺構を確認し、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。 所有者や関連機関の理解と協力を得て、可能であれば移設等を検討する。また、学校用地内で既に使用されていない構成要素については関係機関の理解と協力を得て可能であれば除却等を検討する。
		地下埋設物	<ul style="list-style-type: none"> 修繕や除却に際して地下の掘削が伴う場合は地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。 所有者や関連機関の理解と協力を得て、可能であれば移設等を検討する。
		樹木	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘開削面に設置された石垣際に分布する樹木等、倒伏によって本質的価値のき損に繋がるおそれのあるものは所有者や関連機関の理解と協力を得て、可能であれば伐採等を検討する。
		地上物	<ul style="list-style-type: none"> 所有者の理解と協力を得て、必要に応じて移設等を検討する。 修繕や除却に際して地下の掘削が伴う場合は地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。 境内地と学校用地の境界にあるコンクリートブロック塀の改修等に際しては視覚的に墳丘や外周施設の一体感が図れるような材質やデザイン等を工夫する。

※椀貸塚古墳のB地区に相当する慈雲寺墓地は近世墓を含む墓石が多数配置されている。当該地区における確認調査は未実施であるが、外周施設の復元範囲が当該地区内に及ぶことから、地下遺構の保存に配慮する必要がある。そのため、所有者の理解と協力を得た上で上記方針に照らした保存管理を目指す。

表7-4 平塚古墳保存管理

構成要素		保存管理の方向性	
本質的価値を構成する要素	墳丘	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に観察を行う。特に大きく削平された墳頂部は、横穴式石室の定期点検結果も踏まえ、必要に応じた措置を講じる。 その他、き損のおそれのある状態に対しては必要な措置を講じる。 	
	外周施設	<ul style="list-style-type: none"> 範囲上に敷設されたアスファルト舗装路の補修等に伴う掘削等、地下遺構をき損するおそれのある状態に対しては、必要な措置を講じる。 その他、き損のおそれのある状態に対しては必要な措置を講じる。 	
	横穴式石室	<ul style="list-style-type: none"> 雨水や土砂の流入を抑制するための措置を講じる。 石積みのワレやズレの進行状況を定期点検し、き損のおそれのある状態に対しては必要な措置を講じる。 石室入口に加えて、埋没している棺床や礫床及び副葬品の保全に注意する。 	
本質的価値を構成する要素以外の要素	保存活用を促す要素	説明板	<ul style="list-style-type: none"> 新説明板の破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 旧説明板は撤去する。
		石室開口部扉	<ul style="list-style-type: none"> 破損がないかを定期的に点検し、整備の方向性に沿って必要な措置を講じる。
	その他の構成要素	道路	<ul style="list-style-type: none"> 概ね周溝範囲に相当することから、修繕等に際して地下の掘削が伴う場合は地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。
		地下埋設物	<ul style="list-style-type: none"> 概ね周溝範囲に相当する道路の地下に埋設された用水路等の修繕や除却に際して地下の掘削が伴う場合は、地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。また、所有者や関係機関の理解と協力を得て、可能であれば移設等を検討する。
		樹木	<ul style="list-style-type: none"> 樹勢に衰えが見られるサクラを含めた石室開口部前面の樹木をはじめ、倒伏等によって本質的価値のき損に繋がるおそれのあるものは所有者の理解と協力を得て、可能であれば伐採等を検討する。
		地上物	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘上に配置された構成要素の修繕や除却に際して地下の掘削が伴う場合は地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。また、所有者や関係機関の理解と協力を得て、必要に応じて移設等を検討する。

表7-5 角塚古墳保存管理

構成要素		保存管理の方向性	
本質的価値を構成する要素	墳丘	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な観察を行い、墳丘外縁部に設置された石垣の崩落やコンクリート擁壁の劣化等、墳丘盛土の流出や崩落に繋がる状態に対しては必要な措置を講じる。 その他、き損のおそれのあるものについては、必要な措置を講じる。 	
	外周施設	<ul style="list-style-type: none"> 範囲上に敷設されたアスファルト舗装路や公園の遊歩道の補修等に伴う掘削等、地下遺構をき損するおそれのある状態に対しては、必要な措置を講じる。 	
	横穴式石室	<ul style="list-style-type: none"> 石積みのワレやズレの進行状況を定期点検し、き損のおそれのある状態に対しては必要な措置を講じる。 石室入口に加えて、埋没している棺床や礫床及び副葬品の保全に注意する。 	
本質的価値を構成する要素以外の要素	保存活用を促す要素	説明板	<ul style="list-style-type: none"> 新説明板は破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 旧説明板は撤去する。 「大野原の三大巨石墳」の説明板は、史跡大野原古墳群全体についての説明板(第9章参照)の新設後に撤去を検討する。
		石室開口部扉	<ul style="list-style-type: none"> 破損がないかを定期的に点検し、整備の方向性に沿って必要な措置を講じる。
	その他の構成要素	道路	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘及び周溝北側の範囲に相当するため、修繕等に際して地下の掘削が伴う場合は地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。
		地下埋設物	<ul style="list-style-type: none"> 指定地北側の道路や指定地南側の公園の地下に埋設された構成要素の修繕や除却に際して、地下の掘削が伴う場合は、地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。また、関連機関の理解と協力を得て、可能であれば移設等を検討する。
		樹木	<ul style="list-style-type: none"> 樹勢の衰えが見られる墳頂部のサクラ等、倒伏によって本質的価値のき損に繋がるおそれのあるものは、所有者の理解と協力を得て、可能であれば伐採等を検討する。
		地上物	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘上の石造物やゴミ捨て防止看板及び周溝南側に配置されたレンガ敷歩道の修繕及び除却に際して地下の掘削が伴う場合は、地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。また、照明等すでに使用されていないものや、ゴミ捨て防止看板等については所有者や関係機関の理解と協力を得て、必要に応じて除却等を検討する。

※角塚古墳のB地区に相当する墓地及び宅地等における確認調査は未実施であるが、墳丘及び外周施設の復元範囲は当該土地にも及び。そのため、地下遺構の保存に配慮する必要がある。また、当該地区のうち、県指定史跡角塚古墳の範囲は香川県文化財保護条例に基づく保護を図る。

表7-6 岩倉塚古墳保存管理

構成要素		保存管理の方向性	
本質的価値を構成する要素	墳丘	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に観察を行い、開削面に設置された石垣の崩落等、墳丘盛土の流出や崩落に繋がる状態に対しては必要な措置を講じる。特に、大きく削平された墳頂部は、横穴式石室の定期点検結果も踏まえ、必要に応じた措置を講じる。 その他、き損のおそれのあるものには、必要な措置を講じる。 墳裾の一部が校庭に及ぶことから、校庭利用との共存が図れる範囲で平面表示等により顕在化を検討する。 	
	横穴式石室	<ul style="list-style-type: none"> 定期観察を通じて石積みワレやズレ等の状態を確認し、き損のおそれのある状態に対しては必要な措置を講じる。 石室入口に加えて、埋没している棺床や礫床及び副葬品の保全に注意する。 	
本質的価値を構成する要素以外の要素	歴史的・地域的に付加された要素	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 既に老朽化が進行している毘沙門堂や鐘楼の改築や除却、移設等に際して地下の掘削が伴う場合は地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。
		石造物	<ul style="list-style-type: none"> 石灯籠等の除却、移設等に際して地下の掘削が伴う場合は地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。
		庭園	<ul style="list-style-type: none"> 築山の崩れや庭石の転倒、樹木の倒伏等に伴う修繕等に際して、地下の掘削が伴う場合は地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。
	保存活用を促す要素	説明板	<ul style="list-style-type: none"> 新説明板は破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
		石室開口部扉	<ul style="list-style-type: none"> 破損がないかを定期的に点検し、整備の方向性に沿って必要な措置を講じる。
	その他の構成要素	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 墳頂部の岩倉大明神や旧八幡宮の改築や除却等に際して地下の掘削を伴う場合はあらかじめ地下遺構を確認し、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。また、所有者の理解と協力を得て、可能であれば移設等を検討する。
		地下埋設物	<ul style="list-style-type: none"> 修繕や除却に際して地下の掘削が伴う場合は地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。また、所有者や関連機関の理解と協力を得て、可能であれば移設等を検討する。
		樹木	<ul style="list-style-type: none"> 墳丘上部南際のクスノキ等、本質的価値のき損に繋がるおそれのある樹木は所有者の理解と協力を得て、可能であれば伐採等を検討する。
		地上物	<p>所有者や関連機関の理解と協力を得て、必要に応じて移設等を検討する。また、学校設備のうち、既に使用されていない構成要素については、除却等を検討する。</p> <p>修繕や除却に際して地下の掘削が伴う場合は地下遺構の確認を行い、重要な遺構が発見された場合は保存を図る。</p>

3 現状変更の取扱基準

現状変更の考え方として、指定地内における現状変更については文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定に基づき、文化庁長官の許可が必要となる。ただし、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第4項に示された内容の現状変更については、当該市の教育委員会が上記の事務を行うとある。また、同項のただし書では、許可が不要な行為についても記載があり、それらは指定地内であっても許可を必要としない。

これらに基づいて、指定地内において行われる行為について、想定される内容ごとにおける対応や、許可の権限や要否について表7-7のように取り扱う。

ただし、表7-7において、現状変更の許可が不要とされている具体的事項のように、明確に許可の要否が判断できるものを除き、現状変更の行為を行うものは、その行為について、観音寺市教育委員会と事前に協議をしたうえで、文化庁や香川県教育委員会と協議し、その取扱いを決めるものとする。

4 指定地内における現状変更の取扱方針

史跡大野原古墳群は、原則として現状変更は認めない方針をとる。しかし、宗教活動や祭礼上やむを得ない場合や、史跡の整備、あるいはその他の日常的な維持管理など指定地内に手を加える行為が発生することが想定される。そのため、それぞれの取扱いについては、指定地内で起こり得る現状変更の行為を想定し、それぞれの行為に対する具体的対応について表7-8から表7-15のとおり史跡を構成する古墳ごとに整理を行う。

共通の方針

史跡の滅失・き損の可能性がある行為は認めない。
明確な目的に基づき、適切な方法で行う発掘調査は認める。
調査成果を踏まえて検討し、計画された整備は認める。

- ・発掘調査 保存・整備に係る発掘調査に限り認めることとし、その範囲は必要最小限度の範囲に留める。
- ・保存整備 遺構の保存を最優先とし、指定地内の景観の保全に配慮したものに限り認める。
- ・地形変更 遺構復元や修景を目的とした史跡整備のための地形変更を除き、地形の変更は原則として認めない。
- ・災害復旧 災害の拡大防止や保存・復旧のために必要な原状回復は認める。

表7-7 史跡大野原古墳群で想定される現状変更と許可等の法的制度について

許可の 要否	根拠法令と権限をもつ機関	現状変更と保存に影響を与える行為
権限を持つ 機関の許可が必要 ※1	<p>■文化財保護法 第125条第1項に 規定される行為</p> <p>文化庁長官の許可が必要</p>	<p>【現状を変更する行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の新築、増築、改築、除却 ○地形・土地の形質の変更、掘削 ○史跡の保存のために必要な施設の設置又は整備 ○発掘調査等各種学術調査、史跡の保存整備等 ○樹木の抜根を伴う撤去 ○保存に影響を及ぼす行為
	<p>■文化財保護法 施行令第5条第4項 に規定される行為</p> <p>観音寺市の許可が必要</p>	<p>【現状を変更する行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模建築物（階数が2以下、建築床面が120㎡以下）で2年以内の期間に限って設置されるものの新築、増築または改築、除却 ○設置の日から50年を経過していない建築物の除却 ○土地の形状変更を伴わない工作物（石造物等を含む）の設置又は改修（改修は設置の日から50年を経過していないものに限る） ○道路の舗装又は改修（それぞれ、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が伴わないものに限る） ○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これに類する工作物の設置又は改修（それぞれ、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を越えないものに限る） ○木竹の伐採 ○史跡の管理に必要な施設の設置又は解体 ○史跡の保存のために必要な試料の採取
許可が不要 ※2	維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○当該史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）への復旧 ○当該史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置 ○当該史跡がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去
	非常災害のために 必要な応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○き損等からの復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・一部が崩れている石垣等、石組の原状復旧 ・部分的にき損している建物の壁等の復旧 ・転倒した石造物等の復旧等 ○災害に伴う応急的措置（土嚢やシート等による養生等） ○立ち入り禁止柵等の設置 ○倒壊した樹木や崩落した土
	保存に影響を及ぼす行為で 影響が軽微なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃 ○指定地内の除草、下草刈り ○樹木の管理（剪定等）、景観や周辺環境に配慮した枝打ち ○枯損木・倒木・危険木の伐採及び除却

* 1 文化財保護法第125条第1項及び同法施行令第5条第4項

* 2 文化財保護法第125条及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条

表7-8 柵貸塚古墳・岩倉塚古墳取扱基準（1）

地区区分		A 1 地区	A 2 地区	A 3 地区	
本質的価値を構成する要素	墳丘 横穴式石室 外周施設	発掘調査	○史跡の価値を深め、保存と整備を目的とした各種調査は本質的価値の保存に抵触しない範囲で認める。		
		整備	○史跡の本質的価値の保存を前提に、史跡としての景観の保全に配慮したものに限り認める。		
本質的価値を構成する要素以外の要素	歴史的・地域的に付加された要素	建築物	修繕	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に影響を及ぼさない修繕は認める。	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に影響を及ぼさない修繕は認める。
			移設・除却	○史跡の本質的価値の保存に大きく影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないことを前提とし、その都度協議を図り対応を判断する。 ※移設先が指定地内である場合、その移設はその他の構成要素の新設として取り扱う。	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないことを前提とし、その都度協議を図り対応を判断する。 ※移設先が指定地内である場合、その移設はその他の構成要素の新設として取り扱う。
	石造物	修繕	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。		
		移設・除却	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないことを前提とし、その都度協議を図り対応を判断する。 ※移設先が指定地内である場合、その移設はその他の構成要素の新設として取り扱う		
	庭園	修繕	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。		

■ 該当なし

表7-9 椀貸塚古墳・岩倉塚古墳取扱基準（2）

地区区分		A 1 地区	A 2 地区	A 3 地区	
本質的価値を構成する要素以外の要素	保存活用を促す要素	説明板等	新設	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に影響を及ぼさないものは認める。	
			修繕	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に影響を及ぼさないものは認める。	
			移設・除却	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないことを前提とし、その都度協議を図り対応を判断する。	
	石室開口部扉	外周施設の簡易復元	形状変更等	○整備を行う上で必要な形状変更等は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。	
			修繕	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。	
			除却	○整備のための除却は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。	

■ 該当なし

表7-10 椀貸塚古墳・岩倉塚古墳取扱基準（3）

地区区分		A 1 地区	A 2 地区	A 3 地区		
本質的価値を構成する要素以外の要素	その他の構成要素	建築物	新設	○原則として認めない。	○宗教活動上必要で、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に影響を及ぼさない要素の新設は認める。	
			修繕	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。	
			移設・除却	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障がないものは認める。	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障がないものは認める。	
		道路	新設	○原則として認めない。		
		地下埋設物	新設	○原則として認めない。		○宗教活動上必要な建築物又は地上物の新設に付随する地下埋設物で、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に影響を及ぼさないことを前提とし、都度協議を図り対応を判断する。
			修繕	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。		
			移設・除却	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障がないものは認める。		
		樹木	植栽	○原則として認めない。	○庭園の維持管理上必要なものについては史跡の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。	○宗教活動上必要で、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に影響を及ぼさない植栽は認める。
			伐採	○史跡の本質的価値の保存に悪影響を及ぼす場合や境内景観の維持管理上、又は活用での安全管理上で必要性が高い場合は認める。 ○抜根を伴う伐採は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。		
		地上物 (石造物を含む)	新設	○原則として認めない。		○宗教活動上必要で、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に影響を及ぼさない要素の新設は認める。
			修繕	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。		○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。
			移設・除却	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障がないものは認める。		○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障がないものは認める。

■ 該当なし

表7-11 平塚古墳取扱基準（1）

地区区分		A 1 地区	A 3 地区	
本質的価値を構成する要素	墳丘 横穴式石室 外周施設	発掘調査	○史跡の価値を深め、保存と整備を目的とした各種調査は本質的価値の保存に抵触しない範囲で認める。	
		整備	○史跡の本質的価値の保存を前提に、史跡としての景観の保全に配慮したものに限り認める。	
本質的価値を構成する要素以外の要素	保存活用を促す要素	説明板等	新設	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に影響を及ぼさないものは認める。
			修繕	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に影響を及ぼさないものは認める。
			移設・除却	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないことを前提とし、その都度協議を図り対応を判断する。
		石室開口部扉	除却	○整備のための除却は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。
	その他の構成要素	建築物	新築	○原則として認めない。
			修繕	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。
			移設・除却	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障がないものは認める。
		道路	修繕	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。
		地下埋設物	新設	○原則として認めない。
			修繕	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。
			移設・除却	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障がないものは認める。

■ 該当なし

表7-12 平塚古墳取扱基準（2）

地区区分			A 1 地区	A 3 地区	
本質的価値を構成する要素以外の要素	その他の構成要素	樹木	植栽	○原則として認めない。	○宗教活動上必要で、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に影響を及ぼさない植栽は認める。
			伐採	○史跡の本質的価値の保存に悪影響を及ぼす場合や景観の維持管理上、又は活用での安全管理上で必要性が高い場合は認める。 ○抜根を伴う伐採は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。	
		地上物 (石造物を含む)	新設	○原則として認めない。	
			修繕	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。	
			移設・除却	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障がないものは認める。	

表7-13 角塚古墳取扱基準（1）

地区区分		A 1 地区	A 3 地区		
本質的価値を構成する要素	墳丘 横穴式石室 外周施設	発掘調査	○史跡の価値を深め、保存と整備を目的とした各種調査は本質的価値の保存に抵触しない範囲で認める。		
		整備	○史跡の本質的価値の保存を前提に、史跡としての景観の保全に配慮したものに限り認める。		
本質的価値を構成する要素以外の要素	保存活用を促す要素	説明板等	新設	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に影響を及ぼさないものは認める。	
			修繕	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に影響を及ぼさないものは認める。	
			移設・除却	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないことを前提とし、その都度協議を図り対応を判断する。	
	石室 開口部扉	修繕	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。		
		除却	○整備のための除却は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。		
	その他の構成要素	建築物	新築	○原則として認めない。	
			修繕		○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。
			移設・除却		○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障がないものは認める。
		道路	修繕	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。	
		地下埋設物	新設	○原則として認めない。	
修繕			○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。		
移設・除却			○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障がないものは認める。		

■ 該当なし

表7-14 角塚古墳取扱基準（2）

地区区分			A 1 地区	A 3 地区
本質的価値を構成する要素以外の要素	その他の構成要素	樹木	植栽	○原則として認めない。
			伐採	○史跡の本質的価値の保存に悪影響を及ぼす場合や景観の維持管理上、又は活用での安全管理上で必要性が高い場合は認める。 ○抜根を伴う伐採は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。
		地上物 (石造物を含む)	新設	○原則として認めない。
			修繕	○維持管理上で必要な修繕は、史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障のないものは認める。
			移設・除却	○史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないことを確認した上で、史跡としての景観に支障がないものは認める。

5 保存のための管理

本質的価値の構成要素

①墳丘及び外周施設

(ア) 植生管理

(a) 伐採等の対策

指定地内に生育する樹木は第4章中の図4-6、4-8、4-10に示したとおりであるが、これらの樹木は降雨による墳丘の浸食、崩壊等を防止する役割を担う一方、樹木の根系の発達や風の影響による樹体の揺れ等により墳丘盛土や石室の破壊を招く要因となることが危惧される。また、樹木は墳丘の視認や境内景観の形成にも大きく関わる一方、墳丘形状の確認に影響を与えるため、視認の支障となる樹木の伐採や剪定を行うとともに、樹木の根系が墳丘や石室に影響を及ぼす場合は、所有者との協議を実施した上で、伐採等の対策を取る。

表7-15 樹木の状態と対応

樹木の植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として行わない。 ・墳丘上に自然発生する木本植物の実生苗は除去する。
墳丘や石室の保存に悪影響を及ぼす樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者と協議を実施した上で、伐採や剪定を行う。
枯損木	<ul style="list-style-type: none"> ・除却等の措置を速やかに行う。
支障木	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者と協議の上、伐採する。 ・支障木の除却に伴う抜根は、本質的価値に影響を及ぼさないものに限り実施する。
墳丘の視認性に影響を及ぼす樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者と協議を実施した上で、適切な時期に伐採や剪定を行う。

(b) 樹木の定期観察

墳裾際や墳頂部及び石室開口部付近に位置する樹木は、倒木や根の侵食が墳丘や石室のき損に繋がると予測されるため、表7-16に記載した箇所の樹木の状態を古墳ごとに定期的に観察する。定期観察の結果、墳丘や石室の保存に影響を及ぼす枯損木等が確認された場合は表7-15に基づき対応する。また、定期観察時に表7-16以外の箇所において墳丘や石室のき損に繋がる状態を新たに確認した際は、適宜観察対象箇所に追加する。

表7-16 樹木確認箇所一覧表

古墳	位置	観察項目
椀貸塚古墳	墳丘南側石垣際	<ul style="list-style-type: none"> ・根元、樹幹、大枝の分岐の腐朽の有無 ・枝や幹の枯損の有無 ・根の侵食による墳丘盛土の崩落、石垣の歪みの有無
	墳丘東側石垣際	
平塚古墳	石室開口部前面	
角塚古墳	墳頂部	
岩倉塚古墳	墳丘上	

(イ) 定期観察

墳丘の崩落や盛土の流出を未然に防ぐため、半年ごとに墳丘の状態を目視観察し、異常等の早期把握を行う。各古墳の観察は表7-17に挙げた開削箇所を中心に行い、盛土の流出や設置された石垣の崩落の有無等を把握する。石垣や墳丘上の地上物や建築物にき損に繋がる異常が見られた場合は、所有者と協議を図った上で、拡大防止のための応急措置を講じる。

表7-17 各古墳の墳丘観察箇所

古墳	観察箇所
椀貸塚古墳	墳丘南側及び東側の開削面 (石垣の状況を含む)
平塚古墳	・ 墳丘南側 (御旅所施設の石垣の状況) ・ 墳頂部の凹み
角塚古墳	墳丘周囲の開削面
岩倉塚古墳	・ 墳頂部の開削面 ・ 墳丘南側及び東側の開削面 (石垣の状況を含む)

(ウ) 境界標の設置

各古墳の指定範囲のうち、現地において境界を目視で把握できない箇所には、必要に応じて境界標等を設置する。

②横穴式石室

(ア) 石材の定期観察

石室の定期的なモニタリングを行うことで管理する。ワレやヒビ等が生じた石材ごとにカルテ (図7-6) を作成し、石材の位置や規模、石材種、状態 (ワレ、ヒビ等) 等の基礎情報を写真や図面 (裏面に該当石材の位置を示した石室実測図を添付) を添えて記録する。カルテを作成した石材は半年ごとに定期観察を行い、その結果を記入する。定期観察時に何らかの変化が確認された場合は、前回観察時からの変化の状態を追加カルテ (図7-7) として記録し、対応策やその後の経過について適宜記載する。また、観察対象の石材には必要に応じてモニタリングゲージ等を接着することで、ズレやヒビの進行状況を把握し、その結果をチェックシート (図7-5) に記録する。蓄積した観察結果は、整備に係る支保工の取扱 (第9章) を判断する上での材料とする。

(イ) 雨水及び土砂の流入状況の定期観察

(a) 雨水の流入

石室内部への雨水の流入状況を確認する。降雨時と降雨後に石材表面の濡れや床面の滞水状態を確認した上で、該当箇所を石室図面上でチェックし、写真撮影を行う。定期観察時に、この一連の作業を重ねることでデータを蓄積し、雨水の流入箇所を特定する。

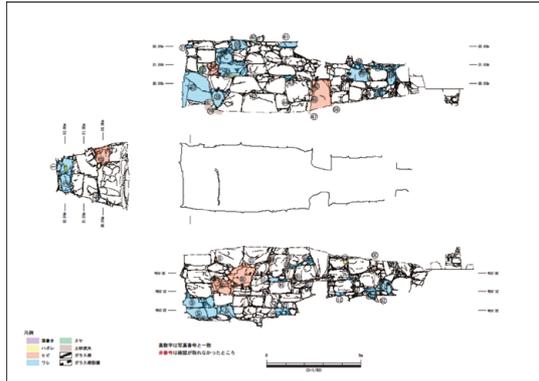
ガラス板チェックシート

観測日 年 月 日

観測者

古墳名 縄文層古墳

番号	変化の有無	変化があった場合の状況
1	有・無	剥落・フレ・その他()
2	有・無	剥落・フレ・その他()
3	有・無	剥落・フレ・その他()
4	有・無	剥落・フレ・その他()
5	有・無	剥落・フレ・その他()
6	有・無	剥落・フレ・その他()
7	有・無	剥落・フレ・その他()
8	有・無	剥落・フレ・その他()
9	有・無	剥落・フレ・その他()
10	有・無	剥落・フレ・その他()



ガラス板に通し番号をふり、図面に記載する。

図7-5 モニタリングゲージチェックシートの例

表面

観察対象 石室カルテ（初回観察時に使用するシート） 作成日 作成者 目的 年月日 材質 形状 寸法 状態 観察結果 経過 備考	点検番号に対応する石材の写真を送付 点検番号に対応する石材の写真（に傷の位置を示す）を送付 その他の状態を示す写真を送付
--	--

表面

観察対象 石室カルテ（変化が生じた場合に使用するシート）例 作成日 作成者 目的 年月日 材質 形状 寸法 状態 観察結果 経過 備考	変化前の写真 変化後の写真 その他の状態を示す写真を送付
--	------------------------------------

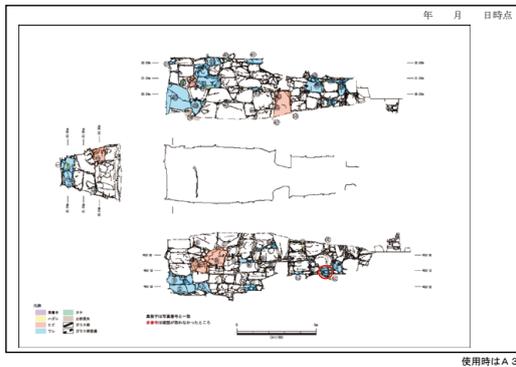


図7-6石室カルテ（初回観察時）の例

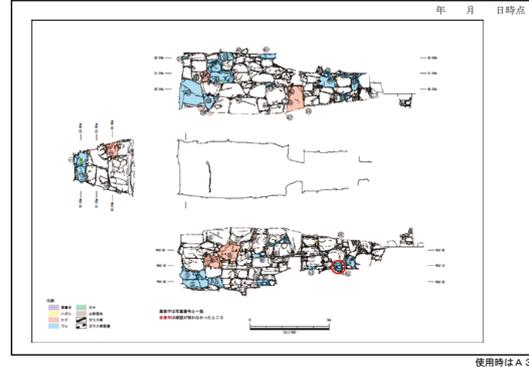


図7-7石室カルテ（変化が生じた場合に使用するシート）の例

(b) 土砂の流入（平塚古墳）

平塚古墳の羨道部右側壁に見られる土砂の流入状況を1年ごとに確認する。石室床面上にシートを設置し、堆積する土砂の位置と量を確認することで進行状況を把握する。

③史跡大野原古墳群の配置

南北700mの狭小な範囲において直線上に並ぶ史跡大野原古墳群の配置状況が有する価値を守るために、古墳相互の視認性を確保する。現在、平塚古墳と角塚古墳は大野原中央公園を間に挟む形で、相互に墳丘を見通すことができる環境にあることから、今後も大野原中央公園を管轄する公園部局と連携をとることで、両古墳を相互に視認できる環境を維持する。

6 史跡の価値を深め、より確実な本質的価値の保存と活用の充実を図るための調査

従前の発掘調査は、史跡指定による保護措置を図るための必要最低限の調査であった。そのため、今後も本質的価値を構成する要素の詳細な内容を確認するための調査を実施し、保存を図るために必要な情報を得る。墳丘及び外周施設の調査は、主にその構造と形状等に関する情報を、横穴式石室の調査は玄室部（玄室、前室）と羨道部（羨道、前庭部、墓道）構造に関する情報を把握するために行う。石室内部の調査は定期観察の経過状況（第9章参照）を踏まえて実施を判断する。

7 防災・防犯対策

整備基本計画（第9章参照）中に防災・防犯対策のための整備方針についても盛り込み、保存のための整備の一環として具体化を図る等の配慮に努める。また、防災・防犯対策を維持するために平塚古墳、角塚古墳及び岩倉塚古墳の石室開口部に設置された扉の破損がないか定期的に点検する。

8 追加指定計画

今後保護を要すべき範囲であるB地区は県指定史跡角塚古墳の範囲と周知の埋蔵文化財包蔵地として香川県遺跡台帳に登載されている範囲（椀貸塚古墳及び角塚古墳）からなる。いずれも墓地が大部分を占めるため、保存のための調査で地下遺構の内容を把握し、将来的に条件が整った段階で追加指定を計画する。また、指定地内は大部分が社寺有地と公有地であるため、現所有状況を保持した上で適切な保存を図る。

第8章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

史跡大野原古墳群を活用する上で、古墳時代研究を深めるために調査研究を積極的に行い、その成果を広く発信することで、史跡大野原古墳群が地域の歴史及び文化の発信拠点となるような取組が求められる。そのため、以下の基本方針に基づいた活用を図る。

基本方針1 調査研究を推進して活用の充実を図る。

史跡の調査・研究を継続し、活用の充実に繋がる情報を更新、蓄積する。また、市内には母神山古墳群等、史跡大野原古墳群の成立を明らかにする上で欠くことができない遺跡や、近世大野原の開拓史を物語る歴史資料等が存在する。このような関連文化財の調査研究も進めることで、史跡大野原古墳群が持つ魅力の掘り下げを図る。

基本方針2 調査研究を通じて得た成果を積極的に発信し、活用する。

史跡大野原古墳群は、近世以降地域のシンボルとして利用され、保存されてきたため、地域が形成した歴史や文化が集約されている。そのような環境のもと、調査研究成果を企画展やインターネット等を通じて県内外へ広く発信することで、史跡大野原古墳群が古墳時代史の研究や学校教育現場における歴史学習の場として利用されるとともに、地域の歴史や文化の魅力を伝える観光拠点として機能することを目指す。

第2節 活用の方法

1 管理団体が主体となる活用

(1) 指定地内における活用（基本方針1）

①現地説明会

発掘調査を実施する際、可能な限り各回毎に現地説明会を開催することで、最新の調査成果を発信する。

②石室内部の一般公開日の設定

現在、石室内部の劣化の進行状況に関するデータがなく、支保工もその効果が不明であることから、一般公開は年に1回程度の頻度とする。一般公開日以外の日に石室内部の見学希望があった場合は、その状況に応じて対応を行う。支保工の除却（196頁参照）後は、継続して取り組むモニタリング（189頁参照）の推移に応じて内部の安全性を把握した上で、適切な見学対応を行う。

③石室以外の活用に関する要望への対応

石室内部公開以外の希望についても、その内容や目的に応じて適切に対応する。

④宗教活動への配慮

椀貸塚古墳、平塚古墳及び岩倉塚古墳の指定地内での公開に際しては、宗教活動に配慮する。

(2) ガイダンス施設（ふるさと学芸館）における活用（基本方針2）

①展示内容の拡充

史跡大野原古墳群の紹介ブースへの出土品の展示を行う。発掘調査成果の蓄積状況に応じ、出土品の展示替え及び解説パネルの拡充を図る。

②調査速報展の実施

発掘調査や科学的・土木工学的調査を実施した際は、その成果を速報として展示し、最新の調査成果の周知を行う。

③企画展及びシンポジウムの開催

継続して取り組む各種調査の成果が十分蓄積されるタイミング（おおむね4年に1回程度）を見計らって企画展又はシンポジウムを実施する。特に、横穴式石室の保存及び整備に関する調査事例は全国的に少ないため、それらを広く発信することで、横穴式石室の保存・整備推進の先進事例としての位置付けを確立していく。

(3) ソフト面の拡充（基本方針2）

①パンフレット等の更新

既存パンフレット類を改訂し、令和2（2020）年に追加指定された岩倉塚古墳の情報を盛り込む。また、今後実施する各種調査及び関連文化財の情報をパンフレットの内容に反映させるため、3年に1回程度の頻度で記載情報の更新を図る。

②インターネットの活用

引き続きインターネット上に史跡大野原古墳群に関する情報を公開するとともに、公開内容の充実及び多言語化を図る。パンフレットの更新と連動させ、3年に1回程度のペースで更新を行う。

③ホームページの充実

社寺境内地内を見学する際の注意事項や、便益施設（駐車場、トイレ等）の位置を周知する。また、必要な情報は適宜追加掲載する。

(4) 関連文化財の調査（基本方針1）

①史跡大野原古墳群周辺の古墳の調査

史跡大野原古墳群の更なる実態解明のために、周辺に所在する観音堂古墳、四角塚古墳等の調査に取り組む。

②史跡大野原古墳群の形成過程を考える上で重要な市内遺跡の調査

史跡大野原古墳群の形成過程を明らかにする上で欠くことができない市内主要古墳や古代寺院といった市内遺跡の調査を継続的に実施する。母神山古墳群の盟主的な古墳で

ある瓢箪塚古墳及び鐘子塚古墳に加え、丸山古墳及び青塚古墳を市内の主要古墳として取り上げ、それらの墳丘、外周施設及び外表施設の内容を中心に把握する。また、古代寺院の安井（青岡）大寺（紀伊廃寺）の確認調査も検討する。

③大野原開拓史に関わる文化財の調査

大野原開墾古図、慈雲寺庭園及び岩倉塚古墳から発掘された一字一石経の調査を行い、史跡大野原古墳群が持つ重層的価値の磨き上げを図る。大野原開墾古図の調査は記載内容の詳細な把握に努める。慈雲寺庭園は作庭時期や変遷過程を文献、絵図、古写真及び配置された石造物の調査を通じて明らかにする。一字一石経は詳細調査を通じて経典の種類及び石材種を特定するとともに、書体を分析することで埋納時期等を明らかにする。

2 地域連携を通じた活用

(1) 関係団体との連携事業（基本方針2）

文化財保護啓発団体等の関係団体と協力し、史跡大野原古墳群を活用する機会を創出する。関係団体が主催する行事と連動して石室の一般公開、調査報告会等を行う。一般公開はボランティアガイド等と連携することで内容の充実を図る。なお、必要に応じて行事に対する支援を行う。

また、市内の観光部局はもとより、観光関係団体とも連携し、史跡大野原古墳群及び市内主要古墳を結ぶ見学ルートの設定、大野原開拓史をテーマにしたまち歩きメニュー等を開発することで、幅広い世代が史跡大野原古墳群の魅力を体感できる仕組みを整備する。いずれも調査成果の蓄積に応じてメニューの変更及び追加を行いつつ取り組むこととする。

(2) 学校現場との連携（基本方針2）

観音寺市内の小中学校と連携し、近接する大野原中央公園の利用及びふるさと学芸館が行う昔の生活体験学習と組み合わせたメニューを開発し、史跡大野原古墳群の見学を遠足又は校外学習の行程へ組み込むことを推進する。また、元教員が作成に携わった「観音寺市古墳ガイドブック」を本市教育委員会職員による出前講座で用いるほか、郷土学習を担う現役の教職員にとってのテキストとしても活用する等、史跡大野原古墳群に対する子どもたちの興味と関心が深まるように取組を充実させる。

いずれも調査成果の蓄積に応じてメニューの更新及び追加を行いつつ取り組むこととする。

3 広域連携を通じた活用

(1) 他自治体との連携（基本方針2）

①近隣自治体との連携

近隣自治体の小中学校の遠足又は校外学習の見学先として受け入れを行う等、地域の文化や歴史を活用する拠点としての位置付けを確立していく。

②広域に渡る自治体連携

巨石墳が所在する瀬戸内海沿岸の自治体と連携し、発掘調査の成果や、石室の保存と整備に係る科学的・土木工学的調査成果等をテーマとした共同企画展等の開催を検討する。また、自治体間を跨いだ横穴式石室の一斉公開日を設ける等、広域での連携を通じて史跡大野原古墳群の魅力の醸成を図る。

第9章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

史跡大野原古墳群の保存と活用を図るためには、本質的価値を保存して確実に後世へと継承するとともに、その魅力をより良く示す整備が必要である。そのため、以下の基本方針に基づいた整備を実施する。

基本方針1 史跡の確実な保存を図るための整備を行う。

本質的価値である墳丘や外周施設及び横穴式石室の恒久的な保存を目指し、その劣化を防ぐために必要な整備を進める。適切な整備のために必要な情報を収集し、具体的な整備手法を検討する。

基本方針2 本質的価値の魅力をより良く示すための整備を計画的に進める。

墳丘、外周施設の壮大な外観を示すための整備を行う。石室見学の安全性及び利便性を図るとともに、墳丘や外周施設の規模を分かりやすく示すために可視化や、植生管理等周辺環境の改善を検討する。また、説明板等既存の見学補助施設の拡充を図る。

基本方針3 古墳群としての一体性を分かりやすく示す周辺環境の整備を行う。

南北700mの間に並ぶ史跡を構成する古墳の一体的理解を推進するために、見学ルート上に古墳の位置関係や巡路を示す案内表示を設置する等、古墳群としての一体的活用を図る整備を検討する。

第2節 整備の方法

まず、早急な対応が必要なものから「環境整備」として順次取り組む。基礎情報の収集等、段階を踏む必要があるものは、整備基本計画（以下この節において「基本計画」という。）を策定し、各古墳の整備方針、整備を図る上で必要な情報（本質的価値を構成する要素の範囲や形状の特定、劣化状況等）を得ることを目的とした発掘調査の時期、科学的・土木工学的調査の計画及び整備に着手する古墳の優先順位を定める。基本計画策定後は順次各古墳の各種調査を行った上で整備実施計画を策定し、各古墳の具体的整備に取り組む。

1 保存のための整備（基本方針1）

（1）本質的価値の環境整備

①墳丘及び外周施設

岩倉塚古墳の墳丘上に分布する樹木のうち、倒木や枯損が墳丘のき損に繋がると懸念される墳丘南隣の樹木（図4-6 403～410）については計画的に伐採等の措置を講じる。

②横穴式石室

平塚古墳の石室内部への雨水と土砂の流入箇所を保存管理のための定期観察を通じて特定した上で、それらを抑制する措置（防水シートの設置等）を講じる。その後、椀貸塚古墳と平塚古墳において保存管理のための石室観察で石材のズレ等が認められない場合は、両古墳に設置された支保工を除去する。

(2) 本質的価値の整備

保存管理のための定期観察や各種調査の結果を踏まえ、保存のための整備として椀貸塚古墳と平塚古墳の横穴式石室の新たな保存策を講じる。また、その整備に際しては地震等から石室の崩落を防ぐための災害対策も視野に入れる。

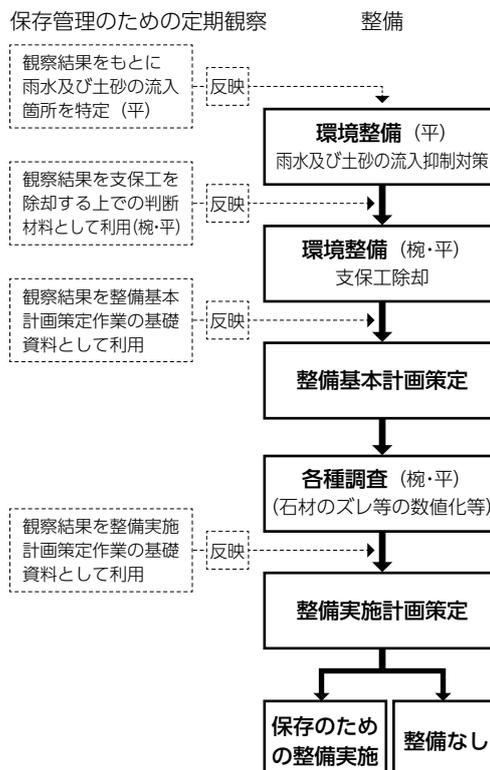


図9-1 椀貸塚古墳及び平塚古墳の横穴式石室の支保工除却に係るフローチャート

2 活用のための整備（基本方針2・3）

(1) 指定地内における整備

①本質的価値の環境整備

(ア) 墳丘及び外周施設

椀貸塚古墳の墳丘と外周施設の間に設置されたコンクリートブロック塀を一部基礎を残した上で除却し、フェンスを設置することで、見学者の安全性を確保するとともに、墳丘側からも外周施設側からも相互に視認できる環境を作り、その一体性を示す。また、第7章第5節で述べたように、所有者と協議の上で、樹木医等専門家の指導のもと、伐採及び剪定を適切な時期に行うことにより各古墳の墳丘形状の視認性を維持する。

②本質的価値の整備

(ア) 墳丘及び外周施設

所有者との協議の上、各古墳の墳丘及び外周施設の範囲について、可視化等を検討する。

(イ) 横穴式石室

開口部が狭小な椀貸塚古墳及び岩倉塚古墳は、本質的価値をき損しない範囲で見学者の利便性を向上させるための整備を検討する。また、所有者との協議の上、岩倉塚古墳の東石室の位置等を現地に示すことも検討する。平塚古墳と角塚古墳の石室開口部に設置された老朽化した扉についても、その修繕を検討する。

③保存活用を促す要素の環境整備

旧説明板は、躯体の老朽化に加え、記載された情報は最新の調査成果が反映されていない。そのため、見学者の安全性を確保するとともに、本質的価値の理解に混乱が生じることを避けるために撤去する。

④保存活用を促す要素の整備

調査で新たに得られる情報を見学者へ伝えるために指定地内における説明板の内容更新又は追加設置を適宜行うとともに、史跡大野原古墳群全体で仕様及びデザインの統一を図る。設置に際して指定地内での適切な見学巡路を設定し、所有者との協議を図った上で設置位置を決める。

(2) 利活用等に資する範囲における整備

①利活用等に資する範囲の環境整備

観音寺市のりあいバスを利用する見学者の利便性を向上するために、史跡大野原古墳群とふるさと学芸館の最寄りのバス停留所名にそれぞれカッコ書きで「平塚古墳」、「ふるさと学芸館」等と追記するといった工夫を図り、史跡とガイダンス施設を結ぶ動線を明確にする。

②利活用等に資する範囲の整備

既存の周遊ルートマップ（第5章第2節参照）に沿う形で、利活用等に資する範囲である大野原八幡神社参道及び大野原中央公園に見学巡路を示す案内表示の設置を検討する。大野原中央公園は案内表示に加え、史跡大野原古墳群全体についての説明板を設置し、古墳群としての一体的活用と見学者の利便性の向上を検討する。

第10章 史跡の運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

管理団体である観音寺市が史跡の適切な保存管理を推進する上で、所有者をはじめ、関係機関や地域との連携及び協力関係に基づく運営体制を構築する必要がある。そのため、以下の基本方針に基づき、運営・体制の整備を図る。

基本方針1 管理団体（観音寺市）が中心となり史跡の保存管理を推進する。

管理団体（観音寺市）が中心となり史跡の保存管理を推進し、具体的対応を行う。また、管理団体は所有者や関係者（以下「所有者等」という。）と緊密に連絡して所有者の土地利用実態を的確に把握し、適切な保存管理を行う。

基本方針2 関係行政機関との連携や地域との協力を通じて管理運営を推進する。

文化庁や香川県教育委員会等行政機関の指導と助言を踏まえ保存管理を推進するとともに、庁内の関係部局との緊密な連絡調整を図る。また、地域団体等との協力関係を築くことで、史跡の保存・活用を推進する体制を構築する。

第2節 運営・体制の整備の方法

1 土地利用の実態に即した運営体制の構築（基本方針1）

- ・所有者等との連絡を緊密にすることで、土地利用実態を的確に把握し、指定地内の現状変更等に対して迅速かつ適正に対応する等、適切な保存管理を行う。
- ・保存及び活用並びに整備事業の年次計画スケジュールや中長期計画を所有者等と共有し、宗教活動や学校活動との調整を図る。
- ・事業を実施していく上で、スケジュールを修正する必要がある場合は、所有者等と適宜調整を行う。
- ・指定地内が宗教活動、祭礼又は学校活動の場であることを周知する。所有者等の許可なく敷地内へ立ち入らないことや参拝者への配慮を行う等、日常的に行われる活動を妨げないよう注意喚起する。
- ・幼保連携型認定こども園の送迎や小学校の登下校時の交通安全の支障とならないよう配慮を促す。

2 関係行政機関や庁内部局との連携（基本方針2）

（1）体制の充実

- ・ 史跡大野原古墳群の保存、活用及び整備の具体的実施を図る上で、庁内主管課の体制充実を図る。

（2）文化庁・香川県教育委員会との連携

- ・ 文化庁や香川県教育委員会の指導や助言を受け、史跡大野原古墳群の保存、活用及び整備を推進していく。

（3）庁内関係各課との連携

- ・ 現状変更に伴う史跡大野原古墳群の保存を円滑に図るために、指定地内の公有地（観音寺市所有地）を管理する関係各課と連絡調整を緊密に取り合うとともに調整を行う。
- ・ 学校教育部局と連携し、学校教育における史跡大野原古墳群の活用方法を確立する。
- ・ 政策部局や観光部局とも連携し、観光資源として史跡大野原古墳群の活用を進めていく。

3 地域団体との協力関係に基づく史跡活用の推進（基本方針2）

- ・ 若い世代を含めた地域住民にとって、史跡大野原古墳群が地域活性化の拠点となることを目指し、地域団体が行う取り組みと連携した活用事業を検討していく。

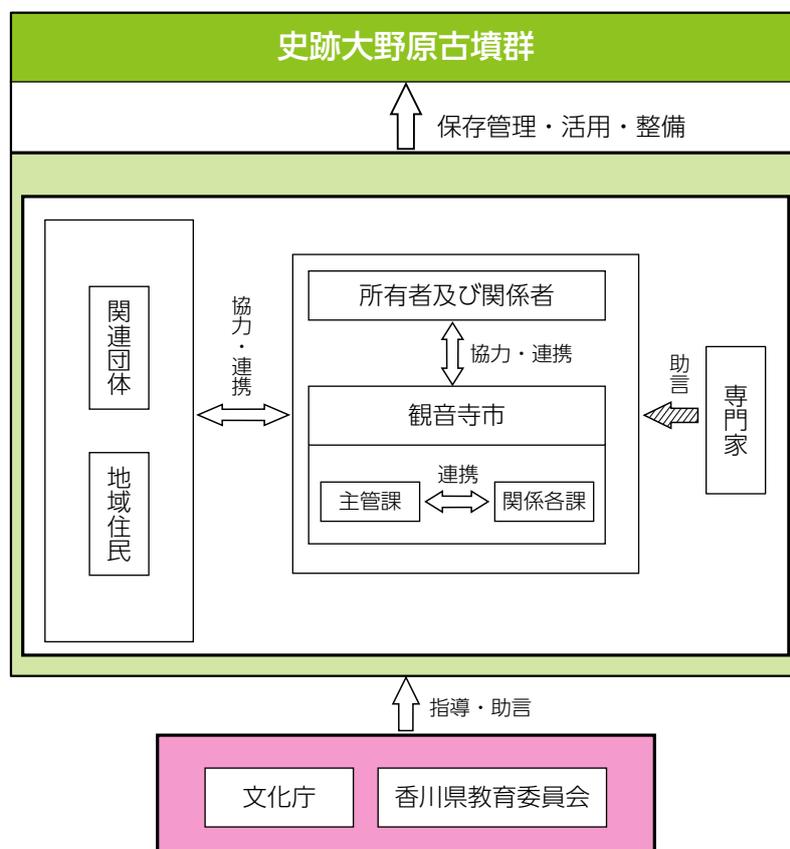


図10-1 管理体制イメージ

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 実施計画の策定

計画期間は10か年とするとともに、第Ⅰ期及び第Ⅱ期の2期に区分する。各時期に実施すべき主な施策については、以下のように定める。なお、全期間を通じて計画立案の妥当性及び実施状況並びに成果の検証を行い、必要な場合は期間の前倒しや、延長等のスケジュールの見直しを行う。また、計画期間後においても継続すべきものについては適宜実施する。なお、計画最終年度である令和13(2031)年度には、本計画の見直しを図り改訂を行う。

第2節 実施・事業の実施への対応

1 第Ⅰ期（令和4(2022)年4月1日から令和8(2026)年3月31日まで）

(1) 保存管理

第7章中の「保存のための管理」で掲げた各種定期観察、植生管理等を行う。

(2) 活用

管理団体が主体となる活用として、宗教活動に配慮しつつ、指定地内での石室内部の一般公開や、石室以外の活用に関する要望への対応を行っていく。また、ふるさと学芸館の展示拡充（出土品の展示と展示パネルの拡充）を行う。

ソフト面では、インターネット上に公開した情報の多言語化を行うとともに、ホームページ上の指定地内の見学に際して必要となる情報を充実させる。関連文化財の調査は、史跡大野原古墳群の形成過程を考える上で重要な市内遺跡の中でも母神山古墳群の調査から取り組む。

学校現場や関連団体との地域連携を通じた活用や、他自治体との広域連携を通じた活用にも取り組む。

(3) 整備

保存のための環境整備として、「保存のための管理」で掲げた定期観察の結果を踏まえ、平塚古墳の石室内部への雨水及び土砂の流入を抑制する措置（防水シートの設置等）を講じる。また、岩倉塚古墳の墳丘上の樹木の伐採を計画的に実施する。活用のための環境整備は、椀貸塚古墳の指定地内を横切るコンクリートブロック塀の一部を除却し、フェンスに変更する。

また、各古墳の視認性を向上させるための墳丘上の樹木の伐採と剪定や、指定地内に配置された旧説明板の撤去を行う。利活用等に資する範囲における環境整備として、史跡大野原古墳群とふるさと学芸館の最寄りのバス停留所名にそれぞれの名称の追記等を行う。

令和6(2024)年度及び令和7(2025)年度には、第Ⅱ期中での整備着手に向けて、整備基本計画の策定作業を開始するとともに、令和4(2022)年度から継続してきた保存管理のための石室石材の定期観察においてズレ等が認められない場合は、保存のための環境整備として椀貸塚古墳と平塚古墳の支保工を除却する。(石室内部の定期観察は支保工除却後も引き続き継続して行い、整備に取り組む際の基礎データとする。)

2 第Ⅱ期(令和8(2026)年4月1日から令和14(2032)年3月31日まで)

(1) 保存管理

第Ⅰ期に引き続き定期観察、植生管理等を継続する。また、条件が整った段階で追加指定のための未指定地の発掘調査及び本質的価値の構造把握を目的とした発掘調査に順次取り組む。

(2) 活用

管理団体が主体となる活用として、第Ⅰ期で実施した取り組みを継続することに加え、整備のための各種調査(後述)の成果に基づいた現地説明会や、ふるさと学芸館において調査速報展や企画展及びシンポジウムを開催する。また、パンフレットやインターネット上に公開する内容もその成果に応じて更新する。

関連文化財の調査は母神山古墳群の調査が完了した段階で青塚古墳、丸山古墳等の市内遺跡をはじめ、大野原開墾古図、慈雲寺庭園、一字一石経といった大野原開拓史に関わる文化財や、史跡大野原古墳群周辺の古墳の調査に着手する(令和13(2031)年度以降もその経過状況に応じて継続を図る)。

地域連携や広域連携を通じた活用も、整備のための調査成果の内容を反映する形で、そのメニューの変更や追加を行いつつ展開する。

(3) 整備

第Ⅰ期で策定した整備基本計画に基づき、保存のための整備及び活用のための整備に必要な情報を得るための各種調査に取り組む。この調査成果及び定期観察結果に基づき、令和10(2028)年度及び令和11(2029)年度の2か年度で整備実施計画の策定を行う。

令和12(2030)年度からは前年度に策定した整備実施計画に基づき、所有者との協議の上、整備に着手する。保存のための整備では、椀貸塚古墳及び平塚古墳の石室について、災害対策も視野に入れつつ新たな保全策を講じる。

活用のための整備では、各古墳の墳丘及び外周施設の可視化を検討するとともに、見学者の出入りを容易とするために椀貸塚古墳の石室開口部の整備を検討する。また、岩倉塚古墳の東石室の位置を現地で示すことや、平塚古墳及び角塚古墳の石室開口部の扉の修繕を検討する。指定地内の説明板の内容更新や追加設置及び仕様とデザインの統一化も検討する。利活用等に資する範囲における整備では、古墳間の見学動線を示した案内表示や、史跡大野原古墳群全体についての説明板の設置を検討する。

これらの整備は、保存のための調査から、その緊急度に応じて優先順位をつけたうえで着手し、令和13(2031)年度以降も継続して取り組む。また、第Ⅰ期で掲げた環境整備も第Ⅱ期中において引き続き取り組む。

表11- 1 実施計画予定スケジュール

実施 施策	項目	年度（令和）											次期 以降		
		第Ⅰ期				第Ⅱ期									
		4	5	6	7	8	9	10	11	12		13			
保存 管理	各種定期観察、植生管理等	[Gantt chart: 4-13]													
	発掘調査	[Gantt chart: 8-13]													
整備	環境整備	保存のための環境整備 ・ 墳丘上の樹木の伐採（岩） ・ 石室内部への雨水及び土砂の流入抑制（平）	[Gantt chart: 4-13]												
		活用のための環境整備 ・ コンクリートブロック塀の一部撤去とフェンスの設置（椀） ・ 樹木の伐採と剪定を通じた墳丘視認性の維持（椀・平・角・岩） ・ 旧説明板の撤去（椀・平・角）	[Gantt chart: 4-13]												
		利活用等に資する範囲の環境整備 ・ バス停留所名への古墳及びガイダンス施設の名称の追記	[Gantt chart: 4-13]												
	保存のための環境整備 ・ 支保工の除却（椀・平）	[Gantt chart: 4-7]													
	整備基本計画策定	策定作業	[Gantt chart: 4-7]												
	整備のための各種調査	整備基本計画に基づく発掘調査、科学的・土木学的調査	[Gantt chart: 7-9]												
	整備実施計画策定	整備のための各種調査成果に基づく策定作業	[Gantt chart: 9-11]												
	整備	保存のための整備 ・ 横穴式石室の新たな保全策及び災害対策の実施（椀・平）	[Gantt chart: 10-13]												
		活用のための整備 ・ 墳丘及び外周施設の可視化等の検討（椀・平・角・岩） ・ 石室開口部の整備（椀・岩） ・ 石室開口部扉の修繕（平・角） ・ 東石室の位置の明示（岩） ・ 指定地内の説明板の内容更新や追加設置及び仕様とデザインの統一（椀・平・角・岩）	[Gantt chart: 11-13]												
		利活用等に資する範囲の整備 ・ 見学動線を示した案内表示 ・ 史跡大野原古墳群全体についての説明板の設置	[Gantt chart: 11-13]												
活用	管理団体が主体となる活用	指定地内で行う活用	現地説明会	[Gantt chart: 8-13]											
			石室内部の一般公開日の設定	[Gantt chart: 4-13]											
			石室以外の活用に関する要望への対応	[Gantt chart: 4-13]											
		宗教活動への配慮	[Gantt chart: 4-13]												
	ガイダンス施設における活用	展示内容の拡充	[Gantt chart: 4-13]												
		調査速報展の実施	[Gantt chart: 8-13]												
		企画展及びシンポジウムの実施	[Gantt chart: 8-13]												
	ソフト面の活用	パンフレット等の更新	[Gantt chart: 8-13]												
		インターネット上で公開している情報の拡充(多言語化や情報の更新)	[Gantt chart: 4-13]												
		ホームページの充実	[Gantt chart: 4-13]												
	関連文化財の調査	史跡大野原古墳群周辺の古墳の調査	[Gantt chart: 11-13]												
		史跡大野原古墳群の形成過程を考える上で重要な市内遺跡の調査	[Gantt chart: 4-13]												
		大野原開拓史に関わる文化財の調査	[Gantt chart: 11-13]												
地域連携を通じた活用	関連団体との連携事業	[Gantt chart: 4-13]													
	学校現場との連携	[Gantt chart: 4-13]													
広域連携を通じた活用	近隣自治体との連携	[Gantt chart: 4-13]													
	広域に渡る自治体連携	[Gantt chart: 4-13]													
計画	保存活用計画の改訂	[Gantt chart: 11-13]													

・ 灰色実線は事業実施に向けた準備期間

第12章 現状観察

第1節 現状観察の方向性

史跡大野原古墳群を確実に保存し、有効に活用していくために、様々な施策や事業を複合的に組み合わせて実施していく。これらを適切に行い、確実に効果を高めていくため、継続的に現状を観察し、進捗状況や有効性、妥当性を評価した上で、必要があれば改善を行い、新たな施策や事業の実施に繋げていく。

そのためには、これまでの章で言及した保存管理、活用及び整備並びに運営・体制の整備の各分野について、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、常に効果的な計画の運用を目指すものとする。

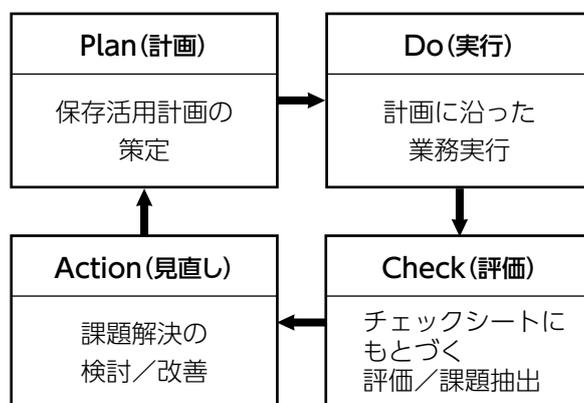


図12-1 現状観察イメージ図

第2節 現状観察の方法

現状観察の方法については、観音寺市教育委員会が中心となり、平成27（2015）年3月に文化庁から発行された『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』中の自己点検表を参考として、史跡大野原古墳群に即した内容に再編成したチェックシート（図12-2、12-3）を利用する。評価は三段階で行い、取組の現状を「未取組」「計画中である」及び「取組済」に区分する。評価はできる限り主観を排除して客観的な事実に基づき年1回行うものとする。

また、第11章で示した実施計画に基づき「未取組」及び「計画中である」に区分された項目については、実施の必要性、その可否、実施する場合はそのタイミングを人的、財政的及び専門的見地から十分検討するとともに、実施後においてもその効果について検証する。

作成日					
記入者 職・氏名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中 である	取組済	備考
(1) 基本情報に関すること	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関すること	ア) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関すること	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡の価値の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 石室をはじめ、劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関すること	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 指定範囲の土地境界の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関すること	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	

図12-2 チェックシート（様式）1

	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	オ) 出土遺物の展示や過去の発掘調査成果の公開は適切に行われているか	1	2	3	
	カ) 外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	キ) 関連文化財を含めた文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	ク) パンフレット等の充実やホームページ等による情報発信はされているか	1	2	3	
(6) 整備に関する こと	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 学術的根拠にもとづいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	オ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	カ) 整備において目指すべき環境等の姿を実現できたか	1	2	3	
	キ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ク) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制 ・連携に関する こと	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携は十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携は十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関する こと	ア) 予算確保のための取組はあるか	1	2	3	

図12-3 チェックシート（様式）2

主要参考・引用文献一覧

- 香川県編 1943『香川叢書 第三』(香川県)
- 香川県立ミュージアム編 2019『祭礼百態－香川・瀬戸内の「風流」』香川県立ミュージアム
- 香川県三豊郡編 1921『三豊郡史』(香川県三豊郡)
- 観音寺市誌増補・改訂版編集委員会編 1985『観音寺市誌』(観音寺市)
- 岸俊男 1966「紀氏に関する一試考」『日本古代政治史研究』(塙書房)
- 國木健司 1987『雲岡古墳発掘調査報告書－香川県豊浜町における終末期古墳の発掘調査－』(豊浜町教育委員会)
- 久保田昇三 1999「平成10年度国庫補助事業報告書 丸山古墳」『観音寺市内遺跡発掘調査概要報告書』(観音寺市教育委員会)
- 久保田昇三 2000「平成11年度国庫補助事業報告書 丸山古墳Ⅱ」『観音寺市内遺跡発掘調査概要報告書』(観音寺市教育委員会)
- 久保田昇三 2009『香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳保存・活用検討委員会報告書』(観音寺市教育委員会)
- 久保田昇三(編)・丹羽佑一・大久保徹也・菱田哲郎 2014『大野原古墳群Ⅰ(椀貸塚古墳・平塚古墳・角塚古墳)－範囲確認調査－』観音寺市内遺跡発掘調査事業報告書15(観音寺市教育委員会)
- 佐藤竜馬 2003「村黒遺跡・積浦遺跡」『県道関係埋蔵文化財発掘調査報告書』(香川県教育委員会)
- 渋谷啓一 2017「讃岐びと、時代を動かす」『特別展 讃岐びと、時代を動かす－地方豪族が見た古代世界－』(香川県立ミュージアム)
- 新修大野原町誌編さん委員会編 2005『新修 大野原町誌』(大野原町)(御厨 2005、薦田 2005含む)
- 田辺昭三 1981『須恵器大成』(角川書店)
- 中勇樹・山田誠司・西谷麻衣子 2009『宇摩向山古墳発掘調査報告書Ⅰ－平成15年度から平成20年度調査報告書－』四国中央市埋蔵文化財調査報告 2 (四国中央市教育委員会)
- 「ふるさとの石の文化」編集委員会2002『ふるさとの石の文化－神社関係等篇－』大野原町
- 文化庁文化財部監修 2015『月刊文化財 九月号 (624号)』第一法規株式会社
- 文化庁文化財部監修 2020『月刊文化財 二月号 (677号)』第一法規株式会社
- 広瀬和雄 2019『前方後円墳とはなにか』中央公論新社
- 松本和彦 2013「讃岐における横穴式石室の導入と展開」『中国四国前方後円墳研究会 第16回研究集会 横穴式石室の導入と展開』(中国四国前方後円墳研究会 第16回研究集会(高知大会)実行委員会)
- 丸本啓貴 2019『市指定史跡 青塚古墳確認調査概報』(観音寺市教育委員会)
- 丸本啓貴 2019『大野原古墳群Ⅱ 岩倉塚古墳確認調査報告書』(観音寺市教育委員会)
- 森下英治 1995『角塚－大野原町中央公園造成工事に伴う確認調査概要報告－』(大野原町教育委員会)
- 渡部明夫・磯崎寛・片桐孝浩・松浦隆 1988「石田遺跡 長砂古遺跡 柞田八丁遺跡」『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第五冊』(香川県教育委員会・日本道路公団)

資料編

香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳保存・活用検討委員会からの報告書 ～大野原古墳群の保存と活用のために～

I 大野原古墳群の文化財的価値

香川県観音寺市大野原町大野原に所在する香川県指定史跡「椀貸塚、角塚及び平塚」古墳が築造された年代は椀貸塚が6世紀後葉、平塚が7世紀初め、角塚が7世紀の第二四半期に概ね位置付けられる。このことは、その石室規模や構造を観察し他の類例と比較することで、その変化の過程から推測が可能である。

特に、椀貸塚は玄室の規模については特筆すべきものがある。玄室長6.8m、最大幅3.6m、最大高約3.9m（現状値）を測り、床面積で22.3㎡、同容積ではおおよそ80㎡となる。このことは、四国内の各地での最大規模はせいぜい母神山鐘子塚クラス、すなわち床面積10～12㎡程度であるのに対して、椀貸塚のそれはそれらの2倍になる。また、時代の多少の前後はあるが畿内中枢部の横穴式石室と対比しても、床面積では奈良県見瀬丸山古墳（推定30㎡+ α ）、同石舞台古墳（27㎡）に準じ、奈良県牧野古墳（22.4㎡）、同塚穴山古墳（21.8㎡）に匹敵する。対岸の吉備地域では例外的に巨大な横穴式石室であるコウモリ塚古墳（28㎡）、箭田大塚古墳（26㎡）などがあるが、これにも準じる規模となっている。

椀貸塚から平塚、角塚への変化は、一連の連続性をみとめることができ、この点についても注目すべきである。北部九州的な要素がしだいに失われて、畿内的な要素が強くなっていく状況が看取できる。その一特徴としては石材の大型化や壁面の平滑化が進んでいくことにあり、この変遷は同時期の多くの地域で同時に見られるもので、当該古墳群もそのような流れの典型として理解することができる。

なお、墳丘規模については今後墳形を含め範囲等の確認を慎重に行わなければならないが、これまでの墳丘測量調査の結果では、椀貸塚が直径36m、平塚が直径52m、角塚が約50mの規模を誇ると推定され、いずれも大形の墳丘を有し、同時期のものからは群を抜く存在である。

以上のように、当該古墳群はその築造時期差などから三世代にわたるものとみられる。三基の古墳は歴代、四国地域で最大規模の横穴式石室を内蔵し、墳丘規模の点でも他を圧倒している。特に椀貸塚の玄室規模（床面積、容積）は、畿内地域の最有力墳石室に準じたものであり、畿外諸地域の通常クラス盟主墳の石室規模からは抜きん出た規模であると評価することができる。このような傑出した内容の大型墳が3世代にわたり、近接した場所に連続的に築造されたことは古墳時代後期にあっては稀な存在である。四国地域はもちろん列島全体を見渡しても類例は乏しいと思われる。かつ、横穴式石室が比較的良好な状態で保存されていること、日常的にその状態を子細に観察できる点は高い意義を持ち、特別な付加価値のある極めて文化財的価値の高い重要な遺跡である。

なお、江戸初期の開村以来、椀貸塚は大野原八幡神社と一体のものとして、平塚は秋祭りのお旅所として活用され、まさに地域文化の核でありシンボルとしての役割を果たしている。このように長年に渡って重要な遺跡が神社関係者をはじめ地域の人々によって今日まで大切に守られてきた功績に敬意を表したい。

II 大野原古墳群の現状と課題

本章では、椀貸塚、平塚、角塚の石室実測や墳丘測量などの基礎調査から明らかになった現状と保存管理上の問題点等を古墳ごとに指摘しておく。

①椀貸塚古墳

石室内は平成9年度に支保工が設置され現在も同様な状態であるが、石室実測調査の際に腐食した木材の多くは除去し、床面に散乱していた木材の腐食破片の清掃作業を行ったことで、以前の絶望的に荒廃した状況からは一時的ではあるが脱した感がある。しかし、石室左側壁の奥壁近くの部分については、一石が側壁から抜け落ち外側の盛土層が見える状態であり、また別の箇所には、石材が二つに割れているが微妙なバランスで上部の石材がそれを押さえて側壁が保たれているものもあり、支保工が設置された理由もこの箇所にあると思われるので、この箇所に関しては今後何らかの補強対策の実施が最優先課題である。

また、石室が前述のような状態であることから万が一石室が崩壊してしまう可能性もはらんでおり、石室実測図は作成しているが、念のために3次元レーザー計測など最先端の技術を活用し科学的な詳細データを得ておくことも肝要である。神社境内の玉垣に囲まれた本殿背後に存在する椀貸塚の特殊な立地環境を考慮するとともに、今後の公開や活用を考えた場合必要な措置であると思われる。

次に、古墳の範囲を確認しておくことも必要である。神社境内には様々な施設が存在し条件的に制約はあるが、古墳の文化財的価値を評価する際には墳丘規模や周溝などを含めた全体的な古墳の範囲が大事な要素なる。さらに、石室の全体像（全長等）も不明な点がありこの点についても課題を残している。

最後に、残念ではあるが、これまで椀貸塚から出土した須恵器など築造時期を推定できる遺物が確認されていない。築造時期が推定できる須恵器があると大野原古墳群の成立を考える場合きわめて重要な資料になり、近接する岩倉塚や少し離れてはいるが母神山古墳群の鐘子塚との前後関係で椀貸塚の位置付けが可能になり、その存在の有無により大きく意味合いが変わってくるので、今後の遺物の発見に期待をしたい。

②平塚古墳

石室には椀貸塚と同様に支保工が設置されている。同様に石室実測の際に腐食している木材は除去し内部の清掃を行っている。平塚については玄室部分の天井石の間から雨水の浸入が見られ、この点が石室の保存に大きく悪影響を与えていると思われる。石室実測調査中に降雨があると余り時間をおかずに石室内へ雨水の侵入を観察することができた。雨水が浸入することで同時に天井石上部の盛土を石室内へと流入させているものと考えられ、今後、早急に防水工事等の対策が必要である。築造当初はもう少し盛土があったのかもしれないが、現在の墳頂部と天井石上面間の盛土は1m余りと考えられ、非常に薄い盛土しか残されていない状態に起因するものと思われる。

次に問題となるのは、椀貸塚と同様に古墳の範囲確認や時期の確定である。特に、墳丘や全体的な範囲については注意が必要である。平成7年に県教委がトレンチ調査をした際には墳丘の南西側に周溝らしき遺構が連続した位置で確認されており、それらが平塚と一体のものであるかどうかを確認し、古墳全体の範囲を確定する作業が必要である。もし、

前述の溝が平塚の周溝であると確認できれば直径80m超の墓域を有する古墳になり遺跡の評価を大きく上方修正する必要が生じることになる。また、本古墳についても出土遺物は確認されておらず時期の特定は大きな課題となっている。

③角塚古墳

角塚については椀貸塚、平塚に設置されているような支保工は設置されてはおらず、石室の公開・見学については現在のところ特段の支障はないと思われる。

本古墳は以前から方墳であるとされてきたが、昭和30年頃の航空写真を見る限りは方墳とするには少し無理がある旧状であることが判明した。また、平成5年度に実施された中央公園の造成に伴う角塚の確認調査の報告書に周濠外縁復元プランが方墳で示されているが、一部現状とは整合性がとれない箇所があるので、再度、墳形を含めた墳丘規模を見直す必要がある。しかし、残念なことに墳丘の北側は道路が墳丘を削り取るように通され、東側については広範囲に墓地化されていることから、墳形等を確認できる範囲はごく限られた区域しか残されていないのが現状である。今後、角塚の位置付けに大きく係わることであるので慎重な確認調査を実施しておく必要がある。

また、本古墳においても出土遺物は確認されておらず具体的な築造時期は判明していない。その石室構築形態などから7世紀第二四半期と推定しているのであるが、今後もう少し具体的な時期を示す須恵器等の出土が期待される。

Ⅲ大野原古墳群の保存・活用を図るための課題と方策

椀貸塚・角塚・平塚の保存・活用を考えるためには、本古墳群が置かれている現状と抱えている課題を整理する必要がある。これらの課題を解決、あるいは是正することが将来的な保存と活用につながる。すなわち整備計画ということになる。

以下、本古墳群に共通する全体的な問題と個々の古墳に分けてそれぞれの課題を記す。

①全体的な課題

本古墳群の価値・歴史的意義を積極的に発信し、地域文化・歴史的環境の核として市民の地域に対する誇りを育てていくことが重要である。すなわち、全国的に見ても巨大な石室を持つ古墳群であること、大野原が四国における古墳時代の一中心地であったことを示していること、当時の文化・歴史的背景などを三古墳の整備とともに市民に伝えていく必要がある。このためには古墳群の近くに資料館等のガイダンス施設が望まれる。

三古墳以外の古墳を含めて古墳群を連絡する見学路、道標、説明板、パンフレットなども整備したい。見学路整備は、新たに専用の歩道を設けるということではなく、ルート上にある既存の歩道の舗装を専用の仕様に変えることや、統一されたデザインの道標の設置などである。

また、古墳群の特徴である巨大な石室を実感してもらうには、石室に入ることが最善である。ただし、公開ということになれば見学者の安全確保が大前提であることも言を俟たない。当面、石室内部まで入れるのがむずかしいのであれば、入口から石室を見学する施設の整備が必要となる。このときに内部が見て取れる照明が欲しい。

三古墳の墳丘の広がりや周濠の有無については現状では調査データがなく、不明である。

今後の発掘調査でこれらの成果が得られれば、可能な部分での復元的な整備、あるいは平面的な表示を行うことや、本来の形状を説明板で解説する必要がある。

墳丘上に生育している樹木については、封土の流亡を防ぐ役割とランドマークとしての効用の二つのプラス面がある。一方、樹根による石室に対する悪影響や墳丘の形状を見えにくくするマイナス面がある。

石室に影響している樹木は伐採するよりないが、墳丘形状を見えにくくしている樹木は下枝を整理することで改善できる。

古墳群がある場所は大野原町の中心部に近く市民が足を運ぶのには便利なのであるが、反面、市街化が進み、歴史的環境・景観は阻害されつつある。市の土地利用計画や景観計画に古墳群を重要な要素と位置づけて、古墳にとって望ましい景観を確保できうる計画を策定する必要がある。

② 椀貸塚古墳

大野原八幡神社の本殿背後にある円墳である。本殿を建てる際に墳丘南辺部を削平し、削られた法面を石積で土留めしている。この時に石室の羨道部などが破壊され、現状は石積面に石室が開くという特異なあり方を示している。本殿と石積面との間が狭く、本殿を囲む玉垣を墳丘にあてて本殿と石室前面間の通路を閉鎖している。また本殿周囲の地面は石室前室床面よりも50cm高い。したがって、開口部から石室に入るには小さな口から前室床面に下る形となり、簡単に入ることはできない。通常は玉垣で閉鎖されていることと、開口部の状況から、一般の見学者を受け入れることがむずかしい現状である。

こういう現状ではあるが石室の公開をどうするのが問題である。限定的な公開とせざるを得ないと思うが、玉垣部に石室公開のための入口を設けることや、石室開口部を入り易く改善することなどが課題であろう。石室を公開する場合は、石室の安全性を確保することが必要である。

もう一点は雨水が開口部から石室内に入らないよう措置することである。開口部周囲の地面を外側に向かって低くすることや、場合によっては周囲に排水溝を設ける必要もあろう。

③ 平塚古墳

平塚での問題は墳丘上で行われる祭りに伴う神輿台の設置やのぼり道整備によって封土の削平や形状の変化がある。頂上部の封土が薄くなったことが一つの要因となり、石室への水の浸入が見られる。簡便な対策としては石室の上部に防水シートを敷く方法がある。また、薄い封土上に生えた樹木の根による石室石組の破壊も懸念される。石室直上の樹は伐採すべきであろう。

また、祭りのために作られた平場やその土留め石積については、本来の墳丘を理解する上で大きな障害となっている。祭りとの調整が必要であるが、古墳の保護・活用と両立できるあり方を検討していただきたい。

墳丘裾部の現状はなだらかに周囲の道路に接しており、このために墳丘内への車の乗入れ・駐車が多い。墳丘の範囲を確認し、裾部を表現することにより、墳丘の明示と車の進入を制限するべきである。

④角塚古墳

角塚は、東側が共同墓地となっており、この墓地造成のために墳丘東辺部が削平され、石積で土留めされている。特に東北部にある焼却炉は墳丘を壊しているだけでなく、景観的にも大きなマイナス要因となっている。墳丘から離れた場所への移設もしくは廃止を検討すべきであろう。これが叶えば封土を復元的に整備し、墳丘を保護することができる。

角塚の南側は大野原中央公園と接している。また、同公園を挟んだ南側には平塚がある。しかし、この公園計画には角塚や平塚のことはほとんど考慮されていない。本公園が両古墳のジョイントの役目も果たしているのであるから、両古墳をつなぐ見学園路としての機能や、公園内からの両古墳への美しいビスタを形成する配慮が欲しい。また、歴史的景観とはほど遠いデザインの公園施設の改善も望まれる。公共施設が自らの範を示さないことには、民間の施設や住宅などのデザインコントロールは理解を得ることができない。

角塚の南側は墳丘や周濠の復原も可能であるし、石室の公開についても支障なくできる。三古墳のなかで復元的な整備に支障がないのは、現状ではここだけであるから是非検討していただきたい。

墳丘上の樹木ではシュロが何本か繁茂しているのが気になる。伐採すべきであろう。

以上がおもな課題と方策であるが、この他に公開・活用のための具体策を以下に列記しておく。

- ・公開については、他自治体においても取組があるように、年1回程度は一般公開日を設けるべきである。これについては観音寺市内に限らず同様な巨石墳が所在する県境を越えた四国中央市等との広域的な連携を行う公開事業を実施することも斬新かつ有効な方法である。
- ・上記の公開事業に関連し、毎年定期的な見学会や説明会を開催するなど継続的に実施すべきである。啓発用パンフレットの作成は言うまでもなく、市役所ホームページについても専用ページを作成し内容の充実を図るべきである。
- ・小、中学校に対しては、ふるさとの価値ある文化財を体感する機会を積極的に設け、次世代へと確実に引き継がれるように図らなければならない。
- ・大学等の研究者を招いてのシンポジウム等は普及・啓発を図る上では一つの大きな手段であり、古墳群の保護や文化財の愛護機運を盛り上げるために大きな起爆剤となりうるので、ぜひともその開催が望まれる。
- ・文化財を将来にわたって守り伝えるためには、行政の文化財担当部局だけでは不十分である。市役所全体と市民が密接に連携した日常的な活動が必要である。例えば、文化財の見学者に対して説明や案内を行う文化財ボランティアガイドの育成はその第一歩であり急務である。

IV 総括

椀貸塚、平塚、角塚は6世紀後葉から7世紀の第二四半期にかけて三代にわたり連続的に築造された古墳群である。三基の古墳は歴代、四国地域で最大規模の横穴式石室を内臓し、墳丘規模の点でも他を圧倒している傑出した存在である。このような事例は古墳時代後期にあっては列島全体を見渡しても極めて稀で類例は乏しい。特に、椀貸塚の玄室規模（床面積、容量）は畿内地域の最有力墳の石室に準じた規模であり、まさに全国クラスのものであると高く評価できる。

このように、保存・活用検討委員会では古墳群の文化財的価値を認めているが、今後の保存や活用を図るには多くの課題がある。これらは、すぐにできることもあれば、長期的に取り組むべき課題もある。ただ現状のままでは宝の持ち腐れとなるのは必至である。この価値ある歴史遺産をまちづくりに生かすとともに、地域の誇り・宝として次世代へと伝えなければならない。そのためには文化財、教育委員会の垣根を越えた市全体としての総合的な取組が求められる。

最後に、検討委員会では大野原古墳群の保存・活用をより効果的に進めていくためには、その文化財的価値により国指定史跡への道も有効な選択肢の一つであると判断するに至った。その理由として、

①文化財を保存するためには厳格な法規制が必要であること、

②保存のための技術的指導や補助金等の措置が受けられること、

③国指定文化財であるという、金銭では買うことができない特別な付加価値がつくこと、などが挙げられる。このことにより、観音寺市独自の文化を学術的、法的裏付けを持って全国発信することが可能となり、観光的側面からも有用な資源になることは言うまでもなく、さらには未来を担う子ども達がふるさとの文化を理解する格好の学習教材となりうることなどの多面的な効果が期待できる。但し、そのような場合になったとしても、実際の日常的な管理や修復等の業務には専門的知見や技術を伴うことが不可欠であるので、市としてしっかりとした人材育成や管理体制を整えておくことが重要である。

観音寺市を代表する、また全国的に誇れる貴重な歴史遺産である「椀貸塚、角塚及び平塚」の恒久的な保存、有効活用が図られるよう願ってやまない。

平成21年3月30日

観音寺市長 白川晴司 殿

香川県指定史跡椀貸塚、角塚及び平塚古墳保存・活用検討委員会

会長 守谷貞和

副会長 丹羽佑一

委員 高瀬要一

委員 大久保徹也

委員 菱田哲郎

委員 横山照美

委員 柘植宗尚

文化財保護法（抜粋）

（昭和25年5月30日法律第214号）

最終改正：令和3年4月23日号外法律第22号

第一章 総 則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第十号及び第十一号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第一款 指 定

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

（告示、通知及び指定書の交付）

第二十八条 前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

2 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条の規定による指定をしたときは、文部科学大臣は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

4 指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

5 第三項の規定により国宝の指定書の交付を受けた

ときは、所有者は、三十日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

(解除)

第二十九条 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

3 第一項の規定による指定の解除には、前条第二項の規定を準用する。

4 第二項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

5 第一項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、文部科学大臣は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。
(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(修理)

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところ

により、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴取することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至った事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

3 前項の規定による徴取については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。（補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金）

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴取した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化

財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴取することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項

の規定を準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第六款 調査

(保存のための調査)

第五十四条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第五十五条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第七款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場

合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第

五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がなにか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、

あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）

が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をす

ることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の

規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者に

は、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、

その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。）及び第百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第百十五条第二項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響

響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
- 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
- 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの(前項に規定する指定

を行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

- 4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(第百八十二条第三項に規定する登録をした文化財の登録の提案)

第百八十二条の二 都道府県又は市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。)は、前条第三項に規定する登録をした文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

- 2 都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百一十一條第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第二百二十二條第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九條第二項、第七十二条第

- 五項及び第七十四條第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督
- 二 第四十三條又は第二百五條の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)
- 三 第五十一條第五項(第五十一條の二(第八十五條で準用する場合を含む。)、第八十四條第二項及び第八十五條で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令
- 四 第五十三條第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四條(第八十六條及び第七十二條第五項で準用する場合を含む。)、第五十五條、第三十條(第七十二條第五項で準用する場合を含む。)(又は第三十一條の規定による調査又は調査のための必要な措置の施行
- 六 第九十二條第一項(第九十三條第一項において準用する場合を含む。)(の規定による届出の受理、第九十二條第二項の規定による指示及び命令、第九十三條第二項の規定による指示、第九十四條第一項の規定による通知の受理、同條第二項の規定による通知、同條第三項の規定による協議、同條第四項の規定による勧告、第九十六條第一項の規定による届出の受理、同條第二項又は第七項の規定による命令、同條第三項の規定による意見の聴取、同條第五項又は第七項の規定による期間の延長、同條第八項の規定による指示、第九十七條第一項の規定による通知の受理、同條第二項の規定による通知、同條第三項の規定による協議並びに同條第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五條又は第三十一條の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四條第一項から第四項まで又は第九十七條第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四條第五項又は第九十七條第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二條第八項に規定する自治事務である場合に限る。)(により損失を受けた者に対しては、当該各号に

定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

- 一 第一項第二号に掲げる第四十三條又は第二百五條の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三條第五項又は第二百五條第五項
- 二 第一項第五号に掲げる第五十五條又は第三十一條の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五條第三項又は第三十一條第二項
- 三 第一項第六号に掲げる第九十六條第二項の規定による命令 同條第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一條第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一條第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

文化財保護法施行令(抜粋)

(昭和50年9月9日政令第267号)

最終改正：平成31年3月30日号外政令第129号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五條 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は學術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二條第一項の規定による届出の受理及び法第九十四條第一項又は第九十七條第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五條第三項(法第八十三條、第一百八條、第二十條及び第七十二條第五項において準用する場合を含む。)(の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。))並びに法第三十六條第三項(法第八十三條、第二十一條第二項(法第七十二條第五項において準用する場合を含む。))及び第七十二條第五項において準用する場合を含む。)、第四十六條の二第二項及び第二十九條第二項に

- において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び法第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからりまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第

百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十五条第一項（法第二百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法百三十条（法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）

最終改正：平成31年3月29日号外文部科学省令第7号

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。

以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに

事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ば（、）う（、）を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡し

ている場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抜粋）

（昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号）

最終改正：平成31年3月29日号外文科科学省令第7号

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。

以下「法」という。）第一百五十五条第一項（法第二百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。（説明板）

第二条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示

す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について(抜粋)

(平成12年4月28日庁保記第226号各都道府県教育委員会あて 文化庁次長通知)

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可

申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四十三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二十五

年政令第三百三十八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
- ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七十二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

国指定史跡大野原古墳群等保存活用計画書

令和4(2022)年3月発行

編集・発行 観音寺市教育委員会
〒768-8601
香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

印刷 株式会社 三豊印刷